# 令和４年度

# 事業執行者不在登山道等における管理等現状把握業務

# 報告書

目次

＜序＞　業務概要
１．業務目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ i
２．業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ i

第１章　道路（歩道）事業の執行（整備・維持管理等）に係る情報整理
１．調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（１）調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（２）歩道事業の整理の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（３）回収状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

２．調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（１）公園計画歩道の路線毎の管理等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（２）登山利用の適正化に向けた取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
（３）執行者不在登山道を含む登山道の収集整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

第２章　登山条例・規則に係る情報の収集整理
１．調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
２．調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112

第３章　登山道管理等に係る裁判事例の収集整理
１．有識者ヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
２．裁判事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120

第４章　登山道の管理責任に関する課題整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123

# 序　業務概要

## １．業務目的

自然に親しむ基本は、歩くことであり、登山やハイキング等は、全国の国立公園に共通する主要な利用形態である。そして登山道や探勝路は自然公園のもっとも基本的な利用施設といえる。

一方、すべての登山道で管理者（事業執行者）が設定されているわけではなく、管理者不在の登山道では、老朽化や荒廃により十分な維持管理ができない等の問題が生じている。また、管理者不在登山道の管理行為として山小屋やボランティア等の協力を仰ぐ手段も考えられるが、過去に登山道で事故等が発生した場合、管理者の責任が問われており、登山道の管理責任について、整理する必要がある。

本業務では、登山道における管理者責任について検討を行うため、各登山道における管理状況等について現状把握を行うものである。

## ２．業務内容

### （１）道路（歩道）事業の執行（整備・維持管理等）に係る情報整理

#### ア　道路（歩道）事業執行・管理状況の把握

全国立公園の道路（歩道）事業における下記項目について、情報を収集・整理するための作業要領と調査票フォーマット・集計用フォーマット、調査票記載例を定め、環境省担当官を通じて各自然保護官事務所等に作業依頼を行い、その結果を整理した。併せて、利用されているが事業執行されていない路線についても、同形式でまとめた。

・計画路線
・事業決定状況
・事業執行状況
・実質的な歩道管理者とその管理対象区間
・登山者数カウントの有無、カウント実施者
・設定された利用ルール、整備水準、山のグレーディング等

#### イ　登山条例・規則に係る情報の収集整理

登山者の遭難事故等発生時の対応を円滑化させるため特定の山系における登山行為に対し条例・規則を設定していることから、国内における登山条例・規則に係る情報を整理した。

#### ウ　登山道管理等に係る裁判事例の収集整理

平成17年度国立公園における登山道等のあり方検討調査以降の登山道他類似の公物の整備や

管理に関する裁判事例を収集・整理した。

### （２）課題整理及びデータ取りまとめ

（１）の成果から、登山道の管理者責任に関する課題の整理を行い、得られたデータについては、公園毎に整理した。

### （３）業務打ち合わせ

業務期間中に、環境省担当官との打ち合わせを５回実施した。

### （４）報告書作成

上記（１）、（２）の内容を取りまとめた業務報告書を作成した。

# 第１章　道路（歩道）事業の執行（整備・維持管理等）に係る情報整理

## １．調査方法

### （１）調査方法

#### ア　調査の主旨

調査は、登山道等における管理者責任の検討にあたり、登山道等における管理実態を把握するため、現地自然保護官から各登山道等の事業執行の状況、管理状況、施設状況、利用状況等に関する情報収集を行うことを目的に実施をした。

#### イ　設問項目

調査の設問項目、設問内容を表 1-1-1 に示す。

表 1-1-1　設問項目および設問内容

| 設問項目 | 設問内容 |
|---|---|
| 【問１】<br>路線毎の登山道等の管理等の状況 | ＜設問内容＞<br>① 公園計画（計画番号、路線名称）<br>② 事業決定（決定規模、地種区分）<br>③ 事業執行（執行者、執行区間（起点・終点)、執行規模（距離））<br>④ 管理状況（担い手、内容、グリーンワーカー(GW)事業の実施状況）<br>⑤ 歩道・施設の荒廃・老朽化の状況<br>⑥ 利用状況（利用者数のカウント有無、カウント実施者、年間利用者概数、施設管理不足による事故等の発生状況）<br>⑦ 執行区間内の国有林の有無<br>⑧ 執行区間内に国有林が含まれる場合の貸付、使用許可等の状況<br>⑨ 備考・連絡欄<br>＜回答方法＞<br>・「問１_回答票.xlsx」に記入してください。<br>・「問１_回答票.xlsx」には、「回答者属性」と「問１」の２つのシートが含まれています。回答者属性についても忘れず記入をお願いいたします。<br>・シート「問１」の見方と回答方法については別紙を参照してください。<br>・一部区間のみ事業執行されている場合、同一公園計画路線において複数事業執行者がいる場合は、可能な限り図面を添付してください。図面の作成方法については、別紙を参照してください。 |
| 【問２】<br>登山利用の適正化に向けた取組状況（公園や管理計画 | ＜設問内容＞<br>登山利用の適正化に向けた主な取組状況、課題認識の概要について、以下の①～⑥の観点から記入してください。<br>① 利用ルールの設定状況 |

| 設問項目 | 設問内容 |
| --- | --- |
| 区単位等） | ② 整備水準やグレーディングの設定状況<br>③ 協力金等の利用者負担の実施状況<br>④ 安全管理に関する情報提供の実施状況<br>⑤ 登山道の状況や維持管理について共有・議論する場の有無や活動状況<br>⑥ その他登山利用の適正化に向けた取組や調査検討の実施状況<br>＜回答方法＞<br>・「問２、問３_回答票.docx」に記入してください。<br>・１ページ目の回答者属性についても忘れず記入をお願いいたします。 |
| 【問３】<br>執行者不在登山道を含む登山道の管理現況（公園や管理計画区単位等） | ＜設問内容＞<br>執行者不在登山道を含む登山道の管理現況の概要について、以下の①～⑤の観点から記入してください。<br>① 登山道の実質的な管理状況<br>② 登山道の緊急時の管理体制<br>③ 執行者不在の登山道における問題発生状況<br>④ 事業執行が進まない要因と必要な支援<br>⑤ 執行者不在の登山道の維持管理適正化に向けた調査検討の状況<br>＜回答方法＞<br>・「問２、問３_回答票.docx」に記入してください。<br>・１ページ目の回答者属性についても忘れず記入をお願いいたします。 |

### ウ　回答方法

問１はMicrosoft Excel形式の回答ファイルに回答を記入するよう依頼した。併せて、一部区間のみ事業執行されている路線及び複数執行者がいる路線については、区間がわかる図面の作成を依頼した。図1-1-1に問１の記入例を示す。

問２及び問３はMicrosoft　Word形式の回答ファイルに回答を記入するよう依頼した。図1-1-2に問２，３の記入例を示す。

別紙

## 【問１】エクセル表の見方

**ここでは、問１で回答いただくエクセル表の見方を確認してください。**
**具体的な回答方法は次頁にて解説いたします。**

○「環境アセスメントデータベース（EADAS）」のデータを原則そのまま引用し、公園計画歩道を公園・管理計画区別に記載し、計画番号順に並べています（路線名称の明らかな誤植等は修正済）。

○公園計画歩道一覧に、「国立公園業務管理システム」に記録されている、事業決定、協議年月日が最も新しい事業執行の内容を転記しています。
○システム上のデータにも情報量や精度に濃淡があるため、空欄（未記載）となっている箇所があります。
○また既往調査において、公園事業台帳の整理等を実施したものについては、可能な限り情報を修正・補完しています。

○管理状況、歩道・施設の状況、利用状況、国有林の貸付状況等に関する設問は、「国立公園業務管理システム」にはほとんど情報が記載されていませんが、本調査の趣旨を踏まえ、新たに設定した項目です。
○次頁の回答方法を確認いただき、ご存じの範囲で記載をお願いいたします。

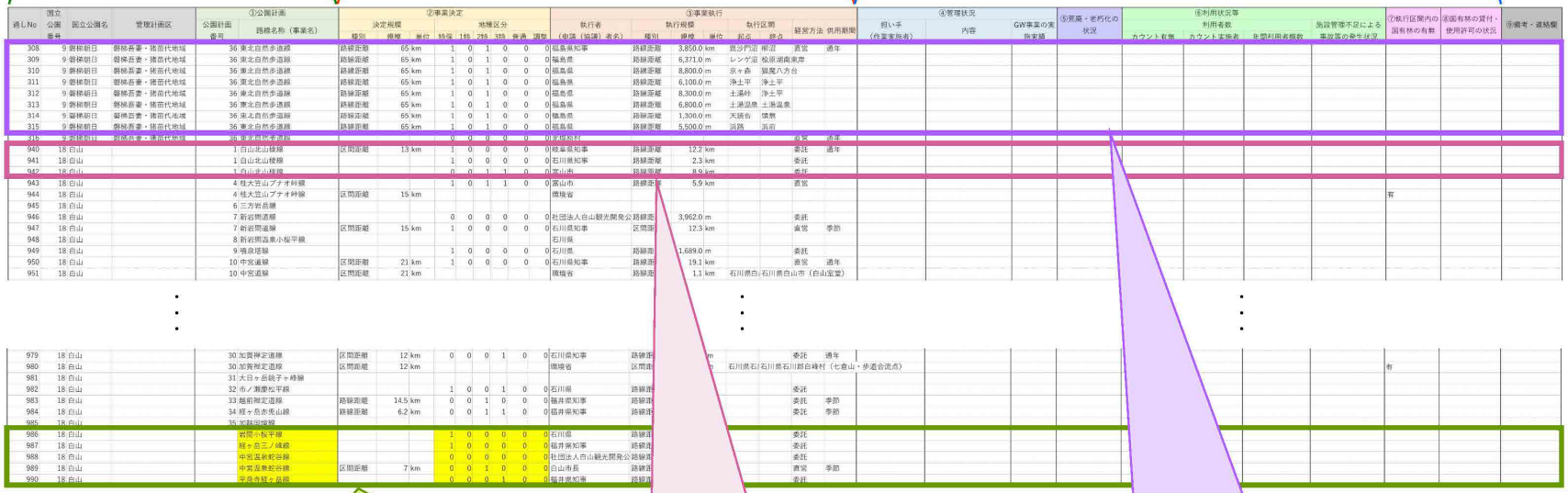

○公園計画番号が空欄のものは、「国立公園業務管理システム」にデータが残っているが、現行の公園計画歩道の路線名称と一致しない路線です。
［例］廃止済、名称変更、他の路線と統合されている等
○参考情報として情報を残しておりますが、確認、編集等は不要です。
○とりまとめの段階で受託者において削除します。

○同一の公園計画歩道で複数の執行者が存在している場合は、執行者毎に「行」を作成しています。
○同じ公園計画歩道が複数記載されている場合は、執行者が複数存在する、とご理解ください。

○長距離自然歩道（連続していない複数の路線が同一の公園計画歩道となっている歩道）は、わかる範囲において、執行者が同一の場合でも区間（起終点）毎に記載しています。

別紙

## 【問１】エクセル表の回答方法

**次に具体的な設問の内容と回答方法を解説します。**

＜回答方法＞

○右の①～⑦に示す管内の公園計画歩道の状況を公園事業台帳等をもとに記入してください。

○すでに情報が記載されている公園計画路線についても、最新の正しい情報となっているか、確認いただき、必要に応じて修正してください。

○また、既に記載されている執行者のほかに別の執行者がいる場合は、エクセルの「行」を追加し、各項目を記載してください。

○なお長距離自然歩道（連続していない複数の路線が同一の公園計画歩道となっている歩道）は、執行者が同一の場合でも区間（起終点）別に「行」を分けて記載してください。

○長距離自然歩道以外の同一の公園計画歩道で執行区間が複数に分かれている場合について、執行者が同じであれば、原則１行にまとめてください（起終点は執行区間のうち最端の箇所名、規模は執行規模の合計を記載）。

【記入例】

通しNo.xx1
執行者:○○県
[起点]A [終点]D
通しNo.xx2
執行者:環境省
[起点]B [終点]C

＜事業決定済かつ未執行路線について＞

○設問②及び利用や維持管理の実態があれば、設問④、⑤を回答してください。

＜未執行路線について＞

○利用や維持管理の実態があれば、設問④、⑤、⑥を回答してください。

＜設問の内容＞

① 公園計画：計画番号、路線名称（原則編集不要）
*※路線番号や名称に誤りがある、廃止済路線が含まれている、その他明らかな誤りがある等のケース以外は原則編集不要です。誤りがあった場合には修正をお願いいたします。*

② 事業決定：決定規模、地種区分（原則編集不要）
*※誤りがあった場合には修正をお願いいたします。*

③ 事業執行：執行者、執行区間（起点・終点）、執行規模（距離）
*※記入済の箇所は原則編集不要ですが、明らかな誤りがある場合は修正をお願いいたします。*
*※部分執行、同一公園計画路線で複数の事業執行者が存在する場合は、可能な限り具体的な執行区間を公園計画図等に記入し、PDF化の上、所定のフォルダへ格納してください（次頁のサンプル図参照）。*

④ 管理状況：担い手（作業の実施者）、内容、グリーンワーカー（GW）事業の実施実績
*※未執行路線についても維持管理の実態があれば記入してください。*
*※記入例（担い手）○○市⇒委託：○○山岳会、（内容）巡視点検、刈払い、軽微な補修、不明等*
*（GW）実績あり、実績なし（過去５年程度を目安に記載）*

⑤ 登山道等の荒廃・老朽化の状況：○／△／×／不明で評価
*※公園や路線自体の性格を踏まえた本来あるべき管理水準からみた現状について、記入者の主観で記入*
*（○：通常／△：一部異常あり／×：異常多数／不明）*

⑥ 利用状況：利用者数のカウント有無、カウント実施者、年間利用者概数、施設管理不足による事故等の発生状況

⑦ 執行区間内の国有林の有無：有、無、不明

⑧ （⑦が「有」の場合のみ）貸付・使用許可の状況：受けている、一部受けている、受けていない、不明

⑨ 備考・連絡欄：記入にあたり付記しておきたい事項等を記載

原則編集不要　　原則編集不要　公園事業台帳等をもとに必要に応じて追記・修正　　路線別の状況についてわかる範囲で記入

## 【問１】添付する図面の作成イメージ

別紙

公園計画歩道のうち、一部区間のみ執行されている場合、同一の公園計画路線に複数の事業執行者が存在する場合には、可能な限り図面を添付してください。図面には執行区間と対応するエクセル表の左端の通しＮｏ．（※）を記載してください。
※通し番号がない（行を新たに追加した）場合は執行者を図面に直接書き込んでください。

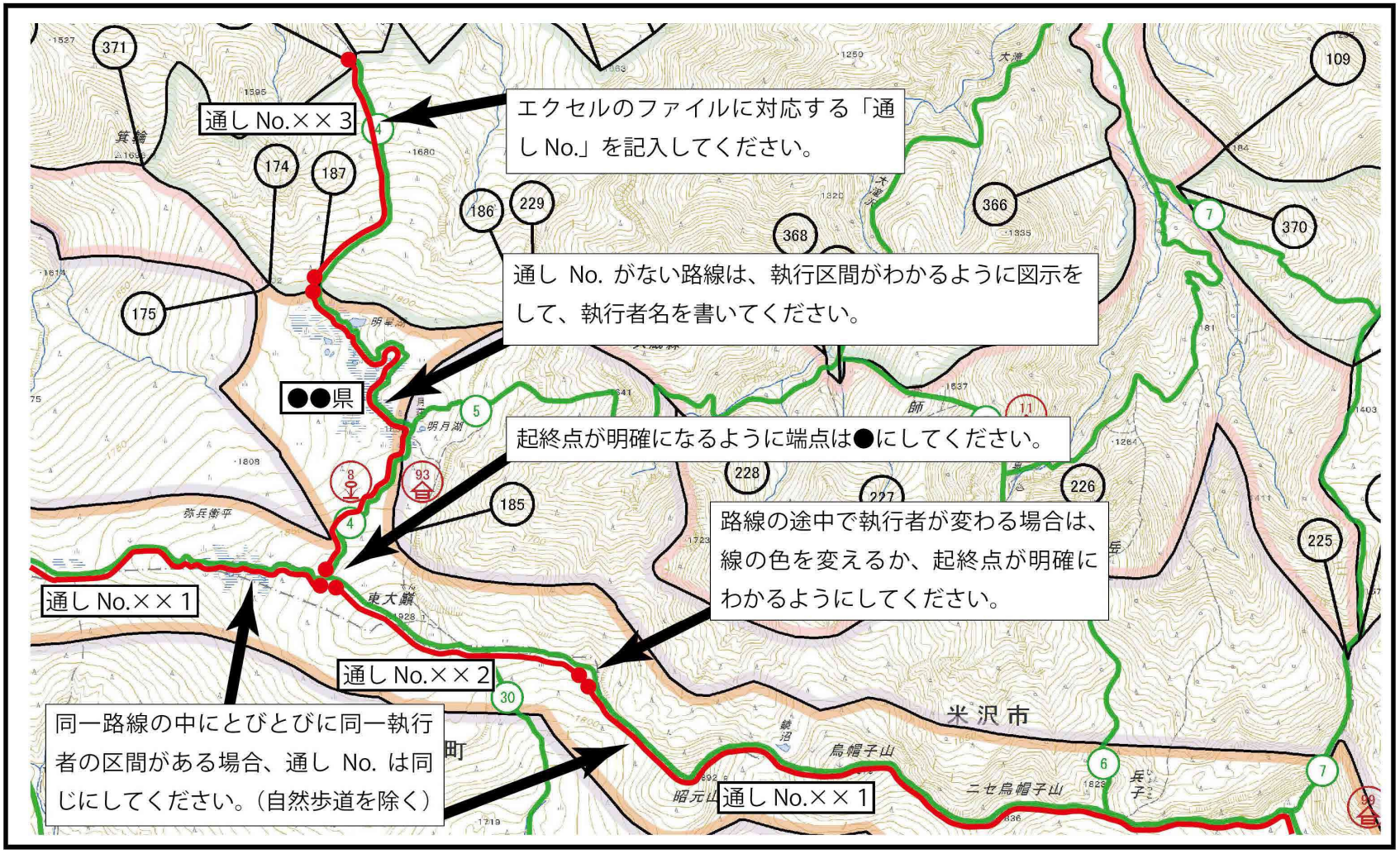

**【回答者基本属性】**

| | |
|---|---|
| **事務所名** | |
| **回答者氏名** | |
| **連絡先** | **TEL：**<br><br>**E-mail：** |
| **所管公園名** | |
| **〃　　地区名** | |

1

図1-1-2(1)　問２，３記入例

## 【問２】登山利用の適正化に向けた取組状況

登山利用の適正化に向けた主な取組状況、課題認識の概要（公園単位または管理計画区単位等）について、以下の①～⑤の設問に回答してください（回答欄の大きさは、適宜調整してください）。

なお記入例を青字で記載しておりますが、ご回答いただく際は削除の上、記載をお願いいたします。

### ① 利用ルールの設定状況

利用者が遵守すべきルールの目的、対象地域、ルールや取組等の名称、内容、実施主体、情報提供の方法、参考 URL を記載してください。

現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

■○○県自然公園利用ルール

・○○県が県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境の保全を目的に、登山者が遵守すべき基本的なルールを「○○県自然公園利用ルール」として 10 項目に整理の上、発信している。

・HP への掲載のほか、ビジターセンター、観光協会窓口、登山口でのリーフレット配架を実施

＜参考 URL＞http://xxxxxxxxxxx.xxxxpref.xxxx.pdf

■○○山登山者心得

・○○山の登山者のマナーアップを目的に登山者が心得るべき基本的なルールやマナーを「○○山登山者心得」として地元の○○市がとりまとめ、発信している。

・HP への掲載のほか、ビジターセンター、観光協会窓口、登山口でのリーフレット配架を実施

＜参考 URL＞http://xxxxxxxxxxx.kokoroe.xxxx.html

### ② 整備水準やグレーディングの設定状況

登山道の整備、維持管理水準の目安となる計画等（指針、方針等を含む）や登山に必要な体力やスキルを示す指標（山のグレーディング等）の目的、対象地域、計画や取組等の名称、内容、実施主体、情報提供の方法、参考 URL を記載してください。

現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

■○○山のグレーディングとグレードに応じた整備・維持管理

・○○県、○○県、環境省の合同により、○○地域の登山道の難易度を評価・情報提供し、「○○山のグレーディング」として発信している。当該山域の登山者が「自分の力量にあった山選び」をすることにより、山岳事故の防止に役立てるとともに、関係機関と共有し、グレーディングに応じた整備・維持管理を実施する。

・HP（市町村、観光協会）への掲載、山岳情報誌への掲載依頼を実施

＜参考 URL＞http://xxxxxxxxxxx.xxxxpref.grading.jp



図1-1-2(2)　問２，３記入例

**③ 協力金等の利用者負担の実施状況**

入山にあたる協力金等の徴収等の利用者負担の取組の目的、対象地域、制度や取組等の名称、内容、実施主体、情報提供の方法、参考 URL を記載してください。

現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

■○○山環境保全協力金制度

・○○山におけるオーバーユース等による環境や施設への負荷増大を背景に、トイレの維持管理や山岳環境整備を主な使途とする協力金制度を導入している。

・○○山適正利用推進協議会（事務局：○○県）が○○県○○○○条例を根拠に、○○山に入山する登山者にシャトルバス料金に上乗せする形で任意の協力金を徴収している（¥x,xxx/人）。

・HP への掲載のほか、ビジターセンター、観光協会窓口でのリーフレット配架を実施

＜参考 URL＞http://xxxxxxxxxxx.hozen_kyouryoku.pdf

**④ 安全管理に関する情報提供の実施状況**

事故の発生状況や危険箇所に関する情報提供の取組の目的、対象地域、取組等の名称、内容、実施主体、情報提供の方法、参考 URL を記載してください。

現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

■○○県警による情報提供

・山岳事故の防止を目的に情報提供を実施。

・登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、登山道上の危険箇所の公表等を実施している。

・HP への掲載のほか、山の日等の繁忙期に登山口やバス停にブースを設置し、呼びかけを実施

＜参考 URL＞http://xxxxxxxxxxx.xxxxpref.xxxx.html

■○○山ヒヤリハット集

・○○ビジターセンター（管理者：○○財団）が登山者から寄せられた転倒、道迷い多発箇所、クマの目撃情報等をまとめて情報を提供

・○○ビジターセンターの HP やビジターセンターのホワイトボードに掲載

＜参考 URL＞http://xxxxxxxxxxx.vistorcenter.xxxx.html

3

図1-1-2(3)　問２，３記入例

**⑤ 登山道の状況や維持管理について共有・議論する場の有無や取組状況**

登山道の状況や維持管理について共有・議論する場の有無や取組状況について記載してください。
現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）
・山域単位で登山道の状況を関係者が共有できるよう、年１回連絡会議を開催している。
・各路線最低１回はシーズン終わりに巡視点検を実施しており、連絡会議の際には、当該年度の路線別の整備・維持管理の内容、当該年度の利用規模、現在の荒廃状況等をカルテとして毎年同じフォーマットで報告している。
・これらを資料として残しておくことで、情報の蓄積を図るとともに、今後の整備・維持管理方針の検討の基礎資料として活用を図っている。

**⑥ その他登山利用の適正化に向けた取組や調査検討の実施状況**

上記①～⑤の観点以外の登山利用の適正化に向けた取組や調査検討の状況を記載してください。すでに取りまとめられたものがある場合にはその計画書や報告書名等を記載してください。
現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）
・○○山の利用適正化に向け、令和○年度に環境省、○○県、○○県、山小屋、山岳団体等で構成される協議会を立ち上げ、山岳利用に関して検討を行うべき事項を棚卸しの上、今後必要な取組を整理した。
・令和○年度より、協議会で情報共有を行いながら、関係機関での取組を進めている。
＜報告書＞○○山岳環境保全のありかた研究会報告書（令和○年度，○○山岳環境保全のありかた研究会）

4

図1-1-2(4)　問２，３記入例

## 【問３】執行者不在登山道を含む登山道の管理現況

執行者不在登山道を含む登山道の管理現況の概要（公園単位または管理計画区単位等）について、以下の①～⑤の設問に回答してください（回答欄の大きさは、適宜調整してください）。

なお記入例を青字で記載しておりますが、ご回答いただく際は削除の上、記載をお願いいたします。

### ① 登山道の実質的な管理状況

管内の登山道の実質的な管理の体制、内容、頻度等を記載してください。特徴的な取組が見られる山域や箇所がある場合には、別途、可能な限り具体的に記載してください。

また執行者不在の登山道について、維持管理の体制、内容、頻度等を記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

＜全般な状況＞

・管内の執行済登山道については、概ね執行者による維持管理が行われており、○○県が執行する路線についても、協定・覚書等により、地元市町村による維持管理が定められているため、実質的には、ほとんどの登山道の維持管理が地元市町村により実施されている。

・直轄歩道は○○線と○○線があり、管理はビジターセンターの運営業務に包含して実施している。定期的な巡視点検のほか、年２回の草刈りを実施している。

・○○山の○○ルート等のメジャーなルートは、毎年、夏山シーズンが本格化する前（例年６月中旬）に地元が巡視点検を実施の上、必要に応じて刈払い等を実施している。

・その他のルートについては必要性を感じながらも予算、体制上の問題から毎年の維持管理は困難であるため、３年に１回程度刈払いができるようローテーションを組む等を行っている。

・実際の担い手としては○○遭難対策協議会、○○山岳会、○○ガイド連盟等が主要な団体となっている。

＜未執行路線の状況＞

・○○山の○○ルートは未執行の状況が継続しているが、一定数の登山者がいるため、○○山岳会有志によるボランティア作業（刈払い、階段等の軽微な補修等）を年１回程度実施されている。

・その他の路線については、登山者からの苦情や要望が生じた際に関係者間での協議により、都度可能な範囲で維持管理を実施しているが、予算の兼ね合いもあり、十分な維持管理には至っていない。



図1-1-2(5)　問２，３記入例

**② 登山道の緊急時の管理体制**

登山道の緊急時の対応（通行止め措置や不通となっている状況を情報発信する等）の有無や体制等について記載してください。特徴的な取組が見られる山域や箇所がある場合には、別途、可能な限り具体的に記載してください。

また執行者不在の登山道における緊急時の対応の有無や体制等について記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

＜全般的な状況＞

・災害時には安全の確保ができ次第、当該路線が所在する市町村職員や協力関係にある○○山岳会が点検を実施し、情報共有の上、必要に応じて執行者が通行止め等の必要な措置を講ずる。

・通行止めの情報や危険箇所の情報については地元市町村の HP にて緊急情報として掲載している。

＜○○山＞

・○○山の○○小屋は通年有人であるため、周辺の登山道の状況については関係機関との情報共有を行っており、災害時には小屋管理人より連絡を受け、被害状況の情報共有を行い、○○市が必要に応じて通行止め措置等を実施している。

・通行止めの情報や危険箇所の情報については山小屋が管理する HP、SNS で発信するほか、地元市町村の HP にて緊急情報として掲載している。

＜未執行路線の管理状況＞

・執行済路線の対応だけでも相当の予算・労力が生じているため、緊急時の迅速な対応はできていないのが実情。被災等をしていた場合には、当該山域の愛好家が地元市町村等に通報がある場合もあるが、管理責任が明確ではないため、通行止めの措置や情報発信もできていない状況。



図1-1-2(6)　問２，３記入例

**③ 執行者不在の登山道における問題発生状況**

執行者不在の登山道における管理不足、無秩序な整備、責任不明確、登山道の状況に関する情報の集約発信の不足等の問題発生状況について記載してください。

特に執行者が不在であることに起因する問題が顕著となっている山域、路線等がある場合にはその単位ごとに概要を記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

＜全般＞

・登山道の荒廃が進み、転倒事故等が多発している。

・予算が確保できず、豪雨や台風による被害（登山道の崩落、丸太橋の流出等）が生じた場合に閉鎖とするか、地元有志のボランティア活動による暫定的な補修に頼らざるを得ない状況となっている。

＜○○山○○線＞

・渡渉箇所が多く、大水が発生したときには丸太橋が流出することが多い。登山者数が多いため、地元ボランティアによる一時的な対応がなされている状況であるが、管理体制が十分ではないため、担い手からはきちんと予算確保を行うか、難しいのであれば廃道扱いとし、その旨周知することが必要等の意見が挙げられている。

7

図1-1-2(7)　問２，３記入例

**④ 事業執行が進まない要因と必要な支援**

執行者不在の登山道における予算上の制約、管理体制、事故時の管理責任への懸念等の事業執行が進まない要因と必要な支援について記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

・実態としては年１回程度の下草刈りがほとんどの路線で実施されているものの、事業執行には至っていない。その理由としては、執行にあたり施設整備に必要な財源の確保が困難、事故発生時の管理責任（訴訟リスク）への懸念等が挙げられる。

・必要な支援としては、事業執行や自然公園法に関する基礎的な情報を提供できる資料や訴訟リスクに関する基礎的な知識を共有できる資料やツール等が挙げられる。

**⑤ 執行者不在の登山道の維持管理適正化に向けた調査検討の状況**

関係者による執行者不在の登山道の維持管理適正化に向けた調査検討の有無、内容等について記載してください。

【回答欄】

（青字：記入例）

・満喫プロジェクト地域協議会において、登山道を扱う下部部会を設置し、関係者間で実態の共有と今後の維持管理体制の構築に向けた議論を行っている。

・今年度はその取組の一環として、執行者不在の路線も含めた登山道の悉皆調査を実施し、現況を把握するとともに、自然公園法の基礎的な理解を醸成するための市町村担当者向けの勉強会を実施予定。

8

図1-1-2(8)　問２，３記入例

### ウ　調査期間

調査期間を令和４年 11 月 22 日から令和４年 12 月 22 日とした。

## （２）歩道事業の整理の区分

歩道事業を以下の図に示すように①、②、③の三段階に分けて整理を行った。

①計画は、公園計画で計画されている全路線であり、ここでは計画路線とする。

②事業決定は、計画路線が事業決定されているか否かでの区分で区分を行い、事業決定されている路線を事業決定路線、事業決定されていない路線を未決定路線とする。

③事業執行は、事業決定路線をさらに事業執行されているか否かで区分を行い、事業執行されている路線を事業執行路線、事業執行されてない路線を事業決定・未執行路線とした。

なお、事業執行路線は、事業決定された全区間が執行されている路線もあれば、一部分の区間のみ執行されている路線や、トイレや橋や標識などの構造物のみ執行されている路線もある。

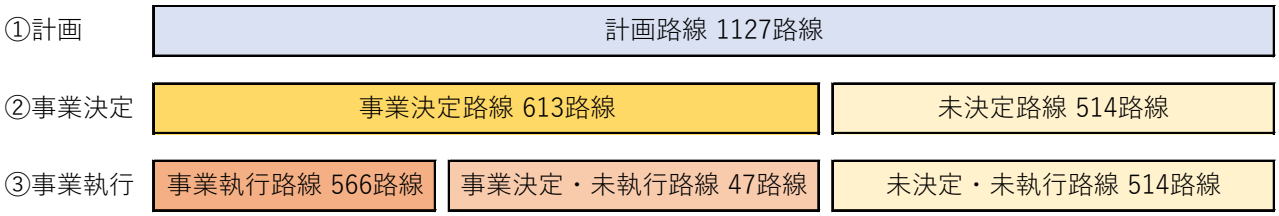

## （３）回収状況

調査票の回収状況を表 1-1-2 に示す。瀬戸内海国立公園福岡県地域については、区域内に歩道が存在しないため、調査対象から除いた。

問１については、歩道が存在するすべての地域から回答が得られた。

問２及び問３については、２地域から回答が得られず、回答率は97%となった。

### 表1-1-2(1)　調査対象地域及び回答状況

| No | 所管公園 | 地域 | 問1 | 問2,3 | 図面 | 回答事務所名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | ○ | 5 | 稚内自然保護官事務所 |
| 2 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | ○ | 1 | ウトロ自然保護官事務所 |
| 3 | 阿寒摩周 | 全域 | ○ | ○ | 0 | 阿寒摩周国立公園管理事務所 |
| 4 | 釧路湿原 | 全域 | ○ | ○ | 0 | 釧路湿原自然保護官事務所 |
| 5 | 大雪山 | 全地域 | ○ | ○ | 9 | 大雪山国立公園管理事務所 |
| 6 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | ○ | ○ | 3 | 支笏洞爺国立公園管理事務所 |
| 7 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | ○ | ○ | 0 | 洞爺湖管理官事務所 |
| 8 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | ○ | ○ | 3 | 十和田八幡平国立公園管理事務所 |
| 9 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | ○ | ○ | 3 | 鹿角管理官事務所 |
| 10 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | ○ | ○ | 2 | 盛岡管理官事務所 |
| 11 | 三陸復興 | 南部地域 | ○ | ○ | 0 | 大船渡自然保護官事務所 |
| 12 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | ○ | ○ | 4 | 羽黒自然保護官事務所 |
| 13 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | ○ | 7 | 裏磐梯自然保護官事務所 |
| 14 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | ○ | ○ | 20 | 那須管理官事務所 |
| 15 | 日光 | 日光地域 | ○ | ○ | 7 | 日光国立公園管理事務所 |
| 16 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | ○ | 4 | 片品自然保護官事務所 |
| 17 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | ○ | 1 | 檜枝岐自然保護官事務所 |
| 18 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | ○ | ○ | 3 | 志賀高原管理官事務所 |
| 19 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | ○ | 9 | 上信越高原国立公園管理事務所 |
| 20 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | ○ | 9 | 谷川管理官事務所 |
| 21 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | ○ | 2 | 戸隠自然保護官事務所 |
| 22 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | ○ | 3 | 妙高高原自然保護官事務所 |
| 23 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | ○ | 14 | 奥多摩自然保護官事務所 |
| 24 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | ○ | ○ | 2 | 小笠原自然保護官事務所 |
| 25 | 富士箱根伊豆 | 伊豆諸島地域 | ○ | ○ | 2 | 伊豆諸島管理官事務所 |
| 26 | 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | ○ | ○ | 4 | 下田管理官事務所 |
| 27 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | ○ | 2 | 沼津管理官事務所 |
| 28 | 富士箱根伊豆 | 箱根地域 | ○ | ○ | 2 | 富士箱根伊豆国立公園管理事務所 |
| 29 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | ○ | 6 | 富士五湖管理官事務所 |
| 30 | 中部山岳 | 後立山 | ○ | ○ | 3 | 中部山岳国立公園管理事務所 |
| 31 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | ○ | 2 | 上高地管理官事務所 |
| 32 | 中部山岳 | 乗鞍 | ○ | ○ | 1 | 中部山岳国立公園管理事務所 |
| 33 | 中部山岳 | 平湯 | ○ | ○ | 4 | 平湯管理官事務所 |
| 34 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | ○ | 8 | 立山管理官事務所 |
| 35 | 白山 | 全域 | ○ | ○ | 9 | 白山自然保護官事務所 |
| 36 | 南アルプス | 全域 | ○ | ○ | 1 | 南アルプス自然保護官事務所（併任　伊那自然保護官事務所） |
| 37 | 伊勢志摩 | 全域 | ○ | ○ | 1 | 伊勢志摩国立公園管理事務所 |
| 38 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | ○ | 0 | 吉野管理官事務所 |
| 39 | 吉野熊野 | 熊野地域、和歌山県海岸地域 | ○ | ○ | 1 | 吉野熊野国立公園管理事務所 |
| 40 | 山陰海岸 | 竹野 | ○ | ○ | 0 | 竹野自然保護官事務所 |

※○：回答有／×：回答無／－：歩道が存在しない
※図面は図面の提出のあった路線数

## 表1-1-2(1)　調査対象地域及び回答状況

| No | 所管公園 | 地域 | 問1 | 問2,3 | 図面 | 回答事務所名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 41 | 瀬戸内海 | 愛媛県地域 | ○ | ○ | 0 | 松山自然保護官事務所 |
| 42 | 瀬戸内海 | 岡山県地域 | ○ | ○ | 0 | 岡山自然保護官事務所 |
| 43 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | ○ | ○ | 0 | 広島事務所 |
| 44 | 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | ○ | ○ | 0 | 高松自然保護官事務所 |
| 45 | 瀬戸内海 | 福岡県地域 | － | － | － | － |
| 46 | 瀬戸内海 | 大分県地域 | ○ | ○ | 2 | くじゅう管理官事務所 |
| 47 | 瀬戸内海 | 淡路、六甲、西播地域 | ○ | ○ | 0 | 神戸自然保護官事務所 |
| 48 | 瀬戸内海 | 和歌山県地域 | ○ | ○ | 0 | 大阪自然保護官事務所 |
| 49 | 大山隠岐 | 隠岐地域 | ○ | ○ | 0 | 隠岐管理官事務所 |
| 50 | 大山隠岐 | 島根半島・三瓶山地区 | ○ | ○ | 0 | 松江管理官事務所 |
| 51 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | ○ | ○ | 0 | 大山隠岐国立公園管理事務所 |
| 52 | 足摺宇和海 | 全域 | ○ | ○ | 0 | 土佐清水自然保護官事務所 |
| 53 | 西海 | 五島列島地域 | ○ | × | 0 | 九州地方環境事務所 |
| 54 | 西海 | 平戸･九十九島地域、五島列島地域のうち小値賀町及び西海市 | ○ | ○ | 3 | 佐世保自然保護官事務所 |
| 55 | 雲仙天草 | 雲仙地域 | ○ | ○ | 0 | 雲仙自然保護官事務所 |
| 56 | 雲仙天草 | 天草地域 | ○ | × | 0 | |
| 57 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | ○ | ○ | 7 | くじゅう管理官事務所 |
| 58 | 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | ○ | ○ | 5 | 環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 |
| 59 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | ○ | ○ | 2 | 霧島錦江湾国立公園管理事務所 |
| 60 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | ○ | ○ | 14 | えびの管理官事務所 |
| 61 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | ○ | ○ | 12 | 屋久島自然保護官事務所 |
| 62 | 奄美群島 | 奄美大島地区 | ○ | ○ | 0 | 奄美群島国立公園管理事務所 |
| 63 | 奄美群島 | 徳之島、沖永良部島 | ○ | ○ | 1 | 徳之島管理官事務所 |
| 64 | やんばる | 全域 | ○ | ○ | 0 | やんばる自然保護官事務所 |
| 65 | 慶良間諸島 | 全域 | ○ | ○ | 3 | 慶良間自然保護官事務所 |
| 66 | 西表石垣 | 西表地域 | ○ | ○ | 0 | 西表自然保護官事務所 |
| 67 | 西表石垣 | 石垣地域 | ○ | ○ | 0 | 石垣自然保護官事務所 |
| | | 回答率(%) | 100% | 97.0% | 206 | |

※○：回答有／×：回答無／－：歩道が存在しない
※図面は図面の提出のあった路線数

# ２．調査結果

## （１）公園計画歩道の路線毎の管理等の状況

### ア　公園計画歩道

公園ごとの計画路線数を表1-2-1に示す。長距離自然歩道は公園ごとに１路線とした。ただし瀬戸内海及び大山隠岐は、管理計画区ごとに事業決定されているため管理計画区ごとに１路線とした。

表1-2-1　公園別計画路線数

| 国立公園名 | 計画路線 |
|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 8 |
| 2 知床 | 7 |
| 3 阿寒摩周 | 21 |
| 4 釧路湿原 | 3 |
| 5 大雪山 | 40 |
| 6 支笏洞爺 | 20 |
| 7 十和田八幡平 | 42 |
| 8 三陸復興 | 17 |
| 9 磐梯朝日 | 75 |
| 10 日光 | 53 |
| 11 尾瀬 | 21 |
| 12 上信越高原 | 66 |
| 13 妙高戸隠連山 | 30 |
| 14 秩父多摩甲斐 | 84 |
| 15 小笠原 | 12 |
| 16 富士箱根伊豆 | 95 |
| 17 中部山岳 | 72 |
| 18 白山 | 30 |
| 19 南アルプス | 22 |
| 20 伊勢志摩 | 3 |
| 21 吉野熊野 | 40 |
| 22 山陰海岸 | 11 |
| 23 瀬戸内海 | 129 |
| 24 大山隠岐 | 58 |
| 25 足摺宇和海 | 24 |
| 26 西海 | 28 |
| 27 雲仙天草 | 21 |
| 28 阿蘇くじゅう | 33 |
| 29 霧島錦江湾 | 22 |
| 30 屋久島 | 14 |
| 31 奄美群島 | 8 |
| 32 やんばる | 7 |
| 33 慶良間諸島 | 4 |
| 34 西表石垣 | 7 |
| 合計 | 1127 |

### イ　事業決定

公園ごとの事業決定路線数と未決定路線数を表1-2-2に示す。

全体では54.4%の路線が事業決定されている。多くの公園で未決定路線があり、すべての計画路線が事業決定されているのは知床のみである。決定率が８割を超える公園として、尾瀬や小笠原が挙げられる。

一方で、足摺宇和島海は事業決定路線が少なく、決定率が12.5%にとどまっている。

**表1-2-2　事業決定路線数**

| 国立公園名 | 計画路線 | 事業決定路線 | | 未決定路線 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 8 | 6 | 75.0% | 2 | 25.0% |
| 2 知床 | 7 | 7 | 100.0% | | 0.0% |
| 3 阿寒摩周 | 21 | 15 | 71.4% | 6 | 28.6% |
| 4 釧路湿原 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% |
| 5 大雪山 | 40 | 21 | 52.5% | 19 | 47.5% |
| 6 支笏洞爺 | 20 | 7 | 35.0% | 13 | 65.0% |
| 7 十和田八幡平 | 42 | 33 | 78.6% | 9 | 21.4% |
| 8 三陸復興 | 17 | 9 | 52.9% | 8 | 47.1% |
| 9 磐梯朝日 | 75 | 33 | 44.0% | 42 | 56.0% |
| 10 日光 | 53 | 32 | 60.4% | 21 | 39.6% |
| 11 尾瀬 | 21 | 17 | 81.0% | 4 | 19.0% |
| 12 上信越高原 | 66 | 44 | 66.7% | 22 | 33.3% |
| 13 妙高戸隠連山 | 30 | 14 | 46.7% | 16 | 53.3% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 84 | 41 | 48.8% | 43 | 51.2% |
| 15 小笠原 | 12 | 10 | 83.3% | 2 | 16.7% |
| 16 富士箱根伊豆 | 95 | 46 | 48.4% | 49 | 51.6% |
| 17 中部山岳 | 72 | 43 | 59.7% | 29 | 40.3% |
| 18 白山 | 30 | 21 | 70.0% | 9 | 30.0% |
| 19 南アルプス | 22 | 13 | 59.1% | 9 | 40.9% |
| 20 伊勢志摩 | 3 | 1 | 33.3% | 2 | 66.7% |
| 21 吉野熊野 | 40 | 17 | 42.5% | 23 | 57.5% |
| 22 山陰海岸 | 11 | 5 | 45.5% | 6 | 54.5% |
| 23 瀬戸内海 | 129 | 53 | 41.1% | 76 | 58.9% |
| 24 大山隠岐 | 58 | 28 | 48.3% | 30 | 51.7% |
| 25 足摺宇和海 | 24 | 3 | 12.5% | 21 | 87.5% |
| 26 西海 | 28 | 18 | 64.3% | 10 | 35.7% |
| 27 雲仙天草 | 21 | 12 | 57.1% | 9 | 42.9% |
| 28 阿蘇くじゅう | 33 | 18 | 54.5% | 15 | 45.5% |
| 29 霧島錦江湾 | 22 | 16 | 72.7% | 6 | 27.3% |
| 30 屋久島 | 14 | 11 | 78.6% | 3 | 21.4% |
| 31 奄美群島 | 8 | 5 | 62.5% | 3 | 37.5% |
| 32 やんばる | 7 | 5 | 71.4% | 2 | 28.6% |
| 33 慶良間諸島 | 4 | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% |
| 34 西表石垣 | 7 | 4 | 57.1% | 3 | 42.9% |
| 合計 | 1127 | 613 | 54.4% | 514 | 45.6% |

※事業決定路線には区間決定を含む。

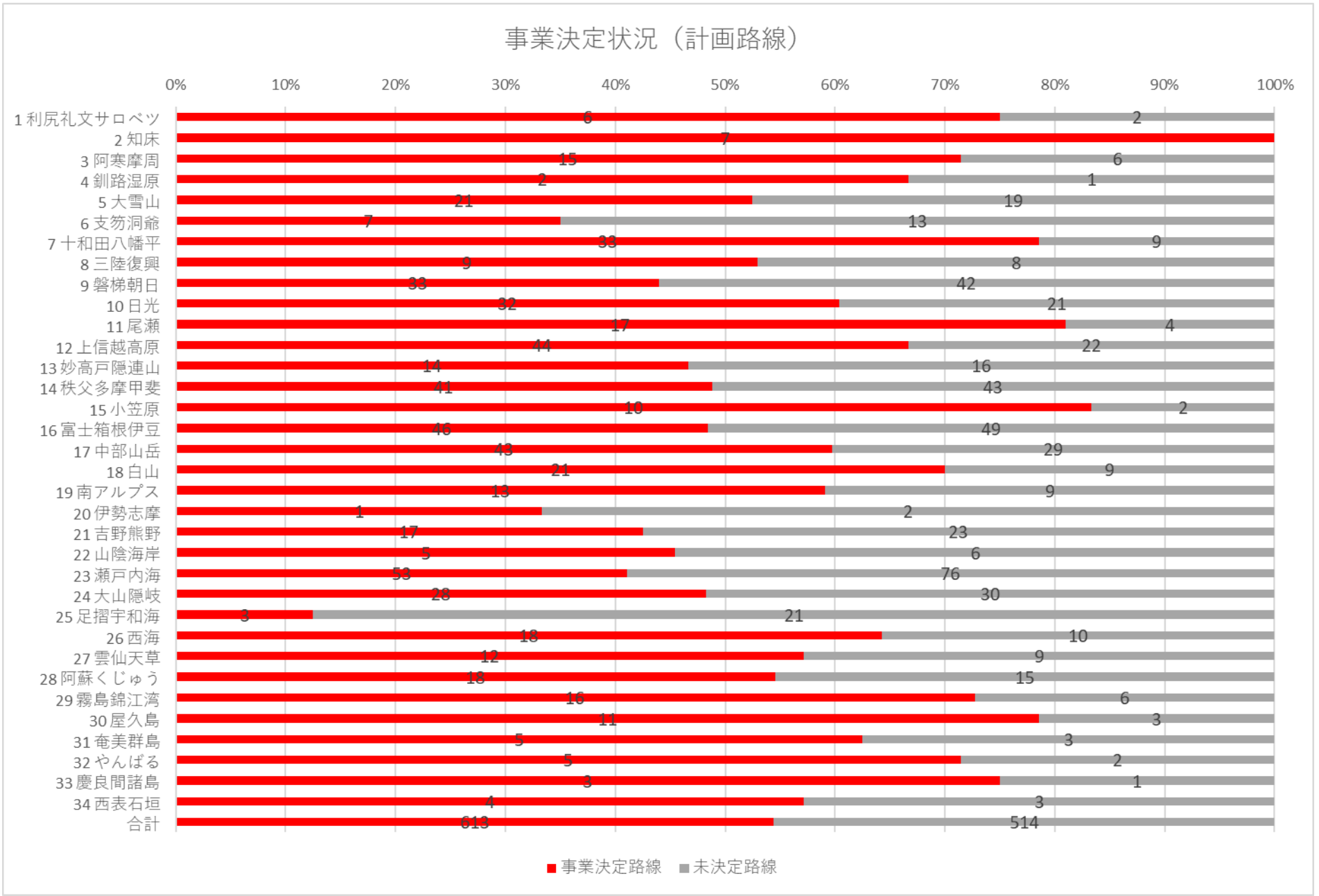
事業決定状況（計画路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 6 2
2 知床 7
3 阿寒摩周 15 6
4 釧路湿原 2 1
5 大雪山 21 19
6 支笏洞爺 7 13
7 十和田八幡平 33 9
8 三陸復興 9 8
9 磐梯朝日 33 42
10 日光 32 21
11 尾瀬 17 4
12 上信越高原 44 22
13 妙高戸隠連山 14 16
14 秩父多摩甲斐 41 43
15 小笠原 10 2
16 富士箱根伊豆 46 49
17 中部山岳 43 29
18 白山 21 9
19 南アルプス 13 9
20 伊勢志摩 1 2
21 吉野熊野 17 23
22 山陰海岸 5 6
23 瀬戸内海 53 76
24 大山隠岐 28 30
25 足摺宇和海 3 21
26 西海 18 10
27 雲仙天草 12 9
28 阿蘇くじゅう 18 15
29 霧島錦江湾 16 6
30 屋久島 11 3
31 奄美群島 5 3
32 やんばる 5 2
33 慶良間諸島 3 1
34 西表石垣 4 3
合計 613 514
事業決定路線
未決定路線

## ウ　事業執行状況

### ①－１　事業執行状況（計画路線）

各公園の歩道の計画路線ベースでの事業執行状況を表1-2-3に示す。

全計画路線のうち50.2%が事業執行されている。すべての区間が事業執行されているのは全体の23.5%となっている。

やんばるは事業執行されている路線が存在しない。

**表1-2-3　事業執行状況（計画路線）**

| 国立公園名 | 計画路線 | 事業決定路線 | | | | | | | | | | | | 未決定未執行路線 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 事業執行路線 | | | | | | | | 未執行路線 | | | |
| | | | | | | 全執行 | | 一部執行 | | 執行区間不明 | | | | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 8 | 6 | 75.0% | 5 | 62.5% | 3 | 37.5% | 2 | 25.0% | | 0.0% | 1 | 12.5% | 2 | 25.0% |
| 2 知床 | 7 | 7 | 100% | 4 | 57.1% | 2 | 28.6% | 2 | 28.6% | | 0.0% | 3 | 42.9% | | 0.0% |
| 3 阿寒摩周 | 21 | 15 | 71.4% | 10 | 47.6% | 3 | 14.3% | 7 | 33.3% | | 0.0% | 5 | 23.8% | 6 | 28.6% |
| 4 釧路湿原 | 3 | 2 | 66.7% | 2 | 66.7% | | 0.0% | 2 | 66.7% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 33.3% |
| 5 大雪山 | 40 | 21 | 52.5% | 20 | 50.0% | 6 | 15.0% | 13 | 32.5% | 1 | 2.5% | 1 | 2.5% | 19 | 47.5% |
| 6 支笏洞爺 | 20 | 7 | 35.0% | 6 | 30.0% | 2 | 10.0% | 2 | 10.0% | 2 | 10.0% | 1 | 5.0% | 13 | 65.0% |
| 7 十和田八幡平 | 42 | 33 | 78.6% | 33 | 78.6% | 19 | 45.2% | 9 | 21.4% | 5 | 11.9% | | 0.0% | 9 | 21.4% |
| 8 三陸復興 | 17 | 9 | 52.9% | 9 | 52.9% | 5 | 29.4% | 4 | 23.5% | | 0.0% | | 0.0% | 8 | 47.1% |
| 9 磐梯朝日 | 75 | 33 | 44.0% | 31 | 41.3% | 20 | 26.7% | 11 | 14.7% | | 0.0% | 2 | 2.7% | 42 | 56.0% |
| 10 日光 | 53 | 32 | 60.4% | 32 | 60.4% | 18 | 34.0% | 13 | 24.5% | 1 | 1.9% | | 0.0% | 21 | 39.6% |
| 11 尾瀬 | 21 | 17 | 81.0% | 17 | 81.0% | 13 | 61.9% | 4 | 19.0% | | 0.0% | | 0.0% | 4 | 19.0% |
| 12 上信越高原 | 66 | 44 | 66.7% | 39 | 59.1% | 17 | 25.8% | 19 | 28.8% | 3 | 4.5% | 5 | 7.6% | 22 | 33.3% |
| 13 妙高戸隠連山 | 30 | 14 | 46.7% | 11 | 36.7% | 8 | 26.7% | 3 | 10.0% | | 0.0% | 3 | 10.0% | 16 | 53.3% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 84 | 41 | 48.8% | 35 | 41.7% | 20 | 23.8% | 15 | 17.9% | | 0.0% | 6 | 7.1% | 43 | 51.2% |
| 15 小笠原 | 12 | 10 | 83.3% | 10 | 83.3% | 6 | 50.0% | 4 | 33.3% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 16.7% |
| 16 富士箱根伊豆 | 95 | 46 | 48.4% | 45 | 47.4% | 20 | 21.1% | 25 | 26.3% | | 0.0% | 1 | 1.1% | 49 | 51.6% |
| 17 中部山岳 | 72 | 43 | 59.7% | 43 | 59.7% | 12 | 16.7% | 31 | 43.1% | | 0.0% | | 0.0% | 29 | 40.3% |
| 18 白山 | 30 | 21 | 70.0% | 21 | 70.0% | 12 | 40.0% | 4 | 13.3% | 5 | 16.7% | | 0.0% | 9 | 30.0% |
| 19 南アルプス | 22 | 13 | 59.1% | 12 | 54.5% | 6 | 27.3% | 4 | 18.2% | 2 | 9.1% | 1 | 4.5% | 9 | 40.9% |
| 20 伊勢志摩 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% | | 0.0% | 1 | 33.3% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 66.7% |
| 21 吉野熊野 | 40 | 17 | 42.5% | 16 | 40.0% | 6 | 15.0% | 8 | 20.0% | 2 | 5.0% | 1 | 2.5% | 23 | 57.5% |
| 22 山陰海岸 | 11 | 5 | 45.5% | 5 | 45.5% | 2 | 18.2% | 3 | 27.3% | | 0.0% | | 0.0% | 6 | 54.5% |
| 23 瀬戸内海 | 129 | 53 | 41.1% | 51 | 39.5% | 26 | 20.2% | 18 | 14.0% | 7 | 5.4% | 2 | 1.6% | 76 | 58.9% |
| 24 大山隠岐 | 58 | 28 | 48.3% | 28 | 48.3% | 11 | 19.0% | 13 | 22.4% | 4 | 6.9% | | 0.0% | 30 | 51.7% |
| 25 足摺宇和海 | 24 | 3 | 12.5% | 2 | 8.3% | 1 | 4.2% | | 0.0% | 1 | 4.2% | 1 | 4.2% | 21 | 87.5% |
| 26 西海 | 28 | 18 | 64.3% | 14 | 50.0% | 7 | 25.0% | 5 | 17.9% | 2 | 7.1% | 4 | 14.3% | 10 | 35.7% |
| 27 雲仙天草 | 21 | 12 | 57.1% | 12 | 57.1% | 3 | 14.3% | 4 | 19.0% | 5 | 23.8% | | 0.0% | 9 | 42.9% |
| 28 阿蘇くじゅう | 33 | 18 | 54.5% | 18 | 54.5% | 4 | 12.1% | 14 | 42.4% | | 0.0% | | 0.0% | 15 | 45.5% |
| 29 霧島錦江湾 | 22 | 16 | 72.7% | 14 | 63.6% | 5 | 22.7% | 9 | 40.9% | | 0.0% | 2 | 9.1% | 6 | 27.3% |
| 30 屋久島 | 14 | 11 | 78.6% | 11 | 78.6% | 4 | 28.6% | 7 | 50.0% | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 21.4% |
| 31 奄美群島 | 8 | 5 | 62.5% | 3 | 37.5% | 2 | 25.0% | 1 | 12.5% | | 0.0% | 2 | 25.0% | 3 | 37.5% |
| 32 やんばる | 7 | 5 | 71.4% | 0 | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 5 | 71.4% | 2 | 28.6% |
| 33 慶良間諸島 | 4 | 3 | 75.0% | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% | 2 | 50.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 25.0% |
| 34 西表石垣 | 7 | 4 | 57.1% | 3 | 42.9% | 1 | 14.3% | 2 | 28.6% | | 0.0% | 1 | 14.3% | 3 | 42.9% |
| 合計 | 1127 | 613 | 54.4% | 566 | 50.2% | 265 | 23.5% | 261 | 23.2% | 40 | 3.5% | 47 | 4.2% | 514 | 45.6% |

※全執行：すべての区間が事業執行されている路線
（事業決定規模と事業執行規模を比較し、同一もしくはその差が500m以下となる路線）
一部執行：事業執行されていない区間がある路線
執行区間不明：事業決定もしくは事業執行の規模が不明なため執行範囲が判断できない路線
未執行路線：事業執行された区間がない路線
未決定未執行路線：事業決定がされていない路線

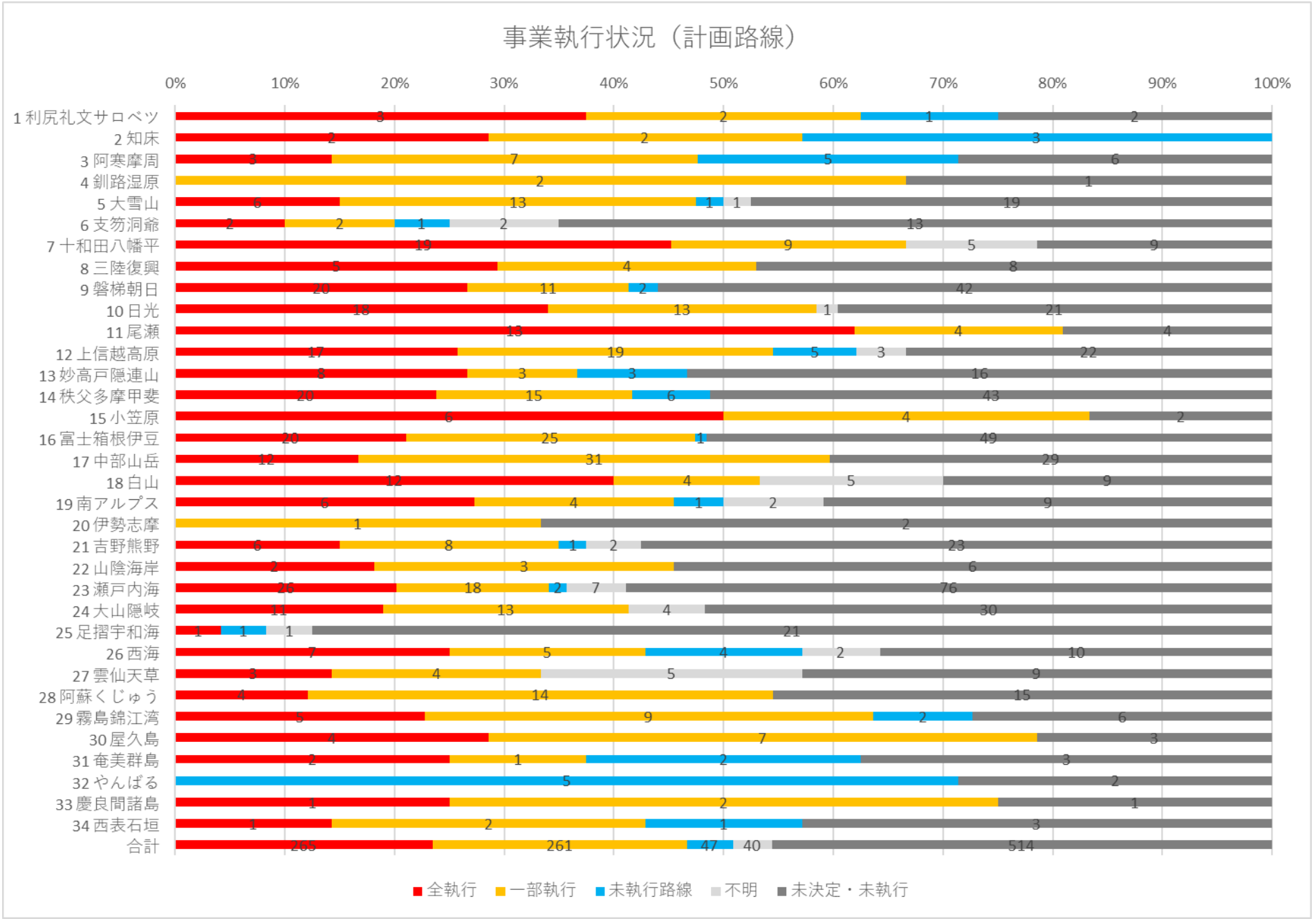
事業執行状況（計画路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 3 2 1 2
2 知床 2 2 3
3 阿寒摩周 3 7 5 6
4 釧路湿原 2 1
5 大雪山 6 13 1 1 19
6 支笏洞爺 2 2 1 2 13
7 十和田八幡平 19 9 5 9
8 三陸復興 5 4 8
9 磐梯朝日 20 11 2 42
10 日光 18 13 1 21
11 尾瀬 13 4 4
12 上信越高原 17 19 5 3 22
13 妙高戸隠連山 8 3 3 16
14 秩父多摩甲斐 20 15 6 43
15 小笠原 6 4 2
16 富士箱根伊豆 20 25 1 49
17 中部山岳 12 31 29
18 白山 12 4 5 9
19 南アルプス 6 4 1 2 9
20 伊勢志摩 1 2
21 吉野熊野 6 8 1 2 23
22 山陰海岸 2 3 6
23 瀬戸内海 26 18 2 7 76
24 大山隠岐 11 13 4 30
25 足摺宇和海 1 1 1 21
26 西海 7 5 4 2 10
27 雲仙天草 3 4 5 9
28 阿蘇くじゅう 4 14 15
29 霧島錦江湾 5 9 2 6
30 屋久島 4 7 3
31 奄美群島 2 1 2 3
32 やんばる 5 2
33 慶良間諸島 1 2 1
34 西表石垣 1 2 1 3
合計 265 261 47 40 514
全執行
一部執行
未執行路線
不明
未決定・未執行

### ①－２　事業執行状況（事業決定路線）

各公園の歩道の事業決定路線ベースの事業執行状況を表1-2-4に示す。

事業決定路線のうち92.3%の路線が事業執行されている。しかし全区間が執行されているのは43.2%に留まり、42.6%の路線で未執行区間がある。15の公園で事業決定路線のすべてが事業執行されているが、全区間が事業執行された公園はない。

**表1-2-4　事業執行状況（事業決定路線）**

| 国立公園名 | 事業決定路線 | 事業執行路線 | | | | | | | | 未執行路線 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 全執行 | | 一部執行 | | 執行区間不明 | | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 6 | 5 | 83.3% | 3 | 50.0% | 2 | 33.3% | | 0.0% | 1 | 16.7% |
| 2 知床 | 7 | 4 | 57.1% | 2 | 28.6% | 2 | 28.6% | | 0.0% | 3 | 42.9% |
| 3 阿寒摩周 | 15 | 10 | 66.7% | 3 | 20.0% | 7 | 46.7% | | 0.0% | 5 | 33.3% |
| 4 釧路湿原 | 2 | 2 | 100% | | 0.0% | 2 | 100% | | 0.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 21 | 20 | 95.2% | 6 | 28.6% | 13 | 61.9% | 1 | 4.8% | 1 | 4.8% |
| 6 支笏洞爺 | 7 | 6 | 85.7% | 2 | 28.6% | 2 | 28.6% | 2 | 28.6% | 1 | 14.3% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 33 | 100% | 19 | 57.6% | 9 | 27.3% | 5 | 15.2% | | 0.0% |
| 8 三陸復興 | 9 | 9 | 100% | 5 | 55.6% | 4 | 44.4% | | 0.0% | | 0.0% |
| 9 磐梯朝日 | 33 | 31 | 93.9% | 20 | 60.6% | 11 | 33.3% | | 0.0% | 2 | 6.1% |
| 10 日光 | 32 | 32 | 100% | 18 | 56.3% | 13 | 40.6% | 1 | 3.1% | | 0.0% |
| 11 尾瀬 | 17 | 17 | 100% | 13 | 76.5% | 4 | 23.5% | | 0.0% | | 0.0% |
| 12 上信越高原 | 44 | 39 | 88.6% | 17 | 38.6% | 19 | 43.2% | 3 | 6.8% | 5 | 11.4% |
| 13 妙高戸隠連山 | 14 | 11 | 78.6% | 8 | 57.1% | 3 | 21.4% | | 0.0% | 3 | 21.4% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 41 | 35 | 85.4% | 20 | 48.8% | 15 | 36.6% | | 0.0% | 6 | 14.6% |
| 15 小笠原 | 10 | 10 | 100% | 6 | 60.0% | 4 | 40.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 46 | 45 | 97.8% | 20 | 43.5% | 25 | 54.3% | | 0.0% | 1 | 2.2% |
| 17 中部山岳 | 43 | 43 | 100% | 12 | 27.9% | 31 | 72.1% | | 0.0% | | 0.0% |
| 18 白山 | 21 | 21 | 100% | 12 | 57.1% | 4 | 19.0% | 5 | 23.8% | | 0.0% |
| 19 南アルプス | 13 | 12 | 92.3% | 6 | 46.2% | 4 | 30.8% | 2 | 15.4% | 1 | 7.7% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | 1 | 100% | | 0.0% | 1 | 100% | | 0.0% | | 0.0% |
| 21 吉野熊野 | 17 | 16 | 94.1% | 6 | 35.3% | 8 | 47.1% | 2 | 11.8% | 1 | 5.9% |
| 22 山陰海岸 | 5 | 5 | 100% | 2 | 40.0% | 3 | 60.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 53 | 51 | 96.2% | 26 | 49.1% | 18 | 34.0% | 7 | 13.2% | 2 | 3.8% |
| 24 大山隠岐 | 28 | 28 | 100% | 11 | 39.3% | 13 | 46.4% | 4 | 14.3% | | 0.0% |
| 25 足摺宇和海 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% | | 0.0% | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% |
| 26 西海 | 18 | 14 | 77.8% | 7 | 38.9% | 5 | 27.8% | 2 | 11.1% | 4 | 22.2% |
| 27 雲仙天草 | 12 | 12 | 100% | 3 | 25.0% | 4 | 33.3% | 5 | 41.7% | | 0.0% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 18 | 100% | 4 | 22.2% | 14 | 77.8% | | 0.0% | | 0.0% |
| 29 霧島錦江湾 | 16 | 14 | 87.5% | 5 | 31.3% | 9 | 56.3% | | 0.0% | 2 | 12.5% |
| 30 屋久島 | 11 | 11 | 100% | 4 | 36.4% | 7 | 63.6% | | 0.0% | | 0.0% |
| 31 奄美群島 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% | 1 | 20.0% | | 0.0% | 2 | 40.0% |
| 32 やんばる | 5 | 0 | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 5 | 100% |
| 33 慶良間諸島 | 3 | 3 | 100% | 1 | 33.3% | 2 | 66.7% | | 0.0% | | 0.0% |
| 34 西表石垣 | 4 | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% | 2 | 50.0% | | 0.0% | 1 | 25.0% |
| 合計 | 613 | 566 | 92.3% | 265 | 43.2% | 261 | 42.6% | 40 | 6.5% | 47 | 7.7% |

※全執行：すべての区間が事業執行されている路線
（事業決定規模と事業執行規模を比較し、同一もしくはその差が500m以下となる路線）
一部執行：事業執行されていない区間がある路線
執行区間不明：事業決定もしくは事業執行の規模が不明なため執行範囲が判断できない路線
未執行路線：事業執行された区間がない路線

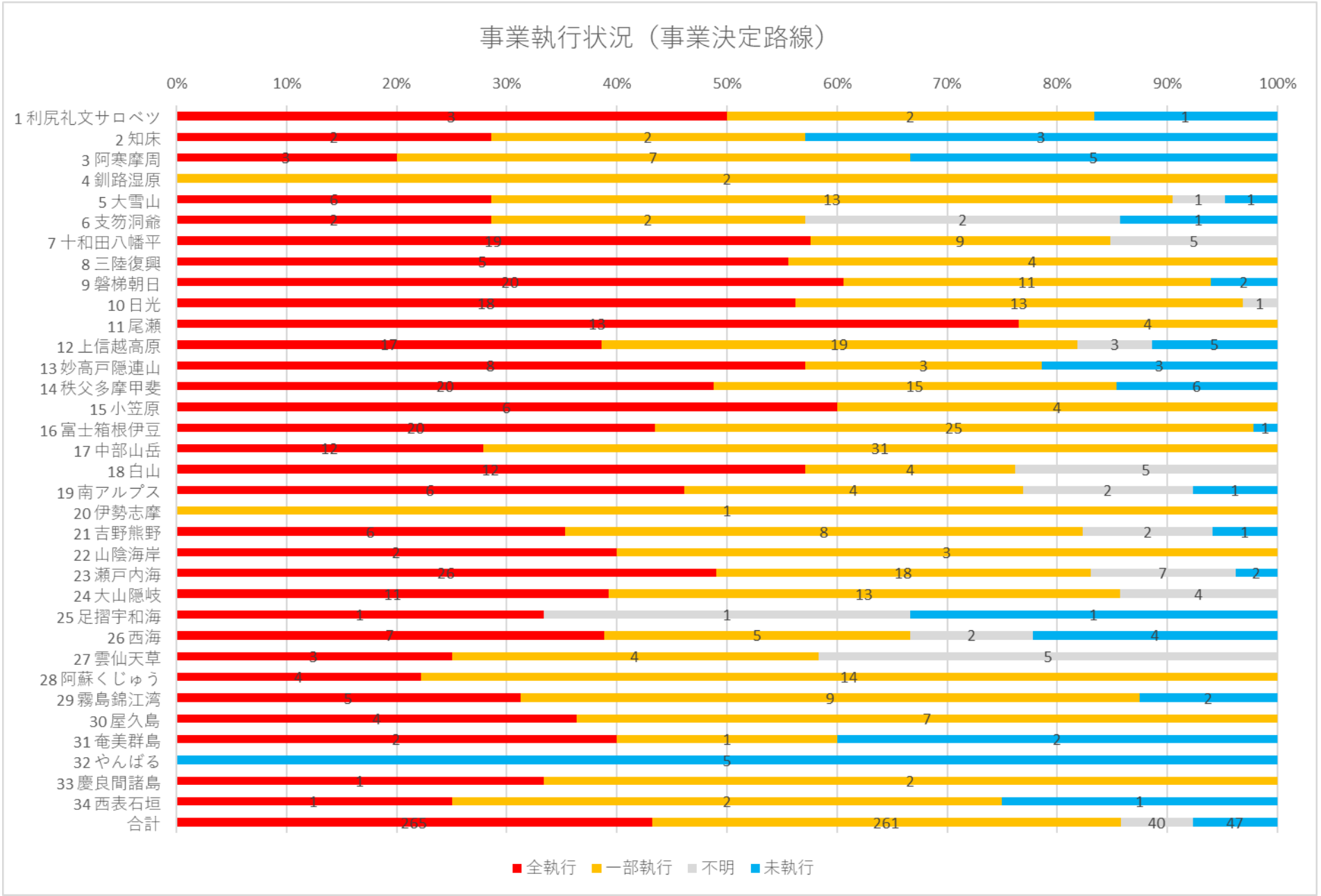
事業執行状況（事業決定路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
265
261
40
47
全執行
一部執行
不明
未執行

### ② 事業執行者（事業執行路線）

事業執行路線について、事業執行者の種別を表1-2-5に示す。

全体では、都道府県により事業執行されている路線が最も多く415路線ある。

環境省は127路線を執行している。西表石垣では執行されている3路線すべてに環境省が執行者として入っている。また、利尻礼文サロベツ、知床も環境省が執行者となっている路線が大半を占める。

民間が執行者に入っている路線は８公園12路線ある。大雪（りんゆう観光）、日光（東急リゾーツ&ステイ、尾瀬林業）、尾瀬（東京パワーテクノロジー）、上信越高原（東日本旅客鉄道）、秩父多摩甲斐（秩父観光協会）、中部山岳（読売新聞社）、白山（白山観光開発公社）、阿蘇くじゅう（九州電力）の９事業者である。

**表1-2-5　事業執行状況（事業執行路線）**

| 国立公園名 | 事業執行路線 | 環境省 | | 林野庁 | | 都道府県 | | 市町村 | | 民間 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 5 | 4 | 80.0% | | 0.0% | 2 | 40.0% | 4 | 80.0% | | 0.0% |
| 2 知床 | 4 | 3 | 75.0% | 2 | 50.0% | 1 | 25.0% | 1 | 25.0% | | 0.0% |
| 3 阿寒摩周 | 10 | 4 | 40.0% | 3 | 30.0% | 1 | 10.0% | 2 | 20.0% | | 0.0% |
| 4 釧路湿原 | 2 | 1 | 50.0% | | 0.0% | 2 | 100% | | 0.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 20 | 11 | 55.0% | 2 | 10.0% | 11 | 55.0% | 3 | 15.0% | 1 | 5.0% |
| 6 支笏洞爺 | 6 | 1 | 16.7% | | 0.0% | 3 | 50.0% | 3 | 50.0% | | 0.0% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 1 | 3.0% | | 0.0% | 30 | 90.9% | 2 | 6.1% | | 0.0% |
| 8 三陸復興 | 9 | | 0.0% | | 0.0% | 9 | 100% | 2 | 22.2% | | 0.0% |
| 9 磐梯朝日 | 31 | 3 | 9.7% | 2 | 6.5% | 26 | 83.9% | 8 | 25.8% | | 0.0% |
| 10 日光 | 32 | 4 | 12.5% | 2 | 6.3% | 28 | 87.5% | 3 | 9.4% | 2 | 6.3% |
| 11 尾瀬 | 17 | 5 | 29.4% | | 0.0% | 10 | 58.8% | 5 | 29.4% | 4 | 23.5% |
| 12 上信越高原 | 39 | 11 | 28.2% | | 0.0% | 26 | 66.7% | 20 | 51.3% | 1 | 2.6% |
| 13 妙高戸隠連山 | 11 | 4 | 36.4% | | 0.0% | 5 | 45.5% | 7 | 63.6% | | 0.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 35 | 2 | 5.7% | | 0.0% | 34 | 97.1% | 6 | 17.1% | 1 | 2.9% |
| 15 小笠原 | 10 | | 0.0% | | 0.0% | 9 | 90.0% | 1 | 10.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 45 | 8 | 17.8% | | 0.0% | 36 | 80.0% | 15 | 33.3% | | 0.0% |
| 17 中部山岳 | 43 | 17 | 39.5% | | 0.0% | 28 | 65.1% | 20 | 46.5% | 1 | 2.3% |
| 18 白山 | 21 | 11 | 52.4% | | 0.0% | 19 | 90.5% | | 0.0% | 1 | 4.8% |
| 19 南アルプス | 12 | 1 | 8.3% | | 0.0% | 7 | 58.3% | 7 | 58.3% | | 0.0% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | 1 | 100% | | 0.0% | 1 | 100% | 1 | 100.0% | | 0.0% |
| 21 吉野熊野 | 16 | 10 | 62.5% | | 0.0% | 13 | 81.3% | 3 | 18.8% | | 0.0% |
| 22 山陰海岸 | 5 | 1 | 20.0% | | 0.0% | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 51 | 1 | 2.0% | | 0.0% | 35 | 68.6% | 19 | 37.3% | | 0.0% |
| 24 大山隠岐 | 28 | | 0.0% | | 0.0% | 23 | 82.1% | 7 | 25.0% | | 0.0% |
| 25 足摺宇和海 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100% | 1 | 50.0% | | 0.0% |
| 26 西海 | 14 | 1 | 7.1% | | 0.0% | 12 | 85.7% | 3 | 21.4% | | 0.0% |
| 27 雲仙天草 | 12 | 3 | 25.0% | | 0.0% | 12 | 100% | 1 | 8.3% | | 0.0% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 7 | 38.9% | 1 | 5.6% | 13 | 72.2% | 2 | 11.1% | 1 | 5.6% |
| 29 霧島錦江湾 | 14 | 2 | 14.3% | | 0.0% | 8 | 57.1% | 8 | 57.1% | | 0.0% |
| 30 屋久島 | 11 | 5 | 45.5% | 2 | 18.2% | 6 | 54.5% | 3 | 27.3% | | 0.0% |
| 31 奄美群島 | 3 | 1 | 33.3% | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 100% | | 0.0% |
| 32 やんばる | | | | | | | | | | | |
| 33 慶良間諸島 | 3 | 1 | 33.3% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 66.7% | | 0.0% |
| 34 西表石垣 | 3 | 3 | 100% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 33.3% | | 0.0% |
| 合計 | 566 | 127 | 22.4% | 14 | 2.5% | 415 | 73.3% | 165 | 29.2% | 12 | 2.1% |

※複数の執行者が存在する路線があるため、執行者の合計が執行路線数を上回る。
※やんばるは事業執行されている路線が存在しない。

**※以下の２．（１）エ の項目は、自然保護官事務所等の職員の把握している情報をアンケートによりとりまとめたものであり、現地確認は実施しておらず、関係機関への確認をとったものではないことから、現場状況を正確に反映できていない場合がある。**

## エ　管理状況（担い手、内容、グリーンワーカー事業の実施状況）

### ①－１　実質的管理者（計画路線）

すべての計画路線について、実質的な管理者が存在するか否かを表1-2-6に示す。

全体では51.6%の路線で管理者の存在が把握されている。しかし回答が得られなかった路線も全体の45.1%にのぼる。足摺宇和島や雲仙天草は管理者の情報が全く得られなかった。

釧路湿原はすべての路線について管理者が把握されている。また、知床、大雪、尾瀬、秩父多摩甲斐、小笠原、中部山岳では、８割以上の路線の管理者が把握されている。

**表1-2-6　実質的な管理者（計画路線）**

| 国立公園名 | 計画路線 | 実質的な管理者あり | | | | | | | | | | | 実質的な管理者なし | | 実質的な管理者不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 環境省 | 林野庁 | 都道府県 | 市町村 | 協議会 | 非営利民間 | 山小屋 | 営利民間 | その他 | | | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 8 | 5 | 62.5% | 4 | | | 4 | | | | | | | 0.0% | 3 | 37.5% |
| 2 知床 | 7 | 5 | 71.4% | 5 | 3 | 1 | | | 2 | | | | | 0.0% | 2 | 28.6% |
| 3 阿寒摩周 | 21 | 11 | 52.4% | 3 | 3 | 1 | 2 | | 6 | | | | 1 | 4.8% | 9 | 42.9% |
| 4 釧路湿原 | 3 | 3 | 100% | | | 1 | 2 | | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 40 | 32 | 80.0% | 9 | 3 | 8 | 3 | 8 | 7 | | 1 | | 3 | 7.5% | 5 | 12.5% |
| 6 支笏洞爺 | 20 | 6 | 30.0% | 1 | 2 | | 1 | 2 | 3 | | | | | 0.0% | 14 | 70.0% |
| 7 十和田八幡平 | 42 | 32 | 76.2% | 2 | | 4 | 19 | | 11 | | | | | 0.0% | 10 | 23.8% |
| 8 三陸復興 | 17 | 3 | 17.6% | | | 2 | 3 | | 1 | | | | 1 | 5.9% | 13 | 76.5% |
| 9 磐梯朝日 | 75 | 28 | 37.3% | | | 2 | 25 | | 5 | | | | 1 | 1.3% | 46 | 61.3% |
| 10 日光 | 53 | 24 | 45.3% | 3 | | 15 | 7 | 3 | 1 | | | | | 0.0% | 29 | 54.7% |
| 11 尾瀬 | 21 | 18 | 85.7% | 6 | | 9 | 5 | | 1 | | 4 | | | 0.0% | 3 | 14.3% |
| 12 上信越高原 | 66 | 48 | 72.7% | 14 | 4 | 18 | 36 | 5 | 10 | 1 | 6 | 4 | | 0.0% | 18 | 27.3% |
| 13 妙高戸隠連山 | 30 | 14 | 46.7% | 4 | | | 11 | 1 | 3 | 1 | 2 | | | 0.0% | 16 | 53.3% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 84 | 74 | 88.1% | 2 | 1 | 59 | 29 | | 2 | 3 | | 2 | | 0.0% | 10 | 11.9% |
| 15 小笠原 | 12 | 10 | 83.3% | | | 10 | | | | | | | | 0.0% | 2 | 16.7% |
| 16 富士箱根伊豆 | 95 | 46 | 48.4% | 5 | | 27 | 20 | 9 | | | | | 1 | 1.1% | 48 | 50.5% |
| 17 中部山岳 | 72 | 63 | 87.5% | 17 | 4 | 16 | 23 | 4 | 10 | 40 | 7 | 3 | | 0.0% | 9 | 12.5% |
| 18 白山 | 30 | 19 | 63.3% | 1 | | 4 | 9 | 3 | 6 | | 1 | | | 0.0% | 11 | 36.7% |
| 19 南アルプス | 22 | 6 | 27.3% | 1 | | | | 5 | 1 | | | | | 0.0% | 16 | 72.7% |
| 20 伊勢志摩 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | | | 1 | | 1 | | | | | 0.0% | 2 | 66.7% |
| 21 吉野熊野 | 40 | 18 | 45.0% | 1 | | 6 | 15 | | 3 | | | 1 | | 0.0% | 22 | 55.0% |
| 22 山陰海岸 | 11 | 5 | 45.5% | 1 | | 2 | 2 | | 3 | 1 | | | 5 | 45.5% | 1 | 9.1% |
| 23 瀬戸内海 | 129 | 32 | 24.8% | 1 | | 15 | 12 | | 4 | | | | 19 | 14.7% | 78 | 60.5% |
| 24 大山隠岐 | 58 | 27 | 46.6% | | | 6 | 18 | | 8 | | | | | 0.0% | 31 | 53.4% |
| 25 足摺宇和海 | 24 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 24 | 100% |
| 26 西海 | 28 | 6 | 21.4% | | | 5 | 6 | | | | | | | 0.0% | 22 | 78.6% |
| 27 雲仙天草 | 21 | 3 | 14.3% | 3 | | 2 | 3 | 2 | | | | | | 0.0% | 18 | 85.7% |
| 28 阿蘇くじゅう | 33 | 11 | 33.3% | 1 | | 2 | 1 | 5 | 5 | 1 | 1 | | | 0.0% | 22 | 66.7% |
| 29 霧島錦江湾 | 22 | 15 | 68.2% | 1 | | 3 | 6 | | 9 | | | | | 0.0% | 7 | 31.8% |
| 30 屋久島 | 14 | 8 | 57.1% | 1 | | | 1 | 2 | 2 | | 2 | | | 0.0% | 6 | 42.9% |
| 31 奄美群島 | 8 | 1 | 12.5% | | | | 1 | | | | | | 1 | 12.5% | 6 | 75.0% |
| 32 やんばる | 7 | 2 | 28.6% | | | | 2 | | | | | | 5 | 71.4% | | 0.0% |
| 33 慶良間諸島 | 4 | 1 | 25.0% | 1 | | | 1 | | | | | | | 0.0% | 3 | 75.0% |
| 34 西表石垣 | 7 | 4 | 57.1% | 3 | | 1 | | | 3 | | | 1 | 1 | 14.3% | 2 | 28.6% |
| 合計 | 1127 | 581 | 51.6% | 91 | 20 | 219 | 268 | 49 | 107 | 47 | 24 | 11 | 38 | 3.4% | 508 | 45.1% |

※一部区間のみ管理されている場合も、管理者ありに含めている。
※１路線に実質的な管理者が複数存在することもあるので、管理者の合計が路線数を超えることがある。

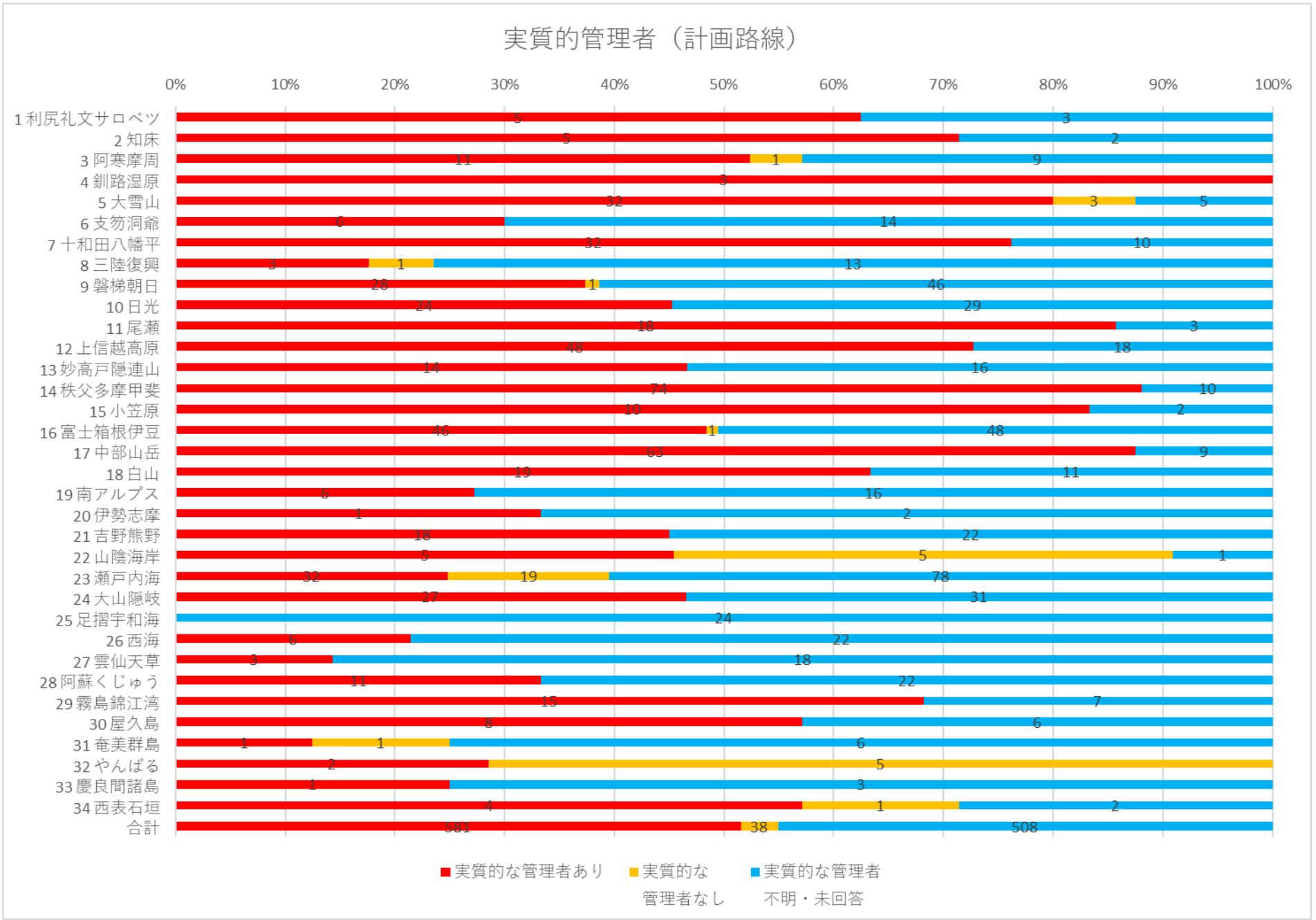
実質的管理者（計画路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
5
3
5
2
11
1
9
3
32
3
5
6
14
32
10
3
1
13
28
1
46
24
29
18
3
48
18
14
16
74
10
10
2
46
1
48
63
9
19
11
6
16
1
2
18
22
5
5
1
32
19
78
27
31
24
6
22
3
18
11
22
15
7
8
6
1
1
6
2
5
1
3
4
1
2
581
38
508
実質的な管理者あり
実質的な管理者なし
実質的な管理者不明・未回答

## ①－２　実質的管理者（事業決定路線）

事業決定路線の613路線について、実質的な管理者が存在するか否かを表1-2-7に示す。全体では75.4%の路線で管理者の存在が把握されている。釧路湿原、尾瀬、秩父多摩甲斐、小笠原、中部山岳、伊勢志摩は事業決定したすべての路線で実質的な管理者が把握されている。一方、瀬戸内海では14路線で実質的な管理者がいないと回答を受けた。

### 表1-2-7　実質的な管理者（事業決定路線）

| 国立公園名 | 事業決定路線 | 実質的な管理者あり | | | | | | | | | | | 実質的な管理者なし | | 実質的な管理者不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 環境省 | 林野庁 | 都道府県 | 市町村 | 協議会 | 非営利民間 | 山小屋 | 営利民間 | その他 | | | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 6 | 5 | 83.3% | 4 | | | 4 | | | | | | | 0.0% | 1 | 16.7% |
| 2 知床 | 7 | 5 | 71.4% | 5 | 3 | 1 | | | 2 | | | | | 0.0% | 2 | 28.6% |
| 3 阿寒摩周 | 15 | 11 | 73.3% | 3 | 3 | 1 | 2 | | 6 | | | | 1 | 6.7% | 3 | 20.0% |
| 4 釧路湿原 | 2 | 2 | 100% | | | | 2 | | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 21 | 20 | 95.2% | 9 | 2 | 8 | 3 | 1 | 3 | | 1 | | | 0.0% | 1 | 4.8% |
| 6 支笏洞爺 | 7 | 2 | 28.6% | 1 | | | 1 | | 1 | | | | | 0.0% | 5 | 71.4% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 29 | 87.9% | 1 | | 4 | 19 | | 9 | | | | | 0.0% | 4 | 12.1% |
| 8 三陸復興 | 9 | 3 | 33.3% | | | 2 | 3 | | 1 | | | | | 0.0% | 6 | 66.7% |
| 9 磐梯朝日 | 33 | 15 | 45.5% | | | 2 | 12 | | 4 | | | | | 0.0% | 18 | 54.5% |
| 10 日光 | 32 | 20 | 62.5% | 3 | | 15 | 6 | | 1 | | | | | 0.0% | 12 | 37.5% |
| 11 尾瀬 | 17 | 17 | 100% | 6 | | 9 | 5 | | | | 4 | | | 0.0% | | 0.0% |
| 12 上信越高原 | 44 | 41 | 93.2% | 14 | 2 | 17 | 33 | 4 | 8 | 1 | 4 | 3 | | 0.0% | 3 | 6.8% |
| 13 妙高戸隠連山 | 14 | 11 | 78.6% | 4 | | | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 0.0% | 3 | 21.4% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 41 | 41 | 100% | 2 | | 39 | 13 | | 1 | 1 | | 1 | | 0.0% | | 0.0% |
| 15 小笠原 | 10 | 10 | 100% | | | 10 | | | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 46 | 41 | 89.1% | 5 | | 25 | 17 | 9 | | | | | 1 | 2.2% | 4 | 8.7% |
| 17 中部山岳 | 43 | 43 | 100% | 17 | 2 | 16 | 22 | 4 | 10 | 26 | 3 | 1 | | 0.0% | | 0.0% |
| 18 白山 | 21 | 19 | 90.5% | 1 | | 4 | 9 | 3 | 6 | | 1 | | | 0.0% | 2 | 9.5% |
| 19 南アルプス | 13 | 6 | 46.2% | | | | | 5 | 1 | | | | | 0.0% | 7 | 53.8% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | 1 | 100% | 1 | | | 1 | | 1 | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 21 吉野熊野 | 17 | 16 | 94.1% | 1 | | 6 | 14 | | 3 | | | | | 0.0% | 1 | 5.9% |
| 22 山陰海岸 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | | 2 | 2 | | 2 | 1 | | | | 0.0% | 1 | 20.0% |
| 23 瀬戸内海 | 53 | 28 | 52.8% | | | 15 | 12 | | 1 | | | | 14 | 26.4% | 11 | 20.8% |
| 24 大山隠岐 | 28 | 24 | 85.7% | | | 6 | 17 | | 5 | | | | | 0.0% | 4 | 14.3% |
| 25 足摺宇和海 | 3 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 3 | 100% |
| 26 西海 | 18 | 6 | 33.3% | | | 5 | 6 | | | | | | | 0.0% | 12 | 66.7% |
| 27 雲仙天草 | 12 | 3 | 25.0% | 3 | | 2 | 3 | 2 | | | | | | 0.0% | 9 | 75.0% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 11 | 61.1% | 1 | | 2 | 1 | 5 | 5 | 1 | 1 | | | 0.0% | 7 | 38.9% |
| 29 霧島錦江湾 | 16 | 14 | 87.5% | 1 | | 3 | 5 | | 9 | | | | | 0.0% | 2 | 12.5% |
| 30 屋久島 | 11 | 7 | 63.6% | 1 | | | 1 | 2 | 2 | | 1 | | | 0.0% | 4 | 36.4% |
| 31 奄美群島 | 5 | 1 | 20.0% | | | | 1 | | | | | | 1 | 20.0% | 3 | 60.0% |
| 32 やんばる | 5 | 2 | 40.0% | | | | 2 | | | | | | 3 | 60.0% | | 0.0% |
| 33 慶良間諸島 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | | | 1 | | | | | | | 0.0% | 2 | 66.7% |
| 34 西表石垣 | 4 | 3 | 75.0% | 3 | | | | | 3 | | | | | 0.0% | 1 | 25.0% |
| 合計 | 613 | 462 | 75.4% | 88 | 12 | 194 | 227 | 36 | 85 | 31 | 16 | 5 | 20 | 3.3% | 131 | 21.4% |

※一部区間のみ管理されている場合も、管理者ありに含めている。
※１路線に実質的な管理者が複数存在することもあるので、管理者の合計が路線数を超えることがある。

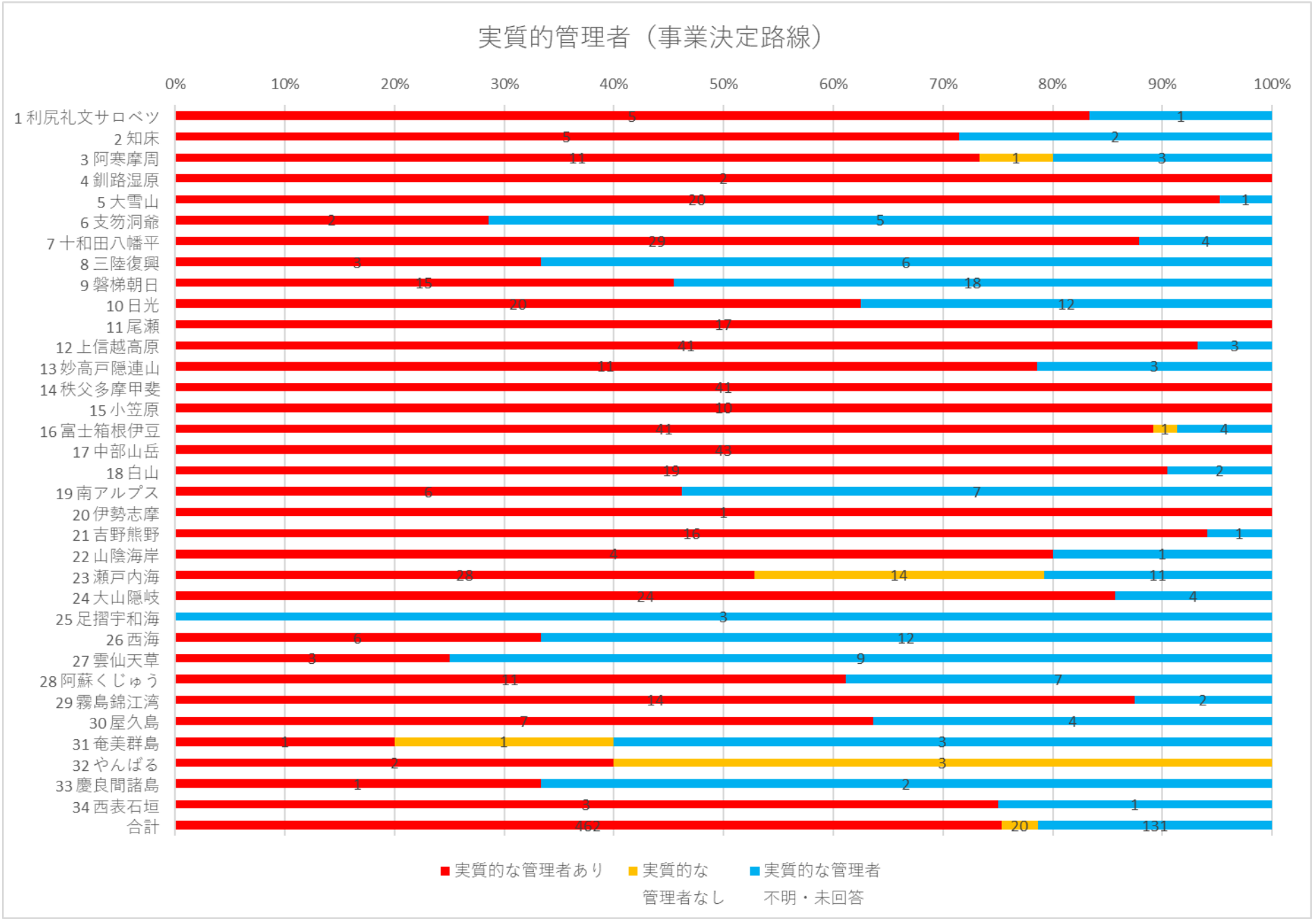
実質的管理者（事業決定路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 5 1
2 知床 5 2
3 阿寒摩周 11 1 3
4 釧路湿原 2
5 大雪山 20 1
6 支笏洞爺 2 5
7 十和田八幡平 29 4
8 三陸復興 3 6
9 磐梯朝日 15 18
10 日光 20 12
11 尾瀬 17
12 上信越高原 41 3
13 妙高戸隠連山 11 3
14 秩父多摩甲斐 41
15 小笠原 10
16 富士箱根伊豆 41 1 4
17 中部山岳 43
18 白山 19 2
19 南アルプス 6 7
20 伊勢志摩 1
21 吉野熊野 16 1
22 山陰海岸 4 1
23 瀬戸内海 28 14 11
24 大山隠岐 24 4
25 足摺宇和海 3
26 西海 6 12
27 雲仙天草 3 9
28 阿蘇くじゅう 11 7
29 霧島錦江湾 14 2
30 屋久島 7 4
31 奄美群島 1 1 3
32 やんばる 2 3
33 慶良間諸島 1 2
34 西表石垣 3 1
合計 462 20 131
実質的な管理者あり
実質的な管理者なし
実質的な管理者不明・未回答

## ①－３　実質的管理者（事業執行路線）

事業執行路線の566路線について、実質的な管理者が存在するか否かを表1-2-8に示す。全体では79.3%の路線で管理者の存在が把握されている。実質的な管理者が把握されている路線はさらに増え、14公園ではすべての事業執行済み路線で管理者が把握されている。

### 表1-2-8　実質的な管理者（事業執行路線）

| 国立公園名 | 事業執行路線 | 実質的な管理者あり | | | | | | | | | | | 実質的な管理者なし | | 実質的な管理者不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 環境省 | 林野庁 | 都道府県 | 市町村 | 協議会 | 非営利民間 | 山小屋 | 営利民間 | その他 | | | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 5 | 5 | 100% | 4 | | | 4 | | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 2 知床 | 4 | 4 | 100% | 4 | 3 | 1 | | | 1 | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 3 阿寒摩周 | 10 | 10 | 100% | 3 | 3 | 1 | 2 | | 5 | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 4 釧路湿原 | 2 | 2 | 100% | | | | 2 | | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 20 | 19 | 95.0% | 9 | 2 | 8 | 2 | 1 | 3 | | 1 | | | 0.0% | 1 | 5.0% |
| 6 支笏洞爺 | 6 | 2 | 33.3% | 1 | | | 1 | | 1 | | | | | 0.0% | 4 | 66.7% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 29 | 87.9% | 1 | | 4 | 19 | | 9 | | | | | 0.0% | 4 | 12.1% |
| 8 三陸復興 | 9 | 3 | 33.3% | | | 2 | 3 | | 1 | | | | | 0.0% | 6 | 66.7% |
| 9 磐梯朝日 | 31 | 15 | 48.4% | | | 2 | 12 | | 4 | | | | | 0.0% | 16 | 51.6% |
| 10 日光 | 32 | 20 | 62.5% | 3 | | 15 | 6 | | 1 | | | | | 0.0% | 12 | 37.5% |
| 11 尾瀬 | 17 | 17 | 100% | 6 | | 9 | 5 | | | | 4 | | | 0.0% | | 0.0% |
| 12 上信越高原 | 39 | 39 | 100% | 13 | 1 | 17 | 31 | 3 | 8 | 1 | 4 | 3 | | 0.0% | | 0.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 11 | 11 | 100% | 4 | | | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 0.0% | | 0.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 35 | 35 | 100% | 2 | | 34 | 13 | | 1 | 1 | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 15 小笠原 | 10 | 10 | 100% | | | 10 | | | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 45 | 41 | 91.1% | 5 | | 25 | 17 | 9 | | | | | 1 | 2.2% | 3 | 6.7% |
| 17 中部山岳 | 43 | 43 | 100% | 17 | 2 | 16 | 22 | 4 | 10 | 26 | 3 | 1 | | 0.0% | | 0.0% |
| 18 白山 | 21 | 19 | 90.5% | 1 | | 4 | 9 | 3 | 6 | | 1 | | | 0.0% | 2 | 9.5% |
| 19 南アルプス | 12 | 6 | 50.0% | | | | | 5 | 1 | | | | | 0.0% | 6 | 50.0% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | 1 | 100% | 1 | | | 1 | | 1 | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 21 吉野熊野 | 16 | 16 | 100% | 1 | | 6 | 14 | | 3 | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 22 山陰海岸 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | | 2 | 2 | | 2 | 1 | | | | 0.0% | 1 | 20.0% |
| 23 瀬戸内海 | 51 | 28 | 54.9% | | | 15 | 12 | | 1 | | | | 14 | 27.5% | 9 | 17.6% |
| 24 大山隠岐 | 28 | 24 | 85.7% | | | 6 | 17 | | 5 | | | | | 0.0% | 4 | 14.3% |
| 25 足摺宇和海 | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 2 | 100% |
| 26 西海 | 14 | 6 | 42.9% | | | 5 | 6 | | | | | | | 0.0% | 8 | 57.1% |
| 27 雲仙天草 | 12 | 3 | 25.0% | 3 | | 2 | 3 | 2 | | | | | | 0.0% | 9 | 75.0% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 11 | 61.1% | 1 | | 2 | 1 | 5 | 5 | 1 | 1 | | | 0.0% | 7 | 38.9% |
| 29 霧島錦江湾 | 14 | 14 | 100% | 1 | | 3 | 5 | | 9 | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 30 屋久島 | 11 | 7 | 63.6% | 1 | | | 1 | 2 | 2 | | 1 | | | 0.0% | 4 | 36.4% |
| 31 奄美群島 | 3 | 1 | 33.3% | | | | 1 | | | | | | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% |
| 32 やんばる | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33 慶良間諸島 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | | | 1 | | | | | | | 0.0% | 2 | 66.7% |
| 34 西表石垣 | 3 | 3 | 100% | 3 | | | | | 3 | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 合計 | 566 | 449 | 79.3% | 86 | 11 | 189 | 222 | 35 | 83 | 31 | 16 | 4 | 16 | 2.8% | 101 | 17.8% |

※一部区間のみ管理されている場合も、管理者ありに含めている。
※１路線に実質的な管理者が複数存在することもあるので、管理者の合計が路線数を超えることがある。
※やんばるは事業執行されている路線が存在しない。

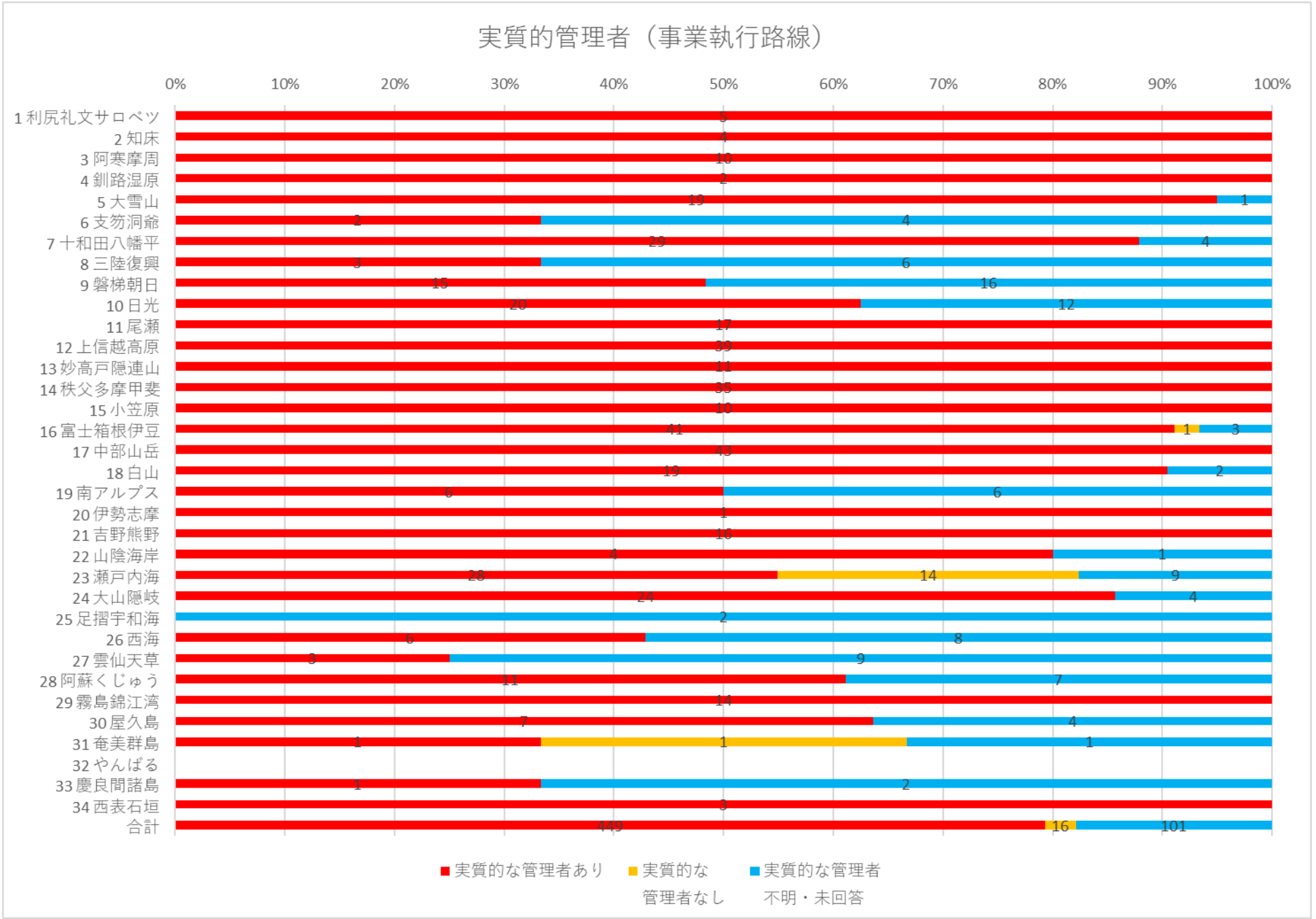
実質的管理者（事業執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
実質的な管理者あり
実質的な管理者なし
実質的な管理者不明・未回答

### ①－４　実質的管理者（事業決定・未執行路線）

事業決定されたが全線が未執行の路線について、実質的な管理者が存在するか否かを表1-2-9に示す。

全体で管理者の存在が把握されているのは27.7%にとどまり、不明や未回答が63.8%となっている。事業決定・未執行路線では管理の状況が把握されていない傾向が顕著である。大雪と秩父多摩甲斐では未執行にもかかわらず、すべての路線で実質的な管理者が把握されている。

**表1-2-9　実質的な管理者（事業決定・未執行路線）**

| 国立公園名 | 事業決定・未執行路線 | 実質的な管理者あり | | | | | | | | | | | 実質的な管理者なし | | 実質的な管理者不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 環境省 | 林野庁 | 都道府県 | 市町村 | 協議会 | 非営利民間 | 山小屋 | 営利民間 | その他 | | | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 1 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 1 | 100% |
| 2 知床 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | | | | | 1 | | | | | 0.0% | 2 | 66.7% |
| 3 阿寒摩周 | 5 | 1 | 20.0% | | | | | | 1 | | | | 1 | 20.0% | 3 | 60.0% |
| 4 釧路湿原 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 大雪山 | 1 | 1 | 100% | | | | 1 | | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 6 支笏洞爺 | 1 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 1 | 100% |
| 7 十和田八幡平 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 三陸復興 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 磐梯朝日 | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 2 | 100% |
| 10 日光 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 尾瀬 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 上信越高原 | 5 | 2 | 40.0% | 1 | 1 | | 2 | 1 | | | | | | 0.0% | 3 | 60.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 3 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 3 | 100% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 6 | 6 | 100% | | | 5 | | | | | | 1 | | 0.0% | | 0.0% |
| 15 小笠原 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 富士箱根伊豆 | 1 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 1 | 100% |
| 17 中部山岳 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 白山 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 南アルプス | 1 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 1 | 100% |
| 20 伊勢志摩 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 吉野熊野 | 1 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 1 | 100% |
| 22 山陰海岸 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 瀬戸内海 | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 2 | 100% |
| 24 大山隠岐 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 足摺宇和海 | 1 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 1 | 100% |
| 26 西海 | 4 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 4 | 100% |
| 27 雲仙天草 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 阿蘇くじゅう | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 霧島錦江湾 | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 2 | 100% |
| 30 屋久島 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 奄美群島 | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 2 | 100% |
| 32 やんばる | 5 | 2 | 40.0% | | | | 2 | | | | | | 3 | 60.0% | | 0.0% |
| 33 慶良間諸島 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 西表石垣 | 1 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 1 | 100% |
| 合計 | 47 | 13 | 27.7% | 2 | 1 | 5 | 5 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 4 | 8.5% | 30 | 63.8% |

※一部区間のみ管理されている場合も、管理者ありに含めている。
※１路線に実質的な管理者が複数存在することもあるので、管理者の合計が路線数を超えることがある。
※やんばるは事業執行されている路線が存在しない。

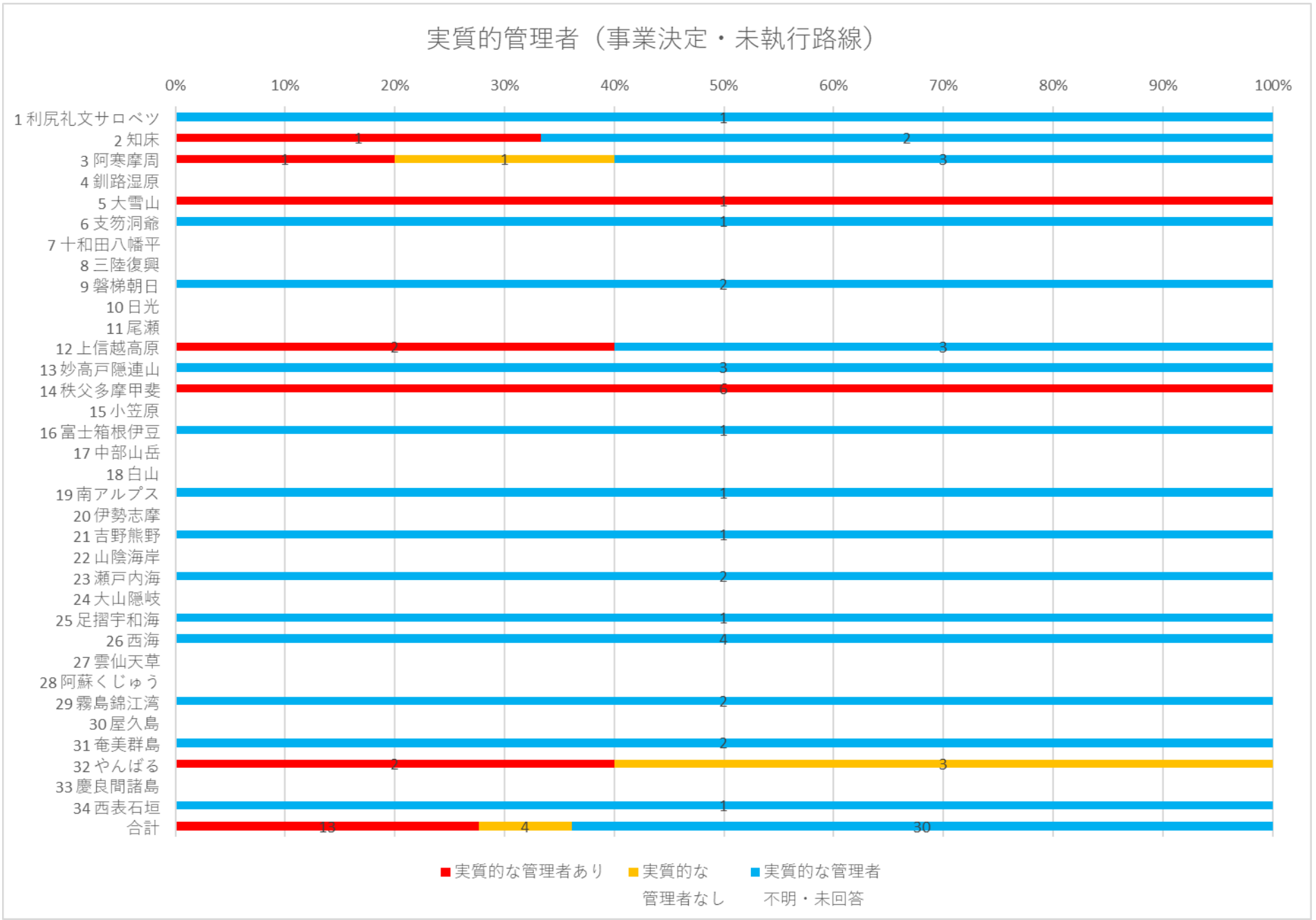
実質的管理者（事業決定・未執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
13
4
30
実質的な管理者あり
実質的な管理者なし
実質的な管理者不明・未回答

### ①－５　実質的管理者（未決定・未執行路線）

未決定・未執行路線について、実質的な管理者が存在するか否かを表1-2-10に示す。

全体で管理者の存在が把握されているのは23.2%にとどまり、不明や未回答が73.3%となっている。未決定・未執行路線では管理の状況が把握されていない傾向が顕著である。一方で、釧路、大雪山、秩父多摩甲斐、中部山岳では、未事業決定路線にもかかわらず、６割以上の路線の管理者が把握されている。

**表1-2-10　実質的な管理者（未決定・未執行路線）**

| 国立公園名 | 未決定・未執行路線 | 実質的な管理者あり | | | | | | | | | | | 実質的な管理者なし | | 実質的な管理者不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 環境省 | 林野庁 | 都道府県 | 市町村 | 協議会 | 非営利民間 | 山小屋 | 営利民間 | その他 | | | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 2 | 100% |
| 2 知床 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 阿寒摩周 | 6 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 6 | 100% |
| 4 釧路湿原 | 1 | 1 | 100% | | | 1 | | | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 19 | 12 | 63.2% | | 1 | | | 7 | 4 | | | | 3 | 15.8% | 4 | 21.1% |
| 6 支笏洞爺 | 13 | 4 | 30.8% | | 2 | | | 2 | 2 | | | | | 0.0% | 9 | 69.2% |
| 7 十和田八幡平 | 9 | 3 | 33.3% | 1 | | | | | 2 | | | | | 0.0% | 6 | 66.7% |
| 8 三陸復興 | 8 | | 0.0% | | | | | | | | | | 1 | 12.5% | 7 | 87.5% |
| 9 磐梯朝日 | 42 | 13 | 31.0% | | | | 13 | | 1 | | | | 1 | 2.4% | 28 | 66.7% |
| 10 日光 | 21 | 4 | 19.0% | | | | 1 | 3 | | | | | | 0.0% | 17 | 81.0% |
| 11 尾瀬 | 4 | 1 | 25.0% | | | | | | 1 | | | | | 0.0% | 3 | 75.0% |
| 12 上信越高原 | 22 | 7 | 31.8% | | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | | 2 | 1 | | 0.0% | 15 | 68.2% |
| 13 妙高戸隠連山 | 16 | 3 | 18.8% | | | | 1 | | 2 | | 1 | | | 0.0% | 13 | 81.3% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 43 | 33 | 76.7% | | 1 | 20 | 16 | | 1 | 2 | | 1 | | 0.0% | 10 | 23.3% |
| 15 小笠原 | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 2 | 100% |
| 16 富士箱根伊豆 | 49 | 5 | 10.2% | | | 2 | 3 | | | | | | | 0.0% | 44 | 89.8% |
| 17 中部山岳 | 29 | 20 | 69.0% | | 2 | | 1 | | | 14 | 4 | 2 | | 0.0% | 9 | 31.0% |
| 18 白山 | 9 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 9 | 100% |
| 19 南アルプス | 9 | | 0.0% | 1 | | | | | | | | | | 0.0% | 9 | 100% |
| 20 伊勢志摩 | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 2 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 23 | 2 | 8.7% | | | | 1 | | | | | 1 | | 0.0% | 21 | 91.3% |
| 22 山陰海岸 | 6 | 1 | 16.7% | | | | | | 1 | | | | 5 | 83.3% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 76 | 4 | 5.3% | 1 | | | | | 3 | | | | 5 | 6.6% | 67 | 88.2% |
| 24 大山隠岐 | 30 | 3 | 10.0% | | | | 1 | | 3 | | | | | 0.0% | 27 | 90.0% |
| 25 足摺宇和海 | 21 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 21 | 100% |
| 26 西海 | 10 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 10 | 100% |
| 27 雲仙天草 | 9 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 9 | 100% |
| 28 阿蘇くじゅう | 15 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 15 | 100% |
| 29 霧島錦江湾 | 6 | 1 | 16.7% | | | | 1 | | | | | | | 0.0% | 5 | 83.3% |
| 30 屋久島 | 3 | 1 | 33.3% | | | | | | | | 1 | | | 0.0% | 2 | 66.7% |
| 31 奄美群島 | 3 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 3 | 100% |
| 32 やんばる | 2 | | 0.0% | | | | | | | | | | 2 | 100% | | 0.0% |
| 33 慶良間諸島 | 1 | | 0.0% | | | | | | | | | | | 0.0% | 1 | 100% |
| 34 西表石垣 | 3 | 1 | 33.3% | | | 1 | | | | | | 1 | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% |
| 合計 | 514 | 119 | 23.2% | 3 | 8 | 25 | 41 | 13 | 22 | 16 | 8 | 6 | 18 | 3.5% | 377 | 73.3% |

※一部区間のみ管理されている場合も、管理者ありに含めている。

※１路線に実質的な管理者が複数存在することもあるので、管理者の合計が路線数を超えることがある。

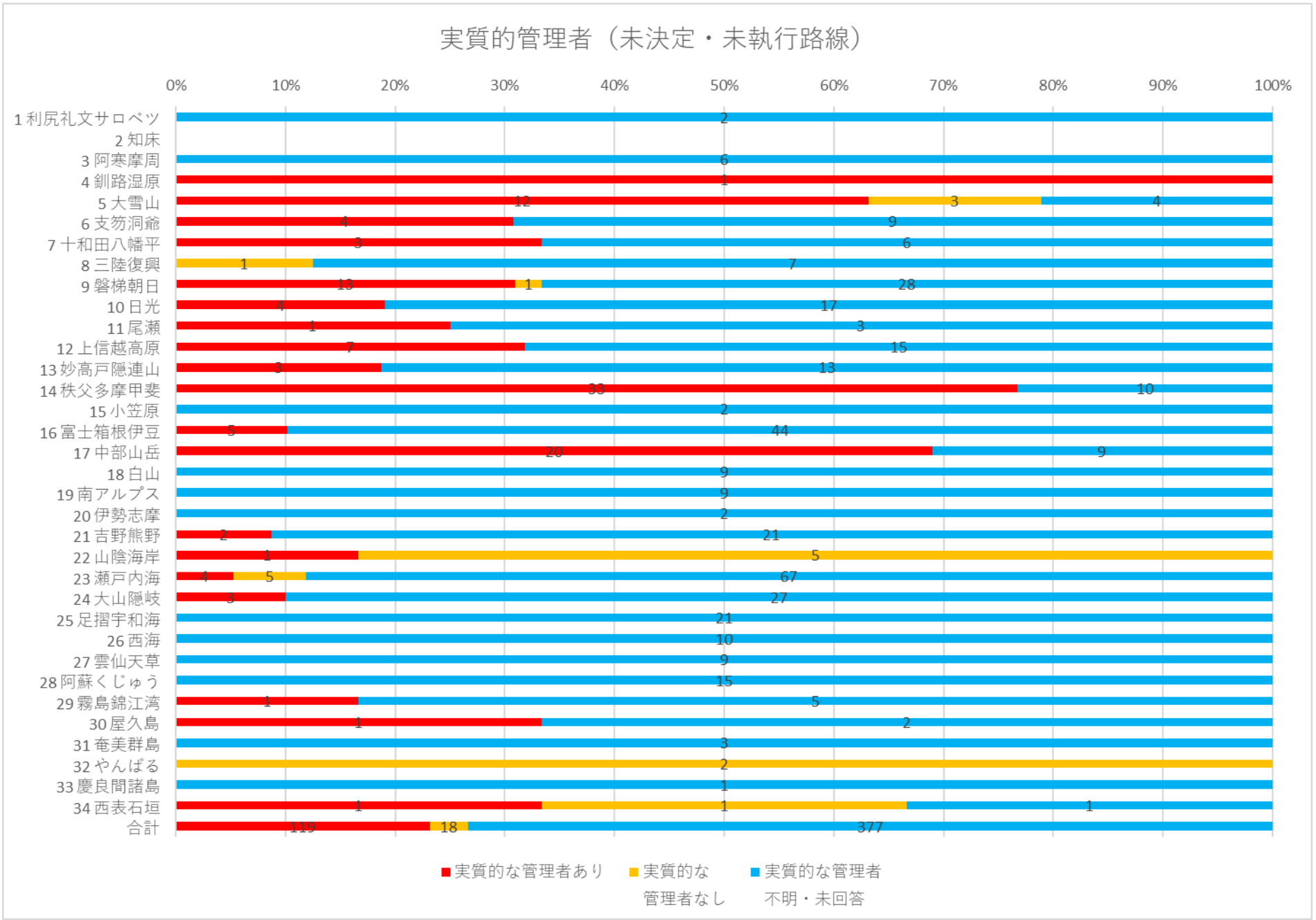
実質的管理者（未決定・未執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 2
2 知床
3 阿寒摩周 6
4 釧路湿原 1
5 大雪山 12 3 4
6 支笏洞爺 4 9
7 十和田八幡平 3 6
8 三陸復興 1 7
9 磐梯朝日 13 1 28
10 日光 4 17
11 尾瀬 1 3
12 上信越高原 7 15
13 妙高戸隠連山 3 13
14 秩父多摩甲斐 33 10
15 小笠原 2
16 富士箱根伊豆 5 44
17 中部山岳 20 9
18 白山 9
19 南アルプス 9
20 伊勢志摩 2
21 吉野熊野 2 21
22 山陰海岸 1 5
23 瀬戸内海 4 5 67
24 大山隠岐 3 27
25 足摺宇和海 21
26 西海 10
27 雲仙天草 9
28 阿蘇くじゅう 15
29 霧島錦江湾 1 5
30 屋久島 1 2
31 奄美群島 3
32 やんばる 2
33 慶良間諸島 1
34 西表石垣 1 1 1
合計 119 18 377
実質的な管理者あり
実質的な管理者なし
実質的な管理者不明・未回答

### ②公園ごとの管理実施状況

すべての計画路線のうち、管理の内容が具体的に把握されている路線とその管理内容を表 1-2-11 に示す。

知床はすべての路線、小笠原と中部山岳は 8 割以上の路線の管理の具体的な内容が把握されている。一方、三陸復興、足摺宇和島、西海、雲仙天草、奄美群島は管理の具体的な内容の情報が得られた路線は計画路線の 2 割以下となっている。

**表 1-2-11　公園ごとの管理実施状況**

| 国立公園名 | 計画路線 | 管理実施路線 | | | | | | 管理状況不明路線 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 巡視 | 草刈・倒木処理 | 簡易補修 | その他 | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 8 | 5 | 62.5% | 5 | | | | 3 | 37.5% |
| 2 知床 | 7 | 5 | 71.4% | 5 | 5 | 5 | 5 | 2 | 28.6% |
| 3 阿寒摩周 | 21 | 10 | 47.6% | 6 | 9 | | 6 | 11 | 52.4% |
| 4 釧路湿原 | 3 | 3 | 100% | 2 | 1 | 1 | 2 | | 0% |
| 5 大雪山 | 40 | 30 | 75.0% | 5 | 27 | 11 | 3 | 10 | 25.0% |
| 6 支笏洞爺 | 20 | 8 | 40.0% | | 8 | 1 | 3 | 12 | 60.0% |
| 7 十和田八幡平 | 42 | 32 | 76.2% | 3 | 29 | 2 | 15 | 10 | 23.8% |
| 8 三陸復興 | 17 | 2 | 11.8% | | 2 | | | 15 | 88.2% |
| 9 磐梯朝日 | 75 | 30 | 40.0% | 21 | 24 | 8 | 8 | 45 | 60.0% |
| 10 日光 | 53 | 21 | 39.6% | 18 | 19 | 16 | | 32 | 60.4% |
| 11 尾瀬 | 21 | 15 | 71.4% | 3 | | 12 | 3 | 6 | 28.6% |
| 12 上信越高原 | 66 | 47 | 71.2% | 2 | 18 | 9 | 43 | 19 | 28.8% |
| 13 妙高戸隠連山 | 30 | 12 | 40.0% | 2 | 7 | 6 | 8 | 18 | 60.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 84 | 63 | 75.0% | 60 | 29 | 49 | 1 | 21 | 25.0% |
| 15 小笠原 | 12 | 10 | 83.3% | 10 | 10 | 9 | | 2 | 16.7% |
| 16 富士箱根伊豆 | 95 | 37 | 38.9% | 10 | 26 | 25 | 12 | 58 | 61.1% |
| 17 中部山岳 | 72 | 62 | 86.1% | 6 | 21 | 27 | 48 | 10 | 13.9% |
| 18 白山 | 30 | 8 | 26.7% | | 8 | 8 | | 22 | 73.3% |
| 19 南アルプス | 22 | 8 | 36.4% | 6 | 5 | | 7 | 14 | 63.6% |
| 20 伊勢志摩 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 66.7% |
| 21 吉野熊野 | 40 | 15 | 37.5% | 15 | | | | 25 | 62.5% |
| 22 山陰海岸 | 11 | 5 | 45.5% | 1 | 3 | 1 | 3 | 6 | 54.5% |
| 23 瀬戸内海 | 129 | 31 | 24.0% | 27 | 1 | 31 | | 98 | 76.0% |
| 24 大山隠岐 | 58 | 25 | 43.1% | 8 | 11 | 15 | 7 | 33 | 56.9% |
| 25 足摺宇和海 | 24 | | 0% | | | | | 24 | 100% |
| 26 西海 | 28 | 4 | 14.3% | 4 | | 4 | | 24 | 85.7% |
| 27 雲仙天草 | 21 | 3 | 14.3% | 2 | 1 | 1 | 1 | 18 | 85.7% |
| 28 阿蘇くじゅう | 33 | 10 | 30.3% | 9 | 9 | 8 | 1 | 23 | 69.7% |
| 29 霧島錦江湾 | 22 | 12 | 54.5% | 11 | 3 | 10 | 11 | 10 | 45.5% |
| 30 屋久島 | 14 | 8 | 57.1% | 8 | 8 | 8 | | 6 | 42.9% |
| 31 奄美群島 | 8 | 1 | 12.5% | 1 | 1 | 1 | | 7 | 87.5% |
| 32 やんばる | 7 | 2 | 28.6% | | 2 | | 1 | 5 | 71.4% |
| 33 慶良間諸島 | 4 | 1 | 25.0% | 1 | 1 | 1 | | 3 | 75.0% |
| 34 西表石垣 | 7 | 4 | 57.1% | 3 | 1 | 3 | | 3 | 42.9% |
| 合計 | 1127 | 530 | 47.0% | 255 | 290 | 273 | 189 | 597 | 53.0% |

※一部区間のみ管理されている場合も、管理者ありに含めている。
※１路線で複数の作業が行われているため、作業内容の合計が路線数を上回ることがある。
※実質的な管理者は把握されているが、管理内容が不明な路線があるため、管理実施路線数は実質的な管理者がいる路線数を下回る。

### ③　執行者ごとの管理の担い手

執行者ごとの管理の担い手を表 1-2-12 に示す。

**表 1-2-12　執行者ごとの管理の担い手**

| 執行者 | 事業執行路線 | 実質的管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 管理状況不明 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 環境省 | | 林野庁 | | 都道府県 | | 市町村 | | 協議会 | | 非営利民間 | | 山小屋 | | 営利民間 | | その他 | | なし | | | |
| 環境省 | 142 | 82 | 57.7% | 1 | 0.7% | 11 | 7.7% | 29 | 20.4% | 8 | 5.6% | 24 | 16.9% | 2 | 1.4% | 1 | 0.7% | | 0.0% | | 0.0% | 15 | 10.6% |
| 林野庁 | 14 | | 0.0% | 6 | 42.9% | | 0.0% | 1 | 7.1% | 2 | 14.3% | 2 | 14.3% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 4 | 28.6% |
| 都道府県 | 507 | 3 | 0.6% | 2 | 0.4% | 190 | 37.5% | 180 | 35.5% | 18 | 3.6% | 58 | 11.4% | 22 | 4.3% | 4 | 0.8% | 5 | 1.0% | 8 | 1.6% | 98 | 19.3% |
| 市町村 | 174 | 2 | 1.1% | 3 | 1.7% | 4 | 2.3% | 97 | 55.7% | 14 | 8.0% | 19 | 10.9% | 10 | 5.7% | 2 | 1.1% | 1 | 0.6% | 13 | 7.5% | 33 | 19.0% |
| 民間 | 12 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 8.3% | | 0.0% | 8 | 66.7% | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 25.0% |
| 合計 | 849 | 87 | 10.2% | 12 | 1.4% | 205 | 24.1% | 307 | 36.2% | 42 | 4.9% | 104 | 12.2% | 34 | 4.0% | 15 | 1.8% | 6 | 0.7% | 21 | 2.5% | 153 | 18.0% |

※１路線に複数の執行者がある路線があるため、執行数の合計は執行済み路線数を超える。

### ④－１　グリーンワーカー実施状況（計画路線）

すべての計画路線について、グリーンワーカーの実施状況について表 1-2-13 に示す。

すべての計画路線のうち 109 路線でグリーンワーカーが実施されていると回答があった。

**表 1-2-13　グリーンワーカー実施状況（計画路線）**

| 国立公園名 | 計画路線 | 有 | | 無 | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 8 | 2 | 25.0% | 4 | 50.0% | 2 | 25.0% |
| 2 知床 | 7 | 3 | 42.9% | 1 | 14.3% | 3 | 42.9% |
| 3 阿寒摩周 | 21 | 1 | 4.8% | 10 | 47.6% | 10 | 47.6% |
| 4 釧路湿原 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% |
| 5 大雪山 | 40 | 2 | 5.0% | 28 | 70.0% | 10 | 25.0% |
| 6 支笏洞爺 | 20 | | 0.0% | 20 | 100% | | 0.0% |
| 7 十和田八幡平 | 42 | 4 | 9.5% | 33 | 78.6% | 5 | 11.9% |
| 8 三陸復興 | 17 | | 0.0% | 4 | 23.5% | 13 | 76.5% |
| 9 磐梯朝日 | 75 | 22 | 29.3% | 48 | 64.0% | 5 | 6.7% |
| 10 日光 | 53 | | 0.0% | 22 | 41.5% | 31 | 58.5% |
| 11 尾瀬 | 21 | 1 | 4.8% | | 0.0% | 20 | 95.2% |
| 12 上信越高原 | 66 | 9 | 13.6% | 57 | 86.4% | | 0.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 30 | 10 | 33.3% | 19 | 63.3% | 1 | 3.3% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 84 | 2 | 2.4% | | 0.0% | 82 | 97.6% |
| 15 小笠原 | 12 | | 0.0% | 10 | 83.3% | 2 | 16.7% |
| 16 富士箱根伊豆 | 95 | 2 | 2.1% | 28 | 29.5% | 65 | 68.4% |
| 17 中部山岳 | 72 | 26 | 36.1% | 46 | 63.9% | | 0.0% |
| 18 白山 | 30 | 3 | 10.0% | | 0.0% | 27 | 90.0% |
| 19 南アルプス | 22 | 2 | 9.1% | 9 | 40.9% | 11 | 50.0% |
| 20 伊勢志摩 | 3 | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 40 | 2 | 5.0% | 24 | 60.0% | 14 | 35.0% |
| 22 山陰海岸 | 11 | 1 | 9.1% | 10 | 90.9% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 129 | 4 | 3.1% | 60 | 46.5% | 65 | 50.4% |
| 24 大山隠岐 | 58 | 4 | 6.9% | 18 | 31.0% | 36 | 62.1% |
| 25 足摺宇和海 | 24 | 1 | 4.2% | 23 | 95.8% | | 0.0% |
| 26 西海 | 28 | | 0.0% | 6 | 21.4% | 22 | 78.6% |
| 27 雲仙天草 | 21 | | 0.0% | 3 | 14.3% | 18 | 86% |
| 28 阿蘇くじゅう | 33 | 2 | 6.1% | 23 | 69.7% | 8 | 24.2% |
| 29 霧島錦江湾 | 22 | 2 | 9.1% | 18 | 81.8% | 2 | 9.1% |
| 30 屋久島 | 14 | 3 | 21.4% | 8 | 57.1% | 3 | 21.4% |
| 31 奄美群島 | 8 | | 0.0% | 1 | 12.5% | 7 | 87.5% |
| 32 やんばる | 7 | | 0.0% | 7 | 100% | | 0.0% |
| 33 慶良間諸島 | 4 | | 0.0% | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% |
| 34 西表石垣 | 7 | | 0.0% | 2 | 28.6% | 5 | 71.4% |
| 合計 | 1127 | 109 | 9.7% | 546 | 48.4% | 472 | 41.9% |

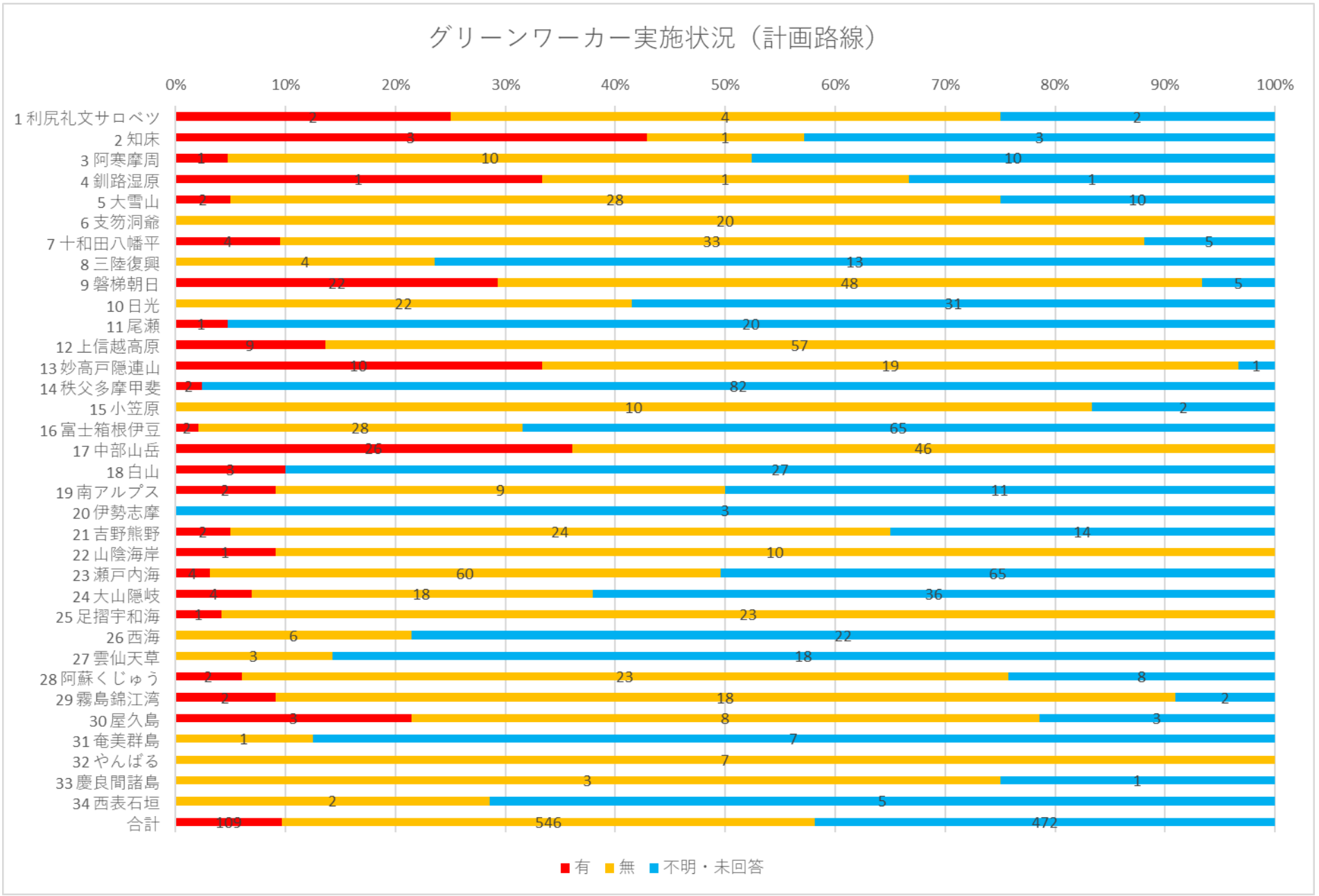
グリーンワーカー実施状況（計画路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 2 4 2
2 知床 3 1 3
3 阿寒摩周 1 10 10
4 釧路湿原 1 1 1
5 大雪山 2 28 10
6 支笏洞爺 20
7 十和田八幡平 4 33 5
8 三陸復興 4 13
9 磐梯朝日 22 48 5
10 日光 22 31
11 尾瀬 1 20
12 上信越高原 9 57
13 妙高戸隠連山 10 19 1
14 秩父多摩甲斐 2 82
15 小笠原 10 2
16 富士箱根伊豆 2 28 65
17 中部山岳 26 46
18 白山 3 27
19 南アルプス 2 9 11
20 伊勢志摩 3
21 吉野熊野 2 24 14
22 山陰海岸 1 10
23 瀬戸内海 4 60 65
24 大山隠岐 4 18 36
25 足摺宇和海 1 23
26 西海 6 22
27 雲仙天草 3 18
28 阿蘇くじゅう 2 23 8
29 霧島錦江湾 2 18 2
30 屋久島 3 8 3
31 奄美群島 1 7
32 やんばる 7
33 慶良間諸島 3 1
34 西表石垣 2 5
合計 109 546 472
有
無
不明・未回答

### ④－２　グリーンワーカー実施状況（事業決定路線）

事業決定路線について、グリーンワーカーの実施状況について表 1-2-14 に示す。

**表 1-2-14　グリーンワーカー実施状況（事業決定路線）**

| 国立公園名 | 事業決定路線 | 有 | | 無 | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 6 | 2 | 33.3% | 4 | 66.7% | | 0.0% |
| 2 知床 | 7 | 3 | 42.9% | 1 | 14.3% | 3 | 42.9% |
| 3 阿寒摩周 | 15 | 1 | 6.7% | 10 | 66.7% | 4 | 26.7% |
| 4 釧路湿原 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 21 | | 0.0% | 13 | 61.9% | 8 | 38.1% |
| 6 支笏洞爺 | 7 | | 0.0% | 7 | 100% | | 0.0% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 4 | 12.1% | 29 | 87.9% | | 0.0% |
| 8 三陸復興 | 9 | | 0.0% | 3 | 33.3% | 6 | 66.7% |
| 9 磐梯朝日 | 33 | 12 | 36.4% | 21 | 63.6% | | 0.0% |
| 10 日光 | 32 | | 0.0% | 18 | 56.3% | 14 | 43.8% |
| 11 尾瀬 | 17 | | 0.0% | | 0.0% | 17 | 100.0% |
| 12 上信越高原 | 44 | 7 | 15.9% | 37 | 84.1% | | 0.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 14 | 5 | 35.7% | 9 | 64.3% | | 0.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 41 | | 0.0% | | 0.0% | 41 | 100.0% |
| 15 小笠原 | 10 | | 0.0% | 10 | 100.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 46 | 2 | 4.3% | 19 | 41.3% | 25 | 54.3% |
| 17 中部山岳 | 43 | 17 | 39.5% | 26 | 60.5% | | 0.0% |
| 18 白山 | 21 | 2 | 9.5% | | 0.0% | 19 | 90.5% |
| 19 南アルプス | 13 | 2 | 15.4% | 9 | 69.2% | 2 | 15.4% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 17 | 2 | 11.8% | 13 | 76.5% | 2 | 11.8% |
| 22 山陰海岸 | 5 | 1 | 20.0% | 4 | 80.0% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 53 | 4 | 7.5% | 42 | 79.2% | 7 | 13.2% |
| 24 大山隠岐 | 28 | 3 | 10.7% | 13 | 46.4% | 12 | 42.9% |
| 25 足摺宇和海 | 3 | 1 | 33.3% | 2 | 66.7% | | 0.0% |
| 26 西海 | 18 | | 0.0% | 6 | 33.3% | 12 | 66.7% |
| 27 雲仙天草 | 12 | | 0.0% | 3 | 25.0% | 9 | 75% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 2 | 11.1% | 10 | 55.6% | 6 | 33.3% |
| 29 霧島錦江湾 | 16 | 2 | 12.5% | 14 | 87.5% | | 0.0% |
| 30 屋久島 | 11 | 1 | 9.1% | 8 | 72.7% | 2 | 18.2% |
| 31 奄美群島 | 5 | | 0.0% | 1 | 20.0% | 4 | 80.0% |
| 32 やんばる | 5 | | 0.0% | 5 | 100% | | 0.0% |
| 33 慶良間諸島 | 3 | | 0.0% | 3 | 100.0% | | 0.0% |
| 34 西表石垣 | 4 | | 0.0% | | 0.0% | 4 | 100.0% |
| 合計 | 613 | 74 | 12.1% | 341 | 55.6% | 198 | 32.3% |

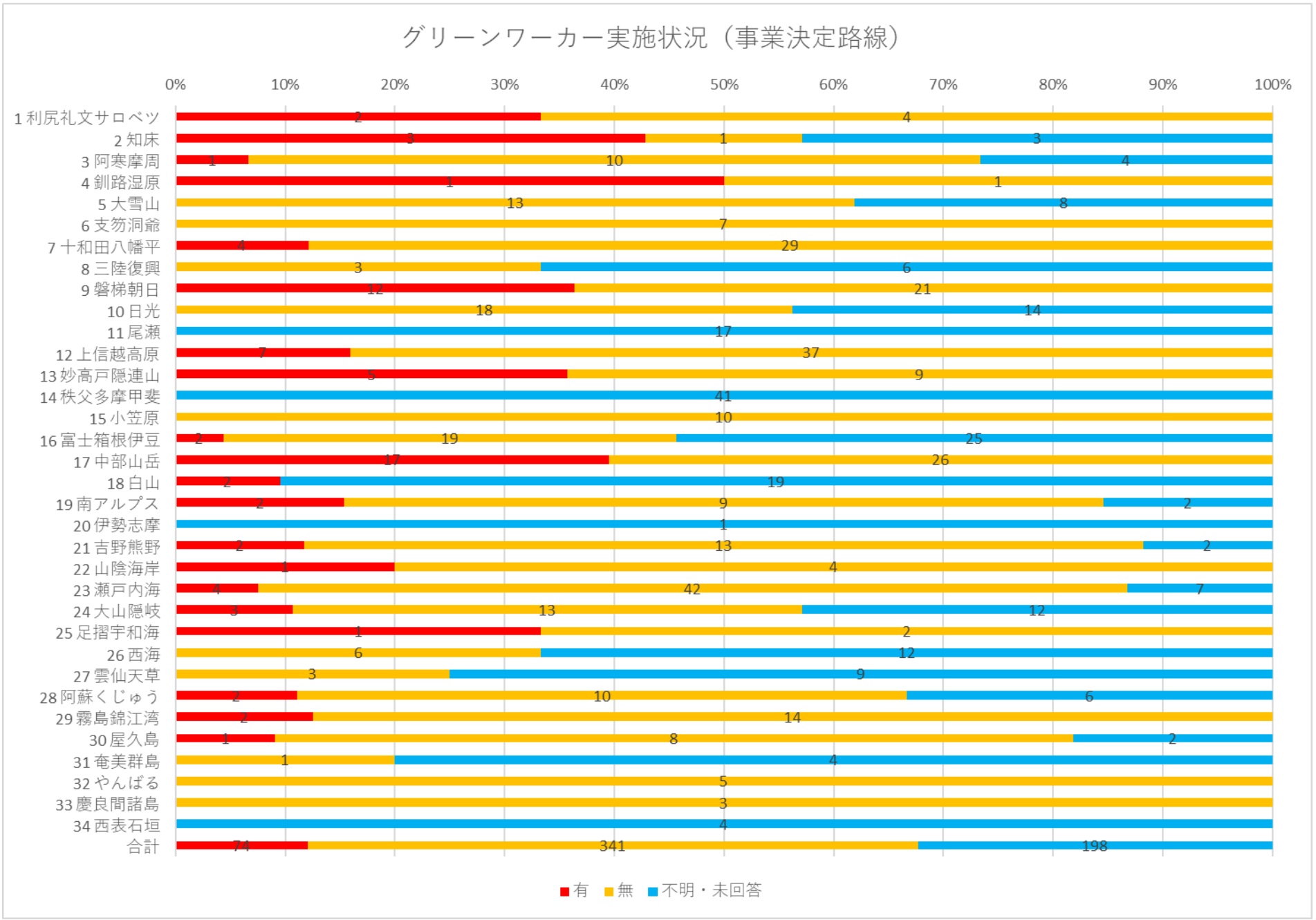
グリーンワーカー実施状況（事業決定路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 2 4
2 知床 3 1 3
3 阿寒摩周 1 10 4
4 釧路湿原 1 1
5 大雪山 13 8
6 支笏洞爺 7
7 十和田八幡平 4 29
8 三陸復興 3 6
9 磐梯朝日 12 21
10 日光 18 14
11 尾瀬 17
12 上信越高原 7 37
13 妙高戸隠連山 5 9
14 秩父多摩甲斐 41
15 小笠原 10
16 富士箱根伊豆 2 19 25
17 中部山岳 17 26
18 白山 2 19
19 南アルプス 2 9 2
20 伊勢志摩 1
21 吉野熊野 2 13 2
22 山陰海岸 1 4
23 瀬戸内海 4 42 7
24 大山隠岐 3 13 12
25 足摺宇和海 1 2
26 西海 6 12
27 雲仙天草 3 9
28 阿蘇くじゅう 2 10 6
29 霧島錦江湾 2 14
30 屋久島 1 8 2
31 奄美群島 1 4
32 やんばる 5
33 慶良間諸島 3
34 西表石垣 4
合計 74 341 198
有
無
不明・未回答

### ④－３　グリーンワーカー実施状況（事業執行路線）

事業執行路線について、グリーンワーカーの実施状況について表 1-2-15 に示す。

**表 1-2-15　グリーンワーカー実施状況（事業執行路線）**

| 国立公園名 | 事業執行路線 | 有 | | 無 | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 5 | 2 | 40.0% | 3 | 60.0% | | 0.0% |
| 2 知床 | 4 | 2 | 50.0% | 1 | 25.0% | 1 | 25.0% |
| 3 阿寒摩周 | 10 | 1 | 10.0% | 9 | 90.0% | | 0.0% |
| 4 釧路湿原 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 20 | | 0.0% | 13 | 65.0% | 7 | 35.0% |
| 6 支笏洞爺 | 6 | | 0.0% | 6 | 100% | | 0.0% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 4 | 12.1% | 29 | 87.9% | | 0.0% |
| 8 三陸復興 | 9 | | 0.0% | 3 | 33.3% | 6 | 66.7% |
| 9 磐梯朝日 | 31 | 10 | 32.3% | 21 | 67.7% | | 0.0% |
| 10 日光 | 32 | | 0.0% | 18 | 56.3% | 14 | 43.8% |
| 11 尾瀬 | 17 | | 0.0% | | 0.0% | 17 | 100.0% |
| 12 上信越高原 | 39 | 6 | 15.4% | 33 | 84.6% | | 0.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 11 | 5 | 45.5% | 6 | 54.5% | | 0.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 35 | | 0.0% | | 0.0% | 35 | 100.0% |
| 15 小笠原 | 10 | | 0.0% | 10 | 100.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 45 | 2 | 4.4% | 18 | 40.0% | 25 | 55.6% |
| 17 中部山岳 | 43 | 17 | 39.5% | 26 | 60.5% | | 0.0% |
| 18 白山 | 21 | 2 | 9.5% | | 0.0% | 19 | 90.5% |
| 19 南アルプス | 12 | 2 | 16.7% | 8 | 66.7% | 2 | 16.7% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 16 | 2 | 12.5% | 13 | 81.3% | 1 | 6.3% |
| 22 山陰海岸 | 5 | 1 | 20.0% | 4 | 80.0% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 51 | 4 | 7.8% | 40 | 78.4% | 7 | 13.7% |
| 24 大山隠岐 | 28 | 3 | 10.7% | 13 | 46.4% | 12 | 42.9% |
| 25 足摺宇和海 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% | | 0.0% |
| 26 西海 | 14 | | 0.0% | 6 | 42.9% | 8 | 57.1% |
| 27 雲仙天草 | 12 | | 0.0% | 3 | 25.0% | 9 | 75% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 2 | 11.1% | 10 | 55.6% | 6 | 33.3% |
| 29 霧島錦江湾 | 14 | 2 | 14.3% | 12 | 85.7% | | 0.0% |
| 30 屋久島 | 11 | 1 | 9.1% | 8 | 72.7% | 2 | 18.2% |
| 31 奄美群島 | 3 | | 0.0% | 1 | 33.3% | 2 | 66.7% |
| 32 やんばる | 0 | | | | | | |
| 33 慶良間諸島 | 3 | | 0.0% | 3 | 100.0% | | 0.0% |
| 34 西表石垣 | 3 | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 100.0% |
| 合計 | 566 | 70 | 12.4% | 319 | 56.4% | 177 | 31.3% |

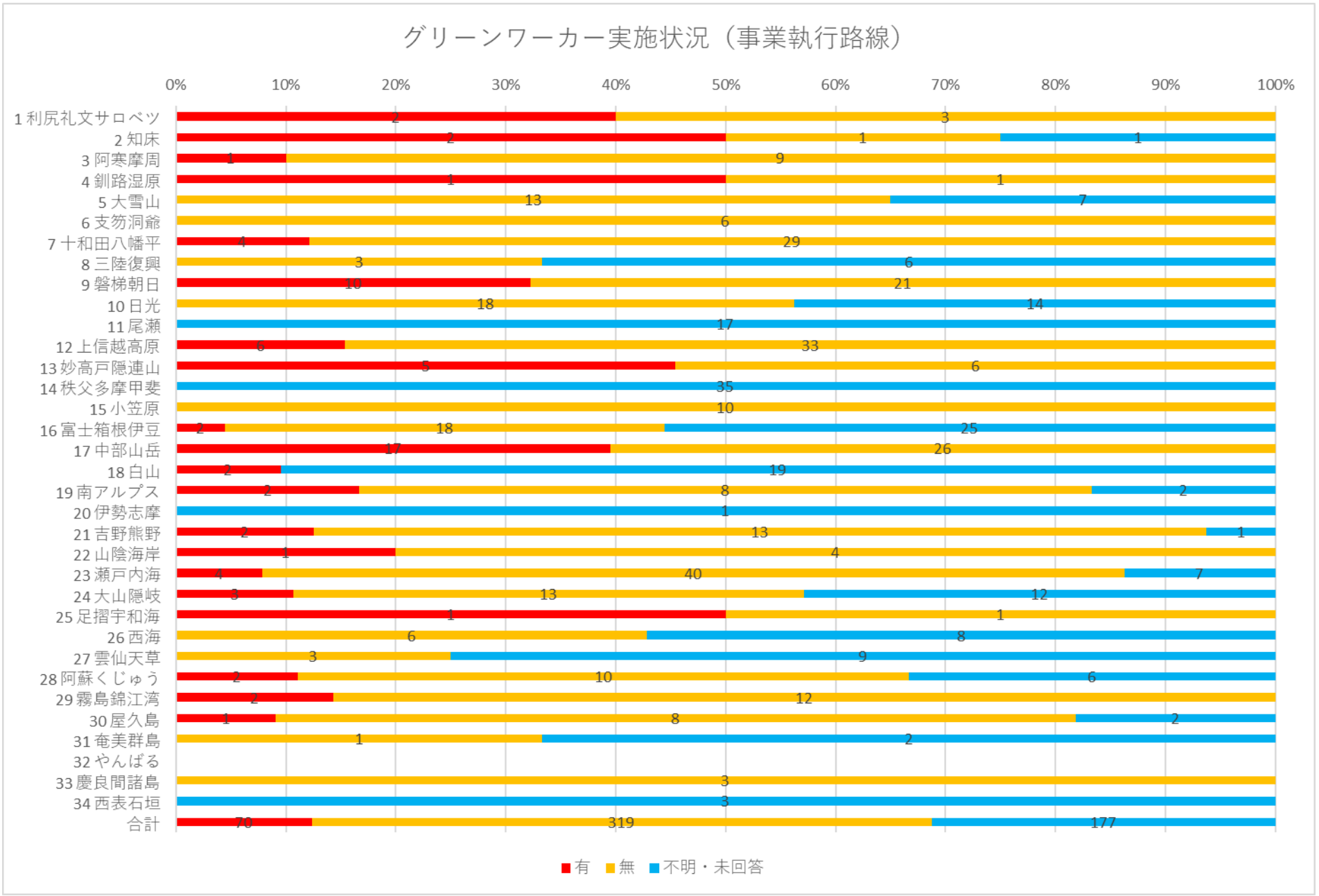
グリーンワーカー実施状況（事業執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 2 3
2 知床 2 1 1
3 阿寒摩周 1 9
4 釧路湿原 1 1
5 大雪山 13 7
6 支笏洞爺 6
7 十和田八幡平 4 29
8 三陸復興 3 6
9 磐梯朝日 10 21
10 日光 18 14
11 尾瀬 17
12 上信越高原 6 33
13 妙高戸隠連山 5 6
14 秩父多摩甲斐 35
15 小笠原 10
16 富士箱根伊豆 2 18 25
17 中部山岳 17 26
18 白山 2 19
19 南アルプス 2 8 2
20 伊勢志摩 1
21 吉野熊野 2 13 1
22 山陰海岸 1 4
23 瀬戸内海 4 40 7
24 大山隠岐 3 13 12
25 足摺宇和海 1 1
26 西海 6 8
27 雲仙天草 3 9
28 阿蘇くじゅう 2 10 6
29 霧島錦江湾 2 12
30 屋久島 1 8 2
31 奄美群島 1 2
32 やんばる
33 慶良間諸島 3
34 西表石垣 3
合計 70 319 177
有
無
不明・未回答

### ④－４　グリーンワーカー実施状況（事業決定・未執行路線）

事業決定・未執行路線について、グリーンワーカーの実施状況について表 1-2-16 に示す。

事業決定・未執行路線であっても、磐梯朝日や中部山岳など高標高の山岳をもつ公園でグリーンワーカーを活用している。

**表 1-2-16　グリーンワーカー実施状況（事業決定・未執行路線）**

| 国立公園名 | 事業決定・未執行路線 | 有 | | 無 | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 1 | | 0.0% | 1 | 100.0% | | 0.0% |
| 2 知床 | 3 | 1 | 33.3% | | 0.0% | 2 | 66.7% |
| 3 阿寒摩周 | 5 | | 0.0% | 1 | 20.0% | 4 | 80.0% |
| 4 釧路湿原 | 0 | | | | | | |
| 5 大雪山 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 6 支笏洞爺 | 1 | | 0.0% | 1 | 100% | | 0.0% |
| 7 十和田八幡平 | 0 | | | | | | |
| 8 三陸復興 | 0 | | | | | | |
| 9 磐梯朝日 | 2 | 2 | 100.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 10 日光 | 0 | | | | | | |
| 11 尾瀬 | 0 | | | | | | |
| 12 上信越高原 | 5 | 1 | 20.0% | 4 | 80.0% | | 0.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 3 | | 0.0% | 3 | 100.0% | | 0.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 6 | | 0.0% | | 0.0% | 6 | 100.0% |
| 15 小笠原 | 0 | | | | | | |
| 16 富士箱根伊豆 | 1 | | 0.0% | 1 | 100.0% | | 0.0% |
| 17 中部山岳 | 0 | | | | | | |
| 18 白山 | 0 | | | | | | |
| 19 南アルプス | 1 | | 0.0% | 1 | 100.0% | | 0.0% |
| 20 伊勢志摩 | 0 | | | | | | |
| 21 吉野熊野 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 22 山陰海岸 | 0 | | | | | | |
| 23 瀬戸内海 | 2 | | 0.0% | 2 | 100.0% | | 0.0% |
| 24 大山隠岐 | 0 | | | | | | |
| 25 足摺宇和海 | 1 | | 0.0% | 1 | 100.0% | | 0.0% |
| 26 西海 | 4 | | 0.0% | | 0.0% | 4 | 100.0% |
| 27 雲仙天草 | 0 | | | | | | |
| 28 阿蘇くじゅう | 0 | | | | | | |
| 29 霧島錦江湾 | 2 | | 0.0% | 2 | 100.0% | | 0.0% |
| 30 屋久島 | 0 | | | | | | |
| 31 奄美群島 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100.0% |
| 32 やんばる | 5 | | 0.0% | 5 | 100.0% | | 0.0% |
| 33 慶良間諸島 | 0 | | | | | | |
| 34 西表石垣 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 合計 | 47 | 4 | 8.5% | 22 | 46.8% | 21 | 44.7% |

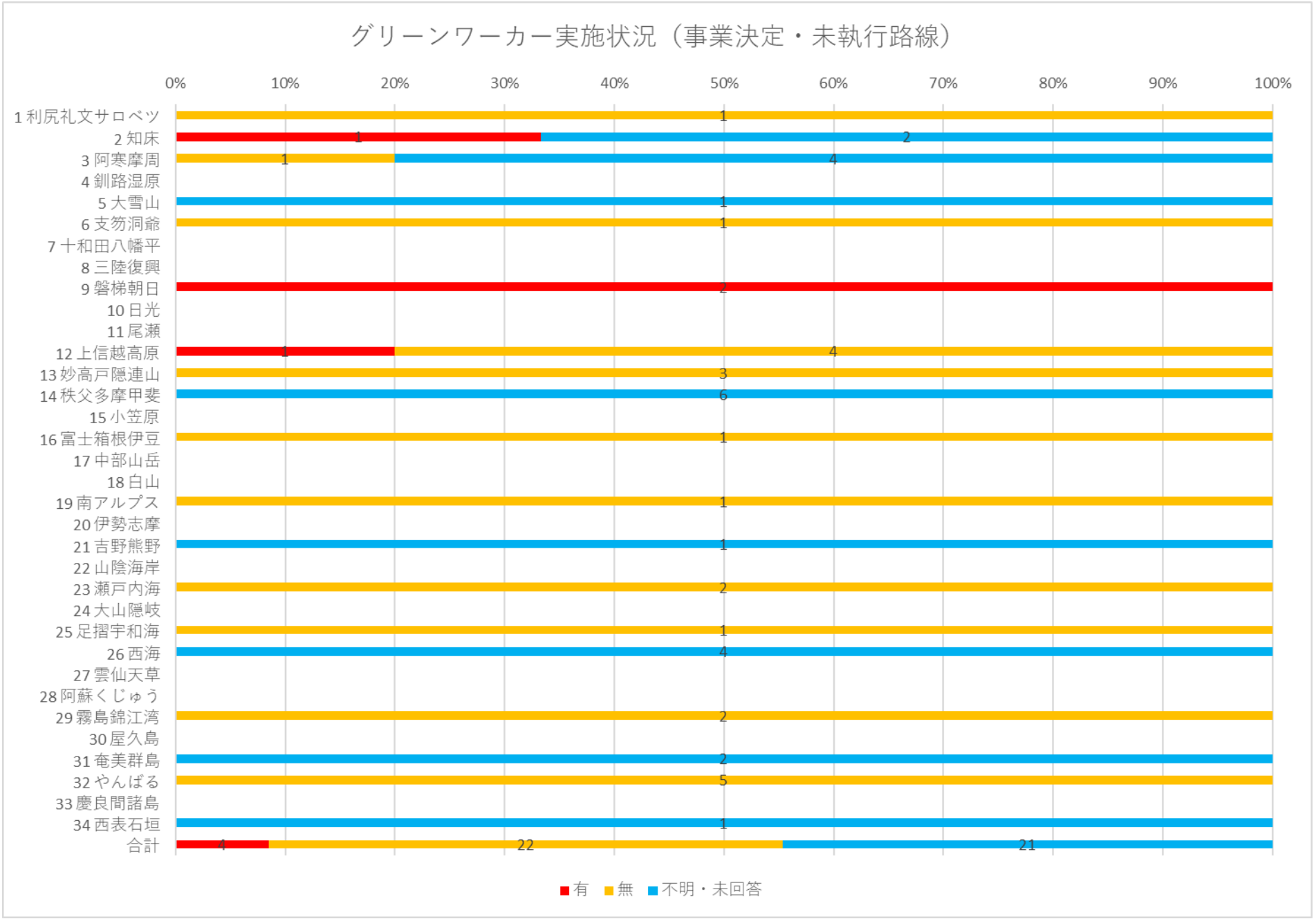
グリーンワーカー実施状況（事業決定・未執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
4
22
21
有
無
不明・未回答

### ④－５　グリーンワーカー実施状況（未決定・未執行路線）

未決定・未執行路線について、グリーンワーカーの実施状況について表 1-2-17 に示す。

未決定・未執行路線であっても、磐梯朝日や中部山岳など高標高の山岳をもつ公園でグリーンワーカーを活用している。

**表 1-2-17　グリーンワーカー実施状況（未決定・未執行路線）**

| 国立公園名 | 未決定・未執行路線 | 有 | | 無 | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 2 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100.0% |
| 2 知床 | 0 | | | | | | |
| 3 阿寒摩周 | 6 | | 0.0% | | 0.0% | 6 | 100.0% |
| 4 釧路湿原 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 5 大雪山 | 19 | 2 | 10.5% | 15 | 78.9% | 2 | 10.5% |
| 6 支笏洞爺 | 13 | | 0.0% | 13 | 100% | | 0.0% |
| 7 十和田八幡平 | 9 | | 0.0% | 4 | 44.4% | 5 | 55.6% |
| 8 三陸復興 | 8 | | 0.0% | 1 | 12.5% | 7 | 87.5% |
| 9 磐梯朝日 | 42 | 10 | 23.8% | 27 | 64.3% | 5 | 11.9% |
| 10 日光 | 21 | | 0.0% | 4 | 19.0% | 17 | 81.0% |
| 11 尾瀬 | 4 | 1 | 25.0% | | 0.0% | 3 | 75.0% |
| 12 上信越高原 | 22 | 2 | 9.1% | 20 | 90.9% | | 0.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 16 | 5 | 31.3% | 10 | 62.5% | 1 | 6.3% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 43 | 2 | 4.7% | | 0.0% | 41 | 95.3% |
| 15 小笠原 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 49 | | 0.0% | 9 | 18.4% | 40 | 81.6% |
| 17 中部山岳 | 29 | 9 | 31.0% | 20 | 69.0% | | 0.0% |
| 18 白山 | 9 | 1 | 11.1% | | 0.0% | 8 | 88.9% |
| 19 南アルプス | 9 | | 0.0% | | 0.0% | 9 | 100.0% |
| 20 伊勢志摩 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 23 | | 0.0% | 11 | 47.8% | 12 | 52.2% |
| 22 山陰海岸 | 6 | | 0.0% | 6 | 100.0% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 76 | | 0.0% | 18 | 23.7% | 58 | 76.3% |
| 24 大山隠岐 | 30 | 1 | 3.3% | 5 | 16.7% | 24 | 80.0% |
| 25 足摺宇和海 | 21 | | 0.0% | 21 | 100.0% | | 0.0% |
| 26 西海 | 10 | | 0.0% | | 0.0% | 10 | 100.0% |
| 27 雲仙天草 | 9 | | 0.0% | | 0.0% | 9 | 100% |
| 28 阿蘇くじゅう | 15 | | 0.0% | 13 | 86.7% | 2 | 13.3% |
| 29 霧島錦江湾 | 6 | | 0.0% | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| 30 屋久島 | 3 | 2 | 66.7% | | 0.0% | 1 | 33.3% |
| 31 奄美群島 | 3 | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 100.0% |
| 32 やんばる | 2 | | 0.0% | 2 | 100.0% | | 0.0% |
| 33 慶良間諸島 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 34 西表石垣 | 3 | | 0.0% | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% |
| 合計 | 514 | 35 | 6.8% | 205 | 39.9% | 274 | 53.3% |

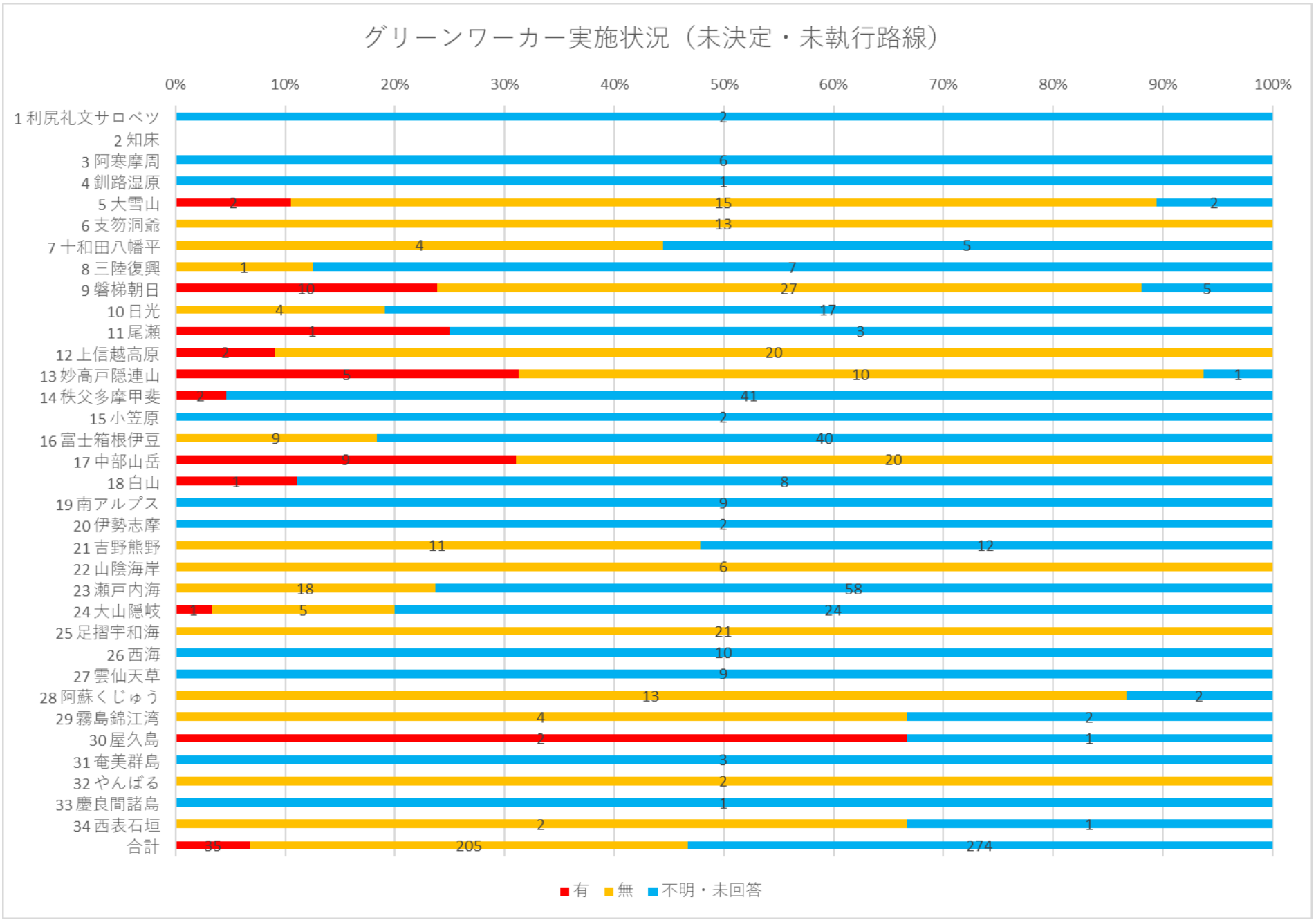
グリーンワーカー実施状況（未決定・未執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 2
2 知床
3 阿寒摩周 6
4 釧路湿原 1
5 大雪山 2 15 2
6 支笏洞爺 13
7 十和田八幡平 4 5
8 三陸復興 1 7
9 磐梯朝日 10 27 5
10 日光 4 17
11 尾瀬 1 3
12 上信越高原 2 20
13 妙高戸隠連山 5 10 1
14 秩父多摩甲斐 2 41
15 小笠原 2
16 富士箱根伊豆 9 40
17 中部山岳 9 20
18 白山 1 8
19 南アルプス 9
20 伊勢志摩 2
21 吉野熊野 11 12
22 山陰海岸 6
23 瀬戸内海 18 58
24 大山隠岐 1 5 24
25 足摺宇和海 21
26 西海 10
27 雲仙天草 9
28 阿蘇くじゅう 13 2
29 霧島錦江湾 4 2
30 屋久島 2 1
31 奄美群島 3
32 やんばる 2
33 慶良間諸島 1
34 西表石垣 2 1
合計 35 205 274
有
無
不明・未回答

### ⑤ 歩道・施設の荒廃・老朽化の状況

#### ⑤－１　歩道・施設の荒廃状況（計画路線）

すべての計画路線について、歩道・施設の荒廃状況について表 1-2-18 に示す。

荒廃状況について、全体で 45.7%が不明や未回答であった。白山、伊勢志摩、足摺宇和島海、雲仙天草、慶良間諸島については回答が得られなかった。一方で、釧路湿原、大雪山、尾瀬、阿蘇くじゅうは不明/未回答が 1 路線もしくは 10%以下であり、公園内の歩道の状況をよく把握していると考えられる。

表 1-2-18　歩道・施設の荒廃状況（計画路線）

| 国立公園名 | 計画路線 | ○ | | △ | | × | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 8 | 4 | 50.0% | 2 | 25.0% | | 0.0% | 2 | 25.0% |
| 2 知床 | 7 | 3 | 42.9% | 2 | 28.6% | | 0.0% | 2 | 28.6% |
| 3 阿寒摩周 | 21 | 4 | 19.0% | 3 | 14.3% | 5 | 23.8% | 9 | 42.9% |
| 4 釧路湿原 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% | | 0.0% | 1 | 33.3% |
| 5 大雪山 | 40 | 12 | 30.0% | 15 | 37.5% | 10 | 25.0% | 3 | 7.5% |
| 6 支笏洞爺 | 20 | 7 | 35.0% | 5 | 25.0% | | 0.0% | 8 | 40.0% |
| 7 十和田八幡平 | 42 | 2 | 4.8% | 28 | 66.7% | 4 | 9.5% | 8 | 19.0% |
| 8 三陸復興 | 17 | | 0.0% | 4 | 23.5% | | 0.0% | 13 | 76.5% |
| 9 磐梯朝日 | 75 | 6 | 8.0% | 21 | 28.0% | 4 | 5.3% | 44 | 58.7% |
| 10 日光 | 53 | 7 | 13.2% | 21 | 39.6% | 2 | 3.8% | 23 | 43.4% |
| 11 尾瀬 | 21 | 1 | 4.8% | 16 | 76.2% | 3 | 14.3% | 1 | 4.8% |
| 12 上信越高原 | 66 | 13 | 19.7% | 24 | 36.4% | | 0.0% | 29 | 43.9% |
| 13 妙高戸隠連山 | 30 | 3 | 10.0% | 4 | 13.3% | | 0.0% | 23 | 76.7% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 84 | 27 | 32.1% | 39 | 46.4% | 3 | 3.6% | 15 | 17.9% |
| 15 小笠原 | 12 | 1 | 8.3% | 9 | 75.0% | | 0.0% | 2 | 16.7% |
| 16 富士箱根伊豆 | 95 | 12 | 12.6% | 22 | 23.2% | 13 | 13.7% | 48 | 50.5% |
| 17 中部山岳 | 72 | 6 | 8.3% | 43 | 59.7% | | 0.0% | 23 | 31.9% |
| 18 白山 | 30 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 30 | 100% |
| 19 南アルプス | 22 | 4 | 18.2% | 5 | 22.7% | 2 | 9.1% | 11 | 50.0% |
| 20 伊勢志摩 | 3 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 40 | 3 | 7.5% | 12 | 30.0% | 4 | 10.0% | 21 | 52.5% |
| 22 山陰海岸 | 11 | 3 | 27.3% | 3 | 27.3% | 3 | 27.3% | 2 | 18.2% |
| 23 瀬戸内海 | 129 | 46 | 35.7% | 3 | 2.3% | 6 | 4.7% | 74 | 57.4% |
| 24 大山隠岐 | 58 | 2 | 3.4% | 16 | 27.6% | 7 | 12.1% | 33 | 56.9% |
| 25 足摺宇和海 | 24 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 24 | 100% |
| 26 西海 | 28 | 3 | 10.7% | | 0.0% | | 0.0% | 25 | 89.3% |
| 27 雲仙天草 | 21 | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 14.3% | 18 | 86% |
| 28 阿蘇くじゅう | 33 | 11 | 33.3% | 15 | 45.5% | 6 | 18.2% | 1 | 3.0% |
| 29 霧島錦江湾 | 22 | 2 | 9.1% | 15 | 68.2% | 2 | 9.1% | 3 | 13.6% |
| 30 屋久島 | 14 | 4 | 28.6% | 7 | 50.0% | 1 | 7.1% | 2 | 14.3% |
| 31 奄美群島 | 8 | 1 | 12.5% | 1 | 12.5% | | 0.0% | 6 | 75.0% |
| 32 やんばる | 7 | | 0.0% | 4 | 57.1% | 1 | 14.3% | 2 | 28.6% |
| 33 慶良間諸島 | 4 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 4 | 100% |
| 34 西表石垣 | 7 | 2 | 28.6% | 3 | 42.9% | | 0.0% | 2 | 28.6% |
| 合計 | 1127 | 190 | 16.9% | 343 | 30.4% | 79 | 7.0% | 515 | 45.7% |

※○：通常　△：一部異常あり　×：異常多数

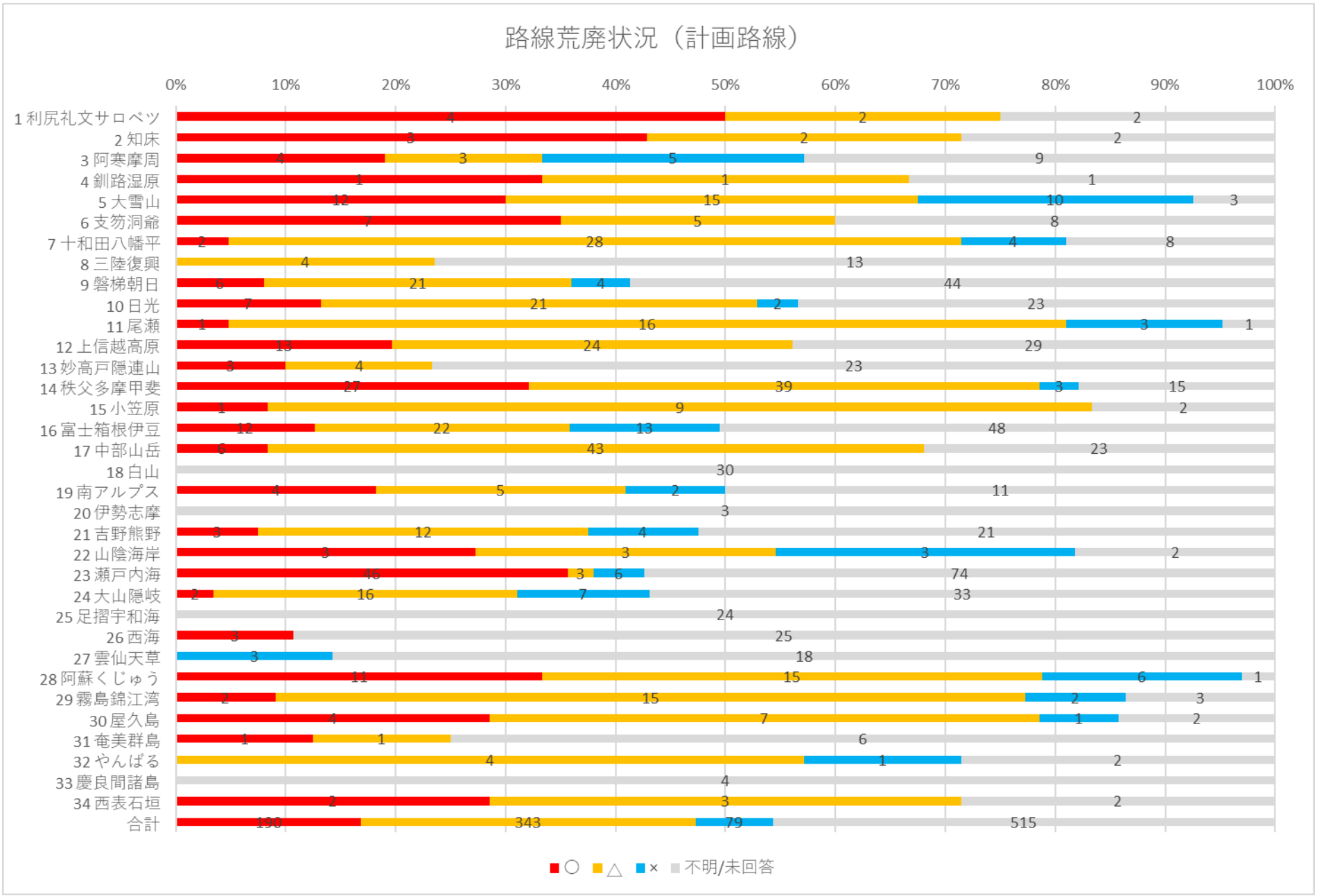
路線荒廃状況（計画路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 4 2 2
2 知床 3 2 2
3 阿寒摩周 4 3 5 9
4 釧路湿原 1 1 1
5 大雪山 12 15 10 3
6 支笏洞爺 7 5 8
7 十和田八幡平 2 28 4 8
8 三陸復興 4 13
9 磐梯朝日 6 21 4 44
10 日光 7 21 2 23
11 尾瀬 1 16 3 1
12 上信越高原 13 24 29
13 妙高戸隠連山 3 4 23
14 秩父多摩甲斐 27 39 3 15
15 小笠原 1 9 2
16 富士箱根伊豆 12 22 13 48
17 中部山岳 6 43 23
18 白山 30
19 南アルプス 4 5 2 11
20 伊勢志摩 3
21 吉野熊野 3 12 4 21
22 山陰海岸 3 3 3 2
23 瀬戸内海 46 3 6 74
24 大山隠岐 2 16 7 33
25 足摺宇和海 24
26 西海 3 25
27 雲仙天草 3 18
28 阿蘇くじゅう 11 15 6 1
29 霧島錦江湾 2 15 2 3
30 屋久島 4 7 1 2
31 奄美群島 1 1 6
32 やんばる 4 1 2
33 慶良間諸島 4
34 西表石垣 2 3 2
合計 190 343 79 515
■○ ■△ ■× ■不明/未回答

### ⑤－２　歩道・施設の荒廃状況（事業決定路線）

事業決定路線について、歩道・施設の荒廃状況について表 1-2-19 に示す。

表 1-2-19　歩道・施設の荒廃状況（事業決定路線）

| 国立公園名 | 事業決定路線 | ○ | | △ | | × | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% | | 0.0% | | 0.0% |
| 2 知床 | 7 | 3 | 42.9% | 2 | 28.6% | | 0.0% | 2 | 28.6% |
| 3 阿寒摩周 | 15 | 4 | 26.7% | 3 | 20.0% | 5 | 33.3% | 3 | 20.0% |
| 4 釧路湿原 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 21 | 4 | 19.0% | 11 | 52.4% | 6 | 28.6% | | 0.0% |
| 6 支笏洞爺 | 7 | 3 | 42.9% | 2 | 28.6% | | 0.0% | 2 | 28.6% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 2 | 6.1% | 27 | 81.8% | 4 | 12.1% | | 0.0% |
| 8 三陸復興 | 9 | | 0.0% | 3 | 33.3% | | 0.0% | 6 | 66.7% |
| 9 磐梯朝日 | 33 | 2 | 6.1% | 11 | 33.3% | 2 | 6.1% | 18 | 54.5% |
| 10 日光 | 32 | 7 | 21.9% | 20 | 62.5% | 1 | 3.1% | 4 | 12.5% |
| 11 尾瀬 | 17 | 1 | 5.9% | 13 | 76.5% | 2 | 11.8% | 1 | 5.9% |
| 12 上信越高原 | 44 | 7 | 15.9% | 18 | 40.9% | | 0.0% | 19 | 43.2% |
| 13 妙高戸隠連山 | 14 | 1 | 7.1% | 3 | 21.4% | | 0.0% | 10 | 71.4% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 41 | 16 | 39.0% | 23 | 56.1% | 1 | 2.4% | 1 | 2.4% |
| 15 小笠原 | 10 | 1 | 10.0% | 9 | 90.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 46 | 12 | 26.1% | 17 | 37.0% | 11 | 23.9% | 6 | 13.0% |
| 17 中部山岳 | 43 | 1 | 2.3% | 32 | 74.4% | | 0.0% | 10 | 23.3% |
| 18 白山 | 21 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 21 | 100% |
| 19 南アルプス | 13 | 4 | 30.8% | 5 | 38.5% | 2 | 15.4% | 2 | 15.4% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 17 | 2 | 11.8% | 9 | 52.9% | 4 | 23.5% | 2 | 11.8% |
| 22 山陰海岸 | 5 | 1 | 20.0% | 3 | 60.0% | 1 | 20.0% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 53 | 37 | 69.8% | 2 | 3.8% | 2 | 3.8% | 12 | 22.6% |
| 24 大山隠岐 | 28 | 2 | 7.1% | 13 | 46.4% | 4 | 14.3% | 9 | 32.1% |
| 25 足摺宇和海 | 3 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 100% |
| 26 西海 | 18 | 3 | 16.7% | | 0.0% | | 0.0% | 15 | 83.3% |
| 27 雲仙天草 | 12 | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 25.0% | 9 | 75% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 7 | 38.9% | 6 | 33.3% | 4 | 22.2% | 1 | 5.6% |
| 29 霧島錦江湾 | 16 | 1 | 6.3% | 12 | 75.0% | 2 | 12.5% | 1 | 6.3% |
| 30 屋久島 | 11 | 4 | 36.4% | 5 | 45.5% | 1 | 9.1% | 1 | 9.1% |
| 31 奄美群島 | 5 | 1 | 20.0% | 1 | 20.0% | | 0.0% | 3 | 60.0% |
| 32 やんばる | 5 | | | 4 | | 1 | | | |
| 33 慶良間諸島 | 3 | | | | | | | 3 | 100% |
| 34 西表石垣 | 4 | 2 | 50.0% | 1 | 25.0% | | 0.0% | 1 | 25.0% |
| 合計 | 613 | 133 | 21.7% | 258 | 42.1% | 56 | 9.1% | 166 | 27.1% |

※○：通常　△：一部異常あり　×：異常多数

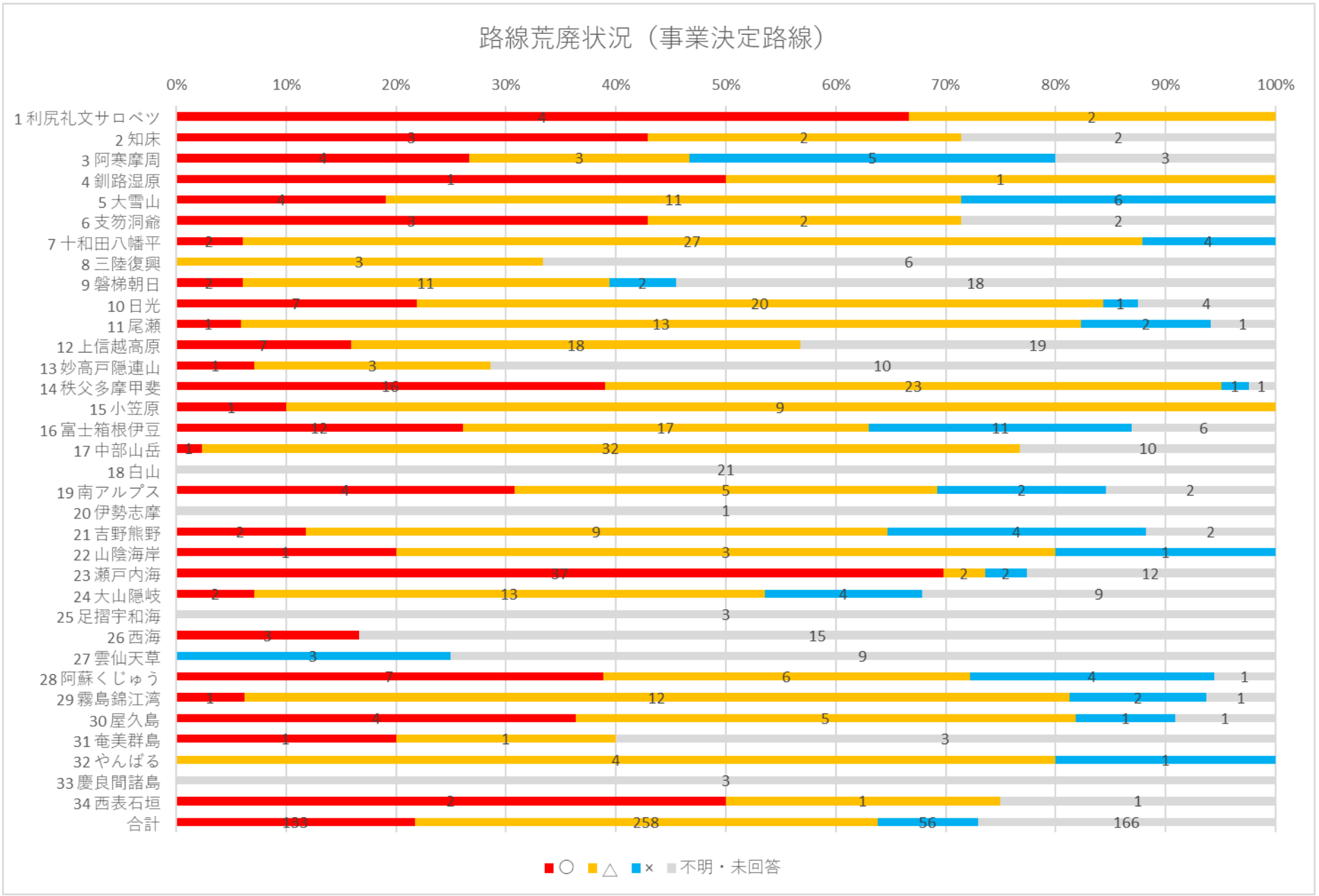
路線荒廃状況（事業決定路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 4 2
2 知床 3 2 2
3 阿寒摩周 4 3 5 3
4 釧路湿原 1 1
5 大雪山 4 11 6
6 支笏洞爺 3 2 2
7 十和田八幡平 2 27 4
8 三陸復興 3 6
9 磐梯朝日 2 11 2 18
10 日光 7 20 1 4
11 尾瀬 1 13 2 1
12 上信越高原 7 18 19
13 妙高戸隠連山 1 3 10
14 秩父多摩甲斐 16 23 1 1
15 小笠原 1 9
16 富士箱根伊豆 12 17 11 6
17 中部山岳 1 32 10
18 白山 21
19 南アルプス 4 5 2 2
20 伊勢志摩 1
21 吉野熊野 2 9 4 2
22 山陰海岸 1 3 1
23 瀬戸内海 37 2 2 12
24 大山隠岐 2 13 4 9
25 足摺宇和海 3
26 西海 3 15
27 雲仙天草 3 9
28 阿蘇くじゅう 7 6 4 1
29 霧島錦江湾 1 12 2 1
30 屋久島 4 5 1 1
31 奄美群島 1 1 3
32 やんばる 4 1
33 慶良間諸島 3
34 西表石垣 2 1 1
合計 133 258 56 166
○
△
×
不明・未回答

### ⑤－３　歩道・施設の荒廃状況（事業執行路線）

事業執行路線について、歩道・施設の荒廃状況について表 1-2-20 に示す。

事業執行路線では、不明・未回答は全体で 24.4%であり、状況を把握している路線が多くなる傾向がある。利尻礼文サロベツ、知床、阿寒摩周、釧路湿原、大雪山、小笠原、山陰海岸、霧島錦江湾、西表石垣は不明・未回答の路線がなく、執行済み路線の状況についてよく把握していると考えられる。

表 1-2-20　歩道・施設の荒廃状況（事業執行路線）

| 国立公園名 | 事業執行路線 | ○ | | △ | | × | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 2 知床 | 4 | 2 | 50.0% | 2 | 50.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 3 阿寒摩周 | 10 | 4 | 40.0% | 3 | 30.0% | 3 | 30.0% | | 0.0% |
| 4 釧路湿原 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 20 | 4 | 20.0% | 11 | 55.0% | 5 | 25.0% | | 0.0% |
| 6 支笏洞爺 | 6 | 3 | 50.0% | 2 | 33.3% | | 0.0% | 1 | 16.7% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 2 | 6.1% | 27 | 81.8% | 4 | 12.1% | | 0.0% |
| 8 三陸復興 | 9 | | 0.0% | 3 | 33.3% | | 0.0% | 6 | 66.7% |
| 9 磐梯朝日 | 31 | 2 | 6.5% | 11 | 35.5% | 2 | 6.5% | 16 | 51.6% |
| 10 日光 | 32 | 7 | 21.9% | 20 | 62.5% | 1 | 3.1% | 4 | 12.5% |
| 11 尾瀬 | 17 | 1 | 5.9% | 13 | 76.5% | 2 | 11.8% | 1 | 5.9% |
| 12 上信越高原 | 39 | 7 | 17.9% | 18 | 46.2% | | 0.0% | 14 | 35.9% |
| 13 妙高戸隠連山 | 11 | 1 | 9.1% | 3 | 27.3% | | 0.0% | 7 | 63.6% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 35 | 14 | 40.0% | 19 | 54.3% | 1 | 2.9% | 1 | 2.9% |
| 15 小笠原 | 10 | 1 | 10.0% | 9 | 90.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 45 | 12 | 26.7% | 17 | 37.8% | 10 | 22.2% | 6 | 13.3% |
| 17 中部山岳 | 43 | 1 | 2.3% | 32 | 74.4% | | 0.0% | 10 | 23.3% |
| 18 白山 | 21 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 21 | 100% |
| 19 南アルプス | 12 | 3 | 25.0% | 5 | 41.7% | 2 | 16.7% | 2 | 16.7% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 16 | 2 | 12.5% | 9 | 56.3% | 4 | 25.0% | 1 | 6.3% |
| 22 山陰海岸 | 5 | 1 | 20.0% | 3 | 60.0% | 1 | 20.0% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 51 | 37 | 72.5% | 2 | 3.9% | 2 | 3.9% | 10 | 19.6% |
| 24 大山隠岐 | 28 | 2 | 7.1% | 13 | 46.4% | 4 | 14.3% | 9 | 32.1% |
| 25 足摺宇和海 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100% |
| 26 西海 | 14 | 3 | 21.4% | | 0.0% | | 0.0% | 11 | 78.6% |
| 27 雲仙天草 | 12 | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 25.0% | 9 | 75% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 7 | 38.9% | 6 | 33.3% | 4 | 22.2% | 1 | 5.6% |
| 29 霧島錦江湾 | 14 | 1 | 7.1% | 11 | 78.6% | 2 | 14.3% | | 0.0% |
| 30 屋久島 | 11 | 4 | 36.4% | 5 | 45.5% | 1 | 9.1% | 1 | 9.1% |
| 31 奄美群島 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% | | 0.0% | 1 | 33.3% |
| 32 やんばる | 0 | | | | | | | | |
| 33 慶良間諸島 | 3 | | | | | | | 3 | 100% |
| 34 西表石垣 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% | | 0.0% | | 0.0% |
| 合計 | 566 | 128 | 22.6% | 249 | 44.0% | 51 | 9.0% | 138 | 24.4% |

※○：通常　△：一部異常あり　×：異常多数

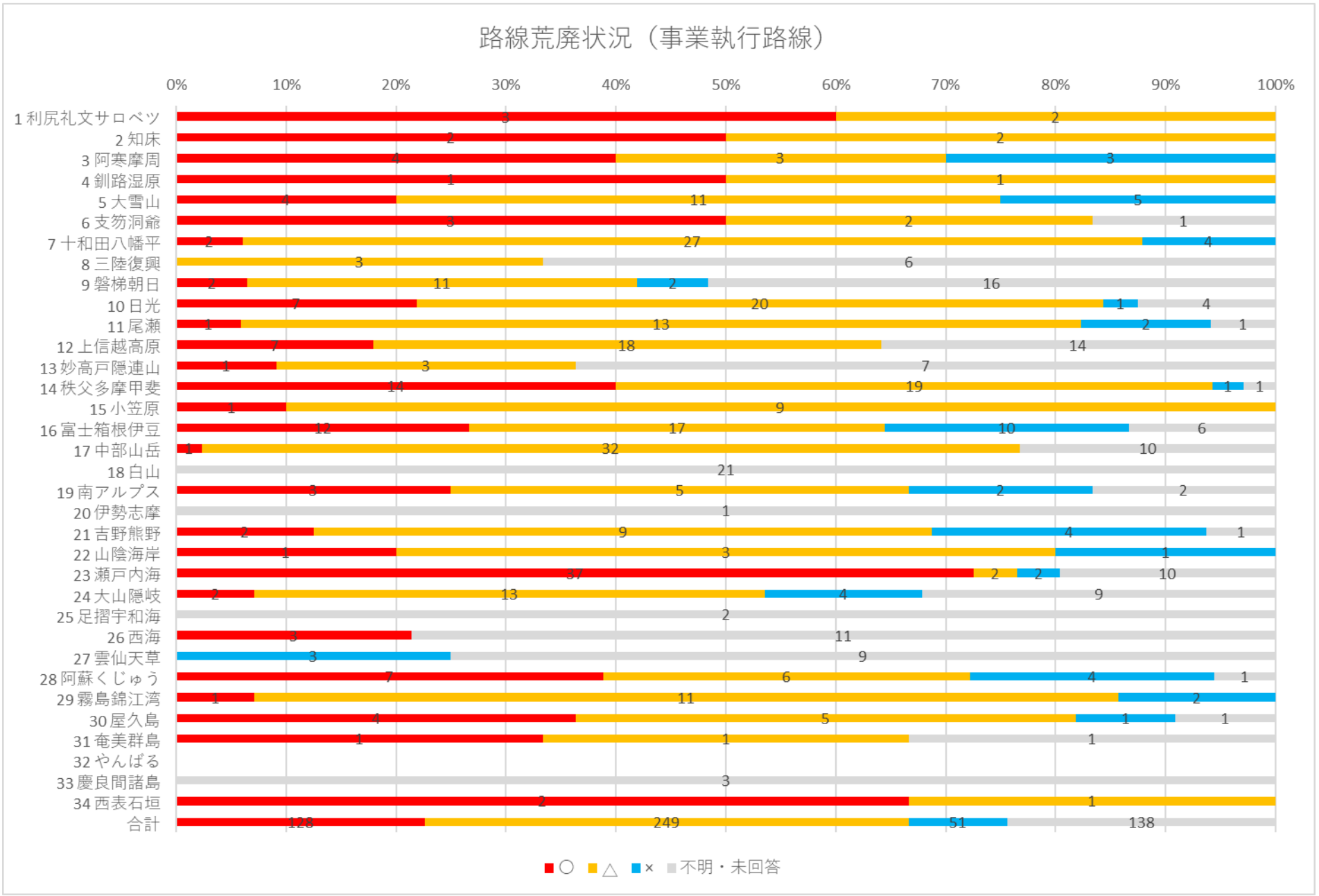
路線荒廃状況（事業執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 3 2
2 知床 2 2
3 阿寒摩周 4 3 3
4 釧路湿原 1 1
5 大雪山 4 11 5
6 支笏洞爺 3 2 1
7 十和田八幡平 2 27 4
8 三陸復興 3 6
9 磐梯朝日 2 11 2 16
10 日光 7 20 1 4
11 尾瀬 1 13 2 1
12 上信越高原 7 18 14
13 妙高戸隠連山 1 3 7
14 秩父多摩甲斐 14 19 1 1
15 小笠原 1 9
16 富士箱根伊豆 12 17 10 6
17 中部山岳 1 32 10
18 白山 21
19 南アルプス 3 5 2 2
20 伊勢志摩 1
21 吉野熊野 2 9 4 1
22 山陰海岸 1 3 1
23 瀬戸内海 37 2 2 10
24 大山隠岐 2 13 4 9
25 足摺宇和海 2
26 西海 3 11
27 雲仙天草 3 9
28 阿蘇くじゅう 7 6 4 1
29 霧島錦江湾 1 11 2
30 屋久島 4 5 1 1
31 奄美群島 1 1 1
32 やんばる
33 慶良間諸島 3
34 西表石垣 2 1
合計 128 249 51 138
■○ ■△ ■× ■不明・未回答

### ⑤－４　歩道・施設の荒廃状況（事業決定・未執行路線）

事業決定・未執行路線について、歩道・施設の荒廃状況について表 1-2-21 に示す。

事業決定・未執行路線では、全体の 59.6%が不明や未回答となり、路線の状況把握が難しいことがうかがえる。

表 1-2-21　歩道・施設の荒廃状況（事業決定・未執行路線）

| 国立公園名 | 事業決定・未執行路線 | ○ | | △ | | × | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 1 | 1 | 100.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 2 知床 | 3 | 1 | 33.3% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 66.7% |
| 3 阿寒摩周 | 5 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 40.0% | 3 | 60.0% |
| 4 釧路湿原 | 0 | | | | | | | | |
| 5 大雪山 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% | | 0.0% |
| 6 支笏洞爺 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 7 十和田八幡平 | 0 | | | | | | | | |
| 8 三陸復興 | 0 | | | | | | | | |
| 9 磐梯朝日 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100.0% |
| 10 日光 | 0 | | | | | | | | |
| 11 尾瀬 | 0 | | | | | | | | |
| 12 上信越高原 | 5 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 5 | 100.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 3 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 100.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 6 | 2 | 33.3% | 4 | 66.7% | | 0.0% | | 0.0% |
| 15 小笠原 | 0 | | | | | | | | |
| 16 富士箱根伊豆 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% | | 0.0% |
| 17 中部山岳 | 0 | | | | | | | | |
| 18 白山 | 0 | | | | | | | | |
| 19 南アルプス | 1 | 1 | 100.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 20 伊勢志摩 | 0 | | | | | | | | |
| 21 吉野熊野 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 22 山陰海岸 | 0 | | | | | | | | |
| 23 瀬戸内海 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100.0% |
| 24 大山隠岐 | 0 | | | | | | | | |
| 25 足摺宇和海 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100% |
| 26 西海 | 4 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 4 | 100.0% |
| 27 雲仙天草 | 0 | | | | | | | | |
| 28 阿蘇くじゅう | 0 | | | | | | | | |
| 29 霧島錦江湾 | 2 | | 0.0% | 1 | 50.0% | | 0.0% | 1 | 50.0% |
| 30 屋久島 | 0 | | | | | | | | |
| 31 奄美群島 | 0 | | | | | | | | |
| 32 やんばる | 7 | | 0.0% | 4 | 57.1% | 1 | 14.3% | 2 | 28.6% |
| 33 慶良間諸島 | 0 | | | | | | | | |
| 34 西表石垣 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 合計 | 47 | 5 | 10.6% | 9 | 19.1% | 5 | 10.6% | 28 | 59.6% |

※○：通常　△：一部異常あり　×：異常多数

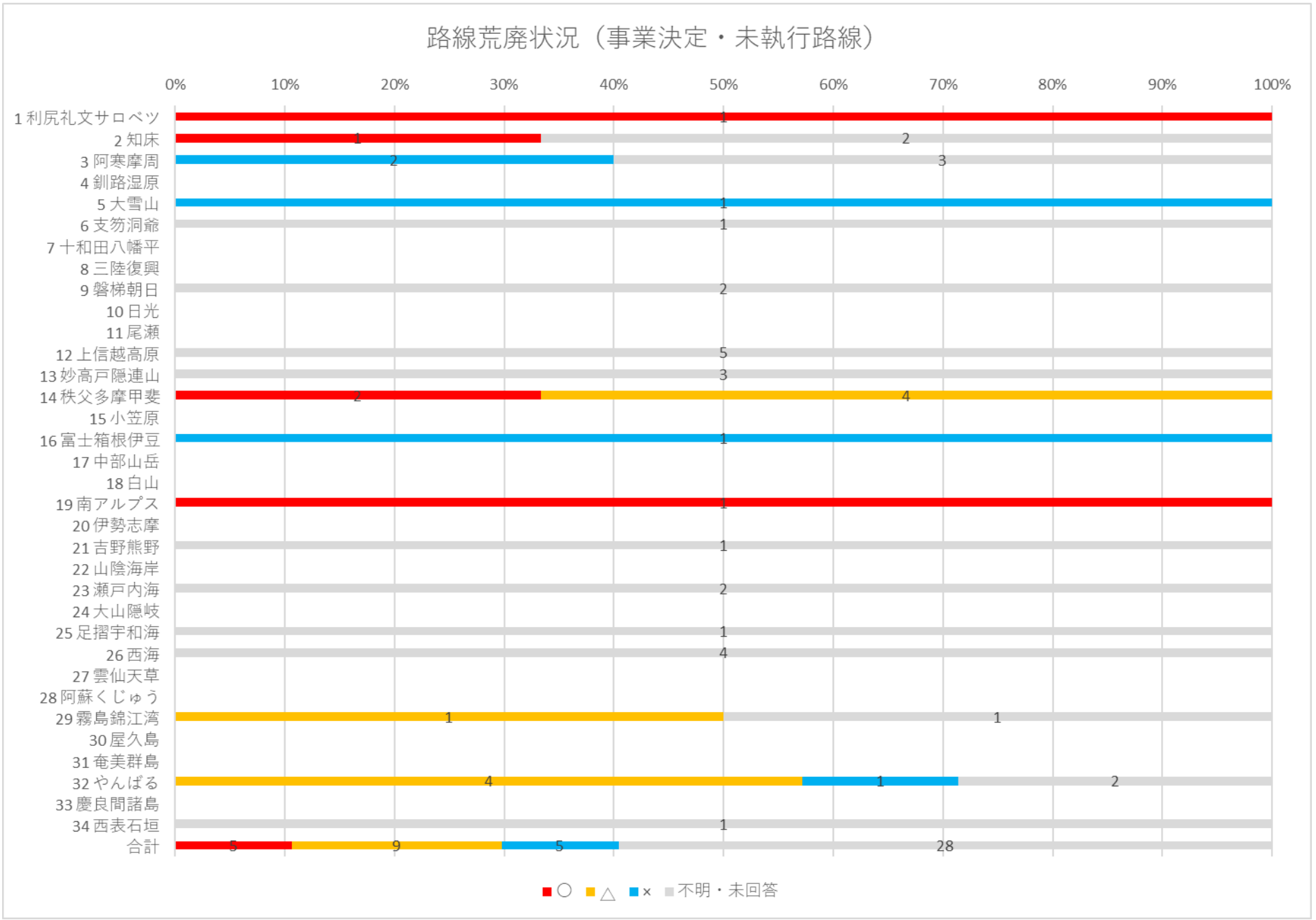
路線荒廃状況（事業決定・未執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
○
△
×
不明・未回答

### ⑤－５　歩道・施設の荒廃状況（未決定・未執行路線）

未決定・未執行路線について、歩道・施設の荒廃状況について表 1-2-22 に示す。

未決定・未執行路線では、全体の 67.9%が不明や未回答となり、路線の状況把握が難しいことがうかがえる。

表 1-2-22　歩道・施設の荒廃状況（未決定・未執行路線）

| 国立公園名 | 未決定・未執行路線 | ○ | | △ | | × | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 2 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100.0% |
| 2 知床 | 0 | | | | | | | | |
| 3 阿寒摩周 | 6 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 6 | 100.0% |
| 4 釧路湿原 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100.0% |
| 5 大雪山 | 19 | 8 | 42.1% | 4 | 21.1% | 4 | 21.1% | 3 | 15.8% |
| 6 支笏洞爺 | 13 | 4 | 30.8% | 3 | 23.1% | | 0.0% | 6 | 46.2% |
| 7 十和田八幡平 | 9 | | 0.0% | 1 | 11.1% | | 0.0% | 8 | 88.9% |
| 8 三陸復興 | 8 | | 0.0% | 1 | 12.5% | | 0.0% | 7 | 87.5% |
| 9 磐梯朝日 | 42 | 4 | 9.5% | 10 | 23.8% | 2 | 4.8% | 26 | 61.9% |
| 10 日光 | 21 | | 0.0% | 1 | 4.8% | 1 | 4.8% | 19 | 90.5% |
| 11 尾瀬 | 4 | | 0.0% | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% | | 0.0% |
| 12 上信越高原 | 22 | 6 | 27.3% | 6 | 27.3% | | 0.0% | 10 | 45.5% |
| 13 妙高戸隠連山 | 16 | 2 | 12.5% | 1 | 6.3% | | 0.0% | 13 | 81.3% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 43 | 11 | 25.6% | 16 | 37.2% | 2 | 4.7% | 14 | 32.6% |
| 15 小笠原 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 49 | | 0.0% | 5 | 10.2% | 2 | 4.1% | 42 | 85.7% |
| 17 中部山岳 | 29 | 5 | 17.2% | 11 | 37.9% | | 0.0% | 13 | 44.8% |
| 18 白山 | 9 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 9 | 100% |
| 19 南アルプス | 9 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 9 | 100.0% |
| 20 伊勢志摩 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100% |
| 21 吉野熊野 | 23 | 1 | 4.3% | 3 | 13.0% | | 0.0% | 19 | 82.6% |
| 22 山陰海岸 | 6 | 2 | 33.3% | | 0.0% | 2 | 33.3% | 2 | 33.3% |
| 23 瀬戸内海 | 76 | 9 | 11.8% | 1 | 1.3% | 4 | 5.3% | 62 | 81.6% |
| 24 大山隠岐 | 30 | | 0.0% | 3 | 10.0% | 3 | 10.0% | 24 | 80.0% |
| 25 足摺宇和海 | 21 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 21 | 100% |
| 26 西海 | 10 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 10 | 100.0% |
| 27 雲仙天草 | 9 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 9 | 100% |
| 28 阿蘇くじゅう | 15 | 4 | 26.7% | 9 | 60.0% | 2 | 13.3% | | 0.0% |
| 29 霧島錦江湾 | 6 | 1 | 16.7% | 3 | 50.0% | | 0.0% | 2 | 33.3% |
| 30 屋久島 | 3 | | 0.0% | 2 | 66.7% | | 0.0% | 1 | 33.3% |
| 31 奄美群島 | 3 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 3 | 100.0% |
| 32 やんばる | 2 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100.0% |
| 33 慶良間諸島 | 1 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 100% |
| 34 西表石垣 | 3 | | 0.0% | 2 | 66.7% | | 0.0% | 1 | 33.3% |
| 合計 | 514 | 57 | 11.1% | 85 | 16.5% | 23 | 4.5% | 349 | 67.9% |

※○：通常　△：一部異常あり　×：異常多数

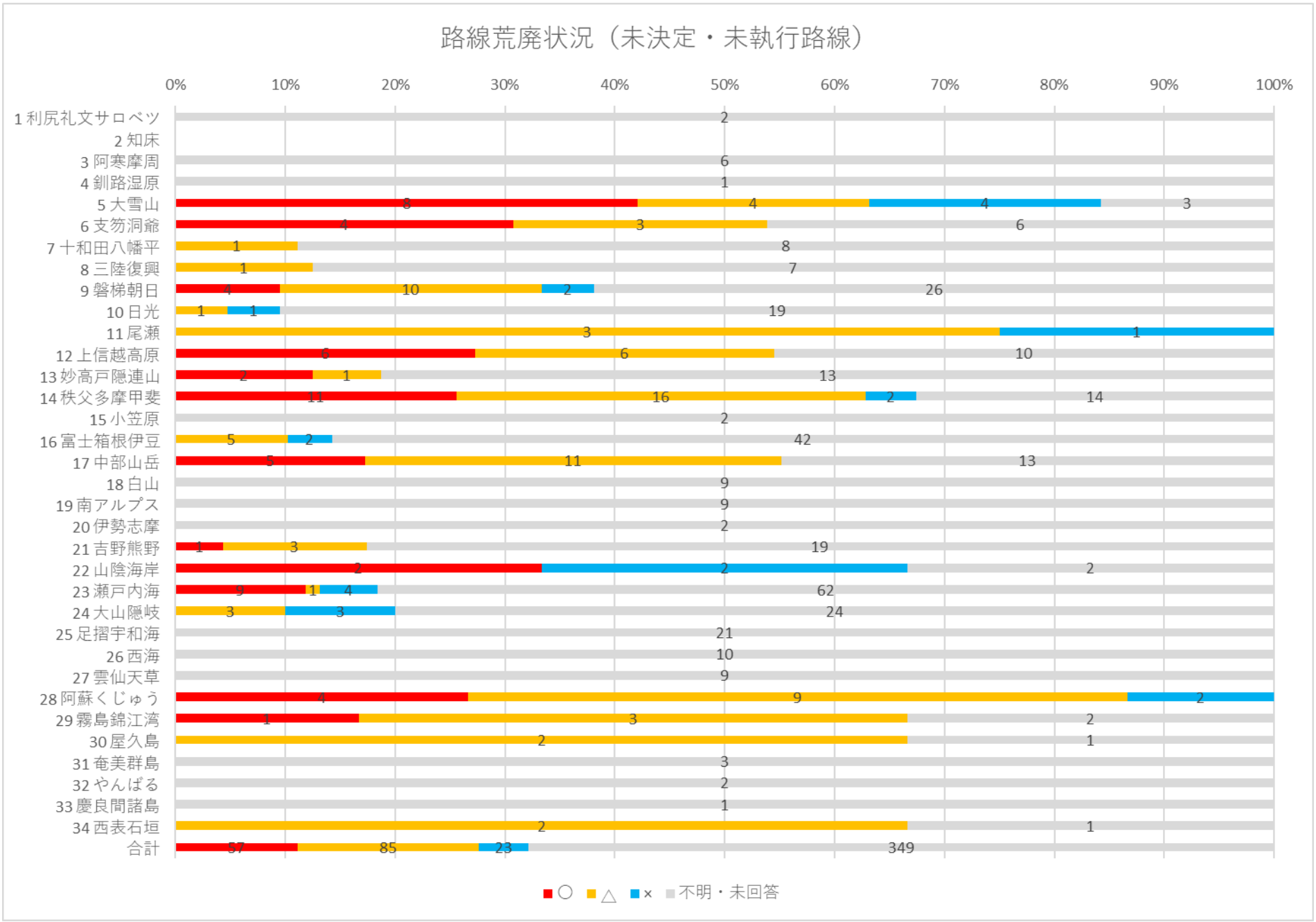
路線荒廃状況（未決定・未執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
○
△
×
不明・未回答

### ⑥ 利用状況（利用者数のカウント有無）

すべての計画路線について、利用者のカウントの実施状況と実施主体を表 1-2-23 に示す。

全体では 111 路線で利用者数のカウントが実施されている。知床、西表石垣は 4 路線、割合にして 57.1%の路線でカウントが行われている。どちらも世界自然遺産に登録されている公園である。また、尾瀬、白山も 40%以上の路線でカウントが行われている。

表 1-2-23　利用者のカウント実施状況（計画路線）

| 国立公園名 | 計画路線 | 有 | | | | | | | 無 | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 環境省 | 林野庁 | 都道府県 | 市町村 | その他 | | | | |
| 1 利尻礼文サロベツ | 8 | 2 | 25.0% | 3 | | | | | 4 | 50.0% | 2 | 25.0% |
| 2 知床 | 7 | 4 | 57.1% | 3 | 3 | | | 1 | 1 | 14.3% | 2 | 28.6% |
| 3 阿寒摩周 | 21 | 4 | 19.0% | 4 | | | | | 8 | 38.1% | 9 | 42.9% |
| 4 釧路湿原 | 3 | | 0.0% | 1 | | | | | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% |
| 5 大雪山 | 40 | 9 | 22.5% | 7 | | | | | 6 | 15.0% | 25 | 62.5% |
| 6 支笏洞爺 | 20 | 7 | 35.0% | | 3 | 4 | 1 | | 6 | 30.0% | 7 | 35.0% |
| 7 十和田八幡平 | 42 | 9 | 21.4% | 8 | | 1 | | | 31 | 73.8% | 2 | 4.8% |
| 8 三陸復興 | 17 | | 0.0% | | | | | | 4 | 23.5% | 13 | 76.5% |
| 9 磐梯朝日 | 75 | 10 | 13.3% | 10 | | | | | 60 | 80.0% | 5 | 6.7% |
| 10 日光 | 53 | 2 | 3.8% | 2 | | | | | 16 | 30.2% | 35 | 66.0% |
| 11 尾瀬 | 21 | 9 | 42.9% | 9 | | | | | 11 | 52.4% | 1 | 4.8% |
| 12 上信越高原 | 66 | | 0.0% | | | | | | 66 | 100% | | 0.0% |
| 13 妙高戸隠連山 | 30 | 3 | 10.0% | 3 | | | | | 27 | 90.0% | | 0.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 84 | | 0.0% | | | | | | 8 | 9.5% | 76 | 90.5% |
| 15 小笠原 | 12 | 1 | 8.3% | | | | | | 9 | 75.0% | 2 | 16.7% |
| 16 富士箱根伊豆 | 95 | 4 | 4.2% | 2 | | | 3 | 1 | 51 | 53.7% | 40 | 42.1% |
| 17 中部山岳 | 72 | | 0.0% | | | | | 1 | 72 | 100% | | 0.0% |
| 18 白山 | 30 | 14 | 46.7% | 14 | | | | | | 0.0% | 16 | 53.3% |
| 19 南アルプス | 22 | 1 | 4.5% | 1 | | | | | 10 | 45.5% | 11 | 50.0% |
| 20 伊勢志摩 | 3 | | 0.0% | | | | | | 1 | 33.3% | 2 | 66.7% |
| 21 吉野熊野 | 40 | 2 | 5.0% | 1 | | | 1 | 1 | 10 | 25.0% | 28 | 70.0% |
| 22 山陰海岸 | 11 | | 0.0% | | | | | | 11 | 100% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 129 | 3 | 2.3% | 3 | | | | | 65 | 50.4% | 61 | 47.3% |
| 24 大山隠岐 | 58 | 3 | 5.2% | 3 | | | | | 19 | 32.8% | 36 | 62.1% |
| 25 足摺宇和海 | 24 | | 0.0% | | | | | | 24 | 100% | | 0.0% |
| 26 西海 | 28 | 1 | 3.6% | | | | 1 | | 5 | 17.9% | 22 | 78.6% |
| 27 雲仙天草 | 21 | | 0.0% | | | | | | 3 | 14.3% | 18 | 85.7% |
| 28 阿蘇くじゅう | 33 | 6 | 18.2% | 6 | | | | | 27 | 81.8% | | 0.0% |
| 29 霧島錦江湾 | 22 | 5 | 22.7% | 5 | | | | | 15 | 68.2% | 2 | 9.1% |
| 30 屋久島 | 14 | 4 | 28.6% | 2 | | | | 1 | 8 | 57.1% | 2 | 14.3% |
| 31 奄美群島 | 8 | 1 | 12.5% | 2 | | | 1 | | 2 | 25.0% | 5 | 62.5% |
| 32 やんばる | 7 | 2 | 28.6% | | | | | 2 | | 0.0% | 5 | 71.4% |
| 33 慶良間諸島 | 4 | 1 | 25.0% | 1 | | | | | 2 | 50.0% | 1 | 25.0% |
| 34 西表石垣 | 7 | 4 | 57.1% | 4 | | | | | 2 | 28.6% | 1 | 14.3% |
| 合計 | 1127 | 111 | 9.8% | 94 | 6 | 5 | 7 | 7 | 586 | 52.0% | 430 | 38.2% |

※複数の実施機関で共同して設置している路線があるため、内訳の合計が設置数を超えることがある。

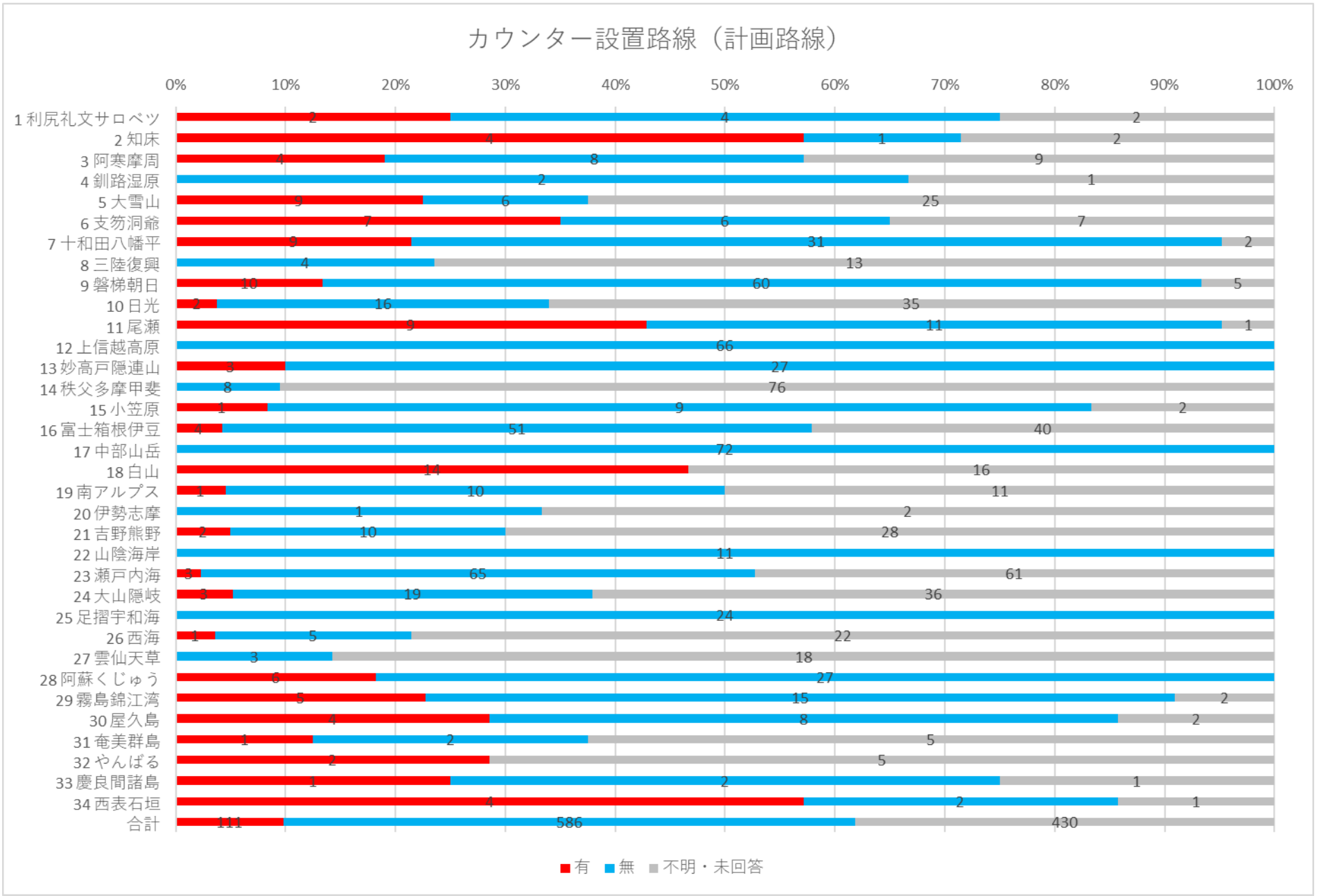
カウンター設置路線（計画路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ 2 4 2
2 知床 4 1 2
3 阿寒摩周 4 8 9
4 釧路湿原 2 1
5 大雪山 9 6 25
6 支笏洞爺 7 6 7
7 十和田八幡平 9 31 2
8 三陸復興 4 13
9 磐梯朝日 10 60 5
10 日光 2 16 35
11 尾瀬 9 11 1
12 上信越高原 66
13 妙高戸隠連山 3 27
14 秩父多摩甲斐 8 76
15 小笠原 1 9 2
16 富士箱根伊豆 4 51 40
17 中部山岳 72
18 白山 14 16
19 南アルプス 1 10 11
20 伊勢志摩 1 2
21 吉野熊野 2 10 28
22 山陰海岸 11
23 瀬戸内海 3 65 61
24 大山隠岐 3 19 36
25 足摺宇和海 24
26 西海 1 5 22
27 雲仙天草 3 18
28 阿蘇くじゅう 6 27
29 霧島錦江湾 5 15 2
30 屋久島 4 8 2
31 奄美群島 1 2 5
32 やんばる 2 5
33 慶良間諸島 1 2 1
34 西表石垣 4 2 1
合計 111 586 430
有
無
不明・未回答

### ⑦ 執行区間内の国有林の有無

事業執行路線について、国有林の有無を表 1-2-24 に示す。

事業執行路線のうち約半数の 51.9%の路線に国有林があると回答を受けた。しかし、20.1%の路線について国有林の状況が不明や未回答であった。

表 1-2-24　国有林の有無（事業執行路線）

| 国立公園名 | 事業執行路線 | あり | | なし | | 不明・未回答 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% | | 0.0% |
| 2 知床 | 4 | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% | | 0.0% |
| 3 阿寒摩周 | 10 | 10 | 100% | | 0.0% | | 0.0% |
| 4 釧路湿原 | 2 | | 0.0% | 2 | 100% | | 0.0% |
| 5 大雪山 | 20 | 10 | 50.0% | 1 | 5.0% | 9 | 45.0% |
| 6 支笏洞爺 | 6 | 5 | 83.3% | 1 | 16.7% | | 0.0% |
| 7 十和田八幡平 | 33 | 32 | 97.0% | | 0.0% | 1 | 3.0% |
| 8 三陸復興 | 9 | | 0.0% | 3 | 33.3% | 6 | 66.7% |
| 9 磐梯朝日 | 31 | 25 | 80.6% | | 0.0% | 6 | 19.4% |
| 10 日光 | 32 | 28 | 87.5% | 4 | 12.5% | | 0.0% |
| 11 尾瀬 | 17 | 9 | 52.9% | 7 | 41.2% | 1 | 5.9% |
| 12 上信越高原 | 39 | 32 | 82.1% | 5 | 12.8% | 2 | 5.1% |
| 13 妙高戸隠連山 | 11 | 10 | 90.9% | 1 | 9.1% | | 0.0% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 35 | 8 | 22.9% | 27 | 77.1% | | 0.0% |
| 15 小笠原 | 10 | 7 | 70.0% | 3 | 30.0% | | 0.0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 45 | 8 | 17.8% | 29 | 64.4% | 8 | 17.8% |
| 17 中部山岳 | 43 | 25 | 58.1% | 2 | 4.7% | 16 | 37.2% |
| 18 白山 | 21 | 16 | 76.2% | 5 | 23.8% | | 0.0% |
| 19 南アルプス | 12 | 4 | 33.3% | 2 | 16.7% | 6 | 50.0% |
| 20 伊勢志摩 | 1 | | 0.0% | 1 | 100% | | 0.0% |
| 21 吉野熊野 | 16 | 5 | 31.3% | 11 | 68.8% | | 0.0% |
| 22 山陰海岸 | 5 | | 0.0% | 5 | 100% | | 0.0% |
| 23 瀬戸内海 | 51 | 5 | 9.8% | 24 | 47.1% | 22 | 43.1% |
| 24 大山隠岐 | 28 | 10 | 35.7% | 8 | 28.6% | 10 | 35.7% |
| 25 足摺宇和海 | 2 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 100% |
| 26 西海 | 14 | 1 | 7.1% | 5 | 35.7% | 8 | 57.1% |
| 27 雲仙天草 | 12 | 2 | 16.7% | | 0.0% | 10 | 83% |
| 28 阿蘇くじゅう | 18 | 6 | 33.3% | 6 | 33.3% | 6 | 33.3% |
| 29 霧島錦江湾 | 14 | 13 | 92.9% | | 0.0% | 1 | 7.1% |
| 30 屋久島 | 11 | 11 | 100% | | 0.0% | | 0.0% |
| 31 奄美群島 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% | | 0.0% |
| 32 やんばる | | | | | | | |
| 33 慶良間諸島 | 3 | | 0.0% | 3 | 100% | | 0.0% |
| 34 西表石垣 | 3 | 3 | 100% | | 0.0% | | 0.0% |
| 合計 | 566 | 294 | 51.9% | 158 | 27.9% | 114 | 20.1% |

※やんばるは事業執行路線が存在しない。

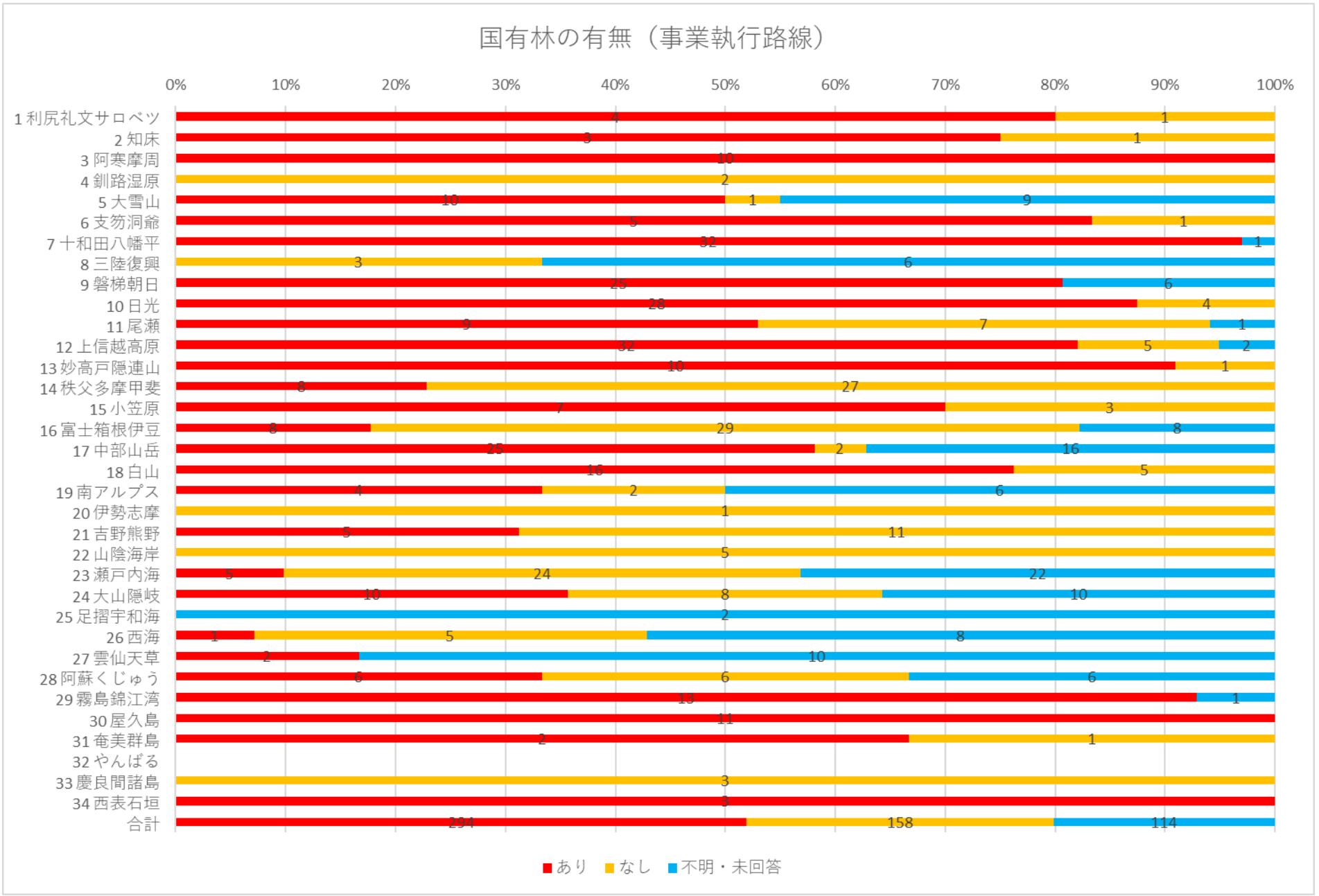
国有林の有無（事業執行路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
4 1
3 1
10
2
10 1 9
5 1
32 1
3 6
25 6
28 4
9 7 1
32 5 2
10 1
8 27
7 3
8 29 8
25 2 16
18 5
4 2 6
1
5 11
5
5 24 22
10 8 10
2
1 5 8
2 10
6 6 6
13 1
11
2 1
3
3
294 158 114
あり
なし
不明・未回答

### ⑧ 執行区間内に国有林が含まれる場合の貸付、使用許可等の状況

事業執行路線のうち、国有林があると回答があった 294 路線の国有林の貸付や使用許可の状況を表 1-2-25 に示す。

利尻礼文サロベツ、尾瀬、小笠原、西海、阿蘇くじゅう、奄美群島、西表石垣は、すべての路線で貸付もしくは使用許可を得ている。

秩父多摩甲斐、南アルプスは、国有林があると回答があった路線すべてについて、貸付の状況が不明となっている。

表 1-2-35　国有林の貸付状況（事業執行路線のうち国有林のある路線）

| 国立公園名 | 国有林のある路線 | すべて貸付・許可 | | 一部について貸付・許可 | | 貸付・許可を受けていない | | 状況不明 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 利尻礼文サロベツ | 4 | 4 | 100% | | 0% | | 0% | | 0% |
| 2 知床 | 3 | 2 | 67% | | 0% | 1 | 33% | | 0% |
| 3 阿寒摩周 | 10 | 10 | 100% | | 0% | | 0% | | 0% |
| 4 釧路湿原 | | | | | | | | | |
| 5 大雪山 | 10 | 5 | 50.0% | | 0% | | 0% | 5 | 50.0% |
| 6 支笏洞爺 | 5 | 2 | 40% | 1 | 20% | | 0% | 2 | 40% |
| 7 十和田八幡平 | 32 | 13 | 40.6% | 7 | 21.9% | 8 | 25.0% | 4 | 12.5% |
| 8 三陸復興 | | | | | | | | | |
| 9 磐梯朝日 | 25 | 10 | 40.0% | 4 | 16.0% | 1 | 4.0% | 10 | 40.0% |
| 10 日光 | 28 | 26 | 92.9% | 1 | 4% | | 0% | 1 | 3.6% |
| 11 尾瀬 | 9 | 9 | 100% | | 0% | | 0% | | 0% |
| 12 上信越高原 | 32 | 13 | 40.6% | 17 | 53% | | 0% | 2 | 6.3% |
| 13 妙高戸隠連山 | 10 | 4 | 40% | 4 | 40% | | 0% | 2 | 20% |
| 14 秩父多摩甲斐 | 8 | | 0% | | 0% | | 0% | 8 | 100% |
| 15 小笠原 | 7 | 7 | 100% | | 0% | | 0% | | 0% |
| 16 富士箱根伊豆 | 8 | 4 | 50.0% | 4 | 50.0% | | 0% | | 0.0% |
| 17 中部山岳 | 25 | 16 | 64.0% | 9 | 36.0% | | 0% | | 0% |
| 18 白山 | 16 | 2 | 12.5% | 3 | 19% | | 0% | 11 | 68.8% |
| 19 南アルプス | 4 | | 0% | | 0% | | 0% | 4 | 100% |
| 20 伊勢志摩 | | | | | | | | | |
| 21 吉野熊野 | 5 | 1 | 20% | 2 | 40% | | 0% | 2 | 40% |
| 22 山陰海岸 | | | | | | | | | |
| 23 瀬戸内海 | 5 | 2 | 40% | | 0% | | 0% | 3 | 60% |
| 24 大山隠岐 | 10 | 4 | 40% | | 0% | | 0% | 6 | 60% |
| 25 足摺宇和海 | | | | | | | | | |
| 26 西海 | 1 | 1 | 100% | | 0% | | 0% | | 0% |
| 27 雲仙天草 | 2 | 2 | 100% | | 0% | | 0% | | 0% |
| 28 阿蘇くじゅう | 6 | 6 | 100% | | 0% | | 0% | | 0% |
| 29 霧島錦江湾 | 13 | 8 | 61.5% | 1 | 7.7% | 1 | 7.7% | 3 | 23.1% |
| 30 屋久島 | 11 | 4 | 36.4% | 4 | 36.4% | 2 | 18.2% | 1 | 9.1% |
| 31 奄美群島 | 2 | 1 | 50% | | 0% | | 0% | 1 | 50% |
| 32 やんばる | | | | | | | | | |
| 33 慶良間諸島 | | | | | | | | | |
| 34 西表石垣 | 3 | 3 | 100% | | 0% | | 0% | | 0% |
| 合計 | 294 | 159 | 54.1% | 57 | 19.4% | 13 | 4.4% | 65 | 22.1% |

※釧路湿原、三陸復興、伊勢志摩、山陰海岸、慶良間諸島は国有林が存在しない。
※やんばるは事業執行路線が存在しない。

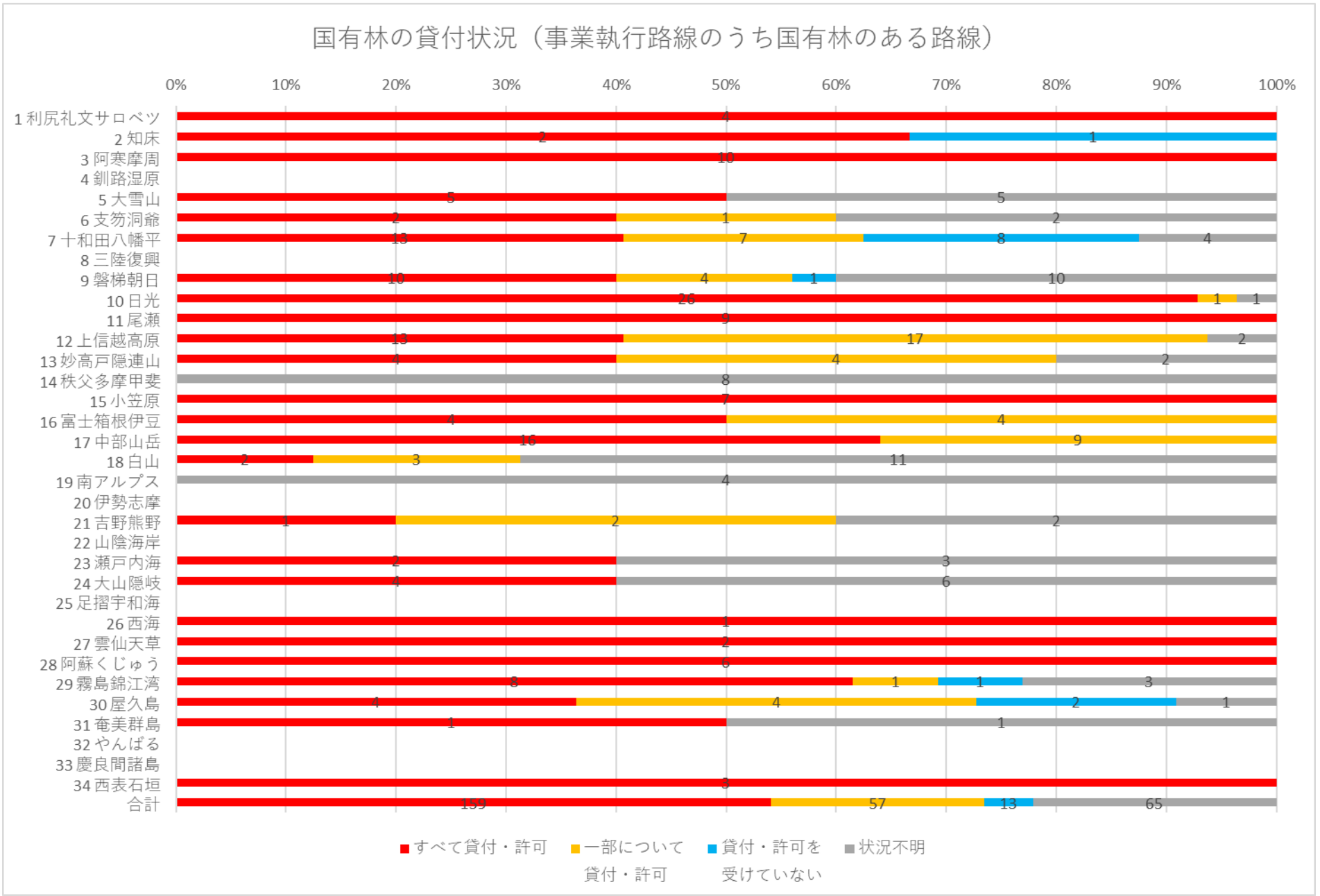
国有林の貸付状況（事業執行路線のうち国有林のある路線）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
1 利尻礼文サロベツ
2 知床
3 阿寒摩周
4 釧路湿原
5 大雪山
6 支笏洞爺
7 十和田八幡平
8 三陸復興
9 磐梯朝日
10 日光
11 尾瀬
12 上信越高原
13 妙高戸隠連山
14 秩父多摩甲斐
15 小笠原
16 富士箱根伊豆
17 中部山岳
18 白山
19 南アルプス
20 伊勢志摩
21 吉野熊野
22 山陰海岸
23 瀬戸内海
24 大山隠岐
25 足摺宇和海
26 西海
27 雲仙天草
28 阿蘇くじゅう
29 霧島錦江湾
30 屋久島
31 奄美群島
32 やんばる
33 慶良間諸島
34 西表石垣
合計
4
2
1
10
5
5
2
1
2
13
7
8
4
10
4
1
10
26
1
1
9
13
17
2
4
4
2
8
7
4
4
16
9
2
3
11
4
1
2
2
2
3
4
6
1
2
6
8
1
1
3
4
4
2
1
1
1
3
159
57
13
65
すべて貸付・許可
一部について貸付・許可
貸付・許可を受けていない
状況不明

## （２）登山利用の適正化に向けた取組状況

### 【問２】登山利用の適正化に向けた取組状況　結果概要

＜設問＞

登山利用の適正化に向けた主な取組状況、課題認識の概要（公園単位または管理計画区単位等）について、以下の①～⑤の設問に回答してください。

### ① 利用ルールの設定状況

＜設問＞

利用者が遵守すべきルールの目的、対象地域、ルールや取組等の名称、内容、実施主体、情報提供の方法、参考 URL を記載してください。
現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

＜設定内容＞

・以下の内容などで設定
- ○登山者の行動（登山道以外を歩かない、キャップ付けるなどの一般的な内容）（全国多数）
- ○登山届の提出義務化（谷川岳など）
- ○一方通行化（至仏山）
- ○利用者の総量制限（南島・母島石門、西大台、知床五湖）
- ○ガイド同伴、講習受講の義務づけ（小笠原森林生態系保護地域、西大台、知床五湖）
- ○積雪期の利用ルールの設定（室堂平、至仏山、富士山）
- ○マウンテンバイク、トレイルランニングに関する利用ルール（東京都、大杉谷登山道）
- ○コロナ感染拡大防止のためのルール（富士山）
- ○噴火時を想定した必要な装備のルール（富士山、磐梯朝日など）

＜設定方法＞

・設定方法については概ね以下の４パターンに分類可能。
- ○自然公園法やごく一般的なマナー、ルールの周知のみ（周知も国立公園の公式 HP 等全国共通的な媒体のみに限る）
- ○「～ルール」などと名称化した上で、山域の特性を踏まえて、特に重要な点を強調し、改めて周知
- ○山域の特性を踏まえて、独自の自主ルールを制定・運用
- ○山域の特性を踏まえて、独自の条例や制度に基づき、ルールを制定・運用

＜問２＞登山利用の適正化に向けた取組状況　回答総括表

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 利用ルール | 整備水準 | グレーディング | 利用者負担 | 安全管理の情報提供 | 議論・共有の場 | その他 | 事務所名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 稚内自然保護官事務所 |
| 2 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ | × | ウトロ自然保護官事務所 |
| 3 | 阿寒摩周 | 全域 | × | × | ○ | × | ○ | ○ | × | 阿寒摩周国立公園管理事務所 |
| 4 | 釧路湿原 | 全域 | × | × | × | × | ○ | × | × | 釧路湿原自然保護官事務所 |
| 5 | 大雪山 | 全地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大雪山国立公園管理事務所 |
| 6 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | × | × | × | △ | ○ | ○ | ○ | 支笏洞爺国立公園管理事務所 |
| 7 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | × | 洞爺湖管理官事務所 |
| 8 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | × | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | 十和田八幡平国立公園管理事務所 |
| 9 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | × | × | △ | △ | ○ | ○ | ○ | 鹿角管理官事務所 |
| 10 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | × | × | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | 盛岡管理官事務所 |
| 11 | 三陸復興 | 南部地域 | × | × | × | × | × | × | × | 大船渡自然保護官事務所 |
| 12 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 羽黒自然保護官事務所 |
| 13 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | 裏磐梯自然保護官事務所 |
| 14 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | 那須管理官事務所 |
| 15 | 日光 | 日光地域 | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × | 日光国立公園管理事務所 |
| 16 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 片品自然保護官事務所 |
| 17 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 檜枝岐自然保護官事務所 |
| 18 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 志賀高原管理官事務所 |
| 19 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 上信越高原国立公園管理事務所 |
| 20 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × | 谷川管理官事務所 |
| 21 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | 戸隠自然保護官事務所 |
| 22 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 妙高高原自然保護官事務所 |
| 23 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | × | ○ | △ | ○ | × | × | 奥多摩自然保護官事務所 |
| 24 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | ○ | × | × | × | × | ○ | × | 小笠原自然保護官事務所 |
| 25 | 富士箱根伊豆 | 伊豆諸島地域 | ○ | × | × | × | ○ | × | × | 伊豆諸島管理官事務所 |
| 26 | 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | × | × | × | × | ○ | ○ | × | 下田管理官事務所 |
| 27 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 沼津管理官事務所 |
| 28 | 富士箱根伊豆 | 箱根地域 | ○ | × | ○ | × | ○ | △ | × | 富士箱根伊豆国立公園管理事務所 |
| 29 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 富士五湖管理官事務所 |
| 30 | 中部山岳 | 後立山 | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × | 中部山岳国立公園管理事務所 |
| 31 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 上高地管理官事務所 |
| 32 | 中部山岳 | 乗鞍 | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × | 中部山岳国立公園管理事務所 |
| 33 | 中部山岳 | 平湯 | △ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 平湯管理官事務所 |
| 34 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | × | ○ | × | ○ | △ | ○ | 立山管理官事務所 |
| 35 | 白山 | 全域 | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × | 白山自然保護官事務所 |
| 36 | 南アルプス | 全域 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | 南アルプス自然保護官事務所（併任　伊那自然保護官事務所） |
| 37 | 伊勢志摩 | 全域 | ○ | × | × | × | ○ | × | × | 伊勢志摩国立公園管理事務所 |
| 38 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 吉野管理官事務所 |
| 39 | 吉野熊野 | 熊野地域、和歌山県海岸地域 | ○ | × | × | × | × | × | × | 吉野熊野国立公園管理事務所 |
| 40 | 山陰海岸 | 竹野 | × | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 竹野自然保護官事務所 |
| 41 | 瀬戸内海 | 愛媛県地域 | × | × | × | × | × | △ | × | 松山自然保護官事務所 |
| 42 | 瀬戸内海 | 岡山県地域 | × | × | × | × | × | × | × | 岡山自然保護官事務所 |
| 43 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | × | × | × | × | ○ | × | × | 広島事務所 |
| 44 | 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | △ | × | × | × | × | ○ | × | 高松自然保護官事務所 |

| No | 所管公園 | 地域 | 利用ルール | 整備水準 | グレーディング | 利用者負担 | 安全管理の情報提供 | 議論・共有の場 | その他 | 事務所名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 45 | 瀬戸内海 | 福岡県地域 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 46 | 瀬戸内海 | 大分県地域 | ○ | × | × | × | ○ | × | × | くじゅう管理官事務所 |
| 47 | 瀬戸内海 | 淡路、六甲、西播地域 | × | × | × | × | × | × | ○ | 神戸自然保護官事務所 |
| 48 | 瀬戸内海 | 和歌山県地域 | × | × | × | × | × | × | × | 大阪自然保護官事務所 |
| 49 | 大山隠岐 | 隠岐地域 | × | × | × | × | × | △ | × | 隠岐管理官事務所 |
| 50 | 大山隠岐 | 島根半島・三瓶山地区 | ○ | × | ○ | △ | ○ | ○ | × | 松江管理官事務所 |
| 51 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × | 大山隠岐国立公園管理事務所 |
| 52 | 足摺宇和海 | 全域 | × | × | × | × | × | ○ | × | 土佐清水自然保護官事務所 |
| 53 | 西海 | 五島列島地域 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 54 | 西海 | 平戸･九十九島地域、五島列島地域のうち小値賀町及び西海市 | × | × | × | × | × | × | × | 佐世保自然保護官事務所 |
| 55 | 雲仙天草 | 雲仙地域 | × | × | × | × | × | ○ | × | 雲仙自然保護官事務所 |
| 56 | 雲仙天草 | 天草地域 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 57 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | くじゅう管理官事務所 |
| 58 | 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | ○ | × | × | △ | ○ | ○ | × | 環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 |
| 59 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | 霧島錦江湾国立公園管理事務所 |
| 60 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × | えびの管理官事務所 |
| 61 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | 屋久島自然保護官事務所 |
| 62 | 奄美群島 | 奄美大島地区 | ○ | × | × | × | × | × | ○ | 奄美群島国立公園管理事務所 |
| 63 | 奄美群島 | 徳之島、沖永良部島 | × | × | × | × | × | ○ | ○ | 徳之島管理官事務所 |
| 64 | やんばる | 全域 | ○ | × | × | △ | × | ○ | × | やんばる自然保護官事務所 |
| 65 | 慶良間諸島 | 全域 | × | × | × | × | × | ○ | × | 慶良間自然保護官事務所 |
| 66 | 西表石垣 | 西表地域 | ○ | × | × | △ | × | × | ○ | 西表自然保護官事務所 |
| 67 | 西表石垣 | 石垣地域 | △ | × | × | × | ○ | △ | ○ | 石垣自然保護官事務所 |
| | | 取組有/回答地域(%) | 63% | 13% | 45% | 33% | 73% | 58% | 39% | |

＜問２：回答概要＞① 利用ルールの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称等 | 策定（実施）主体 | 対象地域 | 主な内容 | 根拠 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | 利尻ルール | 利尻山登山道等維持管理連絡協議会 | 利尻山 | 利尻山登山道等維持管理連絡協議会が利尻山の登山道や周辺自然環境の保全を目的に、登山者が遵守すべき基本的なルールを「利尻ルール」として1) 携帯トイレを使う2) ストックにキャップをつける3) 植物の上に座らない、踏み込まない３項目を発信している。 | 自主ルール | HP掲載、フェリー乗り場・観光協会・登山口でのリーフレット配架 |
| 2 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | 礼文トレイルトレッキングルール | 礼文島いきものつながりプロジェクト推進協議会自然歩道分科会 | 礼文島 | 礼文島内のトレッキングコースを利用するにあたっての基本的なルールやマナーを「礼文島トレッキングルール」として礼文島いきものつながりプロジェクト推進協議会自然歩道分科会がとりまとめ、発信 | 自主ルール | HP掲載、フェリー乗り場・観光協会・宿泊施設でのポスター掲示 |
| 3 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 中央部地区利用の心得 | 知床国立公園利用適正化検討会議 | 知床中央部地区 | 環境省が関係機関とともに、知床の中央部地区（知床五湖、カムイワッカ湯の滝、羅臼岳、羅臼湖などを含むエリア）の利用にあたっての留意事項・禁止事項をまとめたもので、知床国立公園利用適正化検討会議において合議されている。「３つの柱」「10の約束」「登山利用　５つの約束」に整理の上、発信 | 自主ルール | HP掲載、知床世界遺産センターでのビデオ上映 |
| 4 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 知床エコツーリズムガイドライン | 知床エコツーリズム推進協議会 | 知床地域 | 知床エコツーリズム推進協議会（現在解体）において、ガイドツアーの実施の際に守るべき地域の自主ルールをガイドラインとしてとりまとめ、発信している。本ガイドラインは、知床で活動する自然ガイド、自然ガイドを雇用する事業者、自然ガイドが実施するツアー・プログラムに参加する参加者も対象 | 自主ルール | HP掲載 |
| 5 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 羅臼湖ルール | エコツーリズム検討会議・羅臼湖部会 | 羅臼湖歩道 | 羅臼湖歩道を利用する際に守って欲しいルールを記したもので、環境省が関係機関とともにとりまとめ、発信 | 自主ルール | HP掲載、知床WHC・知床羅臼VCでのリーフレット配架、羅臼湖入口の看板 |
| 6 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ | 環境省及び関係機関 | | レクリエーション目的の遊漁船による知床岬地区への上陸に対する巡視、指導・啓発 | 自主ルール | － |
| 7 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 先端部地区利用の心得 | | 知床国立公園利用適正化検討会議 | 環境省が関係機関とともに、知床の先端部地区へ立ち入る際の留意事項・禁止事項をまとめたもので、知床国立公園利用適正化検討会議において合議されている。「基本原則」「共通事項」「特定利用形態別事項」別に整理され、特に、「海岸トレッキング利用」「沿岸カヤッキング利用」「山岳部登山利用」「沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用」「動力船による海域利用」等のレクリエーションを目的とした先端部地区の利用者に対し発信 | 自主ルール | HP掲載、ルサFHでのビデオ上映 |
| 8 | 阿寒摩周 | 全域 | × | － | － | － | － | | － |
| 9 | 釧路湿原 | 全域 | × | － | － | － | － | | － |

＜問２：回答概要＞① 利用ルールの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称等 | 策定（実施）主体 | 対象地域 | 主な内容 | 根拠 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 大雪山 | 全地域 | ○ | 大雪山国立公園ビジョン | 大雪山国立公園連絡協議会 | 大雪山国立公園 | 大雪山国立公園の価値とこれまでの歩み、また、現状や課題を踏まえ、以下①～④の目指すべき大雪山国立公園の姿を実現するための「大雪山国立公園ビジョン」を策定。<br>①大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園<br>②魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園<br>③つながっていく国立公園<br>④みんなが協働して管理運営する国立公園<br>策定した「大雪山国立公園ビジョン」は、大雪山国立公園管理運営計画のアクションプランとして位置付けることで、利用者が国立公園の管理運営に参加するしくみ（協力金など）の確立や、「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」の推進等、具体的な取組を加速させ、2030年には、策定後10年間の達成状況を評価する予定。<br>常設部会として位置づけられている登山道維持管理部会では、登山道荒廃に関する課題解決、協力金等を活用した維持管理体制の構築、登山情報の一元的情報発信、登山道補修の技術向上や補修情報の蓄積といった一連の取組を進めている。<br>令和３年３月には「大雪山国立公園ビジョン」の策定を記念したシンポジウムを開催し、議事録やYou Tube動画を配信、これまでに2,000回近く視聴されている。また、その後も、毎年、ビジョン展開に向けたフォーラムを開催しているほか、大雪山国立公園連絡協議会のウェブサイト等を通じて普及啓発を実施し、取組加速に向けた機運醸成を図っている。 | 自主ルール | HP掲載、シンポジウム開催、Youtube配信等 |
| 11 | 大雪山 | 全地域 | ○ | 山岳地のルール | 大雪山国立公園連絡協議会 | 大雪山国立公園 | 「大雪山国立公園ビジョン」に先行して、現行の大雪山国立公園管理計画書に基づく山岳地での最低限のルールやマナー | 自主ルール | HP掲載 |
| 12 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | × | － | － | － | － | | － |
| 13 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | × | － | － | － | － | | － |
| 14 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 15 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | × | － | － | － | － | | － |
| 16 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | × | － | － | － | － | | － |
| 17 | 三陸復興 | 南部地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 18 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | ○ | 飯豊サミットでの話し合い | 不明 | 飯豊地域 | 飯豊連峰関係者が山小屋管理のあり方や利用ルールを協議 | 自主ルール | 不明 |
| 19 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | △ | 朝日地域でのルール制定 | 不明 | 朝日地域 | 今年、一般登山者と山小屋・登山道管理関係者とのトラブルが何件が発生。山小屋・登山道管理関係者の一般登山者へのルールの周知についてどうあるべきか話し合う必要性が生じており、朝日地域では、飯豊地域にならって当該地域の山岳会等関係者が集まって情報交換する場の設置を（西川山岳会が中心となって）検討中。 | 自主ルール | 未定 |
| 20 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | 火山防災協議会による火山防災の啓発 | 火山防災協議会 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の各火山防災協議会による、噴火警戒レベル、避難経路の周知、登山の備えについて発信 | 自主ルール | HP掲載、VC・観光協会窓口等でのポスター掲示等 |
| 21 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | ○ | 登山ガイド | 栃木県山岳遭難防止対策協議会 | 栃木県 | 安全登山の普及啓発を目的として『登山ガイド』を作成し、その中で基本的な登山マナーを発信 | 自主ルール | HP掲載 |
| 22 | 日光 | 日光地域 | ○ | 戦場ヶ原の利用マナー８箇条 | 環境省 | 戦場ヶ原 | 奥日光で特に利用者の多い戦場ヶ原周辺の自然探勝路において、マナーアップを目的に利用者が心得るべき基本的なルールやマナーを環境省でとりまとめ、発信 | 自主ルール | HP掲載、VC・観光協会窓口等でのリーフレット配架 |

＜問２：回答概要＞① 利用ルールの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称等 | 策定（実施）主体 | 対象地域 | 主な内容 | 根拠 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | みんなで守ろう、尾瀬のマナー | 尾瀬保護財団 | 尾瀬 | 尾瀬の自然の保全と利用のために尾瀬のマナーとして12項目、山小屋利用のマナーとして8項目にまとめ | 自主ルール | HP掲載 |
| 24 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | インフォメーションマップ | 環境省 | 尾瀬国立公園 | 環境省が尾瀬インフォメーションマップを作成して、基本的マナーや登山での注意点、ツキノワグマへの注意喚起等についてまとめ、尾瀬周辺の関係施設、関係団体等に広く配布して、利用者への周知徹底を実施。 | 自主ルール | 尾瀬周辺の関係施設、関係団体等に広く配布 |
| 25 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 至仏山保全対策実施計画 | 至仏山保全対策会議 | 至仏山 | ①至仏山登山線（通称：東面登山道）の一方通行化について<br>下りの利用が植物を傷つけて荒廃を広げてしまう原因となるため、東面登山道を「上り専用」（ただし山ノ鼻から森林限界までの区間は除外）としている。<br>②至仏山の積雪期利用について<br>残雪期（ＧＷ前後）に薄雪地帯の植生保護と利用者の安全の観点により、重点植生保護区域と危険区域を設定し、山スキーヤーなどにチラシを配布して適切に誘導する啓発活動を実施している。薄雪地帯の植生保護および登山道周辺の荒廃防止の観点により、 5月7日から 6月30日まで至仏山の全登山道を閉鎖している。 ※残雪の状況によって閉鎖期間が変更になる場合あり。 | 自主ルール | HP掲載 |
| 26 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | ゴミ持ち帰り運動 | （事務局）群馬県自然環境課 | 尾瀬 | 昭和47年に関係各機関によってゴミ箱が撤去され、登山口でゴミの持ち帰りを呼びかけた。尾瀬で初めて実施されたのがきっかけとなり、全国に広がり現在でも、群馬県自然環境課が事務局として尾瀬では年間を通じ「尾瀬ごみ持ち帰り運動」を実施している。 | 自主ルール | HP掲載 |
| 27 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | みんなで守ろう、尾瀬のマナー | 尾瀬保護財団 | 尾瀬 | 尾瀬の自然の保全と利用のために尾瀬のマナーとして12項目、山小屋利用のマナーとして8項目にまとめ | 自主ルール | HP掲載 |
| 28 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | ○ | 長野県自然公園利用ルール及びガイドライン | 長野県 | 県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 登山者が遵守すべき基本的な自然公園利用のマナー・ルールやガイドライン発信している。 | 自主ルール | HP掲載、マナーカードの配布 |
| 29 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 長野県自然公園利用ルール及びガイドライン | 長野県 | 県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 登山者が遵守すべき基本的な自然公園利用のマナー・ルールやガイドライン発信している。 | 自主ルール | HP掲載、マナーカードの配布 |
| 30 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 自然公園の利用にあたって | 群馬県 | 県内の自然公園内 | 「自然公園の利用にあたって」として7項目に整理されて発信されている | 自主ルール | HP掲載 |
| 31 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 浅間山麓カントリーコード | 浅間・高峰観光協議会 | 浅間山周辺 | 利用者のルールや心構えを「浅間山麓カントリーコード」として地元の浅間・高峰観光協議会が中心となって定めている | 自主ルール | HP掲載 |
| 32 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | 群馬県谷川岳遭難防止条例 | 群馬県 | 谷川岳 | 谷川岳において特に死亡事故の発生数が多い一ノ倉岳から南面の山域を「登山危険地区」と位置付け、ここに入山する登山者に対し、「登山届」又は「登山計画書」の提出を義務付けることにより、遭難事故を未然に防止するため、登山に対する心構えと安全啓発を行うことを目的に群馬県が制定 | 条例・制度 | HP掲載 |
| 33 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | スノーカントリートレイル　トレッキングのルール | 雪国観光圏推進協議会 | 雪国観光圏 | 一部、国立公園外のトレッキングコースも含むが、雪国観光圏においてスノーカントリートレイルとして位置づけられているコースのトレッキングルールをHPで周知 | 自主ルール | HP掲載 |
| 34 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | 長野県自然公園利用ルール及びガイドライン | 長野県 | 県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 登山者が遵守すべき基本的な自然公園利用のマナー・ルールやガイドライン発信している。 | 自主ルール | HP掲載、マナーカードの配布 |

＜問２：回答概要＞① 利用ルールの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称等 | 策定（実施）主体 | 対象地域 | 主な内容 | 根拠 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 35 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | 登山時の注意 | 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会 | 妙高戸隠連山国立公園 | 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会で作成し、信越自然環境事務所が発行している「妙高戸隠連山国立公園山登りマップ」に登山時の注意事項を明記 | 自主ルール | HP掲載、観光協会窓口でのリーフレット配架 |
| 36 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | 長野県自然公園利用ルール及びガイドライン | 長野県 | 県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 登山者が遵守すべき基本的な自然公園利用のマナー・ルールやガイドライン発信している。 | 自主ルール | HP掲載、マナーカードの配布 |
| 37 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | 登山時の注意 | 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会 | 妙高戸隠連山国立公園 | 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会で作成し、信越自然環境事務所が発行している「妙高戸隠連山国立公園山登りマップ」に登山時の注意事項を明記 | 自主ルール | HP掲載、観光協会窓口でのリーフレット配架 |
| 38 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | 秩父多摩甲斐国立公園カントリーコード | 秩父多摩甲斐国立公園協議会 | 秩父多摩甲斐国立公園 | カントリーコードを作成しており、登山道の利用マナー等についてのルールも定めている。 | 自主ルール | HP掲載、パンフレット、公園内看板への掲載 |
| 39 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | 東京都自然公園利用ルール | 東京都 | 都内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 都内の自然公園内の登山道や周辺自然環境の保全及び適切な利用を推進するためにマウンテンバイク、トレイルランニング利用者向けへのルールも含めて定め、情報発信を実施 | 自主ルール | HP掲載 |
| 40 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | 長野県自然公園利用ルール及びガイドライン | 長野県 | 県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 登山者が遵守すべき基本的な自然公園利用のマナー・ルールやガイドライン発信している。 | 自主ルール | HP掲載、マナーカードの配布 |
| 41 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | 東京都マウンテンバイク利用推進連絡協議会による自主ルール | 東京都マウンテンバイク利用推進連絡協議会 | 都内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 山道でのマウンテンバイク利用が問題になったことを機に、マウンテンバイク愛好家の有志800名以上によって作成された登山道内を走行する際の自主ルール。特別保護地区、第1種特別地域への乗り入れは控えるようにという記載がある。 | 自主ルール | HP掲載、量販店等におけるルールブックの配布 |
| 42 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | ○ | 小笠原における東京都版エコツーリズム | 東京都、小笠原村 | 小笠原村 | 自然保護と観光利用の両立を目的に、東京都と小笠原村が南島と母島石門一帯を自然環境保全促進地域に指定し、立ち入りには東京都自然ガイドの同行が必要とするほか、利用経路や利用者数の制限を設定 | 条例・制度 | HP掲載、ビジターセンター、観光協会窓口、船客待合所等でのリーフレット配架 |
| 43 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | ○ | 保護林制度 | 林野庁 | 保護林内 | 利用による固有の生態系へのインパクト軽減を目的として、林野庁が国有林の広範囲を森林生態系保護地域に指定し、利用経路や利用者（講習の受講者や受講者の同行）の制限を設定 | 条例・制度 | HP掲載、指定ルート起終点での看板設置 |
| 44 | 富士箱根伊豆 | 伊豆諸島地域 | ○ | 島しょにおけるエコツーリズムのしくみ | 東京都 | 御蔵島村、三宅村 | 東京都が策定した「島しょにおけるエコツーリズムのしくみ」に基づき、町村が利用ルールを定め、両者が協定を締結する。御蔵島村、三宅村、小笠原村で取組が行われている。自然環境保全促進地域の指定、利用のルールの設定、東京都自然ガイドの育成や同行が行われる。 | 自主ルール | HP掲載 |
| 45 | 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | × | － | | | | | |
| 46 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | 富士登山における安全確保のためのガイドライン | 富士山における適正利用推進協議会 | 富士山五合目以上 | 開山期（７月初旬～９月初旬）以外（特に冬季）の富士山は非常に危険度が高いが、登山をする人が一定数おり、毎年死亡事故が発生をしているため、遭難事故や環境保全のためにガイドラインを「富士山における適正利用推進協議会」にて策定 | 自主ルール | HP掲載、ポスター掲示 |
| 47 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | Withコロナ時代の新しい富士登山マナー | 富士山における適正利用推進協議会 | 富士山五合目以上 | 富士山の関係者で構成されている「富士山における適正利用推進協議会」において、新型コロナウィルス感染症（Covid-19）が拡大しているコロナ禍においても、安心して富士山の登山が行えるよう作成 | 自主ルール | HP掲載、インフォメーションセンターなどへの掲示 |
| 48 | 富士箱根伊豆 | 箱根地域 | ○ | 富士箱根伊豆国立公園箱根地域内における歩道利用のガイドライン | 箱根地域歩道利用のあり方打合せ会 | 箱根地域 | 箱根地域のハイキングコースなどの自然探勝路において、基本的なルールやマナーを12団体で組織する「箱根地域歩道利用のあり方打合せ会」において、2007年にとりまとめ、発信している。 | 自主ルール | HP掲載、ビジターセンター内、観光協会作成のリーフレット配布 |

＜問２：回答概要＞① 利用ルールの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称等 | 策定（実施）主体 | 対象地域 | 主な内容 | 根拠 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 49 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン | 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会 | 青木ヶ原 | 青木ヶ原の貴重な自然環境を保全しながらエコツアーが行われるようにエコツアー実施事業者やツアー参加者が守るべきルールを定めたもの | 自主ルール | HP掲載、歩道入口への掲示 |
| 50 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 富士登山における安全確保のためのガイドライン | 富士山における適正利用推進協議会 | 富士山五合目以上 | 開山期（７月初旬～９月初旬）以外（特に冬季）の富士山は非常に危険度が高いが、登山をする人が一定数おり、毎年死亡事故が発生をしているため、遭難事故や環境保全のためにガイドラインを「富士山における適正利用推進協議会」にて策定 | 自主ルール | HP掲載、ポスター掲示 |
| 51 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | Withコロナ時代の新しい富士登山マナー | 富士山における適正利用推進協議会 | 富士山五合目以上 | 富士山の関係者で構成されている「富士山における適正利用推進協議会」において、新型コロナウィルス感染症（Covid-19）が拡大しているコロナ禍においても、安心して富士山の登山が行えるよう作成 | 自主ルール | HP掲載、インフォメーションセンターなどへの掲示 |
| 52 | 中部山岳 | 後立山 | ○ | 長野県自然公園利用ルール及びガイドライン | 長野県 | 県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 登山者が遵守すべき基本的な自然公園利用のマナー・ルールやガイドライン発信している。 | 自主ルール | HP掲載、マナーカードの配布 |
| 53 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 長野県自然公園利用ルール及びガイドライン | 長野県 | 県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 登山者が遵守すべき基本的な自然公園利用のマナー・ルールやガイドライン発信している。 | 自主ルール | HP掲載、マナーカードの配布 |
| 54 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 登山の心構え | 北アルプス登山道等維持連絡協議会 | 北アルプス | 登北アルプス登山道等維持連絡協議会（環境省は構成員）が登山利用者の責務（登山は自己責任）として、特に重要な6項目をとりまとめ、情報発信 | 自主ルール | HP掲載、登山口への看板掲載 |
| 55 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 上高地５つのルール＋２ | 環境省 | 上高地集団施設地区 | 環境省が地域関係者と協議の上、上高地集団施設地区を重点箇所として、大正池～横尾地区の平地における利用ルール７項目をとりまとめ、情報発信 | 自主ルール | HP掲載、上高地内の施設での掲出 |
| 56 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 上高地の冬季登山ルール | 環境省 | 上高地 | 環境省が閉山期における冬山登山利用者の増加を受けて、平成22年に「上高地地域冬期利用管理方針」を策定し、自然環境の保全（植生保全、し尿／ゴミ捨て対策）や安全確保を目的とした利用ルールを情報発信 | 自主ルール | HP掲載、上高地内の施設での掲出 |
| 57 | 中部山岳 | 乗鞍 | ○ | 長野県自然公園利用ルール及びガイドライン | 長野県 | 県内の自然公園内の登山道や周辺自然環境 | 登山者が遵守すべき基本的な自然公園利用のマナー・ルールやガイドライン発信している。 | 自主ルール | HP掲載、マナーカードの配布 |
| 58 | 中部山岳 | 平湯 | △ | 乗鞍岳畳平でのドローンルールの検討 | 不明 | 乗鞍岳 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 59 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | 室堂平の積雪期（春期）利用ルール | 室堂平周辺積雪期利用適正化協議会 | 室堂平周辺 | 積雪期に立山室堂平周辺を訪れる利用者の安全確保と自然環境保全のため、地域関係者で構成する「室堂平周辺積雪期利用適正化協議会」によって、「室堂平の積雪期利用ルール」を策定し発信している | 自主ルール | HP掲載 |
| 60 | 白山 | 全域 | ○ | 白山マナーブック | 環白山保護利用管理協会 | 白山 | 10項目のルールを設定 | 自主ルール | HP掲載、ビジターセンターでの配布 |
| 61 | 南アルプス | 全域 | ○ | 南アルプスカントリーコード | 環境省 | 南アルプス国立公園 | 南アルプス国立公園の自然を守り後生に引き継ぐことを目的に、登山者が遵守すべき基本的なルールを「南アルプス・カントリーコード－登山者の皆様へ7つのお願い」として7項目に整理し、発信 | 自主ルール | HP掲載、インフォメーションセンター、観光協会窓口、登山口、山小屋での展示やリーフレットの配架 |
| 62 | 伊勢志摩 | 全域 | ○ | 伊勢志摩国立公園近畿自然歩道マップ | 環境省 | 近畿自然歩道 | 環境省では伊勢志摩国立公園管理事務所発行のリーフレット「伊勢志摩国立公園近畿自然歩道マップ」において、「歩道利用上の注意点」を掲載。 | 自主ルール | HP掲載 |
| 63 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 大台ヶ原周回線道路のルール | 環境省、奈良県 | 大台ヶ原周回線道路 | 登山道の適切な利用や植生保護を目的に、環境省及び奈良県などで整理した周辺施設含めた利用のルールを整理し、発信 | 自主ルール | HP掲載、パンフレットの配架 |

＜問２：回答概要＞① 利用ルールの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称等 | 策定（実施）主体 | 対象地域 | 主な内容 | 根拠 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 64 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 大杉谷登山道のルール | 環境省、奈良県 | 大杉谷登山道 | 大部分が吉野熊野国立公園特別保護地区、国有林となっており、当該規制項目に加え、トレイルランニングの禁止などルールを整理し発信 | 自主ルール | HP掲載、大杉谷登山センターでの発信 |
| 65 | 吉野熊野 | 熊野地域、和歌山県海岸地域 | ○ | 熊野古道のマナー | 不明 | 熊野古道 | 熊野古道が公園事業道路に含まれている区間では、熊野古道のパンフレットにマナー啓発の情報を掲載 | 自主ルール | 不明 |
| 66 | 山陰海岸 | 竹野 | × | － | － | － | － | | － |
| 67 | 瀬戸内海 | 愛媛県地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 68 | 瀬戸内海 | 岡山県地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 69 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 70 | 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | △ | | | | 歩道への自転車等の侵入を問題視する声あり | | |
| 71 | 瀬戸内海 | 福岡県地域 | － | － | － | － | － | | － |
| 72 | 瀬戸内海 | 大分県地域 | ○ | 国東半島峯道ロングトレイルのルール | 国東半島峯道トレイルクラブ | 国東半島峯道ロングトレイル | 国東半島峯道ロングトレイル利用者のマナーアップを目的に利用者が心得るべき基本的なルールを「トレッキングルール」として国東半島峯道トレイルクラブがとりまとめ、発信 | 自主ルール | HP掲載 |
| 73 | 瀬戸内海 | 淡路、六甲、西播地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 74 | 瀬戸内海 | 和歌山県地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 75 | 大山隠岐 | 隠岐地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 76 | 大山隠岐 | 島根半島・三瓶山地区 | ○ | 登山マニュアル | 大田市観光協会 | 三瓶山 | 三瓶山の登山者のマナーアップを目的に登山者が心得るべき基本的なルールやマナーを「登山マニュアル」として地元の大田市観光協会が発信 | 自主ルール | HP掲載 |
| 77 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | ○ | 安全で安心な登山を楽しむためには | 登山上の注意点を発信 | 鳥取県警察 | 登山上の注意点 | 自主ルール | HP掲載 |
| 78 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | ○ | 大山登山の心構え10箇条 | 登山マナーについて発信 | 大山観光局 | 登山マナーについて | 自主ルール | HP掲載 |
| 79 | 足摺宇和海 | 全域 | × | － | － | － | － | | － |
| 80 | 西海 | 五島列島地域 | － | － | － | － | － | | － |
| 81 | 西海 | 平戸･九十九島地域、五島列島地域のうち小値賀町及び西海市 | × | － | － | － | － | | － |
| 82 | 雲仙天草 | 雲仙地域 | × | － | － | － | － | | － |
| 83 | 雲仙天草 | 天草地域 | － | － | － | － | － | | － |
| 84 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | ○ | くじゅう登山のルール＆マナー | くじゅう地区管理運営協議会 | くじゅう連山 | くじゅう連山の登山者のマナーアップを目的に登山者が心得るべき基本的なルールやマナーを「くじゅう登山のルール＆マナー」としてくじゅう地区管理運営協議会がとりまとめ、発信 | 自主ルール | HP掲載 |
| 85 | 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | △ | 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域のトレイルに関する手引き | 阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト地域協議会に阿蘇地域トレイル利用部会 | 阿蘇地域 | 今年度、阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト地域協議会に阿蘇地域トレイル利用部会を設置。基本的な利用ルールの他、登山者のニーズに応じた情報の一元的発信、遭難事故の防止、噴火警戒レベルの変動に応じた適切な登山道の運用など課題に対して、関係者の共通認識を深めるために「阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域のトレイルに関する手引き」をまとめるとともに、整理した情報を元に、今年度中に、阿蘇山上ビジターセンター（環境省直轄施設）のHPで発信を予定 | 自主ルール | HP掲載 |
| 86 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | ○ | 霧島錦江湾国立公園利用上のマナー | 環境省 | 霧島錦江湾国立公園 | 霧島錦江湾国立公園内の登山者のマナーアップを目的に登山者が心得るべき基本的なルールやマナーを「国立公園」ホームページにて発信。 | 自主ルール | HP掲載 |

＜問２：回答概要＞① 利用ルールの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称等 | 策定（実施）主体 | 対象地域 | 主な内容 | 根拠 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 87 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | ○ | 開聞岳登山口での情報提供 | 指宿市 | 指宿市の施設（キャンプ等） | 開聞岳登山口にある指宿市の施設（キャンプ場等）のカウンターにて、登山届ポストの設置及び国立公園、登山に関するパンフレットを配架し、求めに応じて登山道の状況を案内 | 自主ルール | カウンター等でのパンフレットの配架 |
| 88 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | ○ | 霧島錦江湾国立公園利用上のマナー | 環境省 | 霧島錦江湾国立公園 | 霧島錦江湾国立公園内の登山者のマナーアップを目的に登山者が心得るべき基本的なルールやマナーを「国立公園」ホームページにて発信。 | 自主ルール | HP掲載 |
| 89 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | ○ | 霧島連山自然保護協議会による登山にあたっての注意事項等の周知 | 霧島連山自然保護協議会 | 霧島連山 | 霧島錦江湾国立公園のうち霧島連山の登山者のマナーアップを目的に、登山者が心得るべき基本的なルールやマナーを「霧島トレッキングマップ」という形で霧島連山自然保護協議会（事務局：地元霧島市・湧水町。霧島連山の鹿児島県側の自治体や関係民間団体で構成。）がとりまとめ、発信している | 自主ルール | ビジターセンター、観光協会ｄねおリーフレット配布 |
| 90 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | ○ | 登山者のための屋久島マナーガイド | 屋久島山岳部保全利用協議会 | 屋久島山岳部 | 屋久島の山岳部の利用の質の向上や自然環境の保全を目的に、屋久島の山岳部を訪れる方を対象として守るべきルールやマナーをとりまとめ | 自主ルール | HP掲載、パンフレットの各施設への配架 |
| 91 | 奄美群島 | 奄美大島地区 | ○ | 湯湾岳の利用ルール | 環境省、林野庁、鹿児島県、大和村、宇検村 | 湯湾岳 | 環境省、林野庁、鹿児島県、大和村、宇検村が、湯湾岳の貴重な自然環境の保全を前提として持続可能な利用の推進を図る目的に、湯湾岳利用者が遵守すべき基本的なルールを策定し、令和４年11月25日より試行開始 | 自主ルール | HP掲載、島内公共施設でのチラシ設置 |
| 92 | 奄美群島 | 徳之島、沖永良部島 | × | － | － | － | － | | － |
| 93 | やんばる | 全域 | ○ | やんばる３村ルールブック | やんばる３村世界自然遺産協議会 | やんばる森林部 | 一般的な内容であるが、森林部に入る利用者を対象としている | 自主ルール | HP掲載 |
| 94 | 慶良間諸島 | 全域 | × | － | － | － | － | | － |
| 95 | 西表石垣 | 西表地域 | ○ | 西表島エコツーリズム推進全体構想 | 竹富町西表島エコツーリズム推進協議会 | 西表島 | 竹富町西表島エコツーリズム推進協議会（事務局：竹富町）においてエコツーリズム推進法に基づき策定した西表島エコツーリズム全体構想において、西表島における登山を含む自然体験活動の実施にあたり遵守すべき基本的なルールやマナーを整理。令和４年12月7日付で認定 | 自主ルール | HP掲載 |

＜問２：回答概要＞① 利用ルールの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称等 | 策定（実施）主体 | 対象地域 | 主な内容 | 根拠 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 96 | 西表石垣 | 石垣地域 | △ | － | － | － | 【於茂登岳線】<br>事業決定・事業執行されておらず、利用施設計画としては整備方針が存在するのみである。石垣市有地であり、頂上に電波塔や気象レーダー等の施設があることから、各施設管理者である沖縄県と沖縄気象台が定期的に草刈り等のソフトな維持管理を行っている。当該歩道は、実態として登山道として多く利用されているが、沖縄県、石垣市並びに沖縄気象台としては頂上付近の各施設の管理道路として位置づけており、登山道としての利用は想定していないという前提がある。このため、前述のソフトな維持管理に加えて浸食や破損に対する補修を沖縄気象台が行っているものの、登山道利用者のための補修ではなく維持管理道として作業員が通行するのに支障が無いようにするための補修である。これらの背景により、登山利用が想定されていないことから、利用ルールは設定されていない。<br>【野底岳線】<br>事業決定・事業執行されていない。石垣市有地であり、民間の山岳会が不定期に管理されている模様。近年はほとんど管理されていない。利用ルールは設定されていない。 | 自主ルール | － |

## ② 整備水準やグレーディングの設定状況

＜設問＞

登山道の整備、維持管理水準の目安となる計画等（指針、方針等を含む）や登山に必要な体力やスキルを示す指標（山のグレーディング等）の目的、対象地域、計画や取組等の名称、内容、実施主体、情報提供の方法、参考 URL を記載してください。

現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

### ②－１：整備水準

＜設定内容＞

・整備や維持管理の水準を包括的に定めている地域は多くはないが、概ね以下のように分類が可能。

○登山道の性格や利用者に必要なスキルに応じた整備・維持管理水準や方針を定める（大雪山など）

○管理行為として認められる範囲と周辺地権者（林野庁等）との協議が必要なケースを分類して、実施できる範囲を水準として示す（十和田八幡平）

＜設定方法＞

・以下の計画等に位置付けた上で運用

○管理運営計画に記載（尾瀬）

○「～ビジョン」等としてとりまとめ（大雪山、屋久島）

○「～維持管理マニュアル」としてとりまとめ（仕様書に添付して管理行為として実施可能な範囲を示すもの）（十和田八幡平）

○地域整備計画等にて歩道別の整備・維持管理水準を定める（吉野熊野、戸隠）

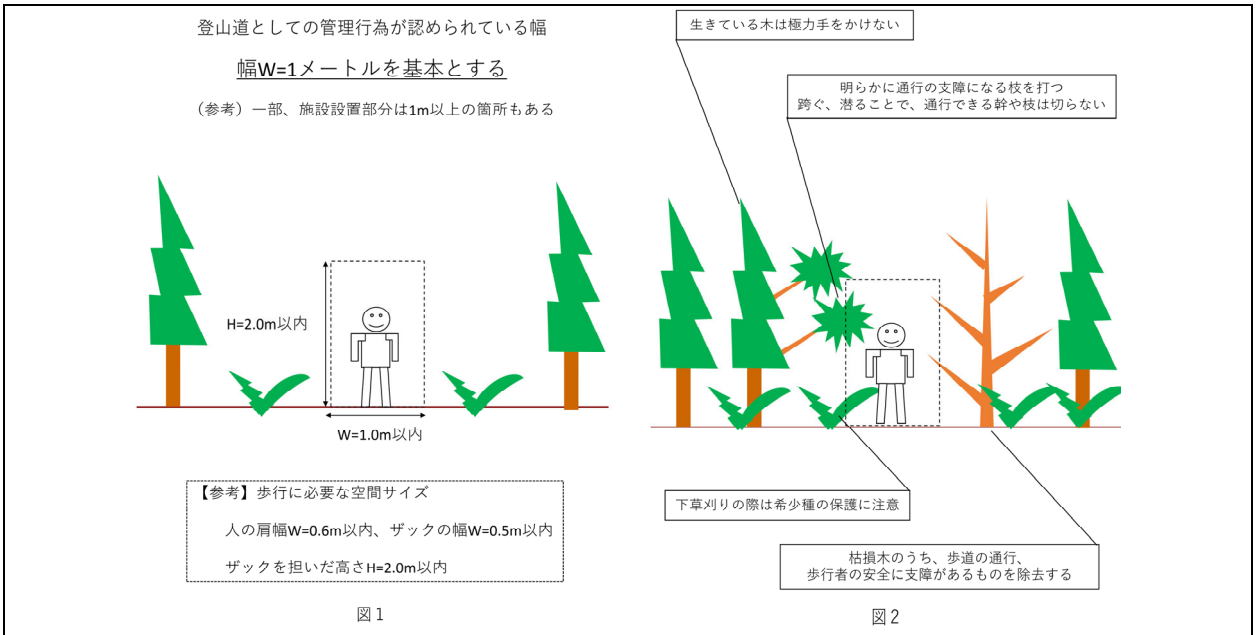


**登山道管理者が明確：管理者の了解の下、当該範囲の管理行為を実施可能。**
**登山道管理者が未確定：都度、法令所管機関及び土地所有者からの了解取得が必要**

登山道管理作業マニュアル（令和３年１月，十和田八幡平国立公園管理事務所）

＜問２：回答概要＞②整備・維持管理水準の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 策定主体 | 対象地域 | 主な内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | × | | | | |
| 2 | 知床 | ウトロ・羅臼 | × | | | | |
| 3 | 阿寒摩周 | 全域 | × | | | | |
| 4 | 釧路湿原 | 全域 | × | | | | |
| 5 | 大雪山 | 全地域 | ○ | 大雪山ビジョン<br>大雪山国立公園登山道管理水準2015年改定版 | 大雪山国立公園連絡協議会 | | 登山者の力量に応じた登山を推奨し、遭難事故の防止、登山利用の適正を図るために設定した「大雪山グレード（利用体験ランク）」と、登山道を維持管理する関係者間で、保全管理の対象である登山道の維持管理水準と現状を共有するために活用する「保全対策ランク」の２部構成となっている。 |
| 6 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | × | | | | |
| 7 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | × | | | | |
| 8 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | ○ | 登山道管理マニュアル | 青森県 | 北八甲田山域の登山道 | 刈払いが可能なケースとそうでない協議が必要なケースを分けて記載 |
| 9 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | ○ | 登山道管理マニュアル | 環境省 | 南八甲田縦走線 | 刈払いが可能なケースとそうでない協議が必要なケースや作業上の注意点等を記載 |
| 10 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | × | | | | |
| 11 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | × | | | | |
| 12 | 三陸復興 | 南部地域 | × | | | | |
| 13 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | ○ | 飯豊連峰保全計画書 | 環境省東北地方環境事務所 | 磐梯朝日国立公園飯豊地域 | 飯豊連峰における登山道や周辺植生の荒廃を背景に、飯豊連峰の保全（自然環境の保全と利用環境の確保）のための計画全般にわたる基本方針を定めるもの。具体的には自然環境や利用環境の特性、荒廃状況を考慮した、整備水準を６段階で設定し、それに応じた整備維持管理を実施している。 |
| 14 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | △ | （仮称）利用体験ランク | 磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域満喫プロジェクト協議会・登山フィールド部会 | 磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域 | 登山道の整備維持管理水準の目安となるランク付けを検討中 |
| 15 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | × | | | | |
| 16 | 日光 | 日光地域 | × | | | | |
| 17 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 尾瀬国立公園管理運営計画における「エリアごとの利用方針」 | 環境省 | 尾瀬国立公園 | 尾瀬国立公園管理運営計画では、下表のとおり公園内の利用の形態等に応じたエリア区分を行い、それぞれの利用タイプを定め、さらに「エリアごとの利用方針」（利用資源、利用方針、施設の整備及び維持管理）を設けて、より適正な利用へと利用者を誘導していくこととしている。 |
| 18 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | 尾瀬国立公園管理運営計画における「エリアごとの利用方針」 | 環境省 | 尾瀬国立公園 | 尾瀬国立公園管理運営計画では、下表のとおり公園内の利用の形態等に応じたエリア区分を行い、それぞれの利用タイプを定め、さらに「エリアごとの利用方針」（利用資源、利用方針、施設の整備及び維持管理）を設けて、より適正な利用へと利用者を誘導していくこととしている。 |
| 19 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | × | | | | |
| 20 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | × | | | | |
| 21 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | × | | | | |
| 22 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | 戸隠山域のグレーディングとグレードに応じた整備・維持管理 | 戸隠山域連絡協議会 | 戸隠山域 | 各山域のグレーティング、利用状況を踏まえた利用ルールや整備計画をまとめている |
| 23 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | × | | | | |
| 24 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | × | | | | |
| 25 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | × | | | | |
| 26 | 富士箱根伊豆 | 伊豆諸島地域 | × | | | | |
| 27 | 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | × | | | | |
| 28 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | × | | | | |
| 29 | 富士箱根伊豆 | 箱根地域 | × | | | | |
| 30 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | × | | | | |
| 31 | 中部山岳 | 後立山 | × | | | | |

＜問２：回答概要＞②整備・維持管理水準の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 策定主体 | 対象地域 | 主な内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 32 | 中部山岳 | 上高地地域 | × | | | | |
| 33 | 中部山岳 | 乗鞍 | × | | | | |
| 34 | 中部山岳 | 平湯 | × | | | | |
| 35 | 中部山岳 | 立山地域 | × | | | | |
| 36 | 白山 | 全域 | × | | | | |
| 37 | 南アルプス | 全域 | × | | | | |
| 38 | 伊勢志摩 | 全域 | × | | | | |
| 39 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 地域整備計画 | 環境省 | 吉野山、大峯山系、大杉谷、大台ヶ原の登山道 | 管内の吉野山、大峯山系、大杉谷、大台ヶ原の登山道については、いずれも整備基本計画を策定しており整備水準や管理指針を示している |
| 40 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 大台ヶ原 | 環境省 | 大台ヶ原 | 東大台エリアは周回線道路のうち主に北側を初級者（探勝）レベル、南側を中級者（トレッキング）と設定し必要な整備を行っている。西大台利用調整地区は植生や風致の保護のため、事前レクチャーを前提に過剰な整備をしない方針を取っている。 |
| 41 | 吉野熊野 | 熊野地域、和歌山県海岸地域 | × | | | | |
| 42 | 山陰海岸 | 竹野 | × | | | | |
| 43 | 瀬戸内海 | 愛媛県地域 | × | | | | |
| 44 | 瀬戸内海 | 岡山県地域 | × | | | | |
| 45 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | × | | | | |
| 46 | 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | × | | | | |
| 47 | 瀬戸内海 | 福岡県地域 | － | | | | |
| 48 | 瀬戸内海 | 大分県地域 | × | | | | |
| 49 | 瀬戸内海 | 淡路、六甲、西播地域 | × | | | | |
| 50 | 瀬戸内海 | 和歌山県地域 | × | | | | |
| 51 | 大山隠岐 | 隠岐地域 | × | | | | |
| 52 | 大山隠岐 | 島根半島・三瓶山地区 | × | | | | |
| 53 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | × | | | | |
| 54 | 足摺宇和海 | 全域 | × | | | | |
| 55 | 西海 | 五島列島地域 | － | | | | |
| 56 | 西海 | 平戸・九十九島地域、五島列島地域のうち小値賀町及び西海市 | × | | | | |
| 57 | 雲仙天草 | 雲仙地域 | × | | | | |
| 58 | 雲仙天草 | 天草地域 | － | | | | |
| 59 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | × | | | | |
| 60 | 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | × | | | | |
| 61 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | × | | | | |
| 62 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | × | | | | |
| 63 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | ○ | 屋久島山岳部適正利用ビジョン | 環境省 | 屋久島山岳部 | 山岳利用のビジョン、ROSを活用した利用ルートごとの利用体験ランク、施設の整備・維持管理水準、情報提供方策等を盛り込んだ「屋久島山岳部適正利用ビジョン（以下、屋久島山岳部ビジョン）」を2022年に策定 |
| 64 | 奄美群島 | 奄美大島地区 | × | | | | |
| 65 | 奄美群島 | 徳之島、沖永良部島 | × | | | | |
| 66 | やんばる | 全域 | × | | | | |
| 67 | 慶良間諸島 | 全域 | × | | | | |
| 68 | 西表石垣 | 西表地域 | × | | | | |
| 69 | 西表石垣 | 石垣地域 | × | | | | |

②－２：グレーディング

＜実施内容＞

・中部北陸地域など、比較的難易度の高い山域を要する地域では、「体力度レベル」と「技術的難易度」によるグレーディングの評価を実施（近県の評価方法と合わせる意図もあり）

・その他の山域（例えば西日本）などでは、所要時間と距離等による５段階評価を実施するなど、もう少し簡便な方法による評価も実施している。

＜実施方法＞

・整備・維持管理水準とは切り分けて、利用者向けに発信する情報として取りまとめるケースが多い。

・東北～中部北陸を中心に都道府県や山岳遭難対策協議会が設定・発信しているケースが多い（山形県、福島県、新潟県、富山県、群馬県、岐阜県、山梨県、静岡県など）。

信州山のグレーディング

山陰海岸ジオパークトレイル

＜問２：回答概要＞②グレーディングの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 策定主体 | 対象地域 | 主な内容 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | 礼文島トレッキングコース | 礼文島自然歩道共同管理体制構築検討会 | 礼文島 | 礼文島トレッキングコースの難易度を評価・情報提供 | HPへの掲載、コースと難易度を示したポスターの掲出 |
| 2 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 知床国立公園管理計画 | 環境省 | 羅臼岳登山道・知床連山縦走路 | 管理計画内に登山道の難易度を記載 | HPへの掲載 |
| 3 | 阿寒摩周 | 全域 | ○ | 阿寒摩周国立公園トレイル標識整備及び維持管理に関するガイドライン | 阿寒摩周国立公園トレイル標識整備及び維持管理に関するガイドライン | 阿寒摩周国立公園 | トレイルの難易度や期待される体験内容等から阿寒摩周国立公園のトレイルのグレードを設定 | HPへの掲載 |
| 4 | 釧路湿原 | 全域 | × | | | | | |
| 5 | 大雪山 | 全地域 | ○ | 大雪山国立公園登山道管理水準2015年改定版 | 大雪山国立公園連絡協議会 | 大雪山国立公園 | 登山者の力量に応じた登山を推奨し、遭難事故の防止、登山利用の適正を図るために「大雪山グレード（利用体験ランク）」を設定 | HPへの掲載 |
| 6 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | × | | | | | |
| 7 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | × | | | | | |
| 8 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | △ | （未定） | 環境省 | 十和田八幡平国立公園 | 適切な登山利用の推進を目的として各登山道の技術的難易度と体力度をレベル化したもの（関係者とのオーソライズが未了） | （未定） |
| 9 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | △ | （未定） | 環境省 | 十和田八幡平国立公園 | 適切な登山利用の推進を目的として各登山道の技術的難易度と体力度をレベル化したもの（関係者とのオーソライズが未了） | （未定） |
| 10 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | △ | （未定） | 環境省 | 十和田八幡平国立公園 | 適切な登山利用の推進を目的として各登山道の技術的難易度と体力度をレベル化したもの（関係者とのオーソライズが未了） | （未定） |
| 11 | 三陸復興 | 南部地域 | × | | | | | |
| 12 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | ○ | やまがた山 | 山形県 | やまがた百名山 | 「やまがた百名山」の主要な登山ルートについてグレーディング（体力度、技術的難易度）を設定 | HPへの掲載 |
| 13 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | やまがた百名山のグレーディング | 山形県 | やまがた百名山 | 「やまがた百名山」の主要な登山ルートについてグレーディング（体力度、技術的難易度）を設定 | HPへの掲載 |
| 14 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | 福島県山のグレーディング | 東北山岳ガイド協会 | | 東北山岳ガイド協会により、福島県の登山道の難易度を評価・情報提供し、「福島県山のグレーディング」として発信している。 | 県内登山用品、スポーツ用品店での配布 |
| 15 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | （仮称）山のグレーディング | 磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域満喫プロジェクト協議会・登山フィールド部会 | 磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域 | 国立公園内の登山道を体力度レベル・技術的難易度の観点から評価したグレーディングを検討中 | （未定） |
| 16 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | ○ | 栃木県山のグレーディング | 栃木県山岳遭難防止対策協議会 | 県内の登山道 | 県内の登山道の難易度を評価・情報提供し、「栃木県　山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載、山岳情報誌への掲載 |
| 17 | 日光 | 日光地域 | ○ | 栃木県山のグレーディング | 栃木県山岳遭難防止対策協議会 | 県内の登山道 | 県内の登山道の難易度を評価・情報提供し、「栃木県　山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載、山岳情報誌への掲載 |
| 18 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 尾瀬保護財団による周知 | 尾瀬保護財団 | 尾瀬全域 | 尾瀬保護財団が尾瀬全域のルートを紹介しており、訪問者が「自分の力量にあったコース選び」をすることにより、歩行中事故の防止に役立てるため、コースの難易度（5段階）について情報提供を行っている。 | HPへの掲載 |
| 19 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 群馬県山のグレーディング | 群馬県・群馬県山岳団体連絡協議会 | 群馬県 | 群馬県と群馬県山岳団体連絡協議会が、「群馬県　山のグレーディング」を作成 | HPへの掲載 |
| 20 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | 尾瀬保護財団による周知 | 尾瀬保護財団 | 尾瀬全域 | 尾瀬保護財団が尾瀬全域のルートを紹介しており、訪問者が「自分の力量にあったコース選び」をすることにより、歩行中事故の防止に役立てるため、コースの難易度（5段階）について情報提供を行っている。 | HPへの掲載 |

＜問２：回答概要＞②グレーディングの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 策定主体 | 対象地域 | 主な内容 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | ○ | 信州山のグレーディング | 長野県・長野県山岳遭難防止対策協議会 | 長野県 | 長野県と長野県山岳遭難防止対策協会が、登山者の山岳遭難を防止するため「山のグレーディング」を行いHPへの掲載 | HPへの掲載 |
| 22 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 信州山のグレーディング | 長野県・長野県山岳遭難防止対策協議会 | 長野県 | 長野県と長野県山岳遭難防止対策協会が、登山者の山岳遭難を防止するため「山のグレーディング」を行いHPへの掲載 | HPへの掲載 |
| 23 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 群馬県山のグレーディング | 群馬県・群馬県山岳団体連絡協議会 | 群馬県 | 群馬県と群馬県山岳団体連絡協議会が、「群馬県　山のグレーディング」を作成 | HPへの掲載 |
| 24 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | 群馬県山のグレーディング | 群馬県・群馬県山岳団体連絡協議会 | 群馬県 | 群馬県と群馬県山岳団体連絡協議会が、「群馬県　山のグレーディング」を作成 | HPへの掲載 |
| 25 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | 新潟県山のグレーディング | 新潟県 | 新潟県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「新潟県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 26 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | 戸隠山域のグレーディングとグレードに応じた整備・維持管理 | 戸隠山域連絡協議会 | 戸隠山域 | 各山域のグレーティング、利用状況を踏まえた利用ルールや整備計画をまとめている | HPへの掲載 |
| 27 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | 新潟県山のグレーディング | 新潟県 | 新潟県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「新潟県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 28 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | 山梨県山のグレーディング | 山梨県 | 山梨県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「山梨県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 29 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | 信州山のグレーディング | 長野県・長野県山岳遭難防止対策協議会 | 長野県 | 長野県と長野県山岳遭難防止対策協会が、登山者の山岳遭難を防止するため「山のグレーディング」を行いHPへの掲載 | HPへの掲載 |
| 30 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | × | | | | | |
| 31 | 富士箱根伊豆 | 伊豆諸島地域 | × | | | | | |
| 32 | 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | × | | | | | |
| 33 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | 山梨県山のグレーディング | 山梨県 | 山梨県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「山梨県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 34 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | 静岡県山のグレーディング | 静岡県 | 静岡県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「静岡県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 35 | 富士箱根伊豆 | 箱根地域 | ○ | 箱根ハイキングマップ | 箱根町 | 箱根町の主要な24のハイキングコース | 箱根町作成のハイキングマップにおいて、主要な24のハイキングコースについて、2段階の難易度表示を実施 | HPへの掲載 |
| 36 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 山梨県山のグレーディング | 山梨県 | 山梨県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「山梨県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 37 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 静岡県山のグレーディング | 静岡県 | 静岡県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「静岡県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 38 | 中部山岳 | 後立山 | ○ | 信州山のグレーディング | 長野県・長野県山岳遭難防止対策協議会 | 長野県 | 長野県と長野県山岳遭難防止対策協会が、登山者の山岳遭難を防止するため「山のグレーディング」を行いHPへの掲載 | HPへの掲載 |
| 39 | 中部山岳 | 後立山 | ○ | 新潟県山のグレーディング | 新潟県 | 新潟県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「新潟県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |

＜問２：回答概要＞②グレーディングの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 策定主体 | 対象地域 | 主な内容 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 信州山のグレーディング | 長野県・長野県山岳遭難防止対策協議会 | 長野県 | 長野県と長野県山岳遭難防止対策協会が、登山者の山岳遭難を防止するため「山のグレーディング」を行いHPへの掲載 | HPへの掲載 |
| 41 | 中部山岳 | 乗鞍 | ○ | 信州山のグレーディング | 長野県・長野県山岳遭難防止対策協議会 | 長野県 | 長野県と長野県山岳遭難防止対策協会が、登山者の山岳遭難を防止するため「山のグレーディング」を行いHPへの掲載 | HPへの掲載 |
| 42 | 中部山岳 | 平湯 | ○ | 岐阜県山のグレーディング | 岐阜県 | 岐阜県 | 岐阜県によって、登山者に「自分の力量にあった山選び」を促し、山岳遭難事故の防止に役立てることを目的として「岐阜県山のグレーディング」を発信 | HPへの掲載 |
| 43 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | 富山県山のグレーディング | 富山県 | 富山県 | 登山者の力量と目指す山域の難易度のミスマッチに起因する遭難を防止するため、富山県内山岳関係者等によるワーキンググループを開催し、「自分の力量に合った山選び」に資する登山道の難易度情報の提供を目的として、「富山県 山のグレーディング」を発信 | HPへの掲載 |
| 44 | 白山 | 全域 | ○ | 岐阜県山のグレーディング | 岐阜県 | 岐阜県 | 岐阜県によって、登山者に「自分の力量にあった山選び」を促し、山岳遭難事故の防止に役立てることを目的として「岐阜県山のグレーディング」を発信 | HPへの掲載 |
| 45 | 白山 | 全域 | ○ | 富山県山のグレーディング | 富山県 | 富山県 | 登山者の力量と目指す山域の難易度のミスマッチに起因する遭難を防止するため、富山県内山岳関係者等によるワーキンググループを開催し、「自分の力量に合った山選び」に資する登山道の難易度情報の提供を目的として、「富山県 山のグレーディング」を発信 | HPへの掲載 |
| 46 | 南アルプス | 全域 | ○ | 山梨県山のグレーディング | 山梨県 | 山梨県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「山梨県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 47 | 南アルプス | 全域 | ○ | 静岡県山のグレーディング | 静岡県 | 静岡県 | 登山者が「自分の力量に合った山選び」をするために必要な情報を提供し、山岳遭難事故を未然に防ぐことを目的として「静岡県山のグレーディング」として発信 | HPへの掲載 |
| 48 | 南アルプス | 全域 | ○ | 信州山のグレーディング | 長野県・長野県山岳遭難防止対策協議会 | 長野県 | 長野県と長野県山岳遭難防止対策協会が、登山者の山岳遭難を防止するため「山のグレーディング」を行いHPへの掲載 | HPへの掲載 |
| 49 | 伊勢志摩 | 全域 | × | | | | | |
| 50 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 大台ヶ原 | 環境省 | 大台ヶ原（東大台） | 東大台エリアは周回線道路のうち主に北側を初級者（探勝）レベル、南側を中級者（トレッキング）と設定 | HPへの掲載、ビジターセンターでの発信 |
| 51 | 吉野熊野 | 熊野地域、和歌山県海岸地域 | × | | | | | |
| 52 | 山陰海岸 | 竹野 | ○ | 山陰海岸ジオパークトレイルのグレーディング | 環境省 | 山陰海岸ジオパーク | 大部分が近畿・中国自然歩道線と重複している「山陰海岸ジオパークトレイル」については、山陰海岸ジオパーク推進協議会により、難易度を五段階評価・情報提供 | HP、パンフレット掲載 |
| 53 | 瀬戸内海 | 愛媛県地域 | × | | | | | |
| 54 | 瀬戸内海 | 岡山県地域 | × | | | | | |
| 55 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | × | | | | | |
| 56 | 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | × | | | | | |
| 57 | 瀬戸内海 | 福岡県地域 | － | | | | | |
| 58 | 瀬戸内海 | 大分県地域 | × | | | | | |
| 59 | 瀬戸内海 | 淡路、六甲、西播地域 | × | | | | | |
| 60 | 瀬戸内海 | 和歌山県地域 | × | | | | | |
| 61 | 大山隠岐 | 隠岐地域 | × | | | | | |

＜問２：回答概要＞②グレーディングの設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 策定主体 | 対象地域 | 主な内容 | 発信方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 62 | 大山隠岐 | 島根半島・三瓶山地区 | ○ | 三瓶山のグレーディング | 環境省、島根県、大田市 | 三瓶山 | 島根県、大田市、環境省において、それぞれが整備する案内標識などで三瓶山地域の登山道の難易度を情報提供している。当該山域の登山者が「自分の力量にあった山選び」をすることにより、山岳事故の防止に役立てている。 | |
| 63 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | × | | | | | |
| 64 | 足摺宇和海 | 全域 | × | | | | | |
| 65 | 西海 | 五島列島地域 | － | | | | | |
| 66 | 西海 | 平戸・九十九島地域、五島列島地域のうち小値賀町及び西海市 | × | | | | | |
| 67 | 雲仙天草 | 雲仙地域 | × | | | | | |
| 68 | 雲仙天草 | 天草地域 | － | | | | | |
| 69 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | × | | | | | |
| 70 | 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | × | | | | | |
| 71 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | × | | | | | |
| 72 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | × | | | | | |
| 73 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | ○ | 屋久島山岳部適正利用ビジョン | 環境省 | 屋久島山岳部 | 山岳利用のビジョン、ROSを活用した利用ルートごとの利用体験ランク、施設の整備・維持管理水準、情報提供方策等を盛り込んだ「屋久島山岳部適正利用ビジョン（以下、屋久島山岳部ビジョン）」を2022年に策定 | |
| 74 | 奄美群島 | 奄美大島地区 | × | | | | | |
| 75 | 奄美群島 | 徳之島、沖永良部島 | × | | | | | |
| 76 | やんばる | 全域 | × | | | | | |
| 77 | 慶良間諸島 | 全域 | × | | | | | |
| 78 | 西表石垣 | 西表地域 | × | | | | | |
| 79 | 西表石垣 | 石垣地域 | × | | | | | |

### ③ 協力金等の利用者負担の実施状況

＜設問＞

入山にあたる協力金等の徴収等の利用者負担の取組の目的、対象地域、制度や取組等の名称、内容、実施主体、情報提供の方法、参考 URL を記載してください。

現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

＜実施内容＞

・登山道やトイレ、周辺自然環境の保全維持管理に係る費用確保の観点から導入を図る例が多い。
・また未実施の地域においても、人件費・材料費高騰などの地元負担が増加している背景から、協力金の導入必要性を挙げる地域が複数見られた（大雪山、支笏洞爺（樽前山）、秩父多摩甲斐（西沢渓谷・大弛峠）、大山隠岐（三瓶山）、阿蘇、やんばる、西表）。
・北アルプス（中部山岳国立公園）では、「登山道維持の現状（仕組み、体制等）を正しく伝える機会を設けることで、認識の共有を図り、登山道維持に参加する仕組みづくりを目的として、登山行動を見直す、労働力面で参加するなど、想定される参加方法の一つに「費用面で参加する」を含めている」という位置づけで協力金制度を実施する事例も見られた。
・利用者の利便性を考慮し、クレジットカードやバーコード決済などのオンライン決済の手法を導入する地域も複数で見られた（妙高、北アルプス、大山など）。

＜実施方法＞

〇募金箱等の設置等による寄付・募金（奥那須など）
〇物品販売益の一部活用（利尻・礼文など）※寄付の返礼品に近い位置づけのものあり
〇直轄施設（駐車場、避難小屋等）の利用協力金（羊蹄山避難小屋、白雲岳避難小屋、財団駐車場）
〇トイレチップ（尾瀬、富士山など）
〇入域・入山にあたる協力金（富士山、妙高山・火打山、北アルプス、大杉谷）
⇒マイカー規制・シャトルバス等運行に伴う上乗せ（雄国沼、南アルプス林道、屋久島）

利尻山コマドリプロジェクト

礼文島リボンプロジェクト

＜問２：回答概要＞③利用者負担の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 主な対象者 | 実施主体 | 主な内容 | 金額 | 徴収方法 | ネット決済可否 | 使途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | コマドリプロジェクト | 不明 | 利尻山登山道等維持管理連絡協議会 | 利尻山におけるオーバーユース等による環境や施設への負荷増大を背景に、トイレの維持管理や山岳環境整備を主な使途とする応援制度 | ¥1,000（バッチ販売金額） | バッチの購入 | 無 | トイレの維持管理、山岳環境整備 |
| 2 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | 礼文島リボンプロジェクト | 不明 | 礼文町 | 礼文町生物多様性地域を応援するするため、趣旨に賛同する観光客に活動支援の証としてリボンバッジを購入し、その収益金を自然公園の補修等に充ている。 | 不明 | バッチの購入 | 無 | 自然公園の補修等 |
| 7 | 大雪山 | 全地域 | ○ | 白雲岳避難小屋周辺登山道維持管理協力金 | 白雲岳避難小屋の利用者、白雲岳周辺登山道の通過者 | 上川町 | 利用者が協力金等を通じて登山道の補修や補修技術の向上、情報発信を含む登山者の利便性向上に要する費用等に資金を提供する仕組み | ¥1,000程度 | 管理人への手渡し・振込 | ネットバンキング可 | 登山道整備や植生復元等の保全活動、活動状況の情報発信 |
| 9 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | ○ | 羊蹄山避難小屋利用協力金 | 羊蹄山避難小屋利用者 | 倶知安町 | 宿泊、休憩、レンタル品の利用、トイレの利用に係る協力金 | ¥200～¥1,000 | 管理人への手渡し（冬季は協力金箱へ支払い） | 無 | 不明 |
| 11 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | ○ | 財団駐車場の協力金 | 見返峠駐車場利用者 | 自然公園財団八幡平支部 | 自然公園財団八幡平支部が管理する見返峠駐車場の駐車料金（1台500円）が、八幡平園地等（秋田県・岩手県執行）の管理に充てられている。 | ¥500 | 管理人への手渡し | 無 | 八幡平園地等（秋田県・岩手県執行）の管理に充てられている。 |
| 12 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | ○ | 協力金箱の設置 | 登山道利用者 | 八幡平市山岳協会等 | 岩手県執行の登山道について、管理者である八幡平市合意のもと、八幡平市山岳協会等により、協力金箱が設置 | 設定なし | 平笠不動避難小屋、三ツ石山荘、大深山荘、茶臼山荘に設置された協力金箱への支払い | 無 | 紅葉期における重点的な清掃や管理者不在箇所（岩手山山頂・未執行区間）での標識修繕等 |
| 15 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | 雄国沼のシャトルバス運行 | 雄国沼利用者 | 雄国沼自動車利用適正化協議会 | 雄国沼におけるニッコウキスゲ開花期のオーバーユース対策、自然環境への負荷増大を背景に、マイカー規制、シャトルバスの運行を実施 | 1,000 | シャトルバス利用料への上乗せ | 無 | トイレの維持管理、山岳環境整備 |
| 16 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | 雄子沢川駐車場 | 雄子沢川駐車場利用者 | 環境省、北塩原村 | 路上駐車に対応するため、駐車場を閉鎖の上、他の駐車場への誘導・シャトルバスの試験運行を実施 | 1,000 | シャトルバス利用料への上乗せ | 無 | トイレの維持管理、山岳環境整備 |
| 17 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | ○ | 募金箱の設置 | 奥那須周辺の登山道 | 奥那須レクリエーションの森保護管理協議会 | 奥那須レクリエーションの森保護管理協議会（事務局：那須塩原市）が、周辺施設に募金箱を設置 | 設定なし | 募金箱への募金 | 無 | 登山道周辺環境整備 |
| 19 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | トイレチップ | トイレ利用者 | トイレ設置者 | 尾瀬国立公園内におけるトイレを利用するにあたり、１回あたり100円の協力金を収集 | 100 | 協力金箱への支払い | 無 | トイレの維持管理 |
| 20 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | トイレチップ | トイレ利用者 | トイレ設置者 | 尾瀬国立公園内におけるトイレを利用するにあたり、１回あたり100円の協力金を収集 | 100 | 協力金箱への支払い | 無 | トイレの維持管理 |
| 22 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | トイレチップ | トイレ利用者 | トイレ設置者 | 一部の登山口や登山道の道中にある公衆トイレにおいて、トイレや周辺の登山道等の維持修繕を使途とする協力金の徴収（不動滝浅間山頂線歩道の避難小屋付帯トイレ、渋峠草津線歩道沿線の芳ヶ平ヒュッテ付帯トイレ、野反湖登山口トイレ） | 100～200 | 協力金箱への支払い | 無 | トイレの維持管理 |

＜問２：回答概要＞③利用者負担の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 主な対象者 | 実施主体 | 主な内容 | 金額 | 徴収方法 | ネット決済可否 | 使途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 池の平湿原駐車場での駐車料金への協力金の上乗せ | 駐車場利用者 | 東御市観光協会 | 池の平湿原では、湿原及び周辺の自然保護、トイレの維持管理等の為に最寄りの駐車場を有料化（600円/台）しており、駐車料金には、森林・施設の整備、環境美化などに使われる協力金が含まれている。 | 600 | 管理人への手渡し | 無 | 湿原や周辺の自然保護、トイレの維持管理 |
| 26 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | 妙高山・火打山地域における入域料制度 | 登山者 | 生命地域妙高環境会議 | 妙高山・火打山地域の自然環境保全と持続可能な利用の推進のため、自然環境保護活動や施設維持管理にかかる費用を登山利用者から収受。 | ¥500 | 妙高山・火打山の３つの登山口（笹ヶ峰登山口、燕温泉登山口、新赤倉登山口）にて協力金箱を設置、繁忙期は人員を配置、ネット決済も可 | オンライン（クレジットカードなど）が可能 | |
| 31 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | 富士山保全協力金 | 富士山五合目より上の来訪者 | 山梨県・静岡県 | 美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策等を目的としてH25年の試行を経てH26より導入 | ¥1,000 | 駐車場、ネット決済 | オンライン（クレジットカードなど）が可能 | 各県が決定 |
| 33 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 富士山保全協力金 | 富士山五合目より上の来訪者 | 山梨県・静岡県 | 美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策等を目的としてH25年の試行を経てH26より導入 | ¥1,000 | 駐車場、ネット決済 | オンライン（クレジットカードなど）が可能 | 各県が決定 |
| 35 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 北アルプストレイルプログラム | 登山者 | 北アルプス登山道等維持連絡協議会 | 北アルプス南部地域（長野県側）の持続的な登山道維持を目的に、R3年度より協力金制度の実証実験を行っている。当プログラムは、登山利用者に登山道維持の現状（仕組み、体制等）を正しく伝える機会を設けることで認識の共有を図り、登山道維持に参加する仕組みづくりを目的としており、登山行動を見直す、労働力面で参加するなど、想定される参加方法の一つに「費用面で参加する」取組として、協力金制度を位置づけている | ¥500～ | クレジット決済、口座振込、山小屋での支払い | オンライン（クレジットカードなど）が可能 | |
| 36 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | トイレチップ制度 | トイレ利用者 | トイレ設置者 | 環境省の直轄トイレ（涸沢、横尾、上高地バスターミナル、河童橋）において、山岳トイレ環境の維持、梓川の水質保全を目的に、利用者から任意の協力金（100円/現金払い）を徴収 | ¥100 | 協力金箱への支払い | 無 | トイレの維持管理 |

＜問２：回答概要＞③利用者負担の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 主な対象者 | 実施主体 | 主な内容 | 金額 | 徴収方法 | ネット決済可否 | 使途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 38 | 中部山岳 | 平湯 | ○ | 北アルプストレイルプログラム | 登山者 | 北アルプス登山道等維持連絡協議会 | 北アルプス南部地域（長野県側）の持続的な登山道維持を目的に、R3年度より協力金制度の実証実験を行っている。当プログラムは、登山利用者に登山道維持の現状（仕組み、体制等）を正しく伝える機会を設けることで認識の共有を図り、登山道維持に参加する仕組みづくりを目的としており、登山行動を見直す、労働力面で参加するなど、想定される参加方法の一つに「費用面で参加する」取組として、協力金制度を位置づけている | ¥500～ | クレジット決済、口座振込、山小屋での支払い | オンライン（クレジットカードなど）が可能 | |
| 40 | 白山 | 全域 | ○ | トイレチップ | | | | | | | |
| 41 | 白山 | 全域 | ○ | 赤兎山登山口の最寄り駐車場までの道の通行に対する協力金の徴収 | 林道利用者 | 小原区・小原生産森林組合 | | ¥100 | 管理人への手渡し | 無 | 登山道の整備維持管理費、不法投棄監視・処分費、自然保護活動費など |
| 42 | 南アルプス | 全域 | ○ | 南アルプス林道マイカー規制に係る協力金 | 林道利用者 | 南アルプス山岳交通適正化協議会 | 南アルプス国立公園周辺の自然環境を保全し、持続可能な自然公園利用の快適性の確保を図るため、自動車等による交通の適正化を達成することを目的に、南アルプス山岳交通適正化協議会（事務局：山梨県）を設置し、南アルプス林道でマイカー規制を実施。協議会（事務局：山梨県）は、マイカー規制に必要な費用確保や南アルプスの自然環境の維持を目的に、マイカー規制区間を通過する路線バスや乗合タクシーの料金に上乗せする形で、任意の協力金を徴収してい | ¥300 | 交通手段への上乗せ | 無 | ゲート管理や乗り換え駐車場の管理、南アルプスの自然環境 |
| 44 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 大杉谷入山協力金 | 大杉谷登山歩道の利用者 | 公益財団法人大杉谷登山センター | 大杉谷登山道の適正な維持管理や環境整備を主な使途とする協力金制度を導入。公益財団法人大杉谷登山センターが運用し、令和４年現在では年間200～300万程度の収入があり、管理者の雇用などに使用。協力金の回収は登山道出入口に設置された自売機で記念グッズと交換で運用。 | ¥1,000 | 自動販売機、オンラインストア | オンライン（オンラインストアなど）が可能 | 自然環境の保全、登山道の維持管理、安全管理 |
| 57 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | ○ | 大山入山協力金制度 | 大山登山者 | 大山山岳環境保全協議会 | 大山山中の避難小屋やトイレ、登山道・木道の補修、携帯トイレの運用、植生保護・外来植物除去等を使途とする協力金制度を令和4年6月5日から導入 | ¥500 | 募金箱、電子決裁 | バーコード決済、クレジット決済などが可能 | 自然保護活動や登山道等の補修、トイレの維持管理等 |

**＜問２：回答概要＞③利用者負担の設定状況**

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 名称 | 主な対象者 | 実施主体 | 主な内容 | 金額 | 徴収方法 | ネット決済可否 | 使途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 63 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | ○ | くじゅう環境保全協力金 | くじゅう山群の利用者 | くじゅう地区管理運営協議会 | 長者原集団施設地区タデ原湿原において、JTB等のエージェントから依頼を受けた有償ガイドプログラムから、協力金(500円/人)を頂き、くじゅう地区管理運営協議会へ寄付することで、くじゅう地区管理運営協議会が地域活動への支援財源として活用する取組を実施。令和2年度以降、協力金付宿泊プランの販売等も実施 | ¥500 | 有償プログラムへの上乗せ | 無 | 登山道補修、野焼き活動等の環境保全活動 |
| 66 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | ○ | 財団駐車場の協力金 | 駐車場利用者 | 自然公園財団八幡平支部 | 霧島地域におけるえびの高原及び高千穂河原の２箇所の集団施設地区において、それぞれ一般財団法人自然公園財団が利用施設の適切な維持管理等を目的に、登山者等の公園利用者から駐車場利用料金として、協力金を徴収 | ¥500 | 管理人への手渡し | 無 | 利用施設の適切な維持管理 |
| 67 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | ○ | 世界遺産屋久島山岳部環境保全協力金 | 荒川登山口利用者 | 屋久島山岳部保全利用協議会 | 屋久島山岳部におけるオーバーユース等による環境や施設、登山道への負荷増大を背景に、トイレの維持管理や山岳環境整備を使途とする協力金制度を導入。屋久島山岳部保全利用協議会（事務局：屋久島町）が屋久島町条例第31号（世界自然遺産屋久島山岳部保全協力金条例）を根拠に、荒川登山口及びその他の登山口にて、入山する際やシャトルバス乗車料金支払いの際に、任意の協力金を徴収 | ¥1,000 | シャトルバス利用時に徴収 | 無 | 避難小屋付帯の汲み取りトイレのし尿搬出 |

### ④ 安全管理に関する情報提供の実施状況

＜設問＞

事故の発生状況や危険箇所に関する情報提供の取組の目的、対象地域、取組等の名称、内容、実施主体、情報提供の方法、参考 URL を記載してください。

現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

＜実施内容＞

・北海道、東北、関東、九州地域では、交通起点となる駅やフェリー乗場等でのポスター掲示、ビジターセンター等の拠点施設での対面やパンフレット等による発信、登山口での看板を用いた周知等が実施されている。
・中部北陸地域では、上記に加え、県警による情報提供が進んでおり、登山計画書の提出呼びかけ、危険箇所の発信、遭難統計の公表等が積極的に実施されている。
・登山道の少ない中国四国地方では、取組のない地域や一部山域に限定した情報提供を実施している場合もある。
・その他、登山道に関する情報のみに限定されており、アクセスルートの通行止め情報等は別途検索する必要があるため、それらをトータルで収集できる情報の一元化の必要性を指摘する意見が見られた。

＜実施方法＞

○WEB サイト等を活用した日常的な情報提供（必要な装備、登山計画書の提出呼びかけ、電波環境、事故件数、遭難発生箇所など）（全国各地）
○シーズン前や注意が必要な時期直前の登山口や行動起点になる場での情報提供（小笠原）
○事故発生箇所やリスク情報（クマ目撃情報等）のリアルタイム情報の周知（知床、阿寒摩周）
○車両規制、通行止め情報等を含む一元的な情報発信（大雪山）

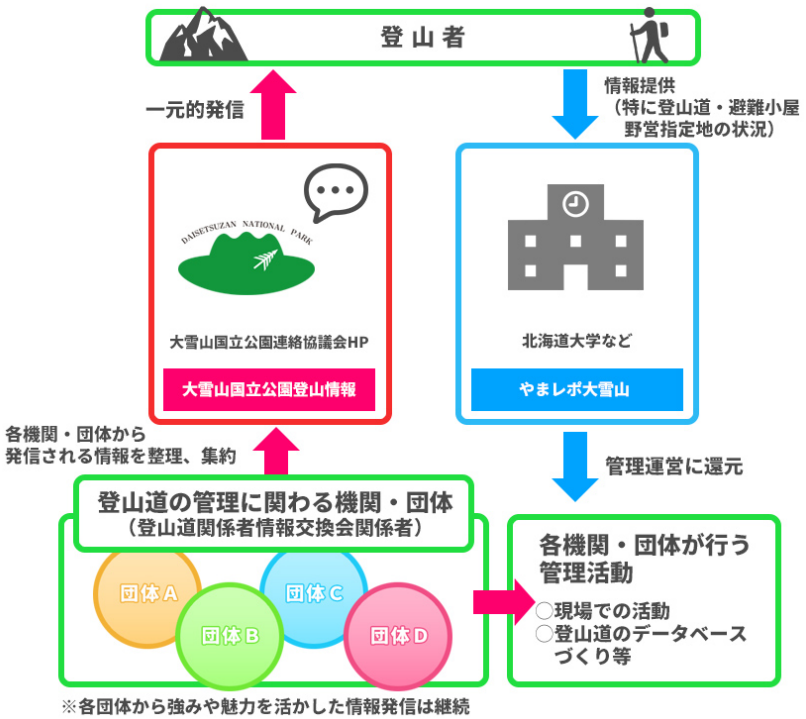


大雪山国立公園における一元的な情報発信のしくみ

＜問２：回答概要＞④安全管理の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 実施主体 | 対象地域 | 主な内容 | 方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | 北海道宗谷総合振興局 | 利尻山 | 利尻山山岳事故の防止を目的に情報提供を夏季と冬季の２回実施。登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ等 | 空港、フェリー乗り場、役場窓口におけるチラシ配架 |
| 2 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | 利尻山登山道維持管理連絡協議会 | 利尻山 | 利尻山の夏期のシーズン中に各月（７月、８月は月２回）そのときの登山情報を提供 | HP掲載 |
| 3 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 環境省・林野庁 | 知床 | 登山の知識や装備、危険箇所の掲示など。情報は警察を含む関係機関と迅速に共有し、都度利用者に登山口の案内板や各遺産センターやビジターセンターのホワイトボードに掲示 | |
| 4 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 林野庁・知床財団 | 知床 | クマの目撃情報の収集と登山口案内板への掲示 | 登山口案内板への掲示、HPへの掲載 |
| 5 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 林野庁・知床財団 | 知床五湖 | クマの目撃情報の収集と登山口案内板への掲示 | HPへの掲載 |
| 6 | 阿寒摩周 | 全域 | ○ | ビジターセンター等 | 阿寒摩周国立公園内 | ヒグマの目撃情報等をまとめて施設内で発信 | ビジターセンター等内での掲示 |
| 7 | 釧路湿原 | 全域 | ○ | ビジターセンター等 | 釧路湿原国立公園 | 不明 | 情報板に掲載 |
| 8 | 大雪山 | 全地域 | ○ | 大雪山国立公園連絡協議会ウェブサイト | 大雪山 | 北海道警察からの安全登山情報や、地元自治体による車両規制や通行止め情報、ルールやマナーにかかる注意喚起等、大雪山国立公園における安全管理を含む各種情報の一元的プラットフォーム。 | HP掲載 |
| 9 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | ○ | 支笏湖ビジターセンター | 周辺山岳 | 登山情報の提供、山岳遭難セーフティーカードの配布 | ビジターセンター等内での掲示、山岳遭難セーフティーカードの配布 |
| 10 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | ○ | 北海道警察山岳遭難救助隊本部 | 周辺山岳 | 安全登山情報の発信、登山計画書・遭難統計等の掲載 | HPへの掲載 |
| 11 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | ○ | 羊蹄山管理保全連絡協議会 | 羊蹄山 | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ等 | HP掲載 |
| 12 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | ○ | 酸ヶ湯インフォメーションセンター（無人・環境省） | 北八甲田山域 | 登山に関する情報の提供 | 展示やパンフレット等 |
| 13 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | ○ | 奥入瀬渓流館 | 東北自然歩道（奥入瀬渓流歩道） | 登山に関する情報の提供 | 展示やパンフレット、解説員による情報提供 |
| 14 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | ○ | 八幡平ビジターセンター | 八幡平山頂エリア、後生掛エリア | 火山活動や災害等による登山道の通行止め等の情報をHPやセンター館内において随時発信 | ビジターセンター等内での掲示 |
| 15 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | ○ | アルパこまくさ | 秋田駒ヶ岳地域 | 登山道情報を発信 | ビジターセンター等内での掲示 |
| 16 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | ○ | 網張ビジターセンター | 岩手山周辺 | 危険箇所等の情報を自然公園保護管理員等からの情報提供に基づき館内にて掲示 | ビジターセンター等内での掲示 |
| 17 | 三陸復興 | 南部地域 | × | | | | |
| 18 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | ○ | 連絡会との情報共有 | 羽黒管内 | 登山道の状況に関するメールでの共有・市町村への発信 | 各市町村HPへの掲載 |
| 19 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | Webサイト「やまがた山」への掲載 | 県内 | 県内の山岳関連ニュースの発信。山形１００名山のコースガイド、登山届提出のリンクを掲載。 | WEBページ |
| 20 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | 裏磐梯ビジターセンター | 裏磐梯地域 | 巡視時の情報、登山者から寄せられた、クマの目撃情報等 | VC掲示板、HPにて掲載 |
| 21 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | 浄土平ビジターセンター | 浄土平地域 | 駐車場混雑状況、登山道、高山植物の開花情報等 | VC掲示板、HPにて掲載 |
| 22 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | ○ | 那須高原ビジターセンター | 那須甲子地域 | 通行止め箇所・登山者から寄せられた危険箇所・クマの目撃情報 | HPや館内ホワイトボード等 |
| 23 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | ○ | 塩原温泉ビジターセンター | 塩原地域 | 通行止め箇所・登山者から寄せられた危険箇所・クマの目撃情報 | HPや館内ホワイトボード等 |
| 24 | 日光 | 日光地域 | ○ | 日光市山岳遭難防止対策協議会 | 日光連山（男体山、女峰山、白根山など）、足尾山地（皇海山、庚申山） | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、関係機関と合同で山岳救助訓練を実施。日光市山岳連盟の協力を得て、冬季登山道の目印付けや巡視。 | HP掲載 |
| 25 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 安全登山のススメ | 尾瀬 | 尾瀬での安全な登山のための服装、装備、登山計画書の提出呼びかけ | HP掲載 |
| 26 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | ツキノワグマとの共存 | 尾瀬 | クマとの遭遇によるリスクを避けるための詳細な注意点や遭遇情報の記録や分析結果を掲載 | HP掲載 |
| 27 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | 安全登山のススメ | 尾瀬 | 尾瀬での安全な登山のための服装、装備、登山計画書の提出呼びかけ | HP掲載 |
| 28 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | ツキノワグマとの共存 | 尾瀬 | クマとの遭遇によるリスクを避けるための詳細な注意点や遭遇情報の記録や分析結果を掲載 | HP掲載 |

＜問２：回答概要＞④安全管理の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 実施主体 | 対象地域 | 主な内容 | 方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | ○ | 長野県警 | 県内 | 遭難防止のための知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、及び遭難統計等を掲載 | HP掲載 |
| 30 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 長野県警 | 県内 | 遭難防止のための知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、及び遭難統計等を掲載 | HP掲載 |
| 31 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 群馬県警 | 県内 | 山岳遭難発生状況や登山マップや危険地区の公表を実施、及び登山計画書の提出呼びかけ | HP掲載 |
| 32 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 万座しぜん情報館 | 万座地域 | 施設内のホワイトボードに掲載を行うとともに、必要に応じて現地への周知看板の設置、園路の利用中止等の対応を実施 | 掲示板、現地への周知看板の設置 |
| 33 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | 群馬県警 | 県内 | 山岳遭難発生状況や登山マップや危険地区の公表を実施、及び登山計画書の提出呼びかけ | HP掲載 |
| 34 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | 新潟県警 | 県内 | 新潟県内の山岳情報や遭難防止広報、及び山岳遭難発生状況の掲示、登山計画書の提出呼びかけの実施、登山計画書の提出呼びかけの実施 | HP掲載 |
| 35 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | 群馬県谷川岳登山指導センター | 谷川岳 | 谷川連峰における山岳事故の防止を目的に情報提供を実施。登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、登山道上の危険箇所の公表等を実施。 | HP掲載 |
| 36 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | ○ | 雪国観光圏推進協議会 | 雪国観光圏 | スノーカントリートレイルのコース状況、必要な装備等について、HP上で情報提供 | HP掲載 |
| 37 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会 | 妙高戸隠連山国立公園 | 登山道の通行止めの情報 | HP掲載 |
| 38 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会 | 妙高戸隠連山国立公園 | 登山道の通行止めの情報 | HP掲載 |
| 39 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | 妙高高原ビジターセンター | 妙高高原地域 | 登山道の通行止めの情報 | 掲示板 |
| 40 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | 奥多摩ビジターセンター | 奥多摩地域 | 山岳状況の情報等をお互いに情報共有 | 不明 |
| 41 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | ○ | 奥多摩交番 | 奥多摩地域 | 奥多摩交番にて集計されている山岳事故の情報共有を受ける | 不明 |
| 42 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | × | | | | |
| 43 | 富士箱根伊豆 | 伊豆諸島地域 | ○ | 八丈島警察署ほか | 八丈島・神津島の登山口 | 登山口への登山届の記入台、QRコードの掲示 | 登山口での掲示 |
| 44 | 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | ○ | 伊豆市ほか | 天城山登山道 | 天城山登山道の危険箇所をMAPにて周知、緊急時の消防への連絡先を登山道上の標識へ掲示・伊豆市HPでも事前周知 | HPへの掲示、マップの配布 |
| 45 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | 山梨県警 | 県内 | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、山岳遭難発生状況の公表等を実施している。冬季の富士山では週末に登山口での指導を自治体などと合同で実施している | HP掲載、Twitterでの発信 |
| 46 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | 静岡県警 | 県内 | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ等を実施している。富士山、南アルプス、その他の地域とエリアを分けて情報を発信している | HP掲載、Twitterでの発信 |
| 47 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | 富士山における適正利用推進協議会 | 富士山五合目以上 | 登山道情報や装備、高山病、道迷いなどの注意点等基礎的な情報および登山道閉鎖や落石などの緊急情報を発信。HPの他にTwitterでよりリアルタイムな情報も発信。多言語対応が課題。 | HP掲載、Twitterでの発信 |
| 48 | 富士箱根伊豆 | 箱根地域 | ○ | 箱根町 | 火山ガス規制区間 | 火山ガスにより登山道を閉鎖してる箇所があり、管理者である箱根町が現地において立ち入り禁止措置を実施したり、情報提供 | 現地での情報提供 |
| 49 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 山梨県警 | 県内 | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、山岳遭難発生状況の公表等を実施している。冬季の富士山では週末に登山口での指導を自治体などと合同で実施している | HP掲載、Twitterでの発信 |
| 50 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 静岡県警 | 県内 | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ等を実施している。富士山、南アルプス、その他の地域とエリアを分けて情報を発信している | HP掲載、Twitterでの発信 |
| 51 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 富士山における適正利用推進協議会 | 富士山五合目以上 | 登山道情報や装備、高山病、道迷いなどの注意点等基礎的な情報および登山道閉鎖や落石などの緊急情報を発信。HPの他にTwitterでよりリアルタイムな情報も発信。多言語対応が課題。 | HP掲載、Twitterでの発信 |
| 52 | 中部山岳 | 後立山 | ○ | 長野県警 | 県内 | 遭難防止のための知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、及び遭難統計等を掲載 | HP掲載 |
| 53 | 中部山岳 | 後立山 | ○ | 富山県警 | 県内 | 富山県内の山岳情報の掲示、及び登山届けの提出呼びかけの実施 | HP掲載 |
| 54 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 長野県警 | 県内 | 遭難防止のための知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、及び遭難統計等を掲載 | HP掲載 |
| 55 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 長野県 | 県内 | 長野県が定める「長野県登山安全条例（平成27年12月17日施行）」において、登山者等の遵守事項が条文化されており、その指針をガイドライン化して情報発信している | 施設等での掲出、冊子備えつけ |

＜問２：回答概要＞④安全管理の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 実施主体 | 対象地域 | 主な内容 | 方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 56 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 島崎三歩の「山岳通信」 | 県内 | 長野県の山岳地域で発生した遭難事例を原則的に1週間ごとに情報提供。長野県ＨＰに掲載、関係者（登山ショップ、山岳関連ＨＰ、県内の山岳遭難防止対策協会、山小屋）に通信 | 長野県HP、ショップ、山岳関連HP、山岳遭難対策協議会、山小屋等への情報共有 |
| 57 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 北アルプス山小屋友好会 | 北アルプス | 登山道の状況等、現地情報を提供 | 各山小屋のＨＰ、ＳＮＳ |
| 58 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 上高地インフォメーションセンター、ビジターセンター | 北アルプス | 既存の媒体でまとめられている情報や現地情報を集約、適宜紙媒体で掲出するなど、登山利用者に情報提供している。また、ビジターセンターＨＰでは、山小屋のライブカメラ映像を確認することができ、現地状況が分かる仕様となっている | HP掲載、現地での情報提供 |
| 59 | 中部山岳 | 乗鞍 | ○ | 長野県警 | 県内 | 遭難防止のための知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、及び遭難統計等を掲載 | HP掲載 |
| 60 | 中部山岳 | 平湯 | ○ | 岐阜県北アルプス遭難対策協議会 | 北アルプス | 岐阜県北アルプス遭難対策協議会HPにて情報提供 | HP掲載 |
| 61 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | 富山県警 | 県内 | 室堂ターミナル内の階段にてホワイトボードにて登山、遭難等の情報を更新 | 現地での情報提供、Youtubeチャンネル運用 |
| 62 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | 富山県 | 県内 | 積雪期登山の前に登山計画書の提出の義務化。立山室堂には、入山安全相談窓口を設けており、相談員が現地の危険箇所、現地情報の提供 | 現地での情報提供 |
| 63 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | 欅平ビジターセンター | 欅平周辺 | 欅平ビジターセンター（管理者：黒部市）が公園事業者及び利用者から寄せられた遊歩道の状況、通行禁止区間、周辺施設の利用時間、クマ等の目撃情報等をまとめて情報を提供。 | 現地での情報提供（ホワイトボード等） |
| 64 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | 立山室堂地区安全対策連絡協議会 | 室堂集団施設地区周辺 | 室堂集団施設地区内を中心として、事務局である環境省が主体となり、地獄谷周辺の火山ガス濃度測定（機器設置）、立入り禁止措置、火山ガス監視員の雇用を行い、利用者の安全確保を実施している。年間事業として、富山県山岳警備隊、立山町消防と連携して救助訓練を実施しており、発生時の対応を確認している。火山ガス濃度は、電光掲示板による情報提供を行っており、スピーカーを複数箇所に設置することで、広範囲の利用者に迅速な避難誘導を行える環境を整備している。 | 電光掲示板、スピーカーによる情報提供 |
| 65 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | 室堂平周辺積雪期利用適正化協議会 | | 立山周辺、雷鳥沢、剱岳の積雪期登山、スキー・スノーボード利用者の安全確保を行うために、立入り禁止区域の設定、協議会（事務局は環境省、富山県）による巡視実施、仮設野営指定地の設営及び管理を行っている。 | |
| 66 | 白山 | 全域 | ○ | 石川県・岐阜県ほか | 白山 | 火山防災の観点から石川県・岐阜県で登山届が義務付けられていることの周知。通行不能な登山道があれば、近隣の登山道入口において周知 | HP掲載、登山口での情報提供 |
| 67 | 南アルプス | 全域 | ○ | 山梨県警 | 県内 | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、山岳遭難発生状況の公表等を実施している。季節的な繁忙期や山の日などの記念日に、主要駅やバス乗り場において声かけ活動を行い、啓発活動を実施。警察官は山岳パトロールを実施しながら、その山の危険箇所を教示したり、事故遭遇危険者に対しては具体的な指導を実施。 | HP掲載、Twitterでの発信 |
| 68 | 南アルプス | 全域 | ○ | 長野県警 | 県内 | 遭難防止のための知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ、及び遭難統計等を掲載。季節的な繁忙期や山の日などの記念日に、主要駅やバス乗り場において声かけ活動を行い、啓発活動を実施。警察官は山岳パトロールを実施しながら、その山の危険箇所を教示したり、事故遭遇危険者に対しては具体的な指導を実施。 | HP掲載 |
| 69 | 南アルプス | 全域 | ○ | ヒヤリハット集 | 県内 | 広河原ICにおいては、登山者から寄せられた転倒、道迷い多発箇所、クマの目撃情報等を掲示物や、登山者指導の際に口頭で情報を提供している。上記情報はICから各山小屋に無線連絡され、情報共有がされている。 | 現地や山小屋での情報提供 |
| 70 | 伊勢志摩 | 全域 | ○ | 伊勢志摩国立公園近畿自然歩道マップ | 公園内近畿自然歩道 | 通行止め箇所のマップ、現地による周知 | マップ、現地での情報提供 |
| 71 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 大杉谷登山センター | 大杉谷登山道 | 大杉谷登山道での事故状況について発信。登山センターではココヘリのレンタルサービスを行っている | 現地での情報提供 |
| 72 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | YAMAP | 大峯山系 | 大峰山系の奈良県天川村エリアからのアクセスについては、入口にYAMAPによる危険箇所の確認等について案内看板が設置されている | 現地看板での情報提供 |
| 73 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 大台ヶ原ビジターセンター | 吉野地域 | 環境省及び奈良県によりツキノワグマの出没情報の発信等が実施 | 現地での情報提供 |
| 74 | 吉野熊野 | 熊野地域、和歌山県海岸地域 | × | | | | |
| 75 | 山陰海岸 | 竹野 | ○ | 山陰海岸ジオパーク推進協議会 | 山陰海岸ジオパークトレイル | 山陰海岸ジオパークトレイルのルート上の通行止めや迂回箇所に関して情報提供を実施。通行止め等の情報について、トレイルの管理者（区間により様々）から協議会への報告がなされなかったり、報告があった場合もHPに反映されない場合がある。情報収集や発信の体制に課題あり | HP掲載 |
| 76 | 瀬戸内海 | 愛媛県地域 | × | | | | |
| 77 | 瀬戸内海 | 岡山県地域 | × | | | | |

＜問２：回答概要＞④安全管理の設定状況

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 実施主体 | 対象地域 | 主な内容 | 方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 78 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | ○ | 宮島観光協会 | 弥山 | 弥山登山に関するワンポイントガイド（登山前に備えておくべき知識や装備、展望台の開所時間等）を掲載。 | HP掲載 |
| 79 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | ○ | 広島県警・宮島消防署等 | 弥山 | 弥山登山に関し安全な登山のための注意事項を掲載したチラシ（日本語版・英語版）を作成。弥山登山前の「備え」に関する普及啓発動画の作成（宮島消防署）。 | リーフレット配布、動画作成 |
| 80 | 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | × | | | | |
| 81 | 瀬戸内海 | 福岡県地域 | － | | | | |
| 82 | 瀬戸内海 | 大分県地域 | ○ | 国東半島峯道トレイルクラブ | 国東半島峯道トレイル | トレッキング時の注意事項をHPにて提供 | HP掲載 |
| 83 | 瀬戸内海 | 淡路、六甲、西播地域 | × | | | | |
| 84 | 瀬戸内海 | 和歌山県地域 | × | | | | |
| 85 | 大山隠岐 | 隠岐地域 | × | | | | |
| 86 | 大山隠岐 | 島根半島・三瓶山地区 | ○ | 大田市・環境省など | 大山 | 登山道の危険箇所の公表を実施 | HP掲載 |
| 87 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | ○ | 鳥取県警 | 大山 | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山届・下山届の提出呼びかけ等を実施している。HPへの掲載のほか、関係施設内の壁面への掲出等を実施。遭難状況をHPに掲載。 | HP掲載、周辺施設での壁面掲出 |
| 88 | 足摺宇和海 | 全域 | × | | | | |
| 89 | 西海 | 五島列島地域 | － | | | | |
| 90 | 西海 | 平戸･九十九島地域、五島列島地域のうち小値賀町及び西海市 | × | | | | |
| 91 | 雲仙天草 | 雲仙地域 | × | | | | |
| 92 | 雲仙天草 | 天草地域 | － | | | | |
| 93 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | ○ | くじゅう地区管理運営協議会 | くじゅう地域 | 長者原ビジターセンター（管理者：くじゅう地区管理運営協議会）に寄せられた（収集した）登山道上の危険箇所やトイレ閉鎖等の情報をまとめてHPにて提供 | HP掲載 |
| 94 | 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | ○ | 阿蘇山遭難事故防止対策協議会 | 阿蘇山 | 中央火口丘地区に位置する登山道に関しては、阿蘇山遭難事故防止対策協議会（事務局：熊本県）が定期的にルート点検を行っており、点検結果や、阿蘇中岳の噴火警戒レベルを元に、通行可否の情報を、一元的に発信している。危険箇所については、常時通行不可のルートとして周知。 | HP掲載 |
| 95 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | ○ | 指宿市 | 開聞岳 | 指宿市の施設（キャンプ場等）のカウンターにて、登山届ポストの設置及びパンフレットを配架し、求めに応じて登山道の状況を案内。 | 現地での情報提供 |
| 96 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | ○ | 鹿児島県警・宮崎県警 | 霧島山 | 登山前に備えておくべき知識や装備、登山計画書の提出呼びかけ等を実施している。ウェブサイトへの掲載、登山口における登山届ボックスへのチラシ掲出など。 | HP掲載、登山口における情報提供 |
| 97 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | ○ | 霧島山火山防災協議会 | 霧島山 | 霧島山においては噴火警戒レベルが設定されている山が４つあり、登山の際には、それらの最新の火山活動状況に留意する必要があることから、霧島山火山防災協議会（事務局：県）において、霧島山の火山活動に関する情報をウェブ上でとりまとめて発信している。また、霧島山火山防災マップにおいて、登山の際の注意点をまとめて発信している。マップはウェブサイトへの掲載のほか、リーフレットとしてビジターセンターなどで配布している。 | マップのHP掲載、ビジターセンターの配布 |
| 98 | 奄美群島 | 奄美大島地区 | × | | | | |
| 99 | 奄美群島 | 徳之島、沖永良部島 | × | | | | |
| 100 | やんばる | 全域 | × | | | | |
| 101 | 慶良間諸島 | 全域 | × | | | | |
| 102 | 西表石垣 | 西表地域 | × | | | | |
| 103 | 西表石垣 | 石垣地域 | ○ | 石垣市 | 於茂登岳線・野底岳線 | 石垣市により登山に関する注意喚起の小看板が設置されている。ただし石垣市は公式LINEやSNSなど速報性のある情報ツールを有しているものの、そういったリスク情報を提供することが即ち維持管理による通行以外の利用（主に登山）を認めることになるため、周知に必ずしも積極的になれない状況下にある。 | 登山口での情報提供 |

### ⑤　登山道の状況や維持管理について共有・議論する場の有無や取組状況

＜設問＞

登山道の状況や維持管理について共有・議論する場の有無や取組状況について記載してください。
現状、取組がない場合においても必要性が生じている等の課題がある場合には記載してください。

＜取組内容＞

・取組状況に濃淡があるが、取り組まれていない地域でも議論の必要性を感じている地域が多く、特に管理者不在登山道の取り扱いや予算関係については議論の必要性が高くなっている。

＜取組状況＞

○登山道に特化した会議体を設け、点検や維持管理等の作業内容の共有や課題に関する議論を実施
○登山道を特出しした会議ではなく、登山道も含めた統合型会議のなかで扱う
○会議の場自体は有していないが、メール等による日常的な情報共有や合同巡視の実施等で普段から情報共有を図る
○情報共有等はほとんどされておらず、個別に取り組んでいる状況

表　登山道に特化した会議体を設けている主な公園例

| 公園 | 管理計画区 | 組織等名称 | 対象地 |
|---|---|---|---|
| 利尻礼文サロベツ | 全域 | 利尻山登山道等維持管理連絡協議会 | 利尻山の登山道 |
| | | 礼文島いきものつながりプロジェクト推進協議会歩道分科会 | 礼文島内のトレイル |
| 知床 | ウトロ・羅臼 | 知床世界遺産施設等運営協議会（羅臼岳登山道部会・羅臼湖部会との合同開催） | 知床 |
| 阿寒摩周 | 全域 | 阿寒自然散策路連絡会議 | 雌阿寒岳及び周辺地域の遊歩道 |
| 大雪山 | 全地域 | 登山道維持管理部会（表大雪地域・東大雪地域） | 表大雪地域・東大雪地域 |
| 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | 支笏湖・定山渓地区自然体験活動推進協議会 | 支笏湖・定山渓地区 |
| | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | 羊蹄山管理保全連絡協議会 | 羊蹄山 |
| | | オロフレ山自然環境保全連絡会 | オロフレ山 |
| 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | 北八甲田山域連絡会 | 北八甲田山域 |
| | | 南八甲田縦走線 | 南八甲田縦走線 |
| | 八幡平地域（秋田県側） | 秋田駒ヶ岳登山利用適正化協議会 | 秋田駒ヶ岳地域 |
| | 八幡平地域（岩手県側） | 岩手山・八幡平・安比高原 50Kmトレイル協議会 | 八幡平市 |
| 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | 飯豊連峰保全連絡会、朝日連峰保全協議会 | 羽黒管内 |
| 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | 至仏山保全対策会議 | 至仏山 |
| 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | 南伊豆歩道協議会・西伊豆歩道協議会 | 下田市・南伊豆町・松崎町、西伊豆町・伊豆市・沼津市 |
| 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）<br>伊豆半島地域（北部） | 富士トレイルコミュニティ | 富士山麓 |
| | 富士山（山梨県） | 富士トレイルコミュニティ | 富士山麓 |
| 中部山岳 | 上高地地域 | 北アルプス登山道等維持連絡協議会 | 北アルプス |
| | 平湯 | 北アルプス飛騨側登山道維持連絡協議会 | 中部山岳国立公園岐阜県域 |
| 白山 | 全域 | マイカー規制協議会・遭難対策協議会 | 白山 |
| 吉野熊野 | 吉野地域 | 大峯奥駈道連絡会議 | 大峯奥駈道 |
| 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | 「四国のみち」魅力向上協議会 | 四国自然歩道線道路（歩道）事業 |
| 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | 阿蘇地域トレイル利用部会 | 阿蘇地域 |

**＜問２：回答概要＞⑤登山道に関する情報共有の場**

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

※１：安全管理のための関係者間の情報共有・利用者への情報提供、整備維持管理等　※２：利用促進のための情報提供、プロモーション、プログラムの企画実施等

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 会議名称・取組主体等 | 対象地域 | 事務局 | 主な役割 | | 取組内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 安全管理※1 | 利用促進※2 | |
| 1 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | 利尻山登山道等維持管理連絡協議会 | 利尻山の登山道 | 利尻富士町、利尻町 | ○ | | 利尻山の登山道管理について登山道の状況を関係者が共有できるよう、年１回連絡会議を開催している。各路線最低１回は合同整備事業を実施しており、連絡会議の際には、当該年度の路線別の整備・維持管理の内容、当該年度の利用規模を共有している。 |
| 2 | 利尻礼文サロベツ | 全域 | ○ | 礼文島いきものつながりプロジェクト推進協議会歩道分科会 | 礼文島内のトレイル | 礼文町 | ○ | | 礼文島内にある様々なトレイルと管理者で協働型管理を推進していくために、歩道分科会を礼文町が設し、関係者と意見交換を行いながら管理を行っている。 |
| 3 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 知床世界遺産施設等運営協議会（羅臼岳登山道部会・羅臼湖部会との合同開催） | 知床 | 羅臼町 | ○ | | 各機関が当該年度に取り組んだ整備・維持管理の内容、確認された利用状況、荒廃状況等を毎年報告 |
| 4 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | 国有林との連携 | 知床 | － | ○ | | 国有林野との連携の一環として、シーズン前及びシーズン後に、GSSとARを中心とする現場職員にて打合せを行い、作業予定内容、注意事項等の情報共有をしあって、役割や作業を確認するとともに、合同で実施できるところは協力して実施するよう都度調整している。 |
| 5 | 知床 | ウトロ・羅臼 | ○ | シーズン前後の案内板設置・撤去の環境省・林野庁・北海道での合同実施 | 知床 | － | ○ | | シーズン前の案内板設置及びシーズン後の案内板撤去作業について、環境省・環境省の業務委託事業者・林野庁・北海道の合同で行い、シーズンの振り返りを実施し、課題を共有し次年度の作業内容の検討に活用している。 |
| 6 | 阿寒摩周 | 全域 | ○ | 阿寒自然散策路連絡会議 | 雌阿寒岳及び周辺地域の遊歩道 | 不明 | ○ | | 山域単位で共有する会議等は無いが、巡視の報告や登山者数については執行者に個別に共有しています。雌阿寒岳の登山道の一部区間については、周辺地域の遊歩道とともに、阿寒自然散策路連絡会議において年１回程度、合同点検を実施するとともに、関係機関の所管施設に係る今年度の取り組み等の情報共有をしています。 |
| 7 | 釧路湿原 | 全域 | × | | | | | | |
| 8 | 大雪山 | 全地域 | ○ | 登山道維持管理部会（表大雪地域・東大雪地域） | 表大雪地域・東大雪地域 | 環境省 | ○ | | 登山道荒廃に関する課題解決、協力金等を活用した維持管理体制の構築、登山情報の一元的情報発信、登山道補修の技術向上や補修情報の蓄積等に関する協議を実施。令和４年度以降は、令和４年５月に策定された「大雪山国立公園における協力金取組方針」を具体的に推進するための議論の場としての役割も担っている。年２回程度の会議（対面・オンライン併用）を開催するとともに、表大雪地域・東大雪地域それぞれでメーリングリストを作成し、日頃から、登山道の維持管理に関する関係者間の情報共有を図っている。 |
| 9 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | ○ | 支笏湖・定山渓地区自然体験活動推進協議会 | 支笏湖・定山渓地区 | 環境省 | ○ | ○ | 支笏湖・定山渓地区自然体験活動推進協議会において、年１回登山道の意見交換会を開催。（出席者：森林管理局、開発局、運輸局、経産局等の国の機関、道庁観光振興課、自然環境課等の道の機関、関係市町村（観光関係課＋危機管理）、観光協会、自然公園財団のほか、道警、山岳団体等） |
| 10 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | ○ | 羊蹄山管理保全連絡協議会 | 羊蹄山 | 倶知安町 | ○ | | 羊蹄山管理保全連絡協議会の総会や担当者会議において、関係者が情報共有。 |
| 11 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | ○ | オロフレ山自然環境保全連絡会 | オロフレ山 | 不明 | ○ | | オロフレ山自然環境保全連絡会において、年２回、維持管理の方法等について情報共有。 |
| 12 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | ○ | 連絡会 | 北八甲田山域 | 青森県 | ○ | | 北八甲田山域の青森県執行の登山道については管理員や山岳会関係者と年１回程度の連絡会を青森県が開催 |
| 13 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | ○ | 連絡会 | 南八甲田縦走線 | 環境省 | ○ | | 南八甲田縦走線（環境省）については山岳会関係者と年１回程度の連絡会を環境省が開催 |
| 14 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | ○ | 秋田駒ヶ岳登山利用適正化協議会 | 秋田駒ヶ岳地域 | 仙北市 | ○ | | 秋田駒ヶ岳地域については、秋田駒ヶ岳登山利用適正化協議会（事務局：仙北市）があるが、マイカー規制のために組織された協議会であり、議論は主としてマイカー規制について行われ、登山道の状況についてはたまに話が出る程度にとどまっている。 |

**＜問２：回答概要＞⑤登山道に関する情報共有の場**

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

※１：安全管理のための関係者間の情報共有・利用者への情報提供、整備維持管理等　※２：利用促進のための情報提供、プロモーション、プログラムの企画実施等

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 会議名称・取組主体等 | 対象地域 | 事務局 | 主な役割 | | 取組内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 安全管理※1 | 利用促進※2 | |
| 15 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | ○ | 岩手山・八幡平・安比高原50Kmトレイル協議会 | 八幡平市 | 八幡平市観光協会 | ○ | ○ | 八幡平市における登山道については、「岩手山・八幡平・安比高原50Kmトレイル協議会」（事務局：八幡平市観光協会）にて毎年登山道管理に関する情報が共有され、課題について議論できる場がある。地元の山岳団体である八幡平市山岳協会等参加しており、行政管理では追いついていない荒廃箇所の補修や紅葉期の清掃等、ボランティアでの取り組みがある。一方、それ以外には既存の協議会等はなく複数市町村含めた全体の話合いの機会は少ない。近年、三ツ石山の紅葉期過剰利用について問題視されており、各行政担当者で協力し対応していくことが求められる。 |
| 16 | 三陸復興 | 南部地域 | × | | | | | | |
| 17 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | ○ | 飯豊連峰保全連絡会、朝日連峰保全協議会 | 羽黒管内 | 環境省 | ○ | | 連絡会（協議会）において登山道の状況や保全作業について意見交換。毎年、6月に連絡会（協議会）を開催し、当該年度実施する計画（主に保全作業）について了承を得ている。12月頃には、幹事会を開催し、次年度の計画について話し合い。2月には技術部会（現場で主に作業をする人を中心に集めた会）を開催し、作業の詳細について話し合い。いずれも連絡会（協議会）の事務局である羽黒自然保護官事務所が場のセッティングをしている状況。 |
| 18 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | △ | | | | | | 現状で、登山道の状況や維持管理について共有・議論する場はないが、国有林の保護林・レク森の枠組の中で検討されている状況。登山道の状況や維持管理内容の情報共有の場の必要性が生じている。 |
| 19 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | △ | | | | | | 現状、山域全体の登山道の状況を関係者が共有・議論する場は無い。直轄歩道については、令和３年度に記録フォーマットを作成。令和５年度から情報蓄積を図り、今後の整備・維持管理方針の検討資料として活用する予定。 |
| 20 | 日光 | 日光地域 | × | | | | | | |
| 21 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 尾瀬国立公園協議会 | 尾瀬 | 環境省 | ○ | | 尾瀬全体について「新・尾瀬ビジョン」に基づいた取り組みを行い、現状や今後の取り組み案について関係者が共有できるよう、定期的（毎年）に協議会を開催している。各々の取組については「新・尾瀬ビジョン整理表」にとりまとめ、策定したテーマを一覧表にして組織毎の進捗状況の評価を行っている。 |
| 22 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 尾瀬情報 | 尾瀬 | － | ○ | | 尾瀬保護財団の2つのビジターセンター職員が巡回調査等で得られた情報（登山道の状況）を「尾瀬情報」としてA4１枚にまとめ、HPに公表するほか、近隣の関係施設への配布等を行い、一般の訪問者へ尾瀬に関する情報発信 |
| 23 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 至仏山保全対策会議 | 至仏山 | 尾瀬保護財団 | ○ | | 「至仏山保全対策会議（事務局：尾瀬保護財団）」により植生保護及び安全性の確保のため、登山道整備のあり方やルール設定・マナー周知などが行われている。HPでの掲載を行って至仏山利用ルールの利用者への周知徹底を実施・ |
| 24 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | 尾瀬国立公園協議会 | 尾瀬 | 環境省 | ○ | | 尾瀬全体について「新・尾瀬ビジョン」に基づいた取り組みを行い、現状や今後の取り組み案について関係者が共有できるよう、定期的（毎年）に協議会を開催している。各々の取組については「新・尾瀬ビジョン整理表」にとりまとめ、策定したテーマを一覧表にして組織毎の進捗状況の評価を行っている。 |
| 25 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | ○ | 尾瀬情報 | 尾瀬 | － | ○ | | 尾瀬保護財団の2つのビジターセンター職員が巡回調査等で得られた情報（登山道の状況）を「尾瀬情報」としてA4１枚にまとめ、HPに公表するほか、近隣の関係施設への配布等を行い、一般の訪問者へ尾瀬に関する情報発信 |
| 26 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | ○ | 志賀高原国立公園整備委員会プロジェクト会議 | 志賀高原地域 | 不明 | ○ | | 管理者不明路線の状況を関係者が共有できるよう、年２回程度志賀高原国立公園整備委員会プロジェクト会議という連絡会議を開催している。現状どこの路線が管理者不明で利用も含めた現場の状況や今後どこを優先的に管理者を決めていくかの方針が話し合われている。 |
| 27 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | ○ | 須坂・高山連絡協議会 | 須坂・高山地域 | 不明 | ○ | | 協働型管理の考えに基づき、林野庁、長野県、関係市町村及び観光協会等関係団体が国立公園の適正な利用や保護のため行うアクションプラン（維持管理行為等）を報告 |

**＜問２：回答概要＞⑤登山道に関する情報共有の場**

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

※１：安全管理のための関係者間の情報共有・利用者への情報提供、整備維持管理等　※２：利用促進のための情報提供、プロモーション、プログラムの企画実施等

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 会議名称・取組主体等 | 対象地域 | 事務局 | 主な役割 | | 取組内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 安全管理※1 | 利用促進※2 | |
| 28 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 根子岳・四阿山保全協議会 | 根子岳・四阿山 | 不明 | ○ | | 長野県上田市、須坂市、群馬県嬬恋村に位置する四阿山（日本百名山）及び根子岳（花の百名山）において、地元関係者（自治体、観光協会、土地所有者、NPO等）を中心として登山道の維持管理等について年１回協議会を開催している。また、当該協議会を中心とし、根子岳の登山道周辺の安全管理及び山野草の回復を目的とした笹刈りイベントが実施されている。 |
| 29 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | ○ | 浅間・高峰観光協議会（浅間山周辺（外輪山含む）） | 浅間山周辺 | 小諸市 | ○ | | 群馬県嬬恋村、長野県小諸市に位置する高峰高原周辺の利活用の検討の場として、当該協議会があり、地元関係者（自治体、宿舎事業者、交通事業者、NPO等）により組織されている。当該協議会の中で、利活用の一部として周辺の登山道の継続的な利用についても議論がなされている。 |
| 30 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | × | | | | | | |
| 31 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | ○ | 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会 | 戸隠地域 | 環境省 | ○ | | 山域単位で登山道の状況を関係者が共有できるよう、年１回連絡会議を開催されている。 |
| 32 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会 | 妙高地域 | 環境省 | ○ | | 登山道の状況等を関係者が共有できるよう、妙高戸隠連山国立公園管理協議会の妙高連峰登山道連絡会が年１回開催されている。令和4年度に妙高連峰登山道保全管理運営計画を策定し、今後対応が必要な登山道にかかる課題を整理した。現在、連絡会構成員とともに各課題の解決に向けて対応しているところ。 |
| 33 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | × | | | | | | 連絡会議等の場はないが、東京都内の山域については東京都レンジャー等との合同巡視を行ったりしながら登山道状況や維持管理状況を適宜共有。埼玉県内の山域については、埼玉県及び秩父市とともに合同巡視を行い、登山道状況や維持管理状況の確認を適宜行っている。山梨県においては、登山道の維持管理を行っている地元市町村（北杜市、山梨市等）と問題がある箇所の現場確認等を行っている。また、当所の巡視中に発見した登山道の問題箇所を登山道管理者に連絡し、対応を促している。 |
| 34 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | ○ | 各種会議等 | 小笠原 | － | ○ | | 林野庁の開催する地域連絡会に加え、小笠原村が事務局を務めるエコツーリズム協議会やその下部会議において、議題に含まれる場合がある |
| 35 | 富士箱根伊豆 | 伊豆諸島地域 | × | | | | | | |
| 36 | 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | ○ | 南伊豆歩道協議会・西伊豆歩道協議会 | 南伊豆歩道協議会（下田市・南伊豆町・松崎町）、西伊豆歩道協議会（西伊豆町・伊豆市・沼津市） | 不明 | ○ | | 合同パトロールや会議を定期的に実施。維持管理体制や整備必要箇所について情報共有 |
| 37 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | 富士トレイルコミュニティ | 富士山麓 | 不明 | ○ | ○ | 満喫プロジェクトがスタートし、ステップアッププログラムの項目として「山麓トレイルの整備と維持管理のための情報共有や意見交換の場、機会の提供」を掲げている。<br>・満喫の協議会の下の作業部会として、登山道整備を実施している民間団体と行政からなる「登山道整備部会（仮称）」を今後設置予定。現在はその前段として民間団体だけからなる「富士トレイルコミュニティ」が立ち上がっており意見交換や登山道調査、登山道補修を実施している |
| 38 | 富士箱根伊豆 | 箱根地域 | △ | 箱根地域公園連絡会議 | 箱根地域 | | | | 当所が事務局で毎月開催している箱根地域公園連絡会議（富士箱根伊豆国立公園箱根地域の管理に関係する行政機関の担当者会議）において、必要に応じて情報共有や議論を行ってきたが、未執行の路線が多く、根本的に維持管理作業の実施体制に課題がある。来年度から、同会議において年1～2回箱根地域の登山道管理に特化した会を設け、互いに情報共有、整備依頼や整備方針の検討を定期的に実施する予定 |

**＜問２：回答概要＞⑤登山道に関する情報共有の場**

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

※１：安全管理のための関係者間の情報共有・利用者への情報提供、整備維持管理等　※２：利用促進のための情報提供、プロモーション、プログラムの企画実施等

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 会議名称・取組主体等 | 対象地域 | 事務局 | 主な役割 | | 取組内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 安全管理※1 | 利用促進※2 | |
| 39 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 富士山登山者安全対策にかかる打ち合わせ | 富士山五合目以上 | 不明 | ○ | | 富士山吉田口ルートに関わる環境省、山梨県、富士吉田氏、警察、消防、恩賜林組合等関係機関により構成され、富士山登山者安全対策にかかる打ち合わせを行っている。登山シーズン前、後の年２回を実施。 |
| 40 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | 富士トレイルコミュニティ | 富士山麓 | 不明 | ○ | ○ | 満喫プロジェクトがスタートし、ステップアッププログラムの項目として「山麓トレイルの整備と維持管理のための情報共有や意見交換の場、機会の提供」を掲げている。満喫の協議会の下の作業部会として、登山道整備を実施している民間団体と行政からなる「登山道整備部会（仮称）」を今後設置予定。現在はその前段として民間団体だけからなる「富士トレイルコミュニティ」が立ち上がっており意見交換や登山道調査、登山道補修を実施している |
| 41 | 中部山岳 | 後立山 | × | | | | | | |
| 42 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | 北アルプス登山道等維持連絡協議会 | 北アルプス | 環境省 | ○ | | 北アルプス南部地域（長野県側）の山岳環境の維持、保全に係る検討、議論を行っており、登山道維持や登山道標識の整備、協力金（北アルプストレイルプログラム）の実証実験等に取り組んでいる |
| 43 | 中部山岳 | 乗鞍 | × | | | | | | 地域協議会「のりくら高原ミライズ」の分科会で共有・議論できないことはないが、分科会における主たる議論はあくまで高原内の園路であり、高山帯にかけての登山道まで議論、対応するのは負担となり現実的には困難。 |
| 44 | 中部山岳 | 平湯 | ○ | 北アルプス飛騨側登山道維持連絡協議会 | 中部山岳国立公園岐阜県域 | 環境省 | ○ | | 関係自治体から負担金を徴収し、登山道補修を実施している。 |
| 45 | 中部山岳 | 立山地域 | △ | | | | | | 各山岳登山地区で事業執行者や予算規模、労力確保の困難度は異なるため、地区毎に応じた登山道維持管理に関する意見交換の機会をまず設ける必要性があると考えている。その場を通じて、行政側と維持管理者の負担における実態の共有を図り、協議会の設立による資金調達や人材確保の課題解決に繋げていくことが理想 |
| 46 | 白山 | 全域 | ○ | マイカー規制協議会・遭難対策協議会 | 白山 | 白山市 | ○ | | 登山道の状況について随時報告する機会がある |
| 47 | 白山 | 全域 | ○ | 環白山保護利用管理協会 | 白山 | 特定非営利活動法人　環白山保護利用管理協会事務局 | ○ | | 登山道の状況や維持管理について共有・議論 |
| 48 | 南アルプス | 全域 | △ | | | | | | 登山道の状況や維持管理について共有・議論する場が存在する地域もあるが、自然保護官事務所は参加していない。自然保護官事務所としては、国立公園の管理にあたり、関係機関の取組の交通整理が必要であり、登山道の状況や維持管理について共有・議論する場があれば望ましい |
| 49 | 伊勢志摩 | 全域 | × | | | | | | |
| 50 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 連絡会議 | 大峯奥駈道 | 不明 | ○ | | 年に１回、奈良県、各構成市町村その他関係機関、関係寺院、ボランティアグループによる連絡会議が実施されている。一方で今も修験道として利用される約80kmに渡るこの登山道、文化遺産に登録されており、管理が該当する市町村の教育委員会等に分担されている。そのため登山道の点検や修繕指針が市町村間で統一されておらず一部登山道の荒廃がみられる。上記の状況から令和４年度より、環境省や奈良県など関係機関担当者間で管理指針の統一に向けた取組や、新しいボランティアグループを活用した民間団体が広域的に登山道を点検し各市町村担当部署と情報共有を行う仕組みについて検討が進められている。 |
| 51 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 合同パトロール | 大杉谷登山道 | 不明 | ○ | | 年に２回、主に管理を行う公益財団法人大杉谷登山センターのほか関係機関、消防員、ベテランガイドなど計30名程度による合同パトロールが行われ、その場で昨年度の事故状況の共有、救護の際の動きの確認などが行われている |
| 52 | 吉野熊野 | 吉野地域 | ○ | 大台ヶ原利用の協議会 | 大台ヶ原 | 上北山村 | ○ | | 年に１回、幅広い関係者で構成された大台ヶ原利用の協議会において、次年度の利用調整地区運用計画のほか、大台ヶ原の利用に関する各種情報共有や協議を実施 |

**＜問２：回答概要＞⑤登山道に関する情報共有の場**

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

※１：安全管理のための関係者間の情報共有・利用者への情報提供、整備維持管理等　※２：利用促進のための情報提供、プロモーション、プログラムの企画実施等

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 会議名称・取組主体等 | 対象地域 | 事務局 | 主な役割 | | 取組内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 安全管理※1 | 利用促進※2 | |
| 53 | 吉野熊野 | 熊野地域、和歌山県海岸地域 | × | | | | | | |
| 54 | 山陰海岸 | 竹野 | ○ | 山陰海岸ジオパーク協議会 | 山陰海岸ジオパークトレイル | 兵庫県 | ○ | ○ | 鳥取県においては、鳥取県内の山陰海岸ジオパークトレイル（未舗装区間のみ）について、県、関係市町、浦富自然保護官事務所と合同で踏査を行い、補修や再整備等について検討を行っている。山陰海岸ジオパークトレイル全体の管理運営に焦点を当てた会議の場は無い。より上質な利用の推進のため、利用に関する情報共有や議論の場が何らか設けられるべきと思料する。 |
| 55 | 瀬戸内海 | 愛媛県地域 | △ | | | | | | 執行している歩道に限らず、園地や野営場において、県や関係市町と管理状況の情報共有の場が必要と考えている。 |
| 56 | 瀬戸内海 | 岡山県地域 | × | | | | | | |
| 57 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | × | | | | | | |
| 58 | 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | ○ | 「四国のみち」魅力向上協議会 | 四国自然歩道線道路（歩道）事業 | 不明 | ○ | ○ | 徳島県内の四国のみち（四国自然歩道線道路（歩道）事業）の複数のルートが老朽化によって通行不可となっている状況が徳島新聞の特集記事として指摘されたことを受け、徳島県グリーン社会推進課が対策を話し合うための協議会を令和3年12月に立ち上げた。協議会は、学識者、民間団体、環境省、県、市町村で構成され、環境省からは四国事務所国立公園課自然保護官が出席している。現在、数ヶ月に１度程度会が開かれ、現状の共有と修繕、維持管理、情報発信の方策等が話し合われている。香川県内の路線については特段の場は設けられていないが、県のみどり保全課によって比較的細やかな地元へのヒアリングが行われ、修繕等対応も行われている。 |
| 59 | 瀬戸内海 | 福岡県地域 | － | | | | | | |
| 60 | 瀬戸内海 | 大分県地域 | × | | | | | | |
| 61 | 瀬戸内海 | 淡路、六甲、西播地域 | × | | | | | | |
| 62 | 瀬戸内海 | 和歌山県地域 | × | | | | | | |
| 63 | 大山隠岐 | 隠岐地域 | △ | | | | | | 共有・議論する場は現時点で存在しない。管理官個人としては、大満寺山の維持管理や登山道状況を共有できる場の必要性を感じている。一方で登山道利用者はそこまで多くないため、関係自治体に協議会の場を設ける意思や必要性があるかどうかは確認の必要あり。地元のツアー会社が一部の登山道を積極的に整備している状況もあり、自治体と協力して支援したい思いはある。 |
| 64 | 大山隠岐 | 島根半島・三瓶山地区 | ○ | 島根県、大田市、環境省での現地確認 | 三瓶山等 | － | ○ | | 登山道の危険箇所について、雪解け後の状況を把握するために毎年山開き前に島根県、大田市、環境省で現場確認を実施 |
| 65 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | ○ | 鳥取県が開催する会議 | 大山登山道線道路 | 鳥取県 | ○ | | 鳥取県が執行する大山登山道線道路（歩道）事業について、整備方針や工事内容について共有・議論する会議を鳥取県が開催（令和３年度～令和４年度、各１回）。それ以外の登山道については単発的に情報が届いており、定期的・網羅的な情報の把握・蓄積はできていない。 |
| 66 | 足摺宇和海 | 全域 | ○ | 篠山観光開発協議会 | | 不明 | ○ | | 年に１回、総会で予算決算について議論を行うとともに、登山道についての情報共有なども行っていた。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大以降は予算決算に関してのみ書面会議にて決議を取る形になったため、情報共有などはあまり行えていない。 |
| 67 | 足摺宇和海 | 全域 | ○ | 滑床自然休養林協議会 | | 不明 | ○ | | 年に１回開催。総会で予算決算について議論を行うとともに、登山道の維持管理体制や被害情報の共有などが実施されていた。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大以降は予算のみ書面会議にて決議を取る形になったため、情報共有などはあまり行えていない。 |
| 68 | 西海 | 五島列島地域 | － | | | | | | |
| 69 | 西海 | 平戸・九十九島地域、五島列島地域のうち小値賀町及び西海市 | × | | | | | | |
| 70 | 雲仙天草 | 雲仙地域 | ○ | 普賢岳の合同パトロール | 普賢岳 | － | ○ | | 普賢岳登山道パトロールを関係機関で分担して毎月実施し、相互に報告共有している。 |

**＜問２：回答概要＞⑤登山道に関する情報共有の場**

○：有／×：無／△：検討中・検討の必要あり／－：未回答

※１：安全管理のための関係者間の情報共有・利用者への情報提供、整備維持管理等　※２：利用促進のための情報提供、プロモーション、プログラムの企画実施等

| No. | 所管公園 | 地域 | 取組有無 | 会議名称・取組主体等 | 対象地域 | 事務局 | 主な役割 | | 取組内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 安全管理※1 | 利用促進※2 | |
| 71 | 雲仙天草 | 天草地域 | － | | | | | | |
| 72 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | ○ | くじゅう地区管理運営協議会 | くじゅう連山 | 長者原ビジターセンター | ○ | | くじゅう連山の管理者がいる路線は月１回程度、管理者が巡視点検を委託実施。受託者は発注者へ月ごとに報告。特段細かい情報の関係者間での共有はない。自然災害時等の危険箇所情報は随時、くじゅう地区管理運営協議会が情報収集しとりまとめてHPにて発信。協議会員にもメールにて共有している。くじゅう地区管理運営協議会にて行う必要最小限の軽微な登山道補修、刈払い、道標設置等は、年４回開催しているくじゅう地区管理運営協議会幹事会にて実施可否や作業受注者を協議している。規模の大きなものでなければ、管理者が行う整備・維持管理の内容の情報共有は特段無い。 |
| 73 | 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | ○ | 阿蘇地域トレイル利用部会 | 阿蘇地域 | － | ○ | ○ | これまで、登山道にまつわる共有・議論の場は、阿蘇山遭難事故防止対策協議会のみであったが、遭難事故防止に限った情報の取扱いしかなかったことから、登山道にまつわる課題を幅広く扱う場として、令和４年度に、阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト地域協議会の下部に、阿蘇地域トレイル利用部会を設置。 |
| 74 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | ○ | 環境省・指宿市 | 開聞岳 | － | ○ | | 平成24年度以降は、環境省が登山道を事業執行している。維持管理については、地元指宿市と協定を結び、市が定期的な巡視、補修等を実施している。環境省、市がそれぞれ維持管理の補修や巡視を行った際は、メール、電話等で対応状況について報告しあっている。 |
| 75 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | ○ | 霧島連山利用対策連絡会議 | 霧島連山 | 霧島市 | ○ | | 霧島連山における登山道の状況等を関係者が共有できる場として「霧島連山利用対策連絡会議」があり、年１回程度開催している。連絡会議の際に、各登山道管理者から巡視点検等の実施状況の報告や、山岳事故の発生状況の共有、その他登山道関係の課題についての議論を行っている |
| 76 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | × | | | | | | 現状としては登山道の状況や維持管理について、島内で一元的に議論・共有をする場はない。登山道の巡視は各管理者が定期的に行っており、適宜情報共有を行っているほか、山岳部で活動するガイド等の関係者からの情報提供・報告がなされている。ガイド関係者などから、島内で登山道の状況を共有できる仕組みについての必要性の言及はある。現状はガイド事業者がSNSを利用して情報のやりとりをしている場合なども散見される。 |
| 77 | 奄美群島 | 奄美大島地区 | × | | | | | | |
| 78 | 奄美群島 | 徳之島、沖永良部島 | ○ | 天城町 | 島内 | － | ○ | | 定期点検の結果、必要に応じて天城町役場と共有等の場を設けることができる体制である。 |
| 79 | やんばる | 全域 | ○ | やんばる３村世界遺産協議会 | やんばる | 国頭村、大宜味村、東村 | ○ | | やんばる３村世界遺産協議会及びその傘下に森林ツーリズム部会があり、これらは主にやんばる３村（国頭村、大宜味村、東村）及び観光協会、沖縄県、環境省、林野庁等から組織されている。<br>専ら登山道の維持管理を行うためのものではないが、公園や遺産地域内の取り組みについて幅広く共有している。 |
| 80 | 慶良間諸島 | 全域 | ○ | 日常的な報告 | 島内 | － | ○ | | 直轄歩道については維持管理協定に基づく報告。 |
| 81 | 西表石垣 | 西表地域 | × | | | | | | |
| 82 | 西表石垣 | 石垣地域 | △ | （未定） | （未定） | | | | 環境省から会議体設置について自治体に働きかけを行っている。 |

＜問２：回答概要＞⑥その他課題等

| No. | 所管公園 | 地域 | 有無 | 課題 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 利尻礼文サロベツ国立公園 | 全域 | × | |
| 2 | 知床 | ウトロ・羅臼 | × | |
| 3 | 阿寒摩周 | 全域 | × | |
| 4 | 釧路湿原 | 全域 | × | |
| 5 | 大雪山 | 全地域 | ○ | 大雪山国立公園連絡協議会に時限で設置される作業部会として、令和４年度より、山岳トイレ等検討作業部会を設置。これまで、常設の登山道維持管理部会で議論されてきた山岳トイレ問題に対する課題解決を図る場として、年２回程度の会議を開催予定。 |
| 6 | 支笏洞爺 | 支笏湖・定山渓 | ○ | 令和元年度～3年度　支笏湖・定山渓地区自然体験活動推進協議会運営等業務報告書。 |
| 7 | 支笏洞爺 | 羊蹄山地区、洞爺湖地区及び登別地区 | × | |
| 8 | 十和田八幡平 | 十和田八甲田地域 | ○ | 自籠岩線については、チロリアントラバースの導入等、アクティビティを提供する民間事業者への管理委託を検討中である。 |
| 9 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（秋田県側） | ○ | 全域的に登山道荒廃（刈払いができていない、木道の老朽化、侵食等）が進行しており、行政からの請負のみによる管理ではマンパワー的、予算的に追いつかない＆現在管理作業に従事している方たちの高齢化も進行している現状があるため、今後利用者負担（労務・資金両面）の導入も視野に検討が必要。そのため、「令和４年度十和田八幡平国立公園山岳トレイル維持管理手法等検討業務」において、各登山道の管理状況等の整理や利用者負担による管理手法のモデル検討等を実施中。 |
| 10 | 十和田八幡平 | 八幡平地域（岩手県側） | ○ | 今後に利用者負担導入を検討していくにあたり、「令和４年度十和田八幡平国立公園山岳トレイル維持管理手法等検討業務」において、十和田八幡平国立公園内の各登山道について、維持管理の実施状況を把握するとともに、利用者負担含めた持続的な維持管理手法のモデル検討を行うこととしている。 |
| 11 | 三陸復興 | 南部地域 | × | |
| 12 | 磐梯朝日 | 出羽三山・朝日地域、飯豊地域 | ○ | 環境省事業（GW,GE）で過去に連絡会（協議会）で実施した保全作業箇所のモニタリング調査を実施。調査の結果については、前述の幹事会、技術部会、連絡会（協議会）で発表し関係者で共有。 |
| 13 | 磐梯朝日 | 磐梯吾妻・猪苗代地区、飯豊地区（福島県内） | ○ | 令和３年度に立ち上げた磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域満喫プロジェクト地域協議会の下部に位置付けられる登山フィールド部会において、登山道の利用活用、保全方針、整備方針、維持管理の内容を整理中。整理された現況、課題と合わせて、整備、維持管理体制の構築に結びつける予定。 |
| 14 | 日光 | 那須甲子・塩原地域 | ○ | 登山道の状況や維持管理について特化して共有・議論する場ではないが、日光国立公園満喫プロジェクトの各エリア分科会（当所担当エリアは塩原、那須）において、観光資源としての登山道活用と地域活性化等について、話し合いがなされている。日光自然ガイド協議会、那須エリア・ネイチャーツーリズム協議会等を中心とした有志の方達が、日光と那須を結ぶロングトレイル・コースの設定を目指す「日光国立公園ロングトレイル協議会」設立に向けて活動している。 |
| 15 | 日光 | 日光地域 | × | |
| 16 | 尾瀬 | 片品管内（群馬県域） | ○ | 環境省では、令和４年度からグリーンワーカー事業及び山岳環境保全対策事業により、近自然工法による登山道整備を実施。地元ガイド団体に対して技術移転を行うことで、今後の本登山道の維持管理の自立化を図っている。 |
| 17 | 尾瀬 | 檜枝岐管内（福島県域） | × | |
| 18 | 上信越高原 | 志賀高原地域、須坂・高山地域、苗場地域（長野県側のみ） | ○ | 志賀高原地域では年２会程度志賀高原国立公園整備委員会という連絡会議を開催している。当該連絡会議は、環境省、長野県、山ノ内町、土地所有者（和合会）、志賀高原観光協会で構成され、事業執行されている路線については、整備方針やどういった交付金を使ってどういった整備をするか等話し合われており決議をとっている。また、執行者不明路線についても、時々議題に挙がるような状況であるが、責任問題や管理費用の問題からあまり話が進まない。 |
| 19 | 上信越高原 | 草津・万座・浅間地域 | × | |
| 20 | 上信越高原 | 谷川・苗場地域 | × | |
| 21 | 妙高戸隠連山 | 戸隠 | × | |
| 22 | 妙高戸隠連山 | 妙高高原 | ○ | ⑤の妙高連峰登山道保全管理運営計画において、高山植物の回復など環境保全にかかる課題も整理されており、令和4年度に関係者とともに課題対象の一部について現地確認を行ったところ。今後、さらなる現地確認を進めるとともに、対応策ついて関係者と検討を図る予定。 |
| 23 | 秩父多摩甲斐 | 全域 | × | |
| 24 | 小笠原 | 父島列島地域・母島列島地域 | × | |
| 25 | 富士箱根伊豆 | 伊豆諸島地域 | × | |
| 26 | 富士箱根伊豆 | 伊豆半島地域（南部） | × | |

＜問２：回答概要＞⑥その他課題等

| No. | 所管公園 | 地域 | 有無 | 課題 |
|---|---|---|---|---|
| 27 | 富士箱根伊豆 | 富士山地域（南部）、伊豆半島地域（北部） | ○ | ■富士山における適正利用推進協議会<br>もともとは富士山の五合目以上の標識の整備を目的として「富士山標識関係者連絡協議会」としてH21に立ち上がり、その後「富士山における適正利用推進協議会」として富士山の利用適正化に向け、環境省、山梨県、静岡県、関係自治体、山小屋、山岳団体、民間事業者等で構成されている。山岳利用に関して検討を行うべき事項を議論、取り組んでいる（開山期以外のガイドラインの制定、富士山ガイダンスの実施、安全登山DVDの作成、山岳トイレ調査等）。H31年に協議会として取り組むべき事項の明確化を図り、適正な利用の推進に向けた取組を促進・強化するために「富士山における適正利用推進プログラム」を策定（～R5年3月末）<br>＜協議会＞http://www.fujisan-climb.jp/about_us/about_council.html<br>＜取組＞http://www.fujisan-climb.jp/for_distributors/index.html |
| 28 | 富士箱根伊豆 | 箱根地域 | × | |
| 29 | 富士箱根伊豆 | 富士山（山梨県） | ○ | ■富士山における適正利用推進協議会<br>もともとは富士山の五合目以上の標識の整備を目的として「富士山標識関係者連絡協議会」としてH21に立ち上がり、その後「富士山における適正利用推進協議会」として富士山の利用適正化に向け、環境省、山梨県、静岡県、関係自治体、山小屋、山岳団体、民間事業者等で構成されている。山岳利用に関して検討を行うべき事項を議論、取り組んでいる（開山期以外のガイドラインの制定、富士山ガイダンスの実施、安全登山DVDの作成、山岳トイレ調査等）。H31年に協議会として取り組むべき事項の明確化を図り、適正な利用の推進に向けた取組を促進・強化するために「富士山における適正利用推進プログラム」を策定（～R5年3月末）<br>＜協議会＞http://www.fujisan-climb.jp/about_us/about_council.html<br>＜取組＞http://www.fujisan-climb.jp/for_distributors/index.html |
| 30 | 中部山岳 | 後立山 | × | |
| 31 | 中部山岳 | 上高地地域 | ○ | ＜取組/調査状況＞<br>信州山岳環境保全のあり方研究会（登山道問題）報告書（信州山岳環境保全のあり方研究会　平成18年12月）<br>上高地地域における登山道整備のあり方について（提言）（松本市登山道整備あり方研究会　平成19年3月）<br>令和２年度中部山岳国立公園山小屋事業執行状況等調査業務　環境省<br>アンケートやヒアリングを通じて、山小屋事業の実態調査（経営状況、ヘリ運輸、トイレ問題、施設の課題等）を実施したもの<br>＜課題＞<br>・中部山岳国立公園内における統一的な山岳利用ルール・マナーの確立、普及啓発体制の構築<br>・山小屋の法的な位置づけの確立<br>・山岳地の電波環境不感エリア解消<br>・歩道事業の未執行状況の改善 |
| 32 | 中部山岳 | 乗鞍 | × | |
| 33 | 中部山岳 | 平湯 | × | |
| 34 | 中部山岳 | 立山地域 | ○ | 林野庁（富山森林管理署）による普及啓発の取組事例：ドローン飛行における入林届提出依頼を行い、環境省への情報共有を行うことで、飛行禁止区域の確認を事前に行える体制を作っている。また、高山植物保護に関する看板や標識の設置を実施されている。 |
| 35 | 白山 | | × | |

＜問２：回答概要＞⑥その他課題等

| No. | 所管公園 | 地域 | 有無 | 課題 |
|---|---|---|---|---|
| 36 | 南アルプス | 全域 | ○ | 南アルプスユネスコエコパークに係る南アルプス自然環境保全活用連携協議会が作成する登山道の誘導標識ガイドラインの運用管理に係るワーキングループ会議があり、自然保護官事務所が出席している。<br>南アルプスユネスコエコパークにおける登山道誘導標識のガイドライン<br>extension://elhekieabhbkpmcefcoobjddigjcaadp/https://www.minami-alps-br.org/img/data_center/data/02n_1_guideline.pdf<br><br>令和２～３年度の国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業費補助金により、（株）南信州観光公社が南アルプス国立公園南部でエコ登山推進事業を実施している。当該事業では「残すのは足跡だけ」をキャッチフレーズに、携帯トイレの利用や研修を受けたガイド同行等を条件として、新設したレンタルテント・キャンプ場を利用しなければ踏破が困難な１００名山への登山ルートのツアー等を実施している。<br>https://www.sankeibiz.jp/econome/news/210711/ecc2107110600001-n1.htm<br><br>令和３年度から南アルプス市営山小屋で、令和４年度から静岡県側で（株）特種東海フォレストが管理する山小屋で、それぞれオンラインでの予約制を導入し、コロナ感染防止や、週末や連休に集中しやすい登山利用の平準化を図っている。<br>南アルプス市営山小屋https://www.minamialps-yoyaku.jp/<br>（株）特種東海フォレストの管理山小屋https://www.t-forest.com/alpsinfo/reservation/ |
| 37 | 伊勢志摩 | | × | |
| 38 | 吉野熊野 | 吉野地域 | × | |
| 39 | 吉野熊野 | 熊野地域、和歌山県海岸地域 | × | |
| 40 | 山陰海岸 | 竹野 | ○ | 「令和３年度山陰海岸国立公園滞在型観光の推進に向けた基礎情報収集調査業務」により、公園計画歩道全線の踏査を行い、再整備やルート変更の必要性、山陰海岸ジオパークトレイルとの整合・連携に係る検討を行った。<br>山陰海岸ジオパークトレイルの在り方を考える一つのきっかけとして、令和3年度の環境省事業でロングトレイルに関する有識者3名を招致し、一部区間を歩いてもらったのち、関係自治体や事業者を集めて勉強会を実施した。（令和３年度山陰海岸国立公園ロングトレイルを活用した広域利用推進支援業務） |
| 41 | 瀬戸内海 | 愛媛県地域 | × | |
| 42 | 瀬戸内海 | 岡山県地域 | × | |
| 43 | 瀬戸内海 | 広島県地域、山口県地域 | × | |
| 44 | 瀬戸内海 | 香川県地域・徳島県地域 | × | |
| 45 | 瀬戸内海 | 福岡県地域 | － | |
| 46 | 瀬戸内海 | 大分県地域 | × | |
| 47 | 瀬戸内海 | 淡路、六甲、西播地域 | ○ | 平成30年に六甲山トレイル満喫プランを策定し、共有した。 |
| 48 | 瀬戸内海 | 和歌山県地域 | × | |
| 49 | 大山隠岐 | 隠岐地域 | × | |
| 50 | 大山隠岐 | 島根半島・三瓶山地区 | × | |
| 51 | 大山隠岐 | 大山蒜山地域 | × | |
| 52 | 足摺宇和海 | 全域 | × | |
| 53 | 西海 | 五島列島地域 | － | |
| 54 | 西海 | 平戸･九十九島地域、五島列島地域のうち小値賀町及び西海市 | × | |
| 55 | 雲仙天草 | 雲仙地域 | × | |
| 56 | 雲仙天草 | 天草地域 | － | |
| 57 | 阿蘇くじゅう | くじゅう地域 | ○ | 令和３年度に満喫プロジェクトの一環にて、環境省、大分県、竹田市、九重町、観光事業者等で構成される準備会を開催し、令和４年度より部会を立ち上げ、くじゅう山群のオーバーユース対策に関して検討を行うべき事項を棚卸しの上、今後必要な取組を整理した。<br>令和４年度は路上駐車状況の調査、登山口を周回するバスの試行、利用者意識調査等を実施した。 |
| 58 | 阿蘇くじゅう | 阿蘇地域 | × | |
| 59 | 霧島錦江湾 | 錦江湾地域 | ○ | ＜開聞岳＞<br>開聞岳登山ルール・マナーについては、課題が発生した都度、登山口にある指宿市施設管理者、指宿市関係課と不定期に協議を実施。例えば、今年度はペットの連れ込みマナー、ドローン飛行のルール等の周知方法等について、協議し、それぞれ周知を実施した。 |
| 60 | 霧島錦江湾 | 霧島地域 | × | |

**＜問２：回答概要＞⑥その他課題等**

| No. | 所管公園 | 地域 | 有無 | 課題 |
|---|---|---|---|---|
| 61 | 屋久島 | 屋久島地区、口永良部島地区 | ○ | ②に記載の「屋久島山岳部ビジョン」をとりまとめている。その中で、屋久島の山岳部を管理していくにあたって前提となる考え方やビジョンを整理し、具体的な方針として、登山道ごとの「あるべき利用体験ランク」や「施設整備・維持管理水準」を設定している。また、山岳部における課題の抽出も行っており、現在はその課題の解決に向けて、関係機関が検討を続けている。 |
| 62 | 奄美群島 | 奄美大島地区 | ○ | ①にあるとおり湯湾岳の利用ルールを策定し、利用の適正化を図っている。運用状況を踏まえて適宜ルール内容を見直す予定である。 |
| 63 | 奄美群島 | 徳之島、沖永良部島 | ○ | 観光利用状況の確認の目的で、環境省でエコカウンターを設置し利用者を把握。観光利用による踏圧等の影響の把握のため、環境省で年１回程度の定点写真観測を実施。 |
| 64 | やんばる | 全域 | × | |
| 65 | 慶良間諸島 | | × | |
| 66 | 西表石垣 | 西表地域 | ○ | ・令和３年７月に西表島を含むエリアが世界自然遺産に登録されたことを受けて、観光利用によるフィールドへの影響を含むモニタリング計画を策定し、各機関において実施。環境省においては主要な登山道等における利用者カウンターの設置、歩道の洗掘状況のモニタリング等を実施している。 |
| 67 | 西表石垣 | 石垣地域 | ○ | 【於茂登岳線】<br>遭難が発生していることや、頂上付近で眺望確保のための無断伐採が過去複数回発生しており、今後の管理方針について石垣市に確認しているところ。令和５年度に西表石垣国立公園の第４次点検が行われることから、それに合わせて自治体の利用方針を踏まえて、国立公園としての位置づけを再検討する予定。<br>【野底岳線】<br>遭難が発生していることを踏まえ、今後の管理方針について石垣市に確認しているところ。令和４～５年度に西表石垣国立公園の第４次点検が行われることから、それに合わせて自治体の利用方針を踏まえて、国立公園としての位置づけを再検討する予定。 |

## （３）執行者不在登山道を含む情報の収集整理

### 【問３】執行者不在登山道を含む登山道の管理現況　結果概要

＜設問＞
　執行者不在登山道を含む登山道の管理現況の概要（公園単位または管理計画区単位等）について、以下の①～⑤の設問に回答してください。

### ① 登山道の実質的な管理状況

＜設問＞
　管内の登山道の実質的な管理の体制、内容、頻度等を記載してください。特徴的な取組が見られる山域や箇所がある場合には、別途、可能な限り具体的に記載してください。
　また執行者不在の登山道について、維持管理の体制、内容、頻度等を記載してください。

**＜執行路線＞**

・執行済み路線については概ね執行者による管理が行われている。国・県が執行する路線についは協定・覚書等により地元市町村が管理を担っている場合も多い。具体的管理作業については委託等を受けた地元団体等が実施する場合も多い。
・ただし、予算の制約や高齢化等によるマンパワーの不足により、管理の内容や頻度については十分でなく、老朽化施設の更新や大規模災害からの復旧等には手が回らず、刈払い等の最小限の作業にとどまるような地域が多く見られた
・尾瀬では地域関係者がクラウドファンディングによって調達した資金を事業執行者へ寄付し、その寄付金を資金源とした登山道整備の実施等も検討されている。

**＜未執行路線＞**

・未執行路線は管理が行われていない場合も多いが、実質的な管理者が存在する場合もある。未執行路線の管理を担う組織・管理形態としては以下が挙げられる。
　＊土地所有者である国有林
　＊国有林の貸付を受けた地元自治体
　＊登山道に関する連絡協議会等
　＊路線が存在する地元自治体
　＊世界遺産の管理者である環境省
　＊グリーンワーカー事業
　＊利用者の要望等を受けた地元自治体による不定期な対応
　＊山小屋
　＊山岳団体、ボランティア
・北アルプスでは登山道が成立した歴史的経緯と事業執行が進まない状況から、山小屋が登山道の維持管理を担っており、その運営を組織立てするため、林野庁・環境省・地元自治体・地域関係者が参画する北アルプス登山道等維持連絡協議会が設立された。協議会構成員の負担金や山小屋の持ち出しにより管理を実施している。

### ② 登山道の緊急時の管理体制

＜設問＞
登山道の緊急時の対応（通行止め措置や不通となっている状況を情報発信する等）の有無や体制等について記載してください。特徴的な取組が見られる山域や箇所がある場合には、別途、可能な限り具体的に記載してください。
また執行者不在の登山道における緊急時の対応の有無や体制等について記載してください。

**＜執行路線＞**

・災害時の対応としては事業執行者、土地所有者、地元自治体が登山道等の通行止め等の必要な措置を講じるケースが多い。
・遭難対策のための情報共有については、遭難対策協議会などの組織があり連絡体制が明確な場合や、組織はないが緊急連絡体制が構築されている場合もある。一方、体系的な連絡体制はなく山小屋等の個別判断で対応しているケースもある。
・富士山（山梨側）では五合目の総合管理センターに情報の集約・発信を一元化している。
・緊急時の登山道等の情報提供の方法については以下のような取組がある。
＊関係機関・観光組織・地域団体等の HP、SNS での発信
＊ビジターセンターや登山口等への掲示
＊火山防災等のためのエリアメールや防災無線
・登山道の情報収集についてはガイドや自然公園指導員、パークボランティアなどの報告体制を整えている地域もある。

**＜未執行路線＞**

・執行者不在の登山道は管理責任が明確ではないため、通行止めの措置や情報提供を実施できない場合も多い。
・遭難対策については警察等により執行・未執行に関わらず実施されている。
・中部山岳国立公園等では登山道関連の協議会が執行者不在登山道も含めて情報提供等を行っている場合もある。

### ③ 執行者不在の登山道における問題発生状況

＜設問＞
執行者不在の登山道における管理不足、無秩序な整備、責任不明確、登山道の状況に関する情報の集約発信の不足等の問題発生状況について記載してください。
特に執行者が不在であることに起因する問題が顕著となっている山域、路線等がある場合にはその単位ごとに概要を記載してください。

執行者不在登山道における問題としては大きく以下に分類できる。

**■問題点１：登山道の管理不足、管理の継続への懸念**

・執行者不在の登山道で、一定の利用があるものの実質的な管理が行われていない登山道については、大半の路線で荒廃等の問題が生じて、自然環境や利用環境への影響が懸念されていた。
・執行者は不在であるものの、地域の団体、山小屋等が実質的に管理してる路線においても、資金の不足や担い手高齢化等により管理が不足する状況が見られた。また、現状では問題が生じていない路線についても、上記の理由に加えて、コロナ禍での山小屋休業等による担い手不足により、今後の持続的な管理の継続が懸念される地域が多くあった。

**■問題点２：管理責任が不明確**

・未執行の路線は管理責任が不明確なため、緊急的な対応が必要になった際に、役割分担の不明確さが速やかな対応の支障になる可能性が指摘されている。
・例えば八幡平の登山道では、火山ガス発生の兆候が確認された際に、正式な管理者がいなかったため、誰が通行止めの措置をするのかが明瞭ではなく、火山防災を担う部局、当該区間が接続する公園計画歩道を執行する部局、地元市が協議し通行止めとしており、有事の際に管理者が明確でないと速やかな対応につながらない可能性がある旨が指摘されている。
・未執行路線の老朽化した工作物の管理に関する懸念も指摘されている。
・関連して、国有林内の執行者不在登山道については借地をしていない場合が大半のため、地域団体等による保全作業の必要性が生じた際などに林野庁の承諾が得られないケースや、借地（有償）を求められて断念するケースが報告されている。
・人気の登山道であっても、未執行で貸付を受けていない路線については、封鎖等を林野庁より勧告されるケースもあり、適正な公園利用の観点からも懸念が指摘されている。

**■問題点３：無秩序な整備や工作物の設置等**

・未執行路線においては、個人や団体等が設置した標識・目印等の乱立、無許可での伐採や工作物の設置等が見られる路線がある。
・一方、青森県では未執行の路線の管理においても執行路線と同様の管理マニュアルに基づき実施することで過剰な整備を抑制している。

**■問題点４：登山道の状況に関する正確な情報の集約・発信の不足等**

・未執行路線では、予算の確保等が見込まれないため、十分な情報の集約や発信ができていないケースが見られる。例えば、大雨時の通行可否の情報の周知連絡体制が不足する事例などが報告さ

れている。

・立ち入り禁止区間が登山系 SNS において紹介されて、削除要請をしているケースが報告された。また、未執行路線が人気コースで、歩道が荒れているのに自治体が十分な安全情報を提供しないまま PR をして、観光客や登山初心者が準備不足な状態で訪れてしまっているケースも報告されている。

### ④ 事業執行が進まない要因と必要な支援

＜設問＞
執行者不在の登山道における予算上の制約、管理体制、事故時の管理責任への懸念等の事業執行が進まない要因と必要な支援について記載してください。

事業執行が進まない主な要因と必要な支援策は以下の通り。

**＜事業執行が進まない主な要因＞**

**①予算上の制約**

・事業執行にあたり施設整備や継続的な維持管理に必要な財源の確保が困難という地域が多くあった。

**②管理体制**

・実際の管理作業を担う者を継続的に確保・育成できるかについて懸念する地域があった。

**③事故時の管理責任を問われることへの懸念**

・事故発生時の管理責任（訴訟リスク）への懸念を有する地域が多くあった。具体的な意見としては以下等が挙げられている。
＊事故時の管理責任について、橋や階段等の人工物以外の箇所で発生する事故については管理者責任を問われないとの見解があっても、万一の際の責任問題を回避したいとの意向がみられる。
＊事業執行＝管理責任とすると、責任の押し付け合いとなって前に進まない。山の大半を所有する林野庁としても全ての登山道の管理責任を担うことができず、責任の押し付け合いとなっている。登山道の管理を事実上担っている山岳団体が公式に管理を担えるようになるためにも、自治体が事業執行をして、「管理主体」を担うことが重要と考える。
＊国有林からの土地の貸借を躊躇っている自治体の多くは、事故発生時の管理責任（訴訟リスク）への懸念がある。率先して事業執行する自治体は、全国の市町村が加盟する保険があるから問題ないと考えている。
＊登山道を補修したい意向はあるが、地区管理運営協議会は任意団体であり管理責任の問題から、出来ていない。

**④手続きや関係者調整の煩雑さ**

・国有林等関係者との調整の煩雑さを指摘する地域が多くあった。具体的な意見としては以下等が挙げられている。
＊林野庁から土地を借用しなければならない（その土地の管理の責任を負わねばならない）。
＊国有林の貸付手続の煩雑さ、申請に係る面積の確定等に係る財源の確保が困難。
＊行政機関が事業執行する場合、測量等事業執行に必要な調査経費が必要なこと。
＊執行者不在の登山道の利用にあたっては、自己責任が原則であることを林野庁とすり合わせられると望ましい。
＊公園法の執行手続きが大変（登山道を全部把握しているわけではなく、環境省に対し、執行す

るための図面等を提出するのが大変)。

＊民間団体においても同様に未執行路線の維持管理や構造物の設置は手続き関係の煩雑さや責任問題により単独で担うことは困難であると考える。

＊路線が県境にまたがり関係する自治体が複数いることも事業執行が進まない要因。

＊国有林の貸付手続きと公園事業の執行について、情報連携できていない。

**⑤事業執行の必要性が不明確、事業執行への認識の不足**

・事業執行の必要性の不明確さや、事業執行自体への認識不足により、執行手続きが進んでいないとの意見がみられた。具体的な意見としては以下等が挙げられている。

＊事業執行を行うことによるメリット・インセンティブが少なく、積極的に執行する又は執行を促せる状況ではない。

＊最低限の維持管理が達成されており、労力をかけてまで整理する必要性を感じていない。

＊管理者はいるが執行が行われていない歩道については、事業執行をするメリットがない。

＊大規模な整備がなく、法定受託権限の許可申請で実施可能な、案内板等整備の程度の行為が多いと考えられ、わざわざ手間のかかる事業執行協議は行われない。

＊地域関係者には、そもそも管理者が不在であることすら十分に認識されておらず、土地所有者も登山道は自然発生的にできた道であり、土地所有者として管理すべきものとしては認識しない、というのが実態である。問題意識を関係者で共有し、課題解決に向けた議論を行う場がなかったことも、事業執行が進まない１つの要因。

＊自治体は登山道について、これまで手を加えなくても自然のままでなんとかなっているという認識があり、新たに管理する必要性を感じていない。

**⑥現状で登山道に問題がない**

・現状で登山道自体に問題が生じていないため事業執行の必要性がみられないという路線等も挙げられた。

**＜必要な支援＞**

・事業執行のメリットの明確化・発信やインセンティブ付与にいての意見が挙げられている。特に事業執行や自然公園法に関する基礎的な情報を提供できる資料、訴訟リスクに関する基礎的な知識を共有できる資料・ツール等への意見が多かった。具体的な意見としては以下等が挙げられている。

＊自然環境整備交付金に潤沢な予算が張り付けば、地公体による事業執行は今よりも進みやすくなる。

＊事業執行や訴訟リスクに関する知見をまとめた資料、研修会等が必要。

＊県は国立公園の管理は国がやるべきとの考えを持っており、県により新規の執行は現状見込めない。他の都道府県の登山道管理体制、事故・管理責任を問われた場合の対応事例が共有されると参考になる。

＊現在登山道管理者がいるような歩道では使用できない GW 事業等をもう少し柔軟に運用

＊ボランティア活動や企業の CSR 活動による登山道補修を受入れやすくなることや、自然公園等整備交付金の交付対象となることなど、事業執行に伴い得られるメリットについて既執行者から事例紹介してもらい、事業執行に向けたインセンティブを発信していく。

＊利用の実態、利用者が登山道に与える影響等の科学的根拠となる情報の提供等支援
＊管理者、利用者双方への管理の重要性への意識啓発。利用者が問題個所とそれを発信・共有できるツールの開発・普及
＊現況の登山道の状況把握と結果をまとめることであり、場所によっては、環境省の直轄移管を行うことで、大規模改修は国が負担し、県や地元で維持管理を行う協定を締結する。
＊大規模な登山道整備は公共工事となるが、技術やノウハウを有する施工業者がいないことから、登山道に特化した整備指針の整備

### ⑤ 執行者不在の登山道の維持管理適正化に向けた調査検討の状況

＜設問＞
関係者による執行者不在の登山道の維持管理適正化に向けた調査検討の有無、内容等について記載してください。

・一部の公園において執行者不在登山道の維持管理の適正化に向けた調査・検討が進められている。主な取組としては以下が挙げられる。事業執行の推進に際しては、単に執行を促すのみではなく、直轄事業の導入とセットで自治体にも執行を求めたり、事業執行のメリットを生かす手段として協力金導入を検討したりしている地域もある。

〇登山道に関する連絡会・協議会や満喫プロジェクトの会議体等における登山道に関する情報共有と、整備・管理の役割分担を含む協働型管理体制の検討

〇公園計画の点検等を契機とした登山道の悉皆調査による現況把握と、その結果を踏まえた公園計画の適正化や優先執行路線の検討

# 第２章　登山条例・規則に係る情報の収集整理

## １．調査方法

各自治体で制定された登山に係る条例や登山に係る規則を収集した。

## ２．調査結果

### （１）登山条例

調査の結果、７件の登山に係る条例を収集した。収集した登山条例を表 2-2-1 に示す。

**表 2-2-1　登山条例**

| 登山条例 | 制定機関 | 公布 | 施行 |
|---|---|---|---|
| 富山県登山届出条例 | 富山県 | 昭和 41 年３月 26 日 | 昭和 41 年３月 26 日 |
| 群馬県谷川岳遭難防止条例 | 群馬県 | 昭和 41 年 12 月 20 日 | 昭和 42 年１月１日 |
| 岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例 | 岐阜県 | 平成 26 年７月 15 日 | 平成 26 年７月 15 日 |
| 新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例 | 新潟県 | 平成 27 年３月 31 日 | 平成 27 年６月１日 |
| 長野県登山安全条例 | 長野県 | 平成 27 年 12 月 17 日 | 平成 27 年 12 月 17 日 |
| 石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例 | 石川県 | 平成 29 年３月 23 日 | 平成 29 年７月１日 |
| 山梨県登山の安全の確保に関する条例 | 山梨県 | 平成 29 年 10 月 20 日 | 令和元年 10 月 19 日 |

### （２）条例の概要

各条例の概要を以下に示す。

**【富山県登山届出条例】**

・昭和41年に全国に先駆けて制定された。
・剣岳を危険地区に指定し、池の谷を中心とした区域と東大谷を中心とした区域を特別危険地区に指定している。
・12月１日から４月15日の期間の特別危険地区への立入制限（努力義務）
・12月１日から５月15日の間に危険地区への登山は登山届提出の義務

・登山届に関する違反の場合は罰金もしくは過料。
・登山届は郵送のほかオンラインでの届出に対応している。

**【群馬県谷川岳遭難防止条例】**
・富山県とほぼ同時期の昭和41年に制定された。
・谷川岳登山者に対して適用。
・谷川岳の群馬県側を危険地区に指定。
・12月１日から２月末日までの冬山の期間の危険地区への登山の自粛要請
・冬山の期間中は知事の判断で登山禁止ができる
・危険地区に登山をする場合は登山届の提出が必須。
・違反の場合は罰金。
・登山届の提出先は谷川岳登山指導センター
・提出方法は、持参のほかオンラインに対応している。

**【岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例】**
・条例制定時は北アルプス地区が対象であったが、平成 26 年の御嶽山噴火を受けて条例が改正され、活火山地区も対象になった。
・北アルプス地区と活火山地区に登山する場合は登山届の提出が必須。
・違反の場合は過料。
・登山届の提出は、持参や郵送などのほか、オンラインでの届出に対応している。

**【新潟県焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例】**
・平成26年の御嶽山噴火を受けて条例を制定。
・新潟焼岳に登山する場合は登山届の提出が必須。
・違反の場合は過料。
・登山届の提出は、持参や郵送などのほか、オンラインでの届出に対応している。

**【長野県登山安全条例】**
・知事は遭難の恐れの高い登山道を指定登山道に指定できる。
・長野県内の主要な登山道が網羅されている。
・指定登山道の登山は登山届の提出が必須。
・罰則規定はない。
・登山届の提出は、持参や郵送などのほか、オンラインでの届出に対応している。

**【石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例】**
・平成26年の御嶽山噴火を受けて条例を制定。
・白山に登山する場合は登山届の提出が必須。
・違反の場合は過料。
・登山届の提出は、持参や郵送などのほか、オンラインでの届出に対応している。

**【山梨県登山の安全の確保に関する条例】**

・富士山・南アルプス・八ヶ岳を安全登山推進重点区域に指定している。
・対象区域への登山の提出については努力義務としている。
・12 月 1 日から 3 月 31 日までの対象区域への登山については、登山届の提出を義務としている。
・罰則規定はない。
・登山届の提出は、FAX ほか、オンラインでの届出に対応している。

# 第３章　登山道管理等に係る裁判事例の収集整理

## １．有識者ヒアリング

### （１）ヒアリング概要

登山道管理等に係る裁判について、裁判事例に深い知見を持つ専門家にヒアリングを行った。

実施日：2023年２月24日（金）13:30～14:30
場所：WEB
対象者：溝手康史弁護士（溝手康史法律事務所）

### （２）ヒアリング結果

**【登山道の管理責任に関する裁判例】**

・登山道の管理責任について、裁判所が一般的な基準を提示することはない。裁判所は、実際に事故が起きた後で、その事故に国賠法の営造物責任なり、民法の工作物責任があるかどうかを事後的に判断することになる。ゆえに裁判所の判断はケースバイケースであるが、判例を分析すると裁判所の考え方が明らかになる。下表に参考となる判例を挙げた。ただし登山道の管理責任に関する判例は数が少ないので、交通事故のように裁判所の判断基準が多くの判例で裏付けられるということはない。

| | 名称 | 裁判所 | 責任 | 事故の態様 | | 事故の場所 | 管理者 | 利用者 | 年間利用者数 | 歩道の種別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 奥入瀬 | 東京地裁<br>H18.4.7 | ○ | 落木事故 | 自然落下 | 休憩所<br>直径18~41センチの枝 | 県（休憩所）<br>国（竹木） | 観光客 | ５０万人 | 遊歩道 |
| 2 | 尾瀬 | 福島地裁<br>会津若松支部<br>H21.3.23 | × | 落木事故 | 強風 | 歩道から６ｍ離れた木<br>直径７センチの枝<br>登山口から３時間の場所 | 県（歩道）<br>国（竹木） | 登山者 | ４～６万人 | 登山道 |
| 3 | 城ケ倉 | 青森地裁<br>H19.5.18 | ○ | 落石事故 | 自然落石 | 自己責任型の登山道として整備したが、裁判所は否定<br>危険表示、ヘルメット貸出 | 市 | 観光客 | ７年間で３万人 | 遊歩道 |
| 4 | 清津峡 | 新潟地裁<br>H3.7.18 | ○ | 落石事故 | 自然落石 | 歩道 | 県、村 | 観光客 | １０万人 | 遊歩道 |
| 5 | 大杉谷 | 神戸地裁<br>S58.12.20 | ○ | 転落事故 | 橋の崩落 | 歩道 | 県 | 登山者 | 1万２０００人 | 登山道 |
| 6 | 西沢渓谷 | 東京地裁<br>S53.9.18 | ○ | 転落事故 | 柵の折損 | 歩道 | 県 | 観光客 | １５万人 | 遊歩道 |
| 7 | 六甲山 | 神戸地裁<br>H4.3.23 | × | 落石事故 | 自然落石 | 歩道<br>被告は学校 | 不明 | 登山者 | | 登山道 |

**（管理責任を認めた判例）**

・奥入瀬渓流の判決は、多くの観光客が利用する休憩場であったことから、高度の安全性が要請されると裁判所は判断した。竹木についても、休憩場を利用する人に損害が生じないような安全管理が必要だったと判断した。休憩所の管理者は県なので、県に営造物責任が認められた。

竹木は公の営造物ではないという判断だが、工作物責任の対象になり、国がその占有者であるので、国に工作物責任を認めた。公の営造物でない場合には工作物責任が適用される可能性があり、民法の工作物責任が営造物責任を補充する関係になっている。

・城ヶ倉の判決は管理責任を認めた。管理者である自治体は、自己責任型の登山道として整備して供用を開始したが、裁判所はそれを認めず、高度な安全性が要請される遊歩道であると判断した。歩道の利用実態が重要で、建前として自己責任型の歩道として提供しても、実態として多くの観光客が利用する歩道になっていれば、裁判所としてはある程度の安全性が要請されると判断する。

・清津峡の事故は、観光客が多く、有名な観光地なので高度な安全性が要請されると判断された。

・大杉谷の事故は橋が崩壊した例、西沢渓谷の事故は柵が折損した例で、いずれも人工物（人工的設備）に欠陥があった事故で、比較的管理責任が認められやすい。この場合、登山道か遊歩道か、観光客か登山者かという議論はあまり重要ではない。人工物については、安全性が要請されるという裁判所の考え方である。

**（管理責任を否定した判例）**

・尾瀬の歩道の事故は落木事故であったが、管理責任を否定した。尾瀬の事故は、登山口から約３時間かかる歩道で、強風が吹く中をハイキングしていて、登山道から６m 離れた場所にある木の枝が落ちた事故であった。尾瀬の歩道の利用者数は多いが、強風が吹き荒れている状況だった点、登山口からある程度入ったところの歩道である点を重視して、裁判所は管理責任を否定した。利用者の自己責任の大きい歩道での事故だったという判断だと理解している。

・六甲山の事故は、学校の責任が問われた事例である。歩道の管理責任は問われていないが、歩道の管理という観点から、管理責任が問題となる可能性のあるケースである。これは典型的な登山道なので利用者の自己責任となる歩道である。

**【歩道の管理責任について裁判所の考え方】**

・上記のように裁判所の考え方は、その事故の形態、あるいは歩道の形態から見て、どの程度の安全性が要請されるかが判断される。それが通常有すべき安全性ということになる。通常有すべき安全性が確保されていたかは総合的に判断されるため、結局は裁判になってみないとわからない。

・歩道を管理する側としては、その歩道が高度な安全性を要請されるような歩道であるか、利用者の自己責任にゆだねる歩道なのかを区分して管理する必要がある。その際には、利用の実態が重要となる。利用者をできるだけ増やそうとして情報提供やＰＲ等をしていれば、高度な安全性が要請される歩道、つまりは遊歩道という位置づけとして安全管理をする必要がある。一方、自己責任型の登山道は、ある程度自己責任を認識して行動するような利用者層を前提とした歩道という位置づけで管理する。ただし、その区別が日本では曖昧になりがちで、そこが問題である。

・遊歩道の場合は、落石、落木、転落事故等は管理責任が認められる可能性が高い。転落事故では柵がないために転落したので柵を設けるべきだったということで管理責任を認めるケースもある。

・一方、日本の一般的な登山道では、転落防止柵がないからといって管理責任は認められないであろう。人工的設備のない場所での落石等についても管理責任が生じることもないと考えてよい。通常の登山道では転落防止の柵は必要なく、落石ネットも必要ないと考えてよい。それらは利用者の自己責任だという考え方でいいと思う。
・登山道で管理責任が生じやすいのは人工物で、これまでの裁判では橋と柵が問題となった。梯子、鎖、ロープに関して裁判になったことはないが、今後、管理責任が問われる可能性がある。
・日本では登山道に柵や橋などの人工物が多い。かつては管理者不明のものが多くボランティアで管理をしていたので管理責任が生じにくかった。最近は自治体が整備して設置者や管理者が明確なものが増えている。利用者もそれを全面的に信用して利用するようになっているので、今後事故の責任が問題になる可能性がある。人工物を設置するのであれば、メンテナンスをする必要がある。メンテナンスができないなら人工物は設置すべきではない。

**【設置者不明の工作物の管理責任】**

・（プレック）自治体が管理者である登山道で、設置者不明もしくは第三者が設置した鎖や柵等の工作物がある場合、そこの登山道の工作物の管理責任はどう考えればよいのか。西沢渓谷の事例では、歩道の管理は県で、柵の設置は観光協会だが、県に責任が問われた。
→（溝手）西沢渓谷の場合は、観光協会が柵を設置して、管理者である県がそれを認めて、その柵が利用されており管理者が明確なケースである。多くの登山道の管理者は不明で、鎖や梯子はボランティアが設置して、ボランティアが事実上管理するか、まったく管理をしていないか様々ある。ボランティアの場合の管理責任に関する判例はないが、おそらくそこで生じる注意義務の程度はかなり軽いものになると推測される。ボランティアで設置する場合は事務管理（義務がないのに他人のためにその事務を処理する行為）に基づき設置するものと理解できる。例えばすぐ切れるようなロープを設置すれば、それは事務管理に基づく義務違反ということになるだろう。しかし、設置時はきちんと設置をしていると思う。その後のメンテナンスをしないとロープは劣化するが、ボランティアにメンテナンスの義務はない。ボランティアで設置したものについては利用者が自己責任で利用する他ない。

**【登山道の整備・管理と管理責任について】**

・（プレック）自然公園法の公園事業の執行の手続きをしていないが、実態として自治体の方が巡視、草刈り、軽微な補修を行っている登山道がかなりの数ある。もし事故等があった場合の登山道の管理責任はどのように考えればよいか。
→（溝手）登山道が遊歩道化しない限り、登山道で問題になるのは人工物だけで、それ以外の自然的な形状、自然的要因に基づく部分は利用者の自己責任と考えてよく、管理責任はまず生じないと考えてよい。

・（環境省）登山道のメンテナンスをしないと登山機会を失ってしまうので、地域のボランティアにお願いをして、例えば水切りを入れるとか、土嚢で階段を作るとかそういうようなことをしないと対応ができない。それでけがをした場合の管理責任はどうなるか。
→（溝手）登山道は必ずメンテナンスが必要で、自治体が中心になり管理者となって管理してい

くしかないと思う。整備はボランティアを活用することになると思う。登山道に石を積む、木の杭を打ち込む、これは自然と一体化しやすいので管理責任が生じることは考えにくい。ある程度登山道を整備しても一定の危険性があるので、登山道に通常伴う危険性は利用者の自己責任となる。登山道ではできるだけ自然的な形状を利用し、人工物は少ない方がよいと思う。もし予算的に登山道の整備が無理であれば、それは非常に困難なルートとして残すほかない。現実はそうなってしまうルートも多いと考えられる。

・(環境省）登山道の保持のために水切りや木の階段を作った場合、それで怪我をした場合は人工物なのでその設置者が責任を問われるか？
→（溝手）登山道の階段とか水切りとかは、登山道の一部、自然と一体化した形状の一部ということで、まず管理責任が問題になることはないと思う。

・(プレック）登山道の管理責任を問われることを懸念して管理者が明確になっていない登山道について、管理イコール人工物の整備と考えないのであれば、管理責任を問われる可能性は低いため管理をしない積極的な理由はないと考えられる。その場合、管理責任はそれほど恐れる必要ないと考えてよいか。
→（溝手）世界中の登山道は主なところは大体管理者がいる。しかし管理責任が問題になったケースはあまり聞かない。日本も同じように登山道について管理責任が問題になることはまずない。人工物のメンテナンスは問題になるので、メンテナンスの責任を負えないようなものを設置しないことが大事。これが登山道の原則でよいと思う。登山道は橋がなければ渡渉をすればよい。ただし橋がないと通行できない登山道は廃道となる可能性はある。

・(環境省）行政の財産として、公共財産に関しては責任が生じるけど、普通財産という一般供与を考えていない行政がもっているものに関しては、登山道として利用されたにしても、点検をしていなければ公の営造物にあたらないと考えてよいか。
→（溝手）自治体が管理し、人の手が入っているものは全て公の営造物になる。理屈上は自然物であっても公の営造物になるが、実務では全く人の手が入ってないものは公の営造物にならない傾向がある。登山道は人の手が入っているので、自治体が管理すれば公の営造物になる。

・(環境省）登山道の管理者として事業執行した時に、登山道の開閉の責任も問われるのではないかと懸念をする行政団体がいるが、それについてどう考えるか。
→（溝手）まず世界的に見ると、登山道について開閉するとか、危険性が高いので利用禁止にするということはあまりない。世界的には登山道は自由に利用させる。それが自己責任ということである。危険であるから通行禁止にするあるいは開閉扉を設置して開閉することは、自己責任の領域まで行政が関与をしているので管理責任も重くなる懸念がある。そこまで国や行政は干渉しないのが世界的な考え方だろう。
・(溝手) 遊歩道の場合は、非常に危険性が高い場合は、そこを閉鎖するという措置も必要になる。閉鎖しても途中から入れば利用できるが、一応閉鎖すれば管理責任を果たしたといえる。そうすると遊歩道と登山道を明確に分けて、安全管理を行う領域と自己責任の領域を明確に分ける

のがいいと思う。

**【歩道の管理区分について】**

・（プレック）登山道か遊歩道かは道の性格で区分していくことになるが、実態として二区分で考えればいいのか、もう少し細かく区分して考えたほうがよいのか。

→（溝手）登山道の形態について、何種類かに分けて整備管理する必要があると思う。ヨーロッパ等では登山道を何種類かに区別して整備している。ただこれは利用者に利用の目安、習熟度別、あるいはグレード別に利用してもらうための工夫である。管理責任の観点からは、自己責任が原則である登山道と、安全性が要請される遊歩道の２種類でよい。そこは明確にすることが必要だと思う。

・（プレック）行政側は登山道の区分を明確にしたつもりでも、城ヶ倉の場合のように自己責任の表示をして、そういった運用をしているつもりでも、実態としては認められないところもある。城ヶ倉は行政側の立場に立った場合、実態として運用が足りていなかったということか。

→（溝手）歩道の利用者を増やそうという観点から様々な施策を行い、利用者が増えていくと遊歩道化してしまう。自己責任型の歩道は利用者を増やす管理は行わない。欧米の自然の中のトレイルは環境保護の観点から利用制限の意識が非常に強い。観光地化して利用者を増やすエリアについては厳しい安全管理や危険表示を重視する。日本の裁判所は危険表示を重視しない。危険表示をしても管理責任の軽減は期待できない。観光客が利用するところは安全にするという考え方が社会全体に強い。利用者もそれを期待している。そのため観光客が利用する歩道は、事故が起きないよう万全の措置をする他ない。アメリカでは観光地であっても柵がないところがある。観光地であっても自己責任である。その代わり危険表示をしている。

（プレック）行政の情報提供だけでなく、社会全体で登山のあり方を浸透させていく必要があると感じた。登山には危険が内包していて、それが魅力の一つであるということが広がっていかないと、行政だけの情報発信の取り組みだけでは難しい面もある。

→（溝手）社会的に高度の安全性を要請するような国民の意識が強い場面では、裁判所もそれに応じた判断をするという傾向がある。それから登山という言葉自体が非常に曖昧なので、登山とハイキングと観光の区別は非常に難しい。だから登山道自体も非常に範囲が曖昧である。例えば高尾山は観光と登山が一体化したような山である。観光地化した山は、安全管理された遊歩道と、ある程度危険性のある登山道と明確に分けて、利用者に理解させる努力をする必要がある。富士山の登山道も、観光客の延長のような人も登っていて、事故が多い。典型的な登山道であれば自己責任であるが、かなり整備して落石防止ネットを張ったりして、利用者の方もそれに甘えているし、それに応じた利用者が登っているので、事故が多いという中途半端さがある。

・（環境省）城ヶ倉で管理責任が認められたのも、車道から近い場所の事故で、紅葉の名所だったので、登山道を利用するような層ではなく、普通の観光客の層が利用していた時の事故だったと考えられる。

→（溝手）利用者が登山者か観光客かというのは重要な点である。ただし西沢渓谷事故は遊歩道での事故であるが、事故に遭った被害者は登山者である。登山者であっても、その時の行動は観光客のような形態であったとかんがえられる。尾瀬のケースで責任を否定したのは、登山口

から３時間ぐらいかかるような場所だとか、自然的な状況を重視した。観光地付近あるいは車道のすぐ近く、非常に便利のいいところは観光客の利用が多いので、そういったところは管理責任が生じやすい。

**【その他、登山道管理について】**

・管理の仕方にも多様性があってよい。登山道の形態も、かなり整備された登山道からほとんど整備されてない登山道と多様な形態があってよいと思う。ところが日本は画一的で、管理すると至り尽くせりの整備をする傾向があり、管理しない登山道はほったらかしでほとんど歩けない状態になりやすい。管理するかしないか、整備するかしないかの二つのパターンしかないようなイメージがある。もっと多様な形態があってよい。

・予算や人的資源の都合から全ての登山道を完璧に整備することはできない。主要な登山道はきちんと整備し、それ以外のところは整備できなくても、それはある程度荒れた登山道として、それに応じたレベルの登山者が利用すればよい。どんなに整備や管理しても、ある程度の山岳事故が起きるのは、登山では仕方がない面もある。ある程度危険なことがわかっていて、そこに行き事故が起きるのは自己責任である。危険だという自覚がないままに事故に遭ってしまう人は気の毒なので、そういう人が減るような形の管理は行う必要がある。

・（環境省）入山届等で自己責任の項目にチェックをしてもらうことで、自己責任に基づく登山道として認められるようなことはあるか？

→（溝手）日本の裁判所では危険性の表示はあまり重視されない傾向にある。消費者契約法で包括的な免責同意書を無効にするという考え方もあるように、危険表示をしても、裁判所はそれをあまり重要視せずに判決をだすことが多いと考えられる。国民が危険表示を理解して、それに基づいて行動できるような文化が浸透すれば、危険表示を重視すると思うが、そうなってはいない実態を反映した考え方である。日本では自己責任での登山などの考え方は浸透してしない。危険表示は必要だが、それを意に介さない利用者が多いので、裁判所としては危険表示をもって責任を果たしたとは考えない。

以上

## ２．裁判事例

### （１）裁判事例の収集

登山道の管理責任に係る裁判の事例を表3-2-1に示す。

11件の裁判事例の収集ができた。内訳は、管理責任を認めた事例が９件、管理責任を否定した事例が１件、管理責任が争点にならなかった事例が１件である。

表3-2-1　自然公園等内での登山道管理責任等に関する損害賠償請求裁判案件

| 事故発生日 | 案件名 | 場所 | 事件番号 | 原告 | 被告 | 裁判所 | 起訴内容 | 判決 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和45年9月15日 | 西沢渓谷転落事故 | 秩父多摩甲斐国立公園 | 昭和46年<br>(ワ)7146号 | Aの遺族 | 国、県 | 東京地裁昭和53年９月18日判決 | 西沢歩道の途中で谷川の流れを見ようとして、観光協会の関係者によって設置されていた柵の横木に寄りかかりあるいは横木の上に両手 を置き体重をかけたところ、横木が折れ、谷川へ転落して死亡した事故。<br>Ａの遺族は、地元県に対し、西沢歩道の設置、管理者として国家賠償法２条１項に基づく損害賠償を求め、国に対しては、国立公園である西沢歩道について一般的事業執行権限を有しているとして、国家賠償法２条１項責任に基づき、あるいは国家賠償法２条１項の責任を負わないとしても西沢歩道を含む一帯の施設整備費国庫補助金を支出していることから国家賠償法３条の責任を負うとして、損害賠償を求め、甲及び乙を被告として訴訟を提起 | １審において、請求が一部認容。<br>歩道の営造物責任を肯定。 |
| 昭和49年5月18日 | 支笏湖国立公園内での観光客負傷事故に対する判決 | 支笏湖国立公園 | 昭和54年(ネ)第119号 | A（事故当時27歳女性） | 国、北海道、登別市 | 広島高裁昭和57年８月31日判決<br>広島地裁呉支部昭和54年４月25日判決 | Aが地獄谷の旧遊歩道（北海道が国立公園事業として昭和36年10月～昭和59年にわたって設置）で突然表土が陥没し、両下肢熱傷の障害を負った。 | 国家賠償法2条の責任を認め、各自814万3512円及び744万3512円の支払い（危険箇所への立入禁止の立札をしなかったこと、防護柵を設置しなかったことについて営造物責任を肯定。なお１審は、事故のあった場所は公の営造物にあたらないとして営造物責任を否定。） |
| 昭和54年9月15日 | 吉野熊野国立公園吊り橋 | 吉野熊野国立公園 | 原審 昭和58(ネ)2565<br>高裁 昭和60(オ)901 | Sの遺族 | 国、地方公共団体 | 神戸地裁昭和58年12月20日判決<br>大阪高裁昭和60年４月26日判決<br>最高裁平成元年１０月２６日判決 | 亡Ｓは、数名の登山者とともに、吉野熊野国立公園のｂ道路の、ｃに架設されている吊り橋を渡っていたところ、本件吊り橋を支えている二本のメーンワイヤーが錆びて腐食していたため、うち一本が渡橋者らの荷重に耐え切れずに切断して足場が傾き、同人が約二〇メートル下の谷底に転落し、露岩に激突して死亡するという事故が発生した。<br>遺族は、吊り橋の所在地である地方公共団体に対し、国家賠償法２条１項に基づき損害賠償を求めると同時に、国に対し、国家賠償法２条１項および３条１項に基づき損害賠償を求め訴訟した。 | 吊り橋の営造物責任を肯定 |
| 昭和60年6月30日 | えびの高原噴気孔転落事故 | 霧島屋久国立公園 | 昭和63年<br>(ワ)1674号 | Aの遺族 | 国、地方公共団体 | 福岡地裁平成４年４月24日判決<br>福岡高裁平成５年11月29日判決 | えびの高原の硫黄山の霧島道路から約１００ｍ登った場所の、遊歩道から約９ｍ下った地点の噴気孔にAが転落し、熱傷を負い約２週間後に死亡した事故。<br>遊歩道の管理者である地方公共団体に対し、設置管理に瑕疵があるとして国家賠償法２条１項に基づき、遊歩道に関連する乙執行の公園事業費の補助金を交付していた国に対し、国家賠償法３条１項の公の営造物の設置管理費用の負担者に該当すると主張し<br>損害賠償を求めて提訴 | 遊歩道の営造物責任を否定。<br>１審において原告の請求は棄却され、控訴されたが、控訴も棄却 |
| 昭和60年7月22日 | 中部山岳国立公園立山（地獄谷）での観光客死亡事故に対する判決 | 中部山岳国立公園 | 平成4年(ネ)第197号 | A, B, C, D（死亡したＥの妻、子供2人、母） | 国、富山県、立山町 | 広島高裁平成11年９月30日判決 | Ｅが遊歩道から外れてコンヤ川の窪みに入り、硫化水素ガス中毒で意識を失い水没し溺死した。 | 遊歩道外の場所は公の営造物とは認めず、控訴を棄却 |
| 昭和60年11月7日 | 六甲山落石事故 | 瀬戸内海国立公園 | 昭和61年<br>(ワ)1178号 | 遺族 | 学校法人、代表理事 | 神戸地方裁判所平成４年３月23日判決 | 学校行事の六甲山登山で、学校側が指定した登山道以外の登山道で登山中に、落石が頭部にあたり死亡した。学校側がコース設定に十分な指導をしなかったとして損害賠償請求を求めた。 | 生徒が自主的な判断で行動しており、学校側はコースの設定について逐一指導監督する義務はなく、学校側の責任を否定した。 |
| 昭和62年4月28日 | 美の山公園遠足児童崖転落死事件 | 美の山国民休養地（埼玉県秩父郡皆野町） | | 遺族 | 埼玉県、大宮市 | 浦和地裁平成３年10月25日判決 | 学校行事の美の山公園への遠足で、小学校４年生の児童が、昼食後斜面を走ってがけから転落し、頭部を打ち、約一か月後に死亡した。<br>公園設置管理者である埼玉県と学校設置者である大宮市に過失があったとして損害賠償請求。 | 埼玉県には，崖下に転落することのないように，転落を防止するための手段を講ずべき，公園設置管理上の注意義務があったとして，設置管理に瑕疵があったとした。<br>引率の教員については、安全保護義務に違反した過失は認められないとした。 |

| 事故発生日 | 案件名 | 場所 | 事件番号 | 原告 | 被告 | 裁判所 | 起訴内容 | 判決 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和63年7月31日 | 清津峡歩道事故 | 上信越高原国立公園清津峡 | 平成元年<br>(ワ)333号 | 遺族 | 県、村 | 新潟地方裁判所 | 上信越高原国立公園清津峡内の歩道で断崖から落下してきた岩石が頭部にあたり死亡した事故。歩道は県が施設を設置し、村が管理を行っていた。管理者である県と村に管理瑕疵があったとして損害賠償請求。 | もともと渓谷にあり危険性のあった歩道を整備して多くの観光客が利用出来るように遊歩道化した場所であることから、落石事故について裁判所は村と県に対して重い管理責任を負わせた。 |
| 平成12年10月10日 | 城ヶ倉渓流歩道上において発生した落石事故に対する判決 | 十和田八幡平国立公園 | 平成18年(ワ)第50号 | A,B,C（死亡したDの妻、子供2人） | 県 | 青森地裁 | Dが十和田八幡平国立公園内の城ヶ倉渓流歩道を散策中、上方から落下してきた岩石の直撃を受け、半日後に死亡。被告に対し国家賠償法2条1項に基づく責任があるとして損害賠償を求めた。 | 県に国家賠償法２条の責任を認め、<br>Aに1292万4072円、B,Cに646万2036円の支払いを求める |
| 平成15年8月4日 | 奥入瀬渓流の遊歩道における観光客の負傷事故に対する判決 | 十和田八幡平国立公園 | 平成18年(ネ)第2, 721号<br>平成18年(ネ)第3, 529号 | A,B（被害者本人と内縁の夫） | 国、県 | 東京地裁平成18年４月７日判決<br>東京高裁平成19年１月17日判決<br>最高裁平成２１年２月５日判決 | 十和田八幡平国立公園特別保護地区内、「奥入瀬渓流石ヶ戸」地内の遊歩道付近で、Aが観光中に突然落下したブナの木の枝を直撃を受け、両下肢の機能を全廃する後遺障害を負った。<br>A,Bが国と県に対して①国家賠償法2条、②同法1条、③民法717条2項、④同法709条、以上①ないし④の責任原因を主張し、損害賠償を求めた。 | 県に国家賠償法２条の責任<br>国に民法７１７条２項の責任を認める<br>（控訴審）<br>国に民法７１７条２項の責任を認める<br>県と国の双方に安全点検が求められており、管理責任を認める<br>連帯してAに1億8974万4243円、Bに330万円の支払いを求める |
| 平成18年10月8日 | 尾瀬の木道でのブナ落木事故 | 尾瀬国立公園 | | Bの遺族 | 国、県 | 福島地裁会津若松支部判決平成21年３月23日 | 尾瀬沼見晴地内の木道を歩いていた時、木道へ落下してきたブナの枝がＢの頭部に直撃、Ｂは、頭蓋底骨折によりその場で死亡。<br>Ｂの遺族が、地元県および国に対し、<br>①国家賠償法２条１項の公の営造物の瑕疵に基づく責任<br>②同法１条１項の責任<br>③民法７１７条１項、２項に基づく土地工作物責任<br>④民法４１５条の安全配慮義務違反に基づく損害賠償<br>を求めて提訴 | １審で請求を棄却<br>周辺の竹木を公の営造物として認めなかった。<br>通常とは異なる悪天候の状態で発生した事故であることから、木道や周辺の竹木に本来有すべき安全性を欠いた状態であるとは言えないとした。 |

# 第４章　登山道の管理責任に関する課題整理

前章までの調査結果を踏まえると、全国には多くの事業執行者が不在の登山道が存在し、その要因の一つとして、登山事故などの管理責任を問われる懸念により自治体等が登山道管理に消極的になっている点が挙げられる。

そこで、登山道等の管理責任の観点から、登山道等の整備・管理についての検討課題を以下に示す。

**①歩道の特性を踏まえた管理区分の明確化と区分に応じた整備・管理**

・公の営造物に関する管理責任の判断においては「設置管理の瑕疵」が認められるかどうかであるが、この点について裁判事例では「諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断する」とされており、一般的に管理者責任を問われる条件・水準を明確に定めることはできない。

・「設置管理の瑕疵」とは「営造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態」とされる。歩道の「通常有すべき安全性」の水準判断には、利用実態（利用者数、利用者層、情報発信・誘客状況等）が重視される。この利用実態に応じて要求される事故防止措置をとったかどうかが「設置管理の瑕疵」の判断基準となる。

・そこで、歩道毎の特性と利用実態に応じて、安全性に十分配慮する「遊歩道」と、自己責任での利用を前提とした「登山道」とに区分し、区分に応じた管理責任を果たすことが重要である。

・「遊歩道」では転落、落枝、落石等に関する管理責任も認められる可能性が高いため、高い安全性を確保するための管理が必要となる。一方、「登山道」では自己責任の利用を原則とした管理を行うこととなるが、橋等の人工物の管理については遊歩道と同様に重要となる。なお、管理責任関する裁判例では、管理者側が「自己責任」と位置づけている歩道であっても、利用実態を鑑み遊歩道としての管理水準が求められている場合があり、管理者側の位置づけよりも利用の実態が重要と考えられる点に留意する必要がある。

・上記に対応する取組として以下等を検討することが重要と考えられる。

　＊公園計画での「登山道」「遊歩道」の位置づけ・区分の明確化

　＊「登山道」起点等における結界感の醸成・情報提供（ゲート設置等の物理的な対応、自己責任に関する情報提供等）

**②執行者不在登山道における管理者明確化**

・執行者不在の登山道においては以下のような問題の発生が挙げられている。

　＊管理不足により登山道等が荒廃する

　＊緊急的な対応が必要になった際に、役割分担の不明確さが速やかな対応の支障となる

　＊登山道の状況に関する正確な情報の集約・発信が不足する

　＊山岳団体、ボランティアが実質的な維持管理作業を担っている路線も多いが、国有林の場合などは借地を求められることが作業実施のハードルとなる

・上記の問題に対応するためには、条件の整った路線については地元自治体等が管理者として事

業執行の手続きを行い管理主体を明確にすることが重要である。登山道の管理は、管理責任が認められやすい人工物の整備に限らず、登山道等の情報の収集・発信、土地所有者との調整による山岳団体・ボランティア等の維持管理の推進なども含む行為であり、路線の特性に応じた管理を行うことが重要である。

・また、事業執行が進まない理由として、事業執行の必要性が不明確さ、事業執行への認識の不足等も指摘されており、事業執行手続きによる管理主体の明確化に向けては、事業執行のメリットの明確化など、以下の取組等への検討が重要と考えられる。

＜事業執行のメリット・インセンティブの付与＞

＊自然環境整備交付金による整備の推進

＊ボランティア活動等による登山道補修の推進

＜事業執行に関する理解醸成や支援の取組＞

＊事業執行や自然公園法に関する基礎的な情報を提供できる資料

＊訴訟リスクに関する知見をまとめた資料、管理責任に関する研修会等

・一部の公園において執行者不在登山道の維持管理の適正化に向けた調査・検討として、以下のような取組が進められている。事業執行の推進に際しては、単に執行を促すのみではなく、直轄事業の導入とセットで自治体にも執行を求めたり、事業執行のメリットを生かす手段として協力金導入を検討している地域もある。

○登山道に関する連絡会・協議会や満喫プロジェクトの会議体等における登山道に関する情報共有と、整備・管理の役割分担を含む協働型管理体制の検討

○公園計画の点検等を契機とした登山道の悉皆調査による現況把握と、その結果を踏まえた公園計画の適正化や優先執行路線の検討

**③管理責任に関する理解醸成**

・登山道の管理責任については「諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断する」とされており、個々の裁判の判断はケースバイケースで、一般的に管理者責任を問われない条件・水準を明確に定めることはできない。そのため、橋や階段等の人工物以外の箇所で発生する事故については管理者責任を問われる可能性は低いとの見解があっても、万一の際の責任問題を回避したいとの意向から事業執行が進まない状況も見受けられる。

・ただし、これまでの裁判例から裁判所の考え方を知ることが可能であるため、裁判所の考え方などを踏まえたうえで登山道の特性に応じた管理責任を果たしていくことが重要である。そのため、管理責任に関する知見等をまとめたツール等の作成・共有を図ることで、適正な管理を推進する。

**④登山利用のあり方に関する情報発信**

・登山利用については自己責任が原則であるが、その点が社会に浸透していない状況も見受けられる。裁判所の判断は、社会的に高度の安全性を要請するような国民の意識が強い場面では、それに応じたものとなる傾向がある。

・そのため、登山利用のあり方や、登山に内包する危険性について社会全体へと理解・浸透させていくための普及啓発の取組を様々なステージで実施していくことも重要となる。